

平成30年

島本町議会6月定例会議 会議録

平成30年 6月25日 開議

平成30年 6月27日 散会

平成30年 6月25日 (第1号)

平成30年 6月26日 (第2号)

平成30年 6月27日 (第3号)

島 本 町 議 会

平成30年島本町議会6月定例会議会議録目次

第 1 号 (6 月 2 5 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	7
・戸田議員	8
・福嶋議員	17
・岡田議員	28
・東田議員	35
・村上議員	40
・清水議員	46
・河野議員	55
・野村議員	68
・中田議員	78
○延会の宣告	93

第 2 号 (6 月 2 6 日)

○出席議員	97
○議事日程	99
○開議の宣告	101
○一般質問	101
・大久保議員	101
・塚田議員	109
・伊集院議員	116
○第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	127

「平成30年島本町議会6月定例会議 会議録」正誤表

令和4年6月14日

島本町議会

正誤箇所	(誤)	(正)
83ページ上から13行目	精算金	清算金
84ページ上から1行目		
84ページ上から3行目		
84ページ上から5行目		

○第 4 号報告	平成 29 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1 2 9
○第 5 号報告	平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1 3 0
○第 6 号報告	平成 29 年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	1 3 1
○第 45 号議案	動産の買入れについて（救助工作車）……………	1 4 2
○第 46 号議案	動産の買入れについて（高規格救急自動車）……………	1 4 4
○第 47 号議案	動産の買入れについて（高規格救急資器材等）……………	1 4 4
○第 48 号議案	動産の買入れについて（消防団車両）……………	1 4 6
○第 49 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について……………	1 5 0
○第 50 号議案	島本町税条例等の一部改正について……………	1 5 9
○第 51 号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 6 3
○第 52 号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 7 3
○延会の宣告……………		1 7 4

第 3 号（6 月 27 日）

○出席議員……………		1 7 7
○議事日程……………		1 7 8
○開議の宣告……………		1 7 9
○第 52 号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 7 9
○第 53 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について……………	1 8 6
○第 54 号議案	島本町介護保険条例の一部改正について……………	1 8 9
○第 55 号議案	島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	1 9 0
○第 56 号議案	平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）……………	1 9 3
○第 57 号議案	平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 3 6
○第 1 号意見書案	森林防災事業に関する意見書……………	2 3 8

○散会の宣告..... 2 3 9

※付議事件の議決結果..... 2 4 2

平成30年

島本町議会6月定例会議会議録

第1号

平成30年6月25日(月)

島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 平成 3 0 年 6 月 2 5 日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	小 田 哲 史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第1号

平成30年6月25日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 行政報告

日程第4 一般質問

- 戸田議員 1. 第2幼稚園の閉園と認定こども園
～大切なのは保育理念の継承です～
2. 土砂災害埋立て等の規制に関する条例
～災害発生防止と生活環境保全～
3. 史料(古文書等)の整理と管理
～家々の大切な史料の寄贈を受けて～
- 福嶋議員 1. 大沢地域の過疎地対策及び活性化施策・地域の将来に
ついて
2. 内部統制・再発防止について
3. 島本町業務継続計画について
- 岡田議員 1. 高槻市との消防行政一元化について
2. 島本町立キャンプ場の廃止と利活用について
- 東田議員 開発行為及び建築物建設時における周辺の交通安全対策等
のとりくみについて
- 村上議員 1. 水無瀬駅周辺地域の活性化について
2. スポーツ施設の充実について(町立体育館の建て替
え)
3. 今後の若山台調整池の利用について(残土について)
- 清水議員 1. 若山台調整池について
2. 町立体育館について
- 河野議員 1. 島本町初の認定子ども園整備―島本の教育・保育の
質・水準の維持を求める
2. 都市計画マスタープランから不要不急の開発表記は削
除を
3. 第6次行財政改革「広域行政」「財政問題」は住民と課
題の共有を
4. 大阪府に対し「カジノ」より森林河川整備・災害・防

犯対策を求めよう

野村議員 ～水が生きる島本町～自然資源の活用について

- 中田議員
1. 生物多様性について
 2. 島本駅西地区について
 3. 島本町の就学前の子育て環境について、これまでの総括・検証及び今後のあり方を検討する場を

- 大久保議員
1. 島本町における日本人拉致問題に関する取り組みについて
 2. 保険料仮算定決定通知書の紛失について

塚田議員 子どもの放課後の居場所づくりについて

- 伊集院議員
1. 新教育基本法と教科書採択について
 2. 島本町の将来見通しについて

日程第5 第3号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 第4号報告 平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 第5号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8 第6号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第9 第45号議案 動産の買入れについて（救助工作車）

日程第10 第46号議案 動産の買入れについて（高規格救急自動車）

第47号議案 動産の買入れについて（高規格救急資器材等）

日程第11 第48号議案 動産の買入れについて（消防団車両）

日程第12 第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第13 第50号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第14 第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第17 第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

- 日程第18 第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について
- 日程第19 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成30年島本町議会6月定例会議を開きます。

まず、議案に入る前にですが、先日の地震におきましては、総務部長はじめ大勢の職員の皆さんに対応いただき、大変ご苦勞さまでございました。また報道等でもご承知のとおり、地震の被害による死傷者がおられます。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方にお見舞い申し上げる次第でございます。自然災害は、いつ起きるとも限りません。引き続き住民の安全・安心を第一に、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から6月27日までの3日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 清水議員及び7番 岡田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の村上議員から、組合議会の結果報告があります。

村上議員 (登壇) 皆さん、おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成30年3月26日午後2時30分から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会の定例会議が開催されました。

最初に役員改選が行われ、議長に高槻市選出の宮田俊治氏、副議長に西淀川区選出の土井笑美子氏が当選されました。また常任委員が選出され、監査委員及び公平委員会委員の選出については、すべて原案どおり同意されました。

次に、職員の給与や退職手当に関する条例改正案など4件について、それぞれ審議を行い、原案どおり可決されました。

その後、平成29年度一般会計(補正予算)について、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に、平成30年度の一般会計予算(歳入歳出総額1億1,882万5千円)について、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

以上が定例会の概要で、引き続き4月26日午後2時30分から開催されました臨時議会

についてであります。まず副管理者の専任については、原案どおり同意されました。

次に、監査委員の選出について、原案どおり同意されました。

最後に、「水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」について審議を行い、原案どおり可決されました。

なお、内容の詳細につきましては議会事務局に資料を保管しておりますので、これをご高覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

山田町長（登壇） それでは、去る6月18日に発生した地震の対応等につきまして、行政報告をさせていただきます。

6月18日午前7時58分頃に発生した、大阪北部を震源とする地震はマグニチュード5.9で、高槻市等において最大震度6弱を観測し、本町におきましても震度5強を観測いたしました。

この地震によりまして、現時点で5名がお亡くなりになるとともに、300名を超える方々が負傷されております。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷された皆様方には心からお見舞いを申し上げます。また、被災されました皆様方の一日も早い復興をお祈りいたしますとともに、本町といたしましても支援に注力してまいりたいと考えております。

それでは、地震発生時からの本町の対応状況等につきまして、ご報告申し上げます。

まず、本町の危機管理体制につきましては、速やかに災害対策本部を立ち上げ対応にあたりましたが、多くの職員が出勤に支障を来し、参集に時間を要しました。しかしながら、幸いにして本町におきましては甚大な被害は発生しなかったため、課題はあったものの、大きな混乱もなく災害対応ができたものと考えております。

次に、対応状況についてでございますが、すでにホームページなどでお知らせしているとおりでございますが、小・中学校等におきましては、地震発生日及び翌日19日は全小・中学校等において臨時休校とし、目視による施設の安全点検を実施し、一部の学校においてガラスの破損やひび割れ等がありましたが、大きな損傷は見られず、使用に問題なしと判断し、20日から通常どおりの授業を開始いたしております。

あわせて、コンクリートブロック塀等についても目視による安全点検を実施いたしましたところ、一部の学校において破損はありましたが、施設使用に影響のあるものではなく、また「建築基準法」に違反するものではありませんでした。ガラスの破損等につきましては、可能な限り早期に対応を行ってまいります。

避難行動要支援者の皆様方には、民生委員・児童委員等のご協力により、6月19日午後3時半頃には、対象者653人すべての安否の確認を完了したところでございます。

避難所におきましては、JRの新快速など3種の列車が町域内に緊急停車したことにより、多くの帰宅困難者が発生し、その支援のため、ふれあいセンター、第一幼稚園及び第一中学校に一時避難いただくための対応をいたしました。

なお、帰宅困難者が鉄道駅付近で長時間にわたり列車運行の再開を待たれていた際には、近隣の住民の方々が支援にあたられたと聞いております。そうした行動に感謝するとともに、敬意を表する次第でございます。

次に、水道水の濁りについてでございます。今回の地震の発生とともに、若山台一丁目地内に位置する低区配水池内に配置しております緊急遮断弁が作動いたしました。その後、施設の安全点検を実施し、早急に配水を開始いたしましたが、配水管内の流速の急激な変化や、配水管への空気の混入等によりまして、町内各所において水道水の濁りや白濁が発生いたしましたことから、洗管作業を行い、その解消に努めたところでございます。また大阪広域企業団水については、濁りの発生によりまして、地震の発生直後に受水を停止し、19日の午後1時頃に受水を再開したところでございます。

今回の地震により、水道施設や下水道施設への大きな被害は特に発生いたしておりませんが、引き続き施設の更新や耐震化及び適切な維持管理に努めてまいります。

次に、公共施設につきましては、大部分の施設は地震発生翌日には開設いたしておりますが、一部耐震化が未実施の施設等におきまして、専門家による外観調査を中心とした建築物の応急危険度判定を実施し、安全性を確認したところでございます。

なお、町立図書館及び町立やまぶき園につきましては、被害の状況等から、現在、施設を閉鎖し、修繕または詳細な安全確認等を進めているところでございます。利用者の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、今しばらくお持ちいただきますよう、お願いいたします。

また、戸建て住宅等につきましては、本日6月25日から、応急危険度判定を開始いたしております。

以上、本日時点での対応状況等について、ご報告させていただきましたが、今後とも議会及び住民の皆様に対しましては、広報誌またはホームページ等を通じまして、情報提供に努めてまいります。

結びになりますが、今回の地震を教訓に、さらに防災・減災施設の充実に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

川嶋議長 以上で、行政報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、戸田議員、福嶋議員、岡田議員、東田議員、村上議員、清水議員、河野議員、野村議員、中田議員、大久保議員、塚田議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ） おはようございます。大阪府北部地震、これの災害対応に従事された職員の皆様、尽力いただいた関係者の皆様にお礼申し上げます。1週間が経ち、基礎自治体の課題がこれから明らかになってきますが、議決責任の重さを改めて痛感し、心して質問に臨みたいと思います。

平成30年6月定例議会、戸田の一般質問です。

一つ目「第二幼稚園の閉園と認定こども園 ～ 大切なのは保育理念の継承です ～」

第二幼稚園の跡地に認定こども園を開設するため、民間事業者を募集するのであれば、島本町として、どのような認定こども園を作りたいのかという理念を明確にし、保育理念に関わるハードルは決して下げないという覚悟を示していただきたい。第二幼稚園の閉園に加えて、第四保育所の休園期間を視野に入れての施設整備であることから、引き続き公的機能を果たしていただくための条件を明確にしていきたい。

よって、次のような内容を募集要項に明記することを求め、その見解を問います。

①つ目．公立と同様に安定的な事業の継続性の担保を図る必要があり、土地の賃借料については無償とすることを求めます。第一保育所を廃止した際の山崎保育園の整備や、やまぶき園の民営事業者募集に近いものと考えられるからです。見解を求めます。

②つ目．事業者が決定した段階で、保護者、事業者、町の幼稚園教諭と保育士による第三者懇談会を設置し、開園に向けて運営に関する内容を協議できるようにすること。開所後も一定期間実施し、認定こども園の運営状況について確認していく必要があると考えます。

③つ目．障害児保育につき、20人定員を拡充する必要があります。障害児保育の経験を有し、障害児を受け入れて集団生活での保育を実施、幼稚園利用での障害児保育も行い、町と連携して研究に協力・貢献していただける事業者の参入を望みます。見解を問います。

④つ目．園庭開放や育児相談など、地域に開かれた社会資源として、保育所・幼稚園が有する専門的機能を地域の子どもと子育て家庭に提供する地域支援事業の実施を求めてください。

⑤つ目．定員数200人からして、看護師の設置が必須です。条件に入れるべきではないでしょうか。

⑥つ目．最後になります。町立幼稚園・保育所で雇用していた臨時職員が就労を希望される場合は、可能な限り雇用すること。そして第四保育所に通う幼児・児童への影響を考慮した引き継ぎ保育を行うことを、募集要項に明記する必要があると考えます。さ

もなくば、大混乱を招くと思われるからです。

ご答弁をお願いいたします。

教育子ども部長 おはようございます。それでは戸田議員の一般質問のうち、(I)点目の「第二幼稚園の閉園と認定こども園」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「事業者に対しての土地の賃借料について」でございます。

第二幼稚園の閉園後の跡地において、民間活力を活用し、認定こども園を整備していくことは、すでに施政方針でもお示ししておいででございます。当該町有地の借地料につきましては、本町のこれまでの他の民間施設に対する対応とともに、先進自治体、近隣自治体の最近の対応状況を参考に、現在、検討しているところでございます。また、第二幼稚園は公共下水道が接続されていないことから、老朽化した合併浄化槽の再整備が必要であり、相当の費用も要すると聞き及んでおりますことから、こうした諸条件も十分踏まえたうえで、最終的な判断を行う予定でございます。

次に、②の「三者懇談会の設置について」でございます。

これまで公で培ってきた保育施設について、民間活力を活用した施設へと整備を進めるには、現在在籍する児童の環境の変化を最小限にとどめる配慮として、開園前後にご指摘の懇談会を設置し、対策を講じる自治体があることは認識いたしております。今回の認定こども園の設置において、懇談会といった組織を設けるかは現時点では未定でございますが、横の連携の観点から、事業者と町の幼稚園教諭や保育士が意見交換をする機会を設けていくべきであると考えております。

次に、③の「障害児保育の実施について」でございます。

障害児保育・支援教育については重要性が高まっており、施設整備と連動して、受け入れ定員の拡充を図る必要が生じているものと考えております。本町においては療育施設を町域に持たないことから、保育所が障害児保育において大きな役割を果たしており、それが保育士一人ひとりのスキルの向上に繋がっていることは言うまでもございません。平成26年4月から町立幼稚園と町立保育所は教育委員会において同一部局となったことから、支援教育にかかる研究会を双方で運営し、町立幼稚園でも「キッズサポート」として、発達に課題のある児童の受け入れを行っております。保育所では、子ども・子育て支援新制度において、保育を必要としない場合は障害児保育を提供できなくなったことから、町立幼稚園と同様に、保育を必要としない児童に対する支援の場として、認定こども園での展開を要請してまいりたいと考えております。

次に、④の「地域支援事業の実施を事業者に求めることについて」でございます。

地域子育て支援事業につきましては、認定こども園は、制度上、子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育て支援の機能を果たすことが求められていることから、実施について募集要項に言及する予定でございます。

次に、⑤の「看護師の設置について」でございます。

現時点では制度上、看護師の設置は規定されておらず、募集時の条件の是非について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、⑥の「臨時職員の雇用引継ぎについて」でございます。

町立幼稚園及び保育所において現在雇用している臨時職員について、整備事業者への受け入れは、現時点では未定でございます。また、開園前及び閉園後も保育所児童の一時受け入れが円滑に進むよう、町立保育所の保育士や本庁職員との連携についても、検討が必要であると認識いたしております。

いずれにいたしましても、本町として初めて整備される認定こども園でございますので、本町として、これまで大切に培われてまいりました保育内容を可能な限り反映した募集要項としたいと考えておりますが、すべてを反映し整備運営事業者を募集することで、応募いただけないような事態が生じないよう、その点を十分踏まえながら、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ⑥点のうち、ここで3点、障害児保育、それから看護師の配置、引き継ぎ保育について、再質問いたします。

障害児保育の実施につき、第一幼稚園同様、「1号認定の子どもに対する支援の場として展開を要請してまいりたい」とのご答弁、それはすなわち募集要項に明記する、という理解でよろしいですか。

看護師の配置については、制度上規定されていないからこそ、募集要項に書いておくべきではないでしょうか。200人という大規模認定こども園ですから、看護師を置かないという選択は受け入れがたいものです。

第四保育所の耐震化はまさしく町の責務であり、例えば一時的にプレハブ等の建築で対応するにせよ、当初の計画のように第三小学校内に新設するにせよ、それに伴う経費は人件費も含めて本来的には島本町が責任を持つべきものです。公募による民間保育所開設に伴う今回のケースでは、引き継ぎのための保育士配置に町が一定の人件費を負担する覚悟があって良い、そのように思います。そういう責任が町にあるはずと思います。

以上は、すべて子どもの立場から、さらには将来にわたる島本町の未就学児保育の質の担保の重要性から述べている主張でありまして、競争原理が働く公募に重要な視点として申し上げます。町の見解を、今一度、お示してください。

教育こども部長 まず、「障害児保育の実施を応募要項に明記するのか」という点につきましては、明確に記入してまいりたいと考えております。

2点目の「看護師の配置について」でございますが、制度上、必須ではないことから、今後、募集要項を作成する中で引き続き検討してまいりたいと考えております。

3点目の、「町の保育士を派遣するとした場合の人件費等について町で負担すべき」との点についてでございますが、町の保育士を派遣するかどうか、また人件費等負担す

るかどうかのいずれについても、今後の検討課題であると認識いたしておりますので、現時点では未定でございます。ご理解賜りたいと思います。

戸田議員 ここで改めて答弁を求めることはしませんが、前向きな検討を望みます。

公立が担ってきた保育環境を担保できる応募要項にしたいができないという姿勢ではなく、どうすれば良いかを考えていかなければなりません。私が「認定こども園は公立が望ましい」と述べる根拠は、認定こども園が内閣府によって管轄され、保育の義務が市町村に課せられている保育所等とは異なる体系で運営され、公立にするか私立にするかで、将来的に町の関与が大きく異なるからです。これはすでに、去年、12月の一般質問で述べました。

加えて、ここで数点、公立を主張する根拠を述べ、土地の無償提供を主張する理由といたします。

1点目。指導する立場の島本町が、実践的に運営を知っておかなければならない。その意味で、万一応募がなければ、そのときは公立でやるというぐらいの覚悟を持って要項が作られるべきです。二つ目。公立の幼保との横の連携、小学校との縦の連携により、公的な眼差しで島本町の子ども様子を把握して、教育行政に活かしていくことの重要性です。その意味で、小学校区に幼保どちらか、公立施設があることが望ましい。加えて、正規雇用の保育士と幼稚園教諭が共同で現場での実践と研究を重ねながら、島本町の未就学児の保育・教育を認定こども園として構築・継承していくことの重要性です。3点目。地域の防災拠点、災害時の避難所の視点からの重要性です。民間にすることで、当該エリアから二幼という指定避難所が一つ消えることになる。当該地の園庭・園舎が公的機能を果たせることが極めて重要と考えているからこそ、公立であるのが望ましいと申し上げます。

こういった公的機能を最大限引き継いでいただくことが極めて重要。そのためには、土地を無償貸与するのが妥当な判断と考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

教育こども部長 土地の無償貸与についてですが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、第二幼稚園は公共下水道が接続されていないことから、老朽化した合併浄化槽の再整備が必要であり、それらの諸条件も十分踏まえたうえで、最終的な判断を行う予定でございます。

いずれにいたしましても、本町で初めて整備する認定こども園でございますので、本町がこれまで大切にしていまいりました保育内容を十分理解したうえで、たくさんの事業者に応募いただきたいと思っております。応募いただけないような事態が生じないようにするためにも、募集要項の内容については慎重に決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 土地の無償化をここで主張することが、決して無理筋ではない根拠を述べさせ

ていただきます。3点、あります。

1点目、第一保育所と山崎保育園の事実上の統合という歴史的経緯により、現在の山崎保育園は町有地を無償で貸与しております。地域の子育て支援事業を担っていただいております。障害者福祉施設のやまぶき園の場合は、町有地を、このふれあいセンター内で、無償で提供しています。2点目、認定こども園は企業・NPOの算入が認められていません。内部留保の賛否は別にして、財源の留保が批判されている社会福祉法人などは、企業と比べて財政力が極めて乏しいと言えます。年間数百万円にも及ぶ土地賃借料を払いながら、福祉的補助金を現場にのみ還元するのは、おそらく厳しいはずです。3点目、既存の私立保育園との公平性について考える必要は、一定否定はしません。しかし、高浜学園は公募ではなく、土地を自ら準備すると手をあげての算入でした。そうしてできた民間保育園の条件と同様にして、90人規模の保育所を応募したのも一定理解しております。しかし、このときも結果として企業1社のみの応募になっております。企業と学校・福祉法人の財政上の仕組みや財政力の差が影響したのではないかと私は思っております。保育所は企業の参入が求められていますが、認定こども園は企業・NPOの算入が認められていません。土地の賃借料を規制するために有償にすると、応募がないという自体を招くと考えられるのです。

以上のようなことから、町としての要望を可能な限り反映したい、しかし、応募いただけないような事態が発生してはいけないというのではなく、町が望ましいと考える保育・教育の姿を追求、理念を掲げなければなりません。数百万円かかるかと思われる合併浄化槽の整備も、応募する側にとっては切実なものと思われ、総合的に考えて、土地の無償貸与を募集要項に明記することは決して無理筋ではありません。保育の質は下げないという覚悟を、募集要項の内容でお示しいただきたい。

この点は、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長 町内の障害者福祉施設等についても、町有地を無償で利用いただいている場合や家賃補助をしている場合もございますけれども、一律に同様の対応をしているのではなく、事業の内容に応じて個々に判断をしているものでございます。

今回の認定こども園を整備するにあたりましては、先ほども部長のほうから答弁いたしましたとおり、第二幼稚園は公共下水道が接続されていないために、老朽化した合併浄化槽の再整備が必要であること、また土地の借用についても法人にとって軽くはない財政負担となることから、それらの諸条件も十分踏まえたうえで、最終的な判断を行う予定でございます。

以上でございます。

戸田議員 公設公営か民設民営か、施設整備と運営費にかかる経費を理由に民間にゆだね、その費用負担を民間に強いるのでは島本町の保育の質の担保は厳しい。公立幼稚園を一つ廃止するということの重みが伝わる募集要項、競争原理が働く公募の必要性を強く主

張しておきます。

以上、通告に従っての質問となりましたが、第二幼稚園・第四保育所の耐震化の課題については、18日早朝の大阪府北部地震を実際に経験した今、さらに緊急性が増したと言えます。現状把握と今後の課題整理を早急に行い、計画の抜本的な見直し等も含め、子ども達の安全・安心、現場の安全第一で考えていかなければならないと申し上げまして、Ⅱ点目の質問に移ります。

「土砂埋立て等の規制に関する条例 ～ 災害発生防止と生活環境保全 ～」

前の2月定例会にて、「島本町土砂埋立て等の規制に関する条例」を全員賛成で可決、同条例は来る7月1日より施行されます。

3月中旬より、私は町域内東大寺地区での土砂の搬入と堆積行為が行われている場所を積極的に目視してまいりました。堆積量が急激に増えた印象、山一つ出現してしまったような状況になっています。よって、条例の目的である災害発生防止と生活環境保全の視点から、3点に絞って質問いたします。

近年、頻繁に見られるようになったゲリラ豪雨や大型台風の上陸という悪条件が重なった場合——また、それに、このたびのような大きな地震が発生する場合も考えられます——大規模な土砂の崩落が発生するのではないかと心配でなりません。大阪府あるいは島本町は、土砂の積み上げの高さ、斜面の角度、面積の状況などをどのように把握しているのでしょうか。

都市創造部長 次に、Ⅱ点目の「土砂埋立て等の規制に関する条例」のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「大字東大寺地内における事業所の土砂埋立て等の状況把握について」でございますが、当該事業所につきましては、これまで「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」に基づき、大阪府による立ち入り調査及び指導が行われており、本町も同行等により協力しているところでございます。

また、「土砂埋立て等の状況」でございますが、大阪府において高さは把握しておられませんが、斜面の角度・面積については、事業者への聞き取りや立ち入り調査の結果等により一定把握されており、本町も情報の提供を受けております。

戸田議員 このたびの地震や、その後の雨の影響などで、小規模な土砂崩れが一部発生しているというようなことはありませんか。

都市創造部長 6月18日に発生いたしました大阪府北部地震や、その後の雨による当該事業所への影響でございますが、小規模な土砂崩れは発生していないものと認識いたしております。

戸田議員 埋立てや堆積などの行為に対する許可の面積条件を、府条例は3千平米以上、町条例は500平米以上としており、府と町の連携が重要な課題となります。そもそも、この件につき府条例の面積要件を超えているか否か、誰が、どのように判断しているの

ですか。

都市創造部長 続きまして、②点目の「大阪府条例の面積要件を超えているか否か及びその判断について」でございます。

土砂埋立て等の状況把握等につきましては、議員ご指摘のとおり、大阪府及び町の連携が重要であると認識いたしております。

なお、大阪府におかれましては、これまでの調査結果をもとに、当該事業者が大阪府条例の許可が必要な面積要件を超過している、と判断されております。

戸田議員 当該事業者は、大阪府の許可を得て事業を行われているのでしょうか。

都市創造部長 当該事業者の大阪府条例の許可の状況につきましては、現在、許可を受けていない状況でございます。

戸田議員 ご答弁によると、府条例に反しているということになるかと思えます。隣接する水無瀬川の水質保全と生物多様性の問題でもあります。

府の許可を得て土砂の堆積が行われる場合には、規則の定めるところにより土砂の発生場所、汚染のおそれがないこと等が確認できると思えますが、許可申請がされていない場合は、搬入される土砂について、その由来を知ることはできないではありませんか。

都市創造部長 最後に、③点目の「搬入土砂の発生場所等の把握について」でございます。

議員ご指摘のとおり、大阪府の許可を受け土砂を搬入しようとする際は、事業者が、土砂の発生場所及び汚染の恐れがないことを確認することが大阪府条例で定められております。しかし、今回の事案につきましては大阪府への許可申請がなされていないため、大阪府においても、土砂の発生場所等を把握していない状況であったと聞き及んでおります。

戸田議員 6月、当該地周辺の水無瀬川には蛍が飛び交い、多くの方が夕涼みに出られていました。万が一、大量の土砂が流出した場合、生態系に多大な影響を及ぼします。土砂が崩れなくても、土砂を通過した雨水が水無瀬川に流れ出て、水質の良さを誇ってきたはずの水無瀬川に望ましくない変化が起こるのは明らかです。隣接する道路はまた、二幼の園バスが尺代の小学生を乗せて行き来しています。心配は尽きません。引き続き、府と連携して適切な指導にあたってください。

Ⅲ点目の質問に移ります。「史料（古文書）等の整理と管理 ～ 家々の大切な史料の寄贈を受けて～」

「公文書館法」は、公文書館の設置目的・あり方についての基本理念を示しています。公文書等の保存・利用に関して適切な措置を講ずる責務が、島本町にあります。しかしながら、その収集・整理・保存・利用に供するすべての段階において、課題が山積しています。

今回、島本町に永久保存と調査研究・活用の義務が課せられる、寄贈を受けた古文書

に絞って質問します。

①点目。有形文化財・松田家文書や藤井家文書の受贈について、受け入れ後、どのような作業を行いましたか。燻蒸作業や寄贈の経過記録も重要です。答弁をお願いします。

教育こども部長 続きまして、Ⅲ点目の「史料の整理と管理」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「古文書の受贈と、受け入れ後の作業について」でございます。

寄贈いただいた古文書につきましては、その後、歴史文化資料館内の冷暗所において保管しており、順次、翻刻作業を進めているところでございます。また、大山崎町歴史資料館にご協力をいただき燻蒸作業を行うなど、保存状態の維持に努めているところでございます。

寄贈いただいた古文書は、本町の歴史を語るうえで大変貴重な文化財であり、これらを次世代に継承して行く責任があるとの認識から、寄贈にかかる記録及びその後の保存や調査等作業にかかる記録の継承を含めまして、今後も、適切な保存と活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 大山崎町歴史資料館での燻蒸作業に頼っている、ということでした。松田家も藤井家も離宮八幡宮の社家であられたこともあり、大山崎町に寄贈されるという選択肢もあった中、島本町に貴重な文書を託してくださった。受諾した島本町の責任は大変重いものです。

また、言うまでもなく、広く日本人の暮らしを物語る、かけがえのない日本の史料です。維持・保存・修理には学芸員による高度な専門知識と作業が求められます。しかし、収集・整理調査・利用の3機能を並行的に行える施設環境があつてこそ、その専門性が活かされるのではありませんか。湿度・温度の管理ができる書庫や展示室はもちろん、燻蒸消毒室、写真撮影室、整理や調査研究のための執務室、閲覧室と、実に多くの機能が本来的には必要なではありませんか。答弁をお願いします。

教育こども部長 次に、②の「収集・整理調査・利用の3機能を並行的に行える施設環境整備の必要性について」でございます。

本町における文化財保護と展示につきましては、歴史文化資料館を拠点として行っているところでございます。展示室はもちろんのこと、作業室及び収蔵庫につきましても、本来、十分なスペースと適切な温湿度管理機能を備えているべきものでございますが、同館は当初から資料館として建設されたものではなく、旧来の建築物を資料館として活用するに至った関係上、これらの機能がなく、何らかの対応を検討する必要があるものと考えております。

現時点におきましては、現有施設において可能な範囲で最大限の配慮を行い、各種収蔵品の適正管理に努めておりますが、古文書をはじめ絵画等を含む紙製品や金属製品、

木製品など、これらの文化財を適切に保存し、調査・研究を進め、その成果を公開するためには、厳正な施設環境を維持する必要があるとともに、様々な専門的機能が求められているところでございます。

いずれにいたしましても、本町の文化財保護行政の今後の展開に関わる大きな課題であると認識いたしておりますことから、引き続き施設環境の改善に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 そうであれば、庁舎建て替えの際、新築される際、複合的に資料館機能を併設することはできないでしょうか。西浦門前遺跡との関連性、連続性もあり、後鳥羽上皇にゆかりの国宝の現物・複製を展示するにもふさわしい場所です。単独で別途建設することが可能ならばともかく、ほかに適切な町有地も思い当たらない中、庁舎に併設する機会を逃すことなく、適切な施設整備を行うべきではないでしょうか。

文化施策の充実は、本町の都市ブランド力強化に多大な貢献をすると確信しています。見解を問います。

総務部長 それでは、③の「庁舎建替えの際の資料館機能の併設」について、ご答弁を申し上げます。

本年4月に策定した「島本町役場庁舎耐震化方針」には、現役場庁舎敷地内を建設予定地とし、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様で、免震構造ではなく耐震構造を採用するなど、できる限り総事業費を抑制すること、また将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるよう、できる限り他の用途にも転用可能な建物仕様とすることなどをお示しさせていただいたところでございます。

本議会に提出させていただいております一般会計補正予算（第1号）におきまして、新庁舎建設にかかる基本計画策定に向けた予算を計上させていただいておりますが、ご可決を賜りましたら、前に述べました「島本町役場庁舎耐震化方針」に基づき、議会、住民の皆さん及び庁内各部局などの意見を聞きながら、新庁舎の規模や機能、内容、付加すべき機能などについて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 「新庁舎建設基本計画」については、補正予算で詳しく質疑したいと思っております。地震の後、考え方の大きな変化が求められていると私は思いますが、ここでは、それは補正予算にゆだねるとして、通告の質問に戻ります。

最後のまとめになります。家々の大切な史料を寄贈していただくにふさわしい環境整備は、喫緊の課題です。歴史文化資料館は、風情はあるが、文化財の保存・展示には無理があります。耐震化もできていない。改善するならば、今です。文化財保護は必要不可欠な機能の一つと、私は考えます。新庁舎を複合的施設として、文化財保護行政の発展に努めることの必要性を訴えまして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） それでは通告に基づき、福嶋保雄の一般質問を行います。

一つ目の質問．“大沢地域の過疎地対策及び活性化施策・地域の将来”について、ご質問させていただきます。

島本町は、明治 22 年に人口が 869 人の広瀬村、379 人の山崎村、263 人の東大寺村、418 人の桜井村、237 人の高浜村、352 人の尺代村、103 人の大沢村の七つの村が、人口 2,621 人の島本村となり、昭和 15 年には人口 6,056 人の島本町になりました。昭和 14 年、阪急桜井の駅（現水無瀬駅）の開設をきっかけとした地域の開発とともに、島本町の人口は徐々に増加し、特に昭和 35 年から昭和 60 年の間には、9,173 人から 2 万 9,549 人と、3 倍以上に人口が急増いたしました。

こういう状況の中、当時は今よりも道路事情も良くなく、中心から比較的遠い大沢とを繋ぐ施策として、昭和 32 年 5 月、小学校と大沢間にスクールバスを出していただき、高槻市立磐手小学校川久保分校に通っていた小学校生徒が、現島本町立第一小学校に通えるようにする。昭和 41 年・町営大沢キャンプ場開場、昭和 52 年・大沢のスギが府の天然記念物に指定される。平成 8 年・おおさか環状自然歩道の設置など、公共交通が不便であり、その後、なくなった地域への施策を行われるとともに、地域の特性や歴史を活かし、その地域の特徴を知ってもらう・感じてもらうための、多くの過疎地施策が行われておりました。

このような施策により、ある程度、地域間交流などはありましたが、人口が増加するほどのインパクトもなく、昭和 35 年・16 世帯 68 名、昭和 40 年・13 世帯 59 名、昭和 45 年・10 世帯 48 名と、世帯減少ながら、何とか 1 世帯 4 名～5 名おられた状況がありました。それ以降、小学生がいなくなった時点でスクールバスもなくなったことで、学校への通学を考慮する若い世帯は流入を躊躇する状況となりました。

諸般の状況の中、その後、人口は 10 年当たり 10 名弱、毎年、約 2% ずつ減少し、現在では 7 世帯 11 名、65 歳以上人口割合・高齢化率は 90.9%、75 歳以上人口割合は 72.7% となっています。

こういう状況の中、質問でございます。先ほど、過去実施いただいた比較的昔の大きな施策を取り上げましたが、現在を含め、大沢活性化・魅力発信など、どのように島本町が取り組んで来られたのか、お教えてください。そして、その行われた施策の目的と成果、認識されている現状の課題について、お教えてください。

総合政策部長 それでは、福嶋議員の一般質問の 1 点目の 1) から 2)、「大沢の活性化・魅力発信の取り組みや課題等」について、ご答弁申し上げます。

大沢地区の生活基盤の維持や福祉の増進に向け、町では、大沢地区特設水道の運営、

町道及び河川の維持補修など、インフラの維持・整備を継続的に行ってきました。保健福祉分野では、高齢化の進んだ同地区においてホームヘルプサービスや通所サービス、配食サービスが利用できるよう事業所との調整等を行っているほか、社会福祉協議会による高齢者対象の「いきいきサロン」の実施、町保健師の訪問による健康相談等を行い、必要なサービスや支援が受けられる環境整備に努めてきたところでございます。さらに、公共施設や医療機関等への外出支援を行うため、平成 25 年度から大沢地区乗合タクシー配車サービス事業を実施しております。

また、広大な森林を有する大沢地区の環境保全や林業支援、土砂災害の防止等を図るため、企業と連携した「サントリー天然水の森」の取り組みにより、間伐や作業道の整備、植生保護柵の設置など森林整備を進めております。

選挙に関しましては、平成 23 年度から、大沢集会所での半日間の期日前投票を実施し、利便性の向上を図っております。

大沢の「魅力発信」につきましては、大沢地域にある魅力的な資源といたしまして、樹齢 800 年といわれ、神秘的な魅力を持つ「大沢のスギ」をはじめ「シイタケ栽培」など、自然を活かしたものがあげられます。町では、PRパンフレット『しまもとMAP』や、町広報番組・しまもとプラザ、町ホームページ等において、これまで大沢の魅力の紹介を行ってきました。本年 5 月の町広報番組の特集においても、「新緑の島本町に出かけよう！～山田町長のおすすすめスポット～」と題して、町長がキャスターと共に大沢の集落を訪れ、「シイタケ作り」や「大沢のスギ」の紹介を行い、その魅力を発信したところです。なお、「シイタケ」については、やさい朝市や農林業祭でも販売しており、大沢産の農産物のPRに繋がっているものと考えております。

本町といたしましても、自然が多く残る大沢地域の魅力について、今後も情報発信に努めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの取り組みにつきましては、生活支援、交通の利便性の向上、魅力発信の面で一定の成果をあげているものと考えておりますが、今後の課題につきましては、先日実施したタウミーティングで大沢の住民の皆様と意見交換した中では、外出支援・交通対策に関するニーズが高く、町といたしましても、高齢化の進行する同地区の皆様の生活をサポートするうえで、通院や公共施設への外出手段の確保が重要な課題であると、改めて認識したところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 認識を改めていただき、ありがとうございます。

先ほども申し上げてましたように、大沢の人口減少状況は「過疎地域自立促進特別措置法」の人口要件に該当する状況であること、よくご存じだと思います。そのことから、法の考えに準じた交通・地域間交流の整備、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、地域文化の振興など、過疎地対策の迅速かつ体系的な推進が必要と考えます

が、島本町のお考え、いかがでしょうか。

総合政策部長 続きまして、3) 点目の「過疎地対策の推進について」でございます。

本町につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」及び同法に基づく支援制度の対象とはなっておりませんが、同法に基づく取り組み事例や、その他の山間地の振興・支援策等を参考として、地域住民の皆様のニーズを伺いながら、今後の大沢地区の生活支援や利便性の向上等に向けた施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 「大沢地区の生活支援や利便性の向上等に向けた施策」のご検討いただくのご答弁、ありがとうございます。

ご答弁にありましたように、当該大沢地域は島本町の一地域であり、支援制度の対象とはなっておりません。しかしながら、ご存じのように過疎地対策は農山漁村地域から都市地域に向けての大きな人口移動により、地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障を来すような過疎問題の発生により、現在、国では4次にわたる法制定が行われてきております。

直近の平成12年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」の現在の要件、昭和45年から平成27年の45年間の人口減少率が32%以上に対し、今の大沢は68%の減少となっております。なお、尺代も人口減少率が49%、ほぼ半減という状況になっており、現在の人口要件に該当する地域に追加されております。

こういう状況ですので、まず大沢について、ぜひとも早急な施策の実施に繋がるよう、ご尽力をお願いしたいと思います。

引き続き、1点目の四つ目の質問でございます。

先ほどは生活支援や利便性の向上等に向けた施策についてのご答弁をいただきましたが、過疎地対策としては、人の誘導・活性化も求められ、それを行うためには、ほかの地域では味わえない、その地域でのみ感じられる魅力が求められます。先ほどのご答弁にもありましたが、大沢にはおおさか環状遊歩道や府の天然記念物など、自然や歴史があり、また閉鎖予定のキャンプ場跡地やゴルフ場施設など、近隣他自治体の持たない魅力的なものが多くございます。そして大沢には、現在では道路事情が良くなったことから、車に乗られる方は比較的短時間で来ることができる好立地であることも魅力でございます。

これらの複数の魅力、資源を有機的に繋げ、PRし、磨き上げていく施策を継続的に実施していくことが、人の誘導・地域の活性化に繋がり、ひいては過疎地対策の一助になっていくと考えますが、キャンプ場跡地の活用方策を含め、島本町のお考えをお示してください。

都市創造部長 続きまして、1点目の4)、「大沢地域の継続的な魅力発信やキャンプ場跡地活用方策について」でございます。

先ほど総合政策部長からご答弁申し上げたとおり、大沢地域には、「大沢のスギ」をはじめ自然に恵まれた魅力的な資源が存在しますことから、それらを有機的に結び合わせ継続的にPRしていくことは大切であると認識しておりますので、本町としても、引き続き魅力発信に取り組んでまいりたいと考えております。

キャンプ場跡地の活用につきましては、現在のところ具体的な方針は決まっておりませんが、森林ボランティアの活動の場や、にぎわいづくりとなるような施設を誘致してほしいなどのご意見をいただいております。しかしながら、クマやスズメバチの対策ができないといったキャンプ場の廃止に至った様々な経緯を踏まえると、その課題や解決策が整理できておらず、現段階において、今後の活用方針をお示しする状況には至っておりません。

なお、今後におきましては、庁内の関係部局や関係機関と連携しながら、それら課題を踏まえた当該地のあり方についての検討を進めてまいりたいと考えております。

福嶋議員 「引き続き、魅力発信に取り組む」とのご答弁、ありがとうございます。具体的に人や施設の誘致、地域活性化の促進に繋がるようなPRを、よろしく願いいたします。

また、キャンプ場跡地活用に関し、「クマやスズメバチの対策ができていないといった様々な経緯」とのことですが、今のキャンプ場、年間2～3ヵ月使えるだけで、残りの期間、人がいない状況。そういう状況の中であつたら、それはやっぱり自然に戻ってしまうということになってしまいます。そういう中で大沢の住民の方々、昔から培われた生活の知恵により自然と一緒に1年中過ごされているということで、そこでクマとかスズメバチ、工夫は必要ですけども、生活できないというような状況にはなっておりません。ぜひとも、課題をそのまま踏襲して使えないよ、ということではなく、ギャップを解消していただき、新たな施策に繋げていただくよう、よろしく願いいたします。

引き続き、1点目の五つ目の質問でございます。地域ニーズに見合う配車サービス事業の実現に向け、タクシー配車事業に加え、ふれあいバスや公共交通空白地有償運送事業等の拡充が必要と考えますが、島本町のお考え、いかがでしょうか。

総合政策部長 続きまして、1点目の5)、「大沢の交通対策について」でございます。

町では、大沢地区居住者の公共施設や医療機関等への外出を支援するため、大沢地区乗合タクシー配車サービス事業を平成25年度から実施しており、昨年度は94件・延べ117人の利用がございましたが、先ほどご答弁申し上げましたように、地域住民の皆様からは、さらなる外出支援の充実を望むご意見があり、重要な課題であると認識しております。

そのほか、町の実施する外出支援制度として、高齢者や障害者、妊婦等を対象に運行している「福祉ふれあいバス」と、重度障害者や要介護高齢者にタクシー代を助成する「移送サービス」がございますが、「福祉ふれあいバス」については、本年度に利便性

の向上や社会参加促進に向けて検討を行っており、「移送サービス」についても、今後、チケット化に向けた検討を行う予定としております。

いずれにいたしましても、大沢地区の交通対策・外出支援の充実につきましては、これらの制度の検討状況を踏まえ、総合的に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

福嶋議員 ご答弁の中にもありましたが、公共施設や医療機関等への外出を支援するための大沢地区乗合タクシー配車サービス事業、これを1人当たりで換算しますと、1回の乗車を1件とすることから、1世帯が月に1回、それも片道使用するだけのチケットしかないという現状でございます。そういう中で、さらなる支援の充実を望むご意見が多く出ているというところを、ご理解いただければと思います。

そして、タクシーを用いた移送サービスの充実ですが、現在、島本町では、例えば島本駅前のタクシー乗り場、ここではタクシーを捕まえようと思っても、ほとんどタクシーが捕まらない、いない状況でございます。そしてまた雨の日に高槻とかに行って、帰り、タクシー待って欲しいなと思ってタクシー屋さんに電話しても、今日、タクシーが余ってません、配車無理ですというような、来てもらえないなどの課題を聞いております。こういう中で、なかなかタクシーだけの運用というのは難しいかなというふうに感じております。

そういう中で、島本の福祉ふれあいバスが他の地域と同等な頻度で大沢に巡回できるならばベストでしょうけども、現状の運行状況を考慮すると、ふれあいバスの大沢への同頻度での延伸は難しいことと考えております。福祉ふれあいバスは「道路交通法」の区分には入らない自動車による輸送の、自家用白ナンバーの市町村の車両による無償住民運送ですが、ほかの実現方法もあるかと思えます。

そういう中で、一つ提案させてください。「道路運送法」の事業区分に入ってしまう、地域のタクシー・バス等の地域公共交通会議での議論、これが必要になって来る内容になります。そしてまた合意もいただかなければならない内容ですが、他自治体では実施している自家用白ナンバーの有償の市町村運営、有償運送の公共交通空白地輸送やNPO等が運営する同輸送について、これを実施することで移送サービスがより幅が広がり、可能性が広がってくるのではないかというふうに思っておりますが、それを検討の中に入れても良いと考えております。島本町は、いかがお考えでしょうか。

総合政策部長 大沢地区の交通対策・外出支援の充実に向けては、町の既存制度である大沢地区乗合タクシー配車サービス事業や移送サービス、福祉ふれあいバスの活用のほか、様々な手法が想定されると思います。議員ご指摘のように、他の自治体において山間部等の公共交通空白地対策として、NPO法人や市町村の運営による有償運送等を実施している事例があることは承知をいたしております。

町といたしましては、これらの制度の特性を踏まえ、地域住民の皆様のニーズを把握

しながら、町内の交通機関の状況、費用や手続き、他の施策との整合等を勘案して、総合的に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 引き続き、1点目の六つ目の質問です。

大雨が降り、避難勧告が出された場合、大沢では幹線道路が通行禁止になり、平坦地への避難ができない状況になります。そしてまた在宅避難を含め、土砂災害を気にしないで済む避難所がほとんどない状況です。土砂災害を気にせず避難できる避難場所の確保が大沢の中で必要だと考えますが、島本町のご見解をお教えてください。

総務部長 それでは、6) 点目の「大沢地域における避難場所の確保について」、ご答弁申し上げます。

大沢地域における災害対応の現状につきましては、気象警報発表の早い段階で自治会長を通じて現地の状況を確認し、対策や対応について協議をしているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、急激な天候変化等による幹線道路の不通と土砂災害の危険が重なった場合に備えた対策を検討する必要があると考えております。

また、大沢地域におきましては、現在、土砂災害に対応した避難所がありませんので、今後、こうした避難所の指定について検討を進めてみたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 以上、1点目として“大沢地域の過疎地対策及び活性化施策・地域の将来”について、質問を行いました。まずは喫緊の課題である大沢地区の交通対策・外出支援の充実、避難場所の確保をお願いするとともに、活性化施策の検討・推進のお願いを申し添え、1点目の質問を終わります。

では、2点目の質問、“内部統制・再発防止”について、質問を行います。

昨年6月議会、私の一般質問において、日常業務で失敗した、失敗しかけたというような事象発生の際の業務手順の是正、発生状況の把握について質問を行い、各部局・課、施策単位でマニュアルの見直しや情報共有、体制整備に繋げるというような手順で進めていく、とのご回答をいただきました。

この1年で、個人情報の流出や紛失が何件も発生していると、私、認識しておりますが、発生状況について、まず、お教えてください。

総合政策部長 それでは、2点目の「内部統制・再発防止」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1) 点目の、「個人情報の流出・紛失事案の発生状況」でございます。

本町におきましては、過去1年間に報道提供等させていただきました関係事案といたしまして、昨年10月に乳がん検診にかかる57名分の結果が記載された一覧表を誤って受診者1名の方に渡してしまった事案、本年2月には町税にかかる差押え予告書等について、1名の方に対し、ご本人宛てのほか他に他の3名分を誤って送付してしまった事

案、また直近では、本年4月に国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料にかかる仮算定決定通知書について、郵便局への引き渡しの過程で259通の所在が判らなくなってしまった事案がございます。

いずれの事案につきましても、対象となりました住民の皆様はもちろんのこと、関係者の皆様に、改めて深くお詫びを申し上げます。

福嶋議員 発生状況、わかりました。

その不具合事象発生時の情報共有の手順及び再発防止情報の共有手順、そして、その実施タイミングについて、お教えてください。

総合政策部長 より再発しにくい仕組みづくりに関する再度のお尋ねでございます。

今後の対策につきましては、現在、検討を進めているところでございますが、事前に運用面での試行を行うことは、制度の円滑な導入を図るうえで有効な方策であるものと認識をしております。従いまして、現時点での対応につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、今後につきましては、ご指摘も踏まえ、さらに検討・検証を進めてまいりたいと考えております。

福嶋議員 今現在、島本町がやっておられる再発防止のやり方で課題が発生している状況でございます。再発防止では、人の作業の引き継ぎ時点で移行管理がどのように行われているのかなど、現場・現物・現実で確認し、発生原因究明を行い、根本原因対策を作業方法やルールに落とし込む、そういうことが求められます。

それを行うためにも、まず、課題の部門間共有、複数の責任者による検証、そして次にヒヤリハット事象の発生状況の把握と傾向管理を行い、最終的に日々のヒヤリハットの低減を図り、最終的に軽微や重大な事象の発生源を減らすということが必要と考えています。

そういう中、現在、過去1年間に3事案も発生しているということから、早急な類似案件発生防止に向けた施策の実現が必要と考えます。現在、実施されようとしている作業フローを統一的に定める、庁舎内の複数部局で検証を、まず、現在の3事例で試行されてはいかかかというふうに考えますが、そういうことをやることに対しての島本町の課題、そして町の考え方を教えてください。

総合政策部長 3) 点目の、「より再発しにくい仕組みづくりについて」でございます。

ご指摘のとおり、依然として事案が発生している状況でありますことから、今後は、再発防止にかかる作業フローを統一的に定めるとともに、改善の実施結果を庁内の複数部局で検証するなど、現状からさらに一步踏み込んだ対策を講じる必要があると認識をいたしております。

このため、現在、検討作業を進めているところではございますが、他団体の取り組み事例等も参考にしながら、本町の実情に即した再発防止の仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。以上、2点目として“内部統制・再発防止”について質問を行いました。

人の作業では、ある程度の確率でミスが発生してしまうものです。そのミスを発生させないためには、作業の標準化と見直し・改善で発生頻度を下げることが必要です。そして、発生したミスを流出させないためには、適切な作業区切りごとに、その実施確認、次工程への移行承認を行う承認工程が必要です。ぜひ、事務処理ミスの再発防止にかかる作業フローの中に、このような視点も追加いただきたいことを申し添え、2点目の質問を終わります。

では、3点目の質問、“島本町業務継続計画について”です。

昨年度、作成される予定であった「島本町業務継続計画」ですが、「地震災害対策編」という表題のものが発行され、地震時の業務継続計画についての計画でした。業務継続計画とは、災害発生時など、人材や資材に制約がある条件のもとでも適切に業務を進めるために備えておく計画であり、被害想定や優先すべき業務の整理、人員の配置などをあらかじめ定めておくものと理解しているのですが、「地震災害対策編」のみの発行となっています。

まず、「地震災害対策編」とされた理由について、お教えてください。

総務部長 それでは、3点目の「島本町業務継続計画」について、ご答弁申し上げます。

本町の「業務継続計画」につきましては、災害時に優先的に実施すべき業務とその業務に必要な人員や物資などを整理したうえで、発災時にそれらを優先度の高い業務に優先的に投入し業務を継続するとともに、通常業務の早期復旧を図ることを目的として、本年3月に策定をいたしました。

本計画を「地震災害対策編」とした理由につきましては、本町で被害想定をしている災害のうち、地震災害が最も被害が大きく、突発的にかつ広範囲に被害が及び、ライフライン、交通インフラ、公共施設などにも大きな支障があることから、「地震災害対策編」として策定したものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 それでは、ちょっと内容について、お聞かせください。

「島本町業務継続計画」第12章、対策実施計画の対応状況と、その対応スケジュールについて、お教えてください。

総務部長 次に、1)点目の「島本町業務継続計画」の12章、「対策実施計画の対応状況と対応スケジュールについて」でございます。「業務継続計画」に示す項目ごとに、ご答弁を申し上げます。

まず、役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎につきましては、耐震性能が満たされており、防災行政無線基地局のあるふれあいセンターを、代替庁舎として使用す

ることを想定しております。

次に、電力・飲料水・食料並びに簡易トイレ、消耗品等につきましては、できるだけ早い時期に予算措置できるよう、関係部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、情報システム及び執務環境の改善につきましては、役場庁舎耐震化方針と関連をいたしますので、その進捗等状況にあわせ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 そのほかに認識された課題があれば、その対応スケジュールとともに対応状況をお教えいただければと思います。

総務部長 2) 点目の「その他の認識された課題、その対応スケジュール、対応状況について」でございます。

「島本町業務継続計画」の「9. 職員の参集想定」におきまして、必要職員と参集職員の比較を行った結果、発災後 24 時間ごろから職員数に不足が生じはじめ、1 ヶ月程度経過した時期には災害復旧対応や停止業務の再開により、必要職員数に多くの不足を生じることから、国・府等、町職員以外の人員の確保を検討していく必要があると考えております。

このことから、災害時における応急的な人的・物的支援の受け入れのための「受援計画」につきまして、他団体の取り組み状況等を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 先週 18 日、大阪北部地震が発生し、この島本町も実際に被災しました。また、通勤時間帯であったことから、職員参集には様々な課題が生じたことと思っておりますが、新たにわかった課題があれば、その課題と今後の対応について、お教えてください。

総務部長 去る 6 月 18 日の地震につきましては、地震発生時、多くの職員が出勤途上であったため、駅や、緊急停止した電車内で足止めを受け、その後、徒歩等で自宅に戻り自家用車で出勤した者や、出勤途上の駅から徒歩またはタクシーの利用により出勤をいたしております。

本町の「業務継続計画」におきましては、発災後 3 時間以内での参集を約 30% と想定いたしておりますが、今回の地震当日におきましては、出退勤システムの対象者のうち、約 60% が発災後 3 時間以内に出勤し、業務に従事することができております。今回の地震におきましては、主要道路の寸断などが発生しておらず、自家用車やタクシーを利用することができたこともあり、「業務継続計画」で想定している参集人数よりも多くの職員が参集できたもの、このように考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。引き続いて、3 点目の三つ目の質問でございます。

現在の仕事の方法というのは、皆さん、OAシステムがないと業務が進まない状況だと思います。その中で、メールやネットワーク上に保管したメモを含め、各種の電算システムのデータがないと業務に支障を来すと思うのですが、その認識でよろしいでしょうか。また、それらのすべてのデータの復旧はどのように行うことができるのか、大枠で結構ですので、システムごとにお教えてください。また、現状の仕組みで復旧できないデータがあるかどうか。そして、あるのであれば、どのようなものがあるのか。そして、それを回避する——「ない」ものをなくす対策、これはどのようにされるおつもりか、お教え願います。

総務部長 次に、3) 点目の「電算システムのデータ復旧について」及び4) 点目の「復旧できないデータにかかる対策について」でございます。

業務が複雑化・多様化・高度化する中で、電算システムは業務に必要不可欠なものとなっており、災害発生時にこれらのデータが復旧できなければ、業務に大きな支障をきたすこととなります。電算システムにかかるデータにつきましては、ほとんどのシステムで毎日バックアップを取っており、バックアップデータを保存した外部媒体をふれあいセンターに保管しておりますので、災害発生時におきましては、このバックアップデータをもとに電算システムを復旧することとなります。

しかしながら、島本町役場庁舎内での業務に関わるシステムのうち、災害発生時などに業務を継続するためにデータ復旧が必要なもので、バックアップデータが庁舎内にしかないものも一部ございます。これらにつきましては、バックアップデータの退避場所を変更するなどの対応が可能かどうかを検証する必要があると認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 繰り返しの質問になるかも知れませんが、ほぼすべての事務においてパソコンを用いたメールや文書などのOAシステムを使用されていると思います。これらのデータ、これは事務分掌の復旧に必要なデータと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長 議員ご指摘のとおり、日常的な業務で作成している文書ファイルにつきましても、それぞれの業務の復旧に当たって必要なデータであると認識しており、直ちに復旧に向けて着手する必要があるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 メールや文書などのOAシステムのデータ復旧が、今の状況ですと、データ復旧がほぼ完璧にできる必要があると考えられます。現状、どこまで復旧できるのか、お教えてください。

総務部長 文書ファイルにつきましても、毎日、バックアップを取っており、災害発生時におきましては、このバックアップデータをもとにファイルを復旧することとなります。しかしながら、文書ファイルのバックアップ媒体は、現在、庁舎内にしかないので、災

害発生時にバックアップデータを保存した媒体が破損した場合は、保管されている紙媒体によってしかデータを復旧できないこととなります。

この点につきましては、バックアップ媒体の退避場所を変更するなどの対応が可能かどうか、検証する必要があると認識しておりますので、これらの対応について、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。3点目の五つ目の質問でございます。

「業務継続計画」ではハード面が多く示されておりましたが、人的リソースにおいて、業務上の必要な資格で有資格者が1名しかいない資格等の有無、そして有資格者が1名しかいない、その人が欠けては困る重要な業務があるのであれば、そのリスク管理はどのようにされるおつもりなのか、お教えてください。

総務部長 続きまして、5) 点目でございます。

本町におきまして、業務上必要となる有資格者が1名しかいない業務はございません。

なお、有資格者が複数いる業務につきましても、有資格者の被災等により業務の継続が困難となる場合も想定できることから、先ほどご答弁申し上げました災害時における応急的な人的・物的支援の受け入れのための「受援計画」につきまして、他団体の取り組み状況等を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 以上、3点目として「島本町業務継続計画」について質問を行いました。

今回、作成された業務継続計画の趣旨は、計画の中の第2章、「地域防災計画」と「業務継続計画」の違いについて記述されている「発災時の限られた必要資源をもとに非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画」「実効性の確保」であることですので、「第15章 非常時優先業務実施表」で設定された業務着手の目標時期の項目の「着手」という言葉も、各事務分掌が実施できる目標時期と理解しております。

ぜひとも計画を継続的に見直していただき、今回の質問で明らかにすることができた、メールや文書などのOAシステムのデータ復旧課題などは直ちに復旧に向けて着手すべきものではあるが、バックアップ媒体が庁舎内にあるなど、大きな検討課題があることがわかりました。「業務継続計画」立案時に、どのようなものを利用できる必要資源と設定したのか、その前提が正しいのか。これをもう一度見直していただいて、計画がより実効性のあるものにしていただくことをお願いして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時23分～午前11時35分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ） 大阪府北部地震、亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。また、迅速な学校危険箇所、通学路の点検等、職員の皆様、ご苦労様でございました。大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

「高槻市との消防行政一元化について」。住民の安全・安心に重要である消防救急体制は、どうなのか。

島本町は、消防本部を単独で持っているが、町の決算で見ると、消防費は町民1人当たり年間1.2万円、高槻市では市民1人当たり0.8万円、高槻市の1.5倍の負担をしております。その分、いざというときの消防救急体制は高槻市より充実していると思われるが、実は理論上も、現実にもそうではありません。町村で単独設置は、大阪府下では忠岡町と島本町のみでございます。

消防力の強化・効率化を図るための高槻市との消防行政一元化について、どのように考えておられるのでしょうか。

消防長 それでは、岡田議員の一般質問の1点目、「高槻市との消防行政の一元化」につきまして、ご答弁申し上げます。

平成29年中におきます本町の出動状況につきましては、火災2件、救急1,309件、救助23件でございます。救急件数につきましては過去最高の出動件数となり、1日に平均いたしますと3.59件となり、高規格救急自動車2台を配備し、傷病者の搬送を適切に実施しているところでございます。

本年度は、救助工作車、高規格救急自動車、消防団車両2台の更新を予定しており、施設や装備の充実に努め、消防機能を充実・強化しているところでございます。

行政に関する経費につきましては、一般的に、規模が大きくなるほどスケールメリットにより住民1人当たりの費用が安価になるものと認識をいたしております。平成28年度の本町の決算書における消防費につきましては3億6,971万6,963円で、住民1人当たり1万2,074円でございます。また、高槻市の決算書における消防費につきましては32億5,925万4,736円で、住民1人当たり9,211円となっております。

市町村の消防力につきましては、国が定めております「消防力の整備指針」に基づきまして、施設及び人員を地域の実情に即して整備することが求められております。本町の消防業務を遂行するうえで、現有の消防力を活用するとともに消防活動を充実させるため、昭和32年10月1日付で「高槻市・島本町消防相互応援協定」を締結しており、現在は、指令室で災害を受信した際には、境界付近や炎上火災等での自動出動体制を取ることとしており、高槻市消防本部との連携・強化を図っております。

平成28年度から2ヵ年をかけまして、大阪府が主体となり、「消防力強化のための勉

強会」を開催され、府内全域における消防力の強化に向けた課題や解決方策等について検討され、本年3月に取りまとめられたところでございます。本年度からは、大阪府におきまして「消防広域化推進計画」が改定されますので、同計画の検討内容を踏まえまして、今後の方向性等を検討する必要があるものと認識をしており、今後も消防の広域化につきましては、府内各消防本部の動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 大切なのは、消防士それぞれの対応能力ではないでしょうか。訓練はしているが経験蓄積がものを言う、これが消防士だと思います。島本町の消防は常々訓練を重ねていますが、火事の現場は年10件以下、高槻市は10倍以上で、現場経験の機会は比較になりません。

また、消防は単に火事を消し、救急搬送する仕事だけではなく、建築指導や消火器設置等の点検指導など、幅広い専門性、現場対応が生まれます。現場指導力、また実務力、経験の蓄積が困難ではないでしょうか。高槻市との共同化は、経費を落とし、なおかつ消防救急力をあげることになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

消防長 平成29年中の全国での火災件数でございますが、3万9,198件ございまして、10年前の5万4,582件と比較いたしまして、1万5,384件と、大幅に減少しているところでございます。平成27年度からは火災件数が4万件を割りまして、他の消防本部におきましても現場活動が少なく、特に若手職員が現場経験できていないことが課題というふうに聞いております。

本町につきましては同様の課題がございますので、火災経験の少なさを補うために、府立の消防学校への教育派遣、それから訓練を積極的に行っているところでございます。消防学校におきましては、現場活動経験の不足を補うために整備されました施設がございまして、実際、コンテナ内で火災現象を発生させて、それを消火するというふうな設備でございますけれども、本町におきましては昨年度、警備課の職員全員を対象に、その実火体験型の訓練を実施したところでございます。

また、建築指導等を行う予防係につきましては専任体制としておりまして、幅広い知識の取得に取り組んでいるような状況でございます。

以上でございます。

岡田議員 それでは、高槻市から、島本町はどのような支援を受けていらっしゃいますでしょうか。

消防長 高槻市とは、昭和32年から高槻市・島本町消防相互応援協定を締結しておりまして、平成25年度からは、先ほども申し上げました境界付近の消防の連携を特に強化をいたしております。現在は、司令室で災害を受信した際には、境界付近や炎上火災等での出動態勢を取ることとしておりまして、本町の炎上火災では、高槻市から4隊が応援

をいただいているような状況でございます。

平成 29 年中につきましては、高槻市から 1 件の火災出動、それから 15 件の救急出動をいただいているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 今、島本町でもビルの高層化に対応する長尺のはしご車、またはドクターカーは島本町にはございませんが、ドクターカーなど、人命を守るため新たな施設整備、また体制強化が望まれています。こうした支出増を町単独で行うためには、他の行政経費をさらに削減しなければならないと思います。高槻市消防との共同化により、いざというときの消防救急体制は充実します。しかし、経費は広域化効果により削減できると思います。

また、国のほうでは、今、総務省消防庁は消防本部の統合に取り組む市町村への財政支援について 2017 年末としていましたが、財政支援延長しております。06 年 4 月時点で 811 件あった消防本部は、統合により、今年 4 月の調査では 732 件になったとお聞きいたしております。所管人口 10 万人未満の小さな本部が約 6 割占めるため、支援を続ける、広域化を促す対象となる市町村の組み合わせを示した推進計画を策定する、都道府県にも交付税を手当てとしてしています。

すなわち、国は大規模化する災害に対応できるよう機能を強化するために、小規模本部統合を促進しているとお聞きいたしておりますが、島本町、今現在の状況でございますと、経済的にも大変、住民 1 人当たりに対する経費もどんどん上がってくると思いますし、また今回の補正予算にもいろいろと消防の予算があがってまいっております。

このことにつきまして、町長にお訊きしたいと思いますが、この消防の一元化ということに関しましては、合併の中で解決して行かれようとしているのか、あるいは広域で解決して行かれようとしているのか、どちらをお考えでしょうか。お聞かせいただけますか。

山田町長 消防の統合には、市町村合併以外にも事務委託、一部事務組合、広域連合の三つの選択肢がございますけれども、いずれも相手の自治体がありますことから、本町の意思だけでは決められるものではございません。

本年度からは、大阪府におきまして「消防広域化推進計画」が改定されますので、その検討結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

岡田議員 最後になりますが、本年、30 年度には大阪府のほうで「消防広域化推進計画」ということが改定されるとお聞きいたしております。例えば高槻・島本だけではなく、もっともっと幅広く北摂全体でされるのか、その辺はまだわかっておりませんが、そのときのこの計画に合わせまして、ぜひ島本町も幅広く検討をしていただきたい、このよ

うに要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、消防長の決意をお聞かせください。

消防長 先ほど岡田議員からもご説明ございましたように、本年4月1日付けで消防庁の長官から「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について」ということで通知が来ておまして、特に、管轄人口が10万人未満の小規模な消防本部、それから職員数が50人以下——本町は該当するんですけども、それらの小規模な本部につきましては、先ほど来お話がございませう都道府県が「消防広域化推進計画」というのを今年度中に定めるということでございますので、その中で、議員がおっしゃってました府を一つにするのか、あるいは北大阪にするのか、あるいはもっと小規模というか、隣接した本部同士をひっつけるのか、その辺を種々議論されますので、その検討結果を踏まえまして、来年度から近隣、あるいは府下の消防本部と連携を取りながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岡田議員 ぜひ、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、二つ目でございます。「島本町立キャンプ場の廃止と利活用について」。

平成30年度で廃止となる町立キャンプ場、7月1日オープンが、現在、「ツキノワグマ」の目撃情報、または「スズメバチ」の被害で、今年もキャンプ場を閉鎖することになりました。

廃止後、大阪府とも連携しながら検討されることと思いますが、町としての検討されていることをお聞かせいただきたいと思います。

都市創造部長 次に、2点目の「キャンプ場跡地の利活用」につきまして、ご答弁申し上げます。

キャンプ場跡地の活用につきましては、現在のところ具体的な方針は決まっておりませんが、森林ボランティアの活動の場や、にぎわいづくりとなるような施設を誘致してほしいなどのご意見をいただいております。またキャンプ場の廃止に伴い、キャンプ場横に設置されておりますトイレの管理方法につきましても協議をしておりますが、大阪府環状自然歩道のルート上に必要な施設であると認識しておりますことから、設置者であります大阪府と存続させる方向で協議を進めております。

一方、跡地の今後の利活用につきましては、クマやスズメバチの対策ができないといったキャンプ場の廃止に至った様々な経過を踏まえると、その課題や解決策、費用対効果の問題など、十分に整理ができておらず、現段階においては、今後の活用方針をお示しする状況には至っておりませう。

なお、今後におきましては、庁内の関係部局や関係機関と連携しながら、それらの課題を踏まえた当該地のあり方についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 それでは、次の質問に移ります。

キャンプ場に野生のクマ等が近づく原因となった一つに、お尋ねしたいと思いますが、例えば野菜くずであるとか、残飯だとか弁当ガラなど、安易にカラスに食わせたり、穴に投棄したり、そうしたことは島本町では、キャンプ場の後始末はどのような形にされていたのでしょうか。

教育こども部長 町立キャンプ場をご利用いただいた際のごみにつきましては、残飯や炭を含めて、すべてお持ち帰りいただいております。また残されたごみが発生した場合につきましても、管理員が清掃・回収して下山しております。ご指摘のような状態にならないよう、今までも努めてきたところでございます。

以上でございます。

岡田議員 例えば、キャンプ場区域の森林を、見通しの良い、明るい森にしていたのでしょうか。ここの整備体制はどのようになっていたのでしょうか。

教育こども部長 町立キャンプ場におきましては、例年、開設前の6月に、枯れて倒木の危険がある木の伐採や除草等を実施いたして、場内での野外活動に支障を来すことがないように維持管理に努めてまいりました。

森林の傾斜地に位置する当該施設の立地上、平地に比べますと日陰となる時間帯が長く、敷地内を明るい状態に保つためには、広範囲の樹木について高木選定を継続する必要がありますが、これまでに利用者の皆様から明るさについてのご要望や苦情をいただいたことがないことから、明るさの維持を目的とした作業は行ってこなかったところでございます。

以上でございます。

岡田議員 スズメバチ被害に注意ということですが、スズメバチ対策について、お伺いいたします。

スズメバチトラップ、例えば、この中に1.5ℓのペットボトルに砂糖、お酢、酒をブレンドした液を入れ、入り口を開けてハチの入りやすいような形にする。これ、スズメバチ対策によく使う例なんです。これを島本町ではしていたというようなことは担当のほうからお聞きいたしておりますが、これは年間、どれくらいの間隔で、このスズメバチ対策はされていらっしゃるのでしょうか。

教育こども部長 町立キャンプ場につきましては、例年、開設前の4月から6月までの期間に、先ほど議員からご紹介のありましたトラップを設置いたして、この交換については、2週間ごとに交換作業を行ってまいりました。巣作り前のスズメバチを捕獲する対策を、このような方式で行ってきたところでございます。

また、開設期間中の7月から8月までの間に、敷地内におきましてスズメバチの営巣が確認された場合には、専門業者による駆除作業を行ってきたところでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。公衆トイレの件に関して、お訊きしたいと思います。

この公衆トイレは大阪府が設置したと言われておりますが、大阪府の環状自然歩道計画という、これを実現する中でできた公衆トイレで、すなわち、この公衆トイレは大阪府が設置したとお聞きいたしております。ここの場所には、大杉の見学や、自然歩道ハイカーやボランティア活動グループにとって大変貴重で、大沢という水源地エリアでは管理されたトイレが必要だと、ハイカーの方からお聞きいたしておりますが、大阪府が設置されたこのトイレは、今後、どのようにされるのでしょうか。大阪府と、この件に関しては話し合っていると思いますでしょうか。

都市創造部長 「トイレの存続」にかかります、ご質問でございます。

現時点におきましては、方針としては決定はいたしておりませんが、大阪府としても、存続する意向である旨をお訊きするとともに、その旨、確認いたしているところでございます。本町といたしましても必要な施設という認識でございますことから、存続していただく方向で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 例えば、今、部長がおっしゃったように公衆トイレを存続する場合ですよね。その場合というのは、電気とか水が必要になってくるかと思うんですが、また管理も、島本町が今までと同じように管理をするということですが、この公衆トイレの管理は、どこにおまかせして、この公衆トイレの管理をしていただいていたのでしょうか。

都市創造部長 「トイレの管理」に関しますご質問でございます。

過去から現在におきましても、トイレの清掃やトイレトペーパーの交換等の日常的な管理につきましては、大阪府からの委託金を利用させていただき、本町が大阪府森林組合三島支店に委託し、実施をいたしております。また、トイレ施設の故障等が発生した場合につきましても大阪府において修繕していただいておりますことから、今後、存続となった場合におきましても、このような方式取っていただけますよう、大阪府と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。そうしますと、島本町が管理する場合は、今までから大阪府のほうから委託金の補助があったかと思いますが、今後も管理するということは、電気とか水が必要になってくるかと思しますので、その場合は引き続き、やはり町のほうにもこの委託金は必要になってくるかと思しますので、その点もしっかりと話し合いをしていただきたいなというふうに思います。

また、このキャンプ場というのは島本町の土地かと思えます。「天然水の森」でサントリーと地権者の方が協定を結ばれているんですよね。そうしますと、この協定書の中には島本町のキャンプ場、すなわち島本町の土地というのは含まれると考えてよろしいんですか。その範囲の中に、島本町のキャンプ場は入っていると思うんですけども、含まれるというふうに考えていいのでしょうか。お答えいただけますか。

都市創造部長 「天然水の森」に関しましてご質問でございます。

議員からご紹介いただきましたとおり、当該キャンプ場は含まれております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。そうしますと、含まれているということは、サントリーさんから森林組合のほうにきれいに整備をしていただいているかと思しますので、そうすると、含まれているということは、島本町のキャンプ場もきれいに整備をしていただける範囲の中に入ると考えてもよろしいんですか。

都市創造部長 すでに議員からご紹介いただきましたとおり、協定の区域内には含まれております。ただ、今後の跡地の活用につきましては、具体的な方針、町としての方針が決まっておられませんことから、協定地に含まれているということも含めまして、今後、何らかの方向性を検討する折には、種々検討材料の一つになるかと思っております。

以上でございます。

岡田議員 じゃ、続きましてね、この大阪府の設置された公衆トイレですね。このトイレは、お聞きしますところ、4月から11月まではトイレがありますよというような立て看板を立てていらっしゃるということなんですけど、今後、このトイレの立て看板というのはどのような形になるのでしょうか。

都市創造部長 トイレの立て看板につきましては、現在、キャンプ場の入り口に設置をさせていただいております。ただ、今後、キャンプ場が廃止された場合はトイレの位置がわかりにくくなってしまう可能性もありますことから、効果的な場所に看板を設置できるかどうかについては、大阪府とも協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 じゃ、最後になりますので、私もボランティア活動グループの方から、しっかりと議会で訴えて欲しいということで要望いただいておりますので、要望させていただきます。

この場所におきましては、できるだけボランティア団体の協力も得て、明るい、そういう見通しの良い疎林として整備できることから、しっかりとやっていきたいと、ボランティア団体の方から、しっかりと議会で要望して欲しいということをお聞きいたしておりますので、できるだけ、いろんな問題があつてキャンプ場は廃止ということになりますが、ボランティア団体の活動の拠点として活動させて欲しいというようなご意見もでございます。なかなかクマとかハチとか、いろんな悪条件で廃止したという経緯もございまして、島本町としても難しいかとは思いますが、やはりハイカーの方とか、ボランティア活動グループの方は、ここの公衆トイレも使いたいし、それで活動拠点としてしっかりと使わせていただきたいというご要望がございましたので、最後に、この要望をさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

都市創造部長 現在、キャンプ場の活用については具体的な方針は決まっておりますが、

仮に町有林として管理することとなりますれば、ボランティアの活動拠点として、当該地をボランティアに森林整備をしていただくというのも一つ、選択肢であるというふうに認識いたしております。いずれにいたしましても、今後の当該跡地のあり方につきましては、関係部局と協議をしっかりとまいりたいと考えております。

あと1点、申しわけございません。私、答弁に一部間違いがございまして、訂正をさせていただきます。先ほど議員からご紹介いただきました「サントリー天然水の森」の協定区域にキャンプ場が入っているという旨、ご答弁申し上げましたが、私自身の思い違いでございまして、現在のところは入っておりません。今後、「サントリー天然水の森」の協定区域に入れていただけるかどうかという分については、今後、サントリーと協議のほうを進めてまいりたいと考えております。申しわけございませんでした。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。これで、一般質問を終わらせていただきます。ご答弁、ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時06分～午後1時05分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員 (質問者席へ) それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

「開発行為及び建築物建設時における周辺の交通安全対策の取り組み」について、質問いたします。

まず最初に、町内における開発行為や一定規模以上の建築物の建設にあたっては、本町を經由し、建築確認申請が行われると思いますが、その際の手続き及び協議はどのように行われるのか、お伺いをします。

都市創造部長 それでは、東田議員の「開発行為及び建築行為等」にかかる一般質問に、ご答弁申し上げます。

初めに、「町内において開発行為、建築行為を行われる際の手続き」でございますが、「都市計画法」に基づく開発許可申請にかかる手続き、「建築基準法」に基づく建築確認申請にかかる手続きのほか、300㎡以上の開発行為、建築行為、中高層建築物の建築行為、福祉環境整備施設の建築行為を行う場合には、町の自然環境及び住民の生活環境を守ることを目的に制定いたしております「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」を適用し、町の関係各課と事前協議を行い、必要な措置を行っていただいたうえで事業を進めていただくことといたしております。

なお、建築確認申請につきましては、建築物の規模によらず、町を經由し、大阪府または民間指定確認検査機関に申請されることになっております。

次に、「開発行為及び建築物建設時における周辺の交通安全対策等」につきましては、先ほど申し上げました「開発指導要綱」が適用される場合には、関係各課との事前協議の際に必要な指導を行っているものでございます。この際の手前協議におきましては、歩道の設置や道路の幅員等についての協議も実施し、施工いただくことにより、交通安全面の向上に繋がっているものと認識いたしております。

また、「開発指導要綱」が適用されない小規模な開発行為・建築行為で、建築確認申請のみとなる場合につきましては、周辺環境への影響が少ないと考えられることなどから、関係各課等との事前協議などは特に行っておりませんが、「建築基準法令」におきまして、道路の後退や、角敷地における建築制限などの交通安全に関する制限があり、交通の安全が一定担保されるものと考えております。

今後におきましても、事業者との協議に際しては、交通安全対策をはじめ住民の皆様への安全・安心に繋がるよう、鋭意協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 開発行為や建築物の建設の際に、隣接している道路などに十分な幅員があり、見通し等も問題ない場合は大丈夫だと思うんですけども、そうでない場合も多々あると思います。そのような場合、町として一定の配慮を求める、このようなことは可能でしょうか。

都市創造部長 「開発行為や建築物建設時の協議」にかかるご質問でございます。

開発行為や建築物の建設の際に、隣接している道路の幅員が狭い場合や見通しが悪い場合の協議につきましては、「開発指導要綱」に基づく事前協議の際、道路の幅員や歩道の設置、カーブミラーの設置、道路の路面表示などの交通安全対策等の指導等を行っております。

なお、「開発指導要綱」が適用されない小規模な建築行為等の際には、通常はこのような協議は行っておらず、正式な指導や強制をすることは困難であると考えておりますが、建築確認申請の経路の際に計画内容を確認し、一定の対策が必要と考えられる場合等におきましては建築主にご配慮をお願いするなど、調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 大阪市が平成7年2月に、都市計画道路の整備を促進させるとともに沿道の街並み整備と高度利用を促進するという目的から、用途地域の変更とあわせてセットバック誘導型地区計画制度を導入しています。これは、用途地域の変更を行い、将来の道路整備が完了したときに想定される高い容積率に変更することにあわせて地区計画を指定することにより、都市計画道路予定線まで建物をセットバックして建築される場合においては、この将来の容積率を先取りして利用できるようにするもので、土地の高度利用が可能となっています。

都市計画道路に関わるもの、また地区計画の設定が必要であることから、本町にそのまま適用するのは難しいと思いますが、まちづくりの考え方としては参考になるものだと思います。例えば、阪急水無瀬駅前には2車線道路ではありますが、歩道が整備されていない区間があり、交通量が多い中、路上駐車も多く見受けられ、高齢者の方やお子さんなどが自転車で通行する際に危険な状況であると認識をしています。

建築確認申請の際、何らかの事業目的であれば、その事業形態で想定される車両の運行などについて協議をし、路上駐車を未然に防ぐ申し入れや、周辺の道路事情への配慮など積極的に求めることで、危険箇所の改善、また新たな危険箇所ができることを未然に防ぐことができると考えますが、いかがお考えでしょうか。見解をお伺いします。

都市創造部長 「危険箇所等の改善に向けた取り組み」にかかるとご質問でございます。

最初に、大阪市が導入しておりますセットバック誘導型地区計画の制度につきましては、町といたしましても把握いたしているところでございます。議員ご指摘のとおり、本制度は都市計画道路の整備にかかる制度であり、現在、計画予定路線のない本町において適用することは困難であるものと認識いたしておりますが、当該制度は合理的な考えに基づくものと考えておりますことから、その趣旨等を踏まえ、今後の都市計画行政に活かしてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のように、交通量が多いにも関わらず歩道整備等が十分ではない地域が町内に存在することは、町といたしましても認識いたしているところでございます。繰り返しのご答弁になりますが、このような地域におきましては、「開発指導要綱」に基づく事前協議の際や、小規模な建築行為等の際におきましても、必要に応じてご配慮いただくなど、より一層注力のうえ、危険箇所等の改善に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした危険箇所の改善に繋がるような都市計画上の手法等につきましては、先進自治体等の事例の情報収集に努め、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 いろんな制度、島本町でできるできない、あると思うんですけども、事前協議を行う際に当該の場所の周辺の交通事情とか、いろいろしっかりと把握をして、例えば事業者だったら、その事業形態によっては恒常的に車を運行されるというのであればね、この車、どこに停めるんだとか、そういう協議はできるんじゃないかなというふうには思います。

いざ、ものが建ってしまったら、事業を始められると、後から是正・改善を求めるとするのは労力も時間もかかっちゃうと思うんですね。そういうのを事前に防いでいくためにも、しっかりと事前協議の場で、いろんな話をさせていただきたいと思います。

それと、やはりいろんな危険箇所ある中で、本町が全部全部やっていくというのは、

なかなか財政的にも厳しい部分あると思うんですけども、何か建物が建つてあるとか、開発するとか、そういうタイミングでね、少しでも今後に繋がるような、まちづくりに誘導していけるような仕組みができると、ちょっとずつ、ちょっとずつ、良くなっていくんじゃないのかなと思いますので、そのあたりについて、今後、いろんな検討をしていただくようお願いをしておきます。

次の質問に移ります。水無瀬神宮敷地内に民間の保育園の建設が予定をされています。前面の道路はS字状となっており、現在でも見通しが悪い状態です。保育園という施設の性格上、外周部にフェンスか塀を設けることが想定されますが、そうすると、今以上に見通しが悪くなることが想定されます。通学路となっていることから、登下校時の児童の安全に懸念が生じると考えますが、何らかの対策を求める考えはあるのか、お伺いをします。

教育こども部長 予定地のS字状になっている南側道路につきましては、大きな塀を建てるのが予定されていると聞いておりますが、整備運営事業予定者として安全確保について重く受け止めていただいております。園の事業として交通安全対策員を配置するなど、対策を検討されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

東田議員 保育園の建設によって、待機児童の軽減、また夕方下校時においても周辺道路が一定明るくなることも考えられることから、本町にとっても大きなメリットがあり、保育所の建設は歓迎をいたしますが、施設が竣工した後では改善は難しく、費用や時間も余計にかかることになると思います。これにつきましては補助金の対象となっていることから、建築確認申請が行われるよりも先に、施設の建設がわかっているわけですから、早期の段階で申し入れをすることが可能だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

教育こども部長 ご指摘のとおり、当該保育園については、現時点では建築確認申請などはまだなされていない段階ではございますが、保育園整備という町の公募事業であることから、先行して町が計画を把握できる立場でございます。よって、塀の設置については、道路の見通しと安全対策面として、整備運営事業者から事前にお話をお聞きいただきましたが、整備運営事業者としては児童の安全確保、またプライバシーの保護の観点、そして一番大きな理由として、園庭で児童が活動する間、大きな声や音などが漏れないよう近隣へ配慮という観点から、塀の設置を決定されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

東田議員 施設の性格上、塀の設置が必要であることは理解をしています。安全面だけではなく、プライバシーや音漏れにも配慮するとなると、目隠しフェンスのようなものになると想像しますが、これをS字状の道路の線形に沿った形ではなく、道路の見通しに配慮した形状にさせていただくようお願いをすることは可能か。

また、都市部の例では、騒がしくなるとの理由で住民の方が反対され、保育園建設を断念された事案も多く聞くため、園としての配慮は一定理解をします。しかしながら、保育園は個々の家庭のためだけではなく、次世代を担う子ども達の育ちを社会全体として保障する役割が求められていること、また子ども達が元気いっぱい泣いて笑えるような環境をつくることを、まちづくりの方針としてご理解を求めていく必要があるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをします。

教育こども部長 形状の工夫につきましては、整備事業者に対して再考が可能かどうかを投げかけをすることといたします。

また、大阪府において昨年1月に子ども施設と地域との共生に向けて、『子ども施設環境配慮手引書』が発行されており、子ども施設の音の問題について、近隣への配慮や対策を効果的に行えるような事例が収められております。この手引き書には、対策とあわせて、社会全体で子育てを支える必要性についても言及されており、運営事業者や自治体として音に対する対策を最大限講じつつ、住民の皆様に対しましても、子ども達の保育所生活全般にわたってご理解を求めていかなければならないものと考えております。

東田議員 先ほども申したんですけれども、やはり保育所も保育園も、できてしまうとね、後からああしてくれ、こうしてくれというの、なかなか厳しいでしょうし、また時間もお金もかかるようなことになると思いますので、今、せつかく町として、これ建つのがわかっているんですから、早め早めの対応というか申し入れしていただけたらいいかなというふうに思います。この辺は、お願いをしておきます。

それと、ちょうど、この道路の反対側、上下水道部の別館があった場所ですけれども、井戸があって、銅像もございます。この井戸のポンプ室と銅像がまたS字状の死角になっていると思うんですけれども、ポンプ室はともかく、この銅像を移動することは可能なのか。ちょっと、お伺いしておきます。

上下水道部長 上下水道部別館の跡地につきましては、昭和34年に初めて地下水を水源とした本町水道事業の発祥の地であり、本銅像は、当時の森田彦二郎町長の功績をたたえ建立された顕彰碑でございます。当該場所への設置の経過につきましては、平成28年度に上下水道部別館除却工事を実施した際、借地面積の解消を図る目的から、隣接する水無瀬取水井用地内に移設したものでございます。

しかしながら、今後、開発行為などにより町道広瀬34号線の交通量の増加が見込まれるなど、より運転者の視認性の確保、安全対策の向上の観点から、本銅像の設置場所につきましては、再度、検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

東田議員 この銅像につきましては、一応検討していただくということで、お願いをしておきます。

今回の一般質問全般に言えることだと思うんですけれども、やっぱりいろんな場所があ

って、小さい開発から、ちょっとした施設が建ったりとか、今後も島本町であると思うんですよ。それで、特に田んぼ売らはって、そのまま開発したと。それが角地とか、そこで行き止まりとかで、よく道が袋小路になってしまったり、そういうのが今後も出てくる可能性というのは十分にあると思います。

できることなら、次にもし開発されるような可能性がある場所であったら、道が連続性を保てるような申し入れをすとか、先ほども言いましたように事業者が何かするんであれば、その事業形態とかいろいろ加味して、想定されるような危険性についてしっかり協議をしていただくというようなことで、少しずつでも、何かのタイミングを利用することによって、島本町のまちづくりが少しでも良くなっていくかなというふうに思います。

このあたりについて1点、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ） それでは、一般質問をいたします。

1) 点目ですが、「水無瀬駅周辺地域の活性化」について、お尋ねします。

ここ数年、本町においては住宅開発が盛んに行われており、少しずつではありますが、人口増加の傾向にあるものの、水無瀬駅前周辺についてはなかなか活性化に繋がってきておらないのが現状であります。また、現在、関電グラウンド跡地の開発など、町内では共同住宅・戸建て住宅の開発が行われており、今後、人口増加が見込まれようとしております。

そのような状況下で、本町の中心的地域をどのように活性化されていかれるのか、お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、①点目ですか、これまで水無瀬駅前のタクシー車庫跡地の有効利用の問題で質問もしてきましたが、当時、財政的に厳しい状況下であったということから、現在——今も厳しい状況ではありますが——町有地の売却処分が打ち出され、タクシー車庫跡地も、その売却対象物件の一つになっていました。

当時、水無瀬自治会から売却条件として、町民が集える場所と、そこに行政機能の一部を備えることを要望されていたと聞き及んでいます。例えば、住民票や戸籍謄本といったものが取得できる場所として期待をされておりましたが、当時、他の自治体において、その機能をコンビニエンスストアの端末機を利用して取得できることがわかったために、本町としても、その検討に入られたとのことでしたが、利用経費などの費用対効果が問題となり、最終的な結論が現時点においてはまだ出ておりません。

現在は、その跡地について、有料駐車場として年間約180万円で業者と契約されておりますが、本町がいつでも必要なときに契約解除ができるとのことであります。本町の跡地利用計画が決まるまでの暫定措置であるとのことですが、できるだけ早期に方向性

を示していただきたいと思います。コンビニエンスストアを利用した場合の経費など、費用対効果の問題で最終的な結論が出ていないと理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか、お尋ねします。また、その後の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

健康福祉部長 それでは、1) 点目、「水無瀬駅周辺地域の活性化について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

①の「コンビニ交付サービスについて」でございます。

休日でも住民票などの各種証明書の取得を可能とするコンビニ交付の導入につきましては、議員ご指摘のとおり、現時点で結論は出ておりません。現在の状況といたしましては、庁内関係部局とともに先行自治体の導入状況等について調査・研究し、コンビニ交付導入にかかる課題を整理しているところでございます。

コンビニ交付にかかり、個人番号カードの多目的利用に要する経費につきまして、特別交付税の基礎算定数値の対象とする措置が平成31年度まで延長されたところであり、導入にあたりましては、地方公共団体情報システム機構等への申請後、少なくとも7カ月の準備期間を要することから、引き続き検討を行い、本年度中に一定の方向性を出す予定としております。

以上でございます。

村上議員 ただいまの答弁では、30年度中に一定の方向を出す予定とのことですが、この予定が問題であります。ぜひ町民の要望に添ったものを提示されることを期待しておきます。

次に②点目ですが、町長が前の選挙で立候補にあたって、「水無瀬駅周辺の産業や地域を活性化し、町内に小さくてもきらりと光る魅力あるカフェやショップを集めます」との考えを発信しておられましたが、高齢化する社会において、地域を活性化するために、住民の皆様が気軽に動いていただける、地域で住民サービスが受けられることが必要であると考え、お尋ねします。

まず、(ア)として、現在、進めようとされている役場建て替えを待つまでもなく、阪急水無瀬駅前に行政機能を持った場所として、改めてコンビニエンスストアやタクシー車庫跡地にサービス部門をつくることは必要と考えますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

総合政策部長 1) 点目のうち②の(ア)、「水無瀬駅前に行政機能を持った場所」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬駅前への公共的機能の設置につきましては、これまで行政サービスコーナーの設置など、様々な手法について検討してまいりました。しかしながら、本町では「公共施設総合管理計画」において公共施設の総量圧縮の方針をお示しし、老朽化施設の更新や統廃合による建て替えを除き、原則として新たな施設の整備は行わないこととしてお

ります。また、施設の配置・整備にあたっては、できる限り多機能・複合化施設に統合していくことも、あわせてお示しいたしております。

また、「コンビニ交付」について、先ほど健康福祉部長からご答弁させていただきましたが、本年度中に検討を行い、一定の方向性を示していきたいと考えておりますが、他の自治体では、コンビニ交付の実施に伴い、「行政サービスコーナー」を廃止する動きもございます。駅前への公共的機能の設置等につきましては、これらの事項を勘案し、状況を見定めながら、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

村上議員 それでは、次に（イ）として、また、タクシー車庫跡地は町有地であり、阪急水無瀬駅前で住民を惹きつける地域でもあります。町長のこの地域に対する思いは、「山田こうへいさんの考え」に記載されています内容と差異はないと考えますので、先ほど答弁ありましたように、一日も早く、今後の具体的な方針を出していただきたいと思えます。

そこで、本件に対する具体策、または決意について、お尋ねします。

総合政策部長 次に、（イ）の「水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」でございます。

当該地につきましては、過去に、駅前での公共的機能を含めた検討を行った経過がございますが、先ほどご答弁申し上げました公共施設を取り巻く諸状況のほか、住宅開発により水無瀬駅前に求められるニーズが変化していくことも想定され、これらの状況を見定めながら、慎重に、将来的に、今後の当該地のあり方を検討する必要があるものと考えております。このため、現時点で具体的な方針は決まっておりませんが、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員 ただいまの答弁では、引き続き検討を行っていくということですが、先ほど来言っておりますように、早く具体的な方針を決めていただき、この水無瀬駅前タクシー車庫跡地について前進をさせていただきたい、この地域の活性化を図っていただきたいと思えます。

それでは、2)点目です。「スポーツ施設の充実について（町立体育館の建て替え）」について、お尋ねします。

まず、①として、町立体育館の建て替えについては、かねてからNPO法人島本町体育協会から要望が出されているかと思いますが、どのような回答がなされているのか、お尋ねします。

教育こども部長 続きまして、2)点目の「スポーツ施設の充実（町立体育館の建て替え）」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「NPO法人体育協会からの要望と回答について」でございます。

協会からの要望といたしましては、これまでの協議の場におきまして、町立体育館の

移転新築を求める旨のご要望をお聞きしているところでございます。

町立体育館につきましては、平成 28 年度に実施いたしました耐震診断の結果、2 棟ある建物のうち体育館棟について、「島本町公共施設耐震化基本計画」における目標 I s 値 0.75 を満たしておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。同館は、昭和 56 年の開設から 37 年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により、老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備の更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには、移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場新庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら最終的な結論を出す必要があると考えており、協会に対しましても、その旨を回答させていただいているところでございます。

以上でございます。

村上議員 今の答弁では、役場の新庁舎建設をまず考え、その次に町立体育館について、町財政との整合性を図りながら最終結論を出すということですが、新体育館を建設して欲しいという思いから、もう少し、「町財政との整合性」について、具体的な中身をお尋ねします。

また、今の体育館の土地は借地であること、また体育館としては狭小であり、耐震性にも問題があり、公の大会を開催するには無理があると思います。ぜひ新たな地に体育館の建設を期待しておきます。

山田町長 町財政との整合性についての「具体的な中身」ということのお尋ねでございますけれども、まずは役場庁舎、そして、このたび地震もありましたけれども、やはり学校施設、また保育所などの耐震化、そういったものの優先課題に要する経費をこれから明らかにすることが先決であるものと考えております。そのうえで、町立体育館の耐震化にどの程度の財政支出が可能であるかを見極め、今後の方向性をお示ししたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

村上議員 先ほどの答弁では、町長は耐震化にどの程度の財政支出が可能かを見極めるとのことで、新体育館の建設については一切触れられていないのが残念であります。

本件の町立体育館の整備については、数年前から N P O 法人島本町体育協会から新たな体育館を要望してきておられますが、一向に進んでいないのが、これまでの状況です。平成 29 年度、30 年度の施政方針においては、ほぼ同じ文言で、平成 29 年度では「町財

政との整合性を図りながら、早期に決定」する、また平成 30 年度では「役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図り判断」するということを発信されています。従って、平成 30 年度には判断するとのことですので、その結果について、大いに期待をしております。

次に、②の「近隣市町村における体育施設の状況」について、お尋ねします。

教育こども部長 ②の「近隣市町村における体育施設の状況について」でございます。

三島地域各市の公立体育館につきましては、いずれの施設も、すでに耐震化を終えられていると聞いております。

以上でございます。

村上議員 各市の公立の体育館は、客席もある総合体育館としての機能を備えた立派な施設であります。すでに耐震化は終わっているとのことと理解しましたが、本町の先ほどの答弁では、平成 28 年度、耐震診断をされたとのことと、その結果を踏まえて、これからのように対処されようとしているのか、お尋ねします。

教育こども部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては水無瀬川緑地公園内への移転整備が現実的であり、望ましいと考えております。しかしながら、現時点におきましては、町立体育館の今後の方向性について最終的な結論が出ていないことから、具体的な対処につきまして、お示しできる段階にはございませんので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

村上議員 次に、③の「新設の町立体育館の建設候補地」について、お尋ねします。

教育こども部長 次に、③の「新設の町立体育館の建設候補地について」でございます。

現時点におきましては、町立体育館の今後の方向性について最終的な結論が出ていないことから、候補地選定にはまだ至っておりません。しかしながら、現在の体育館と同規模の敷地であり、土地購入費を要さない町有地であることや、町立体育館で貸出管理を行っているスポーツ広場が同一敷地内にあるため迅速・丁寧な対応が可能になること等を踏まえますと、水無瀬川緑地公園内への移転整備が最も現実的ではあるものとは考えております。

いずれにいたしましても、先ほどご答弁させていただきましたとおり、今後、役場新庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら最終的な結論を出す必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

村上議員 確認をしておきたいと思いますが、まず、これまでの答弁からしますと、借地でなく、町有地に建設をします。また、その場所として町有地である水無瀬川緑地公園内に建設をしたいとのことですが、想定されている場所は、具体的にどここの場所になるのか、また敷地面積はどれくらいを考えておられるのか、お尋ねします。

教育こども部長 水無瀬川緑地公園内への移転整備が最も現実的であるものとは考えておりますが、現時点におきましては、移転整備を行うか否かについても決定しているもの

ではございませんので、具体的な位置や敷地面積等につきましては、お示しできる段階にはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

村上議員 それでは、3) 点目としまして「今後の若山台調整池の利用について」、これは残土について、お尋ねします。

平成 24 年度の若山台調整池雨水機能検証業務報告書によりますと、調整池は不要であるとの結論づけられており、町有地の有効活用を図るとともに町財源確保ということからも、民間による活用が見込まれる用地の売却は、本町にとっても有効な施策であると報告されています。

それを実現させるために、以下、お尋ねしたいと思います。

まず、①点目ですが、若山台調整池を埋立て、更地にするためには相当量の土砂が必要かと考えますが、具体的にその量は幾ら必要になるのか、お尋ねします。

都市創造部長 それでは、3) 点目の①「若山台調整池」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、若山台住宅開発の際に暫定的な調整池として建設され、下流域への浸水を軽減するための雨水抑制施設として、現在に至っております。平成 24 年度には A 調整池と B 調整池 2 ヶ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した「若山台調整池雨水調整機能検証業務委託」を実施し、様々な検証を行っております。

お尋ねの当該調整池を更地にするための土砂量については、平成 24 年度の業務委託においては把握いたしておりませんが、A 調整池と B 調整池の貯留量として約 5 万 m³であることから、調整池内の高低差や周辺の地形により変動する可能性はありますが、少なくとも貯留量を上回る量が必要と認識いたしております。

以上でございます。

村上議員 この近隣で、その土砂の必要量を確保するには、どのような方法があるのか、お尋ねします。

都市創造部長 続きまして、3) 点目の②「土砂の必要量を確保するための方法」について、ご答弁申し上げます。

近年の大型台風の接近や記録的豪雨の多発化など、極端な気象変動により、本町におきましても過去にも被害が発生いたしております。また、近年、大阪府をはじめ他府県におきましても、既存ストックを活用した暫定調整池の恒久化の施策が議論されており、本町といたしましては、当該調整池における今後の基本的な考え方といたしまして、下流域の浸水被害軽減に向け様々な検証や、大阪府との協議を踏まえ、適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

そのため、現時点においては活用の目途は立っておりませんが、ご指摘の埋め立てに伴う土砂を確保するための方法については検討しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

村上議員 今回、この質問をいたしましたのは、これから始まる NEXCO 西日本が現在

進めておられます第2名神のトンネルの残土の処分地として、調整池に利用できればとの思いから質問をさせていただきました。

ぜひ検証していただき、調整池に残土が利用できるようお願いしまして、質問を終わります。

川嶋議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時47分～午後2時00分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員 (質問者席へ) まず、一般質問へ入る前に、先週月曜日に起こりました震災対応、休日も返上して対応されている職員の方、目にしていますので、本当にありがとうございました。また、震災対応というても、まだ継続中の業務が多々あると思いますので、職員の健康に留意され、対応していただくことをお願いしておきます。

それでは、一般質問に入りますが、他の議員とちょっと重複している点がありますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目。「若山台の調整池」について。

若山台のA・B調整池については、雨水機能の検証として平成23年度、調整池の必要性を検証し、「道路土工要綱」に基づく30年確率降雨の場合でも、A調整池の一部残存により必要量を満足すると結論づけられたが、平成24年8月14日の豪雨を受けて、町有地活用支援業務をいったん見送ることとし、平成24年度検証では、A・B調整池の統合・縮小する場合について望ましいことⅠからⅢを踏まえ、集中豪雨への備えを図る、今後の行財政運営の観点も踏まえ、総合的に検討、判断すると考察されました。

平成28年12月の一般質問でも質問しましたが、その後、大きな水路整備にも着手され、竣工も目前に迫る中、若山台調整池について、その後の検討状況と水路整備の進捗を含め、伺います。

①として、「雨水水路整備の進捗状況」について、伺います。

上下水道部長 それでは、清水議員の一般質問の1点目、「若山台調整池について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①の「雨水水路整備の進捗状況について」でございます。

現在、町域内の雨水水路整備につきましては、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、過去に浸水被害が甚大であった地域におけます公共下水道雨水幹線の整備を優先的に実施しておるところでございます。

その進捗状況でございますが、主なものとして、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点2-10の上流域に当たります百山・東大寺三丁目地区などを排水区域とし

ております公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、平成 29 年 3 月に工事着手し、平成 32 年度の工事竣工に向け、鋭意、事業進捗に努めているところでございます。また、山崎一丁目・二丁目地区などを排水区域としております公共下水道山崎雨水幹線の整備につきましては、平成 31 年度の工事着手に向け、本年度に実施設計を行うこととしております。さらに、接続点（2－6）の上流域にあたります青葉二丁目・三丁目及び水無瀬二丁目地区などを排水区域としております公共下水道柳川雨水幹線、同八幡川雨水幹線及び同津梅原雨水幹線の整備につきましては、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（2－6）への流入開始が可能となり次第、平成 29 年度に策定しました整備方針に基づく関係機関との具体的な協議など、工事着手に向けた取り組みを進める予定といたしております。

なお、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（2－6）と上牧新川水路との接続につきましては、現在、高槻市において実施していただいております。

引き続き、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、計画的な雨水水路整備に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 公共下水道山崎雨水幹線は平成 31 年度着工とのことですが、整備完了の予定はいつ頃ですか。

上下水道部長 それでは、公共下水道山崎雨水幹線の完了整備の予定について、ご答弁申し上げます。

1 級河川水無瀬川左岸地域・山崎排水区における公共下水道山崎雨水幹線の整備につきましては、同雨水幹線の規模等から概ね 3 年程度の事業期間を見込んでおり、平成 33 年度の完成予定といたしております。しかしながら、施工時期が渇水期と限定されることや、特定財源となる国の防災・安全交付金の配分状況によっては、事業の進捗に影響が生じることも予想されますことから、同交付金の満額確保に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 それでは、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（2－6）の完了予定はいつ頃ですか。

上下水道部長 それでは、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（2－6）と上牧新川水路との接続完了予定について、ご答弁申し上げます。

接続点（2－6）に関する整備事業につきましては、現在、高槻市において事業を実施していただいている状況でございます。その進捗状況でございますが、立坑掘削の際に想定以上の流水が発生し、その対策工事に時間を要したことなどから事業の進捗が遅れが生じており、また施工時期が渇水期と限定されることなどから、現時点におきましては、完了予定時期を平成 32 年 6 月末と見込んでおります。引き続き、早期完成に向け、

高槻市と連携を図ってまいります。

以上でございます。

清水議員 わかりました。それでは、公共下水道五反田雨水幹線、公共下水道山崎雨水幹線、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（２－６）の工事が完了した場合、雨水処理に関してはどのような効果が期待できますか。また、今、言った各雨水幹線・接続点の基準雨量、対応可能雨量は幾らですか。

上下水道部長 それでは、雨水処理に関する効果について、ご答弁申し上げます。

公共下水道五反田雨水幹線の整備におきましては、東大寺三丁目・四丁目及び百山地区を含む約 42.8 ha の区域における浸水防除を目的に、過去に浸水被害が甚大であった阪急水無瀬駅前周辺での浸水被害の軽減を、公共下水道山崎雨水幹線の整備におきましては、１級河川水無瀬川左岸地域・山崎地区における浸水被害の軽減及び淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（２－６）と上牧新川水路との接続におきましては、水無瀬・青葉地区における浸水被害の軽減を見込んでおり、あわせて内水ハザードマップの更新を予定いたしております。

公共下水道の雨水幹線につきましては、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、10年確率の1時間当たり雨量 48.4 ミリの降雨を基準といたしております。また、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点につきましては、「淀川右岸流域下水道事業計画」に基づき、10年確率の1時間当たり雨量 48.4 ミリの降雨を基準といたしております。

以上でございます。

清水議員 雨水の整備については、1時間当たり 48.4 ミリということなのですが、改めて若山台調整池の下流の水路については、現在、時間何ミリ対応ができていますか。

上下水道部長 それでは、若山台調整池下流の水路について、ご答弁申し上げます。

若山台調整池からの雨水排水の放流先となります高川水路につきましては、10年確率の1時間当たり雨量 48.4 ミリの降雨に対応できております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。雨水整備については、基準となるのが1時間当たり 48.4 ミリというのが確認できました。

それでは、②の「若山台調整池の現状及び維持管理」について、伺います。

都市創造部長 次に、②の「若山台調整池の現状及び維持管理」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、若山台住宅開発の際に暫定的な調整池として建設されております。現状における当該調整池の役割といたしましては、出水期や突発的な集中豪雨など、降雨量が多い際の雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量を抑制するものであり、これまでも大雨の際には、雨水を抑制する機能を一定果たしているものと認識

いたしております。

これらの機能を維持するために、職員が当該調整池の確認を行い、土砂の堆積状況やオリフィス柵の点検を実施するとともに、当該調整池敷地内の除草作業を行うなど、日常的な維持管理を行っております。

以上でございます。

清水議員 それでは、「日常的な維持管理の中で調整池敷地内の除草作業を行っている」と答弁がございましたが、具体的には、どのような範囲を、どのような頻度で行っているのですか。

都市創造部長 除草範囲と、その頻度でございますが、周辺道路と当該調整池敷地境界から敷地内側へ2 m程度を除草範囲として、年2回程度、除草作業を実施いたしております。

以上でございます。

清水議員 調整池の周りはずべてフェンスで囲まれていると思うのですが、間違いはありませんか。また、10メートル以上の大きな木や雑草が多く生え、管理上、人が入らないところで、何があってもおかしくないと思うのですが、不法投棄、枯れ草の火災等についてはどうお考えですか。

都市創造部長 当該調整池の防犯対策についてのお尋ねでございます。

現時点におきましては、当該調整池が本町に移管された後、そういった大きな事象は起こっておりませんが、今後もそのような事象が生じないように、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、当該調整池の外周には第三者の侵入防止を目的としたフェンスを設置いたしており、今後も引き続き除草作業や当該フェンスをはじめ施設の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

清水議員 機能維持の点検を実施していると答弁がございましたが、調整池敷地内は草木がいっぱい生えていると思うのですが、どのように点検しているのですか。

また、先週起こりました6月18日の地震などによる堤体等の損傷の確認などは行っているのでしょうか。

都市創造部長 日常点検並びに6月18日の地震発生に伴います損傷についてでございます。

日常点検につきましては、集中豪雨や台風発生に伴う降雨の際、目視により当該調整池内における雨水の貯留状況や土砂の堆積状況、オリフィス柵の点検を実施いたしております。その際には、先ほど申し上げました周辺道路側とあわせて、必要最小限の範囲ではございますが、オリフィス柵までの管理通路部分においても除草等を実施するなど、円滑に日常点検が実施できるよう維持管理を行っております。

また、当該地震に伴う堤体等の損傷確認につきましては、本年6月21日に職員による

点検を実施いたしており、堤体へのひび割れや、その他構造物等への損傷がないことを確認しておりますので、当該調整池における大きな被害はないものと認識いたしております。

清水議員 わかりました。それでは、大雨に対して調整池でありますので、貯留量をその前に減らすとか、貯留量の調整等は、現在、行っているのですか。

都市創造部長 現時点におきましては、事前に貯留量の調整は行っておりません。

以上でございます。

清水議員 現在行ってないということなのですが、今回の地震を受けて、ため池等でも、雨期の時期でもありますので、貯留量を減らしてくれという話が現実に出ていますので、調整池も本来は大雨のための貯留槽なので、晴れた日に出すとかいうお考えはないでしょうか。

都市創造部長 貯留量の調整等については、今後、一定検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 その点は、よろしく願います。調整池、堤体は大きなものだと思うんですが、今回の地震で、私自身も池に関しては一杯になって切れた場合にどうなるかというのが、ちょっと気になったものなので、今後はそういう点も踏まえて維持管理をしていただきたいと思います。

③として、「若山台調整池の役割と必要性」について、伺います。

都市創造部長 次に、③の「当該調整池の役割と必要性」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、現状における当該調整池の役割といたしましては、突発的かつ断続的に降り続く降雨などの際、雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量を抑制する施設となっております。

毎年発生する台風の大型化や、突発的な記録的豪雨の多発化等の影響もあり、本町域内におきまして被害が発生いたしております。また、近年、大阪府をはじめ他府県におきましても既存ストックを活用した暫定調整池の恒久化に向けた施策が議論されております。そのため、当該調整池の今後のあり方については、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討に加え、国や大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要があると考えております。

また、このような条件が整い、仮に当該調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があると考えております。このことから、現時点におきましては具体的な方針などをお示しできる状況ではなく、下流域への安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行ったうえで、今後のあり方を適切に判断させていただく必要があるものと認識いたして

おります。

以上でございます。

清水議員 平成 27 年 7 月の若山台調整池雨水調整機能検証委託業務の報告書が出てから約 5 年、私の質問をしてから 1 年 6 ヶ月、その後の進捗状況は、一つ、伺います。

また、B 調整池、調整池の上流部に位置する 1 万 4,200 平米の池ですが、若山台調整池雨水調整機能検証委託の報告では、A・B 調整池を統合するにしても、B 調整池の面積を 6 千平米に縮小できると検証されています。仮に A 調整池を残したまま B 調整池を縮小した場合、貯留量については相当安全側になると考えますが、町のお考えはどうですか。

都市創造部長 当該調整池における現在までの進捗及び両調整池の統合について、ご答弁申し上げます。

平成 25 年 7 月、若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書におきまして、2 ヶ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果につきまして、ご提示させていただいた経過がございます。これまで、現時点における本町の基本的な考え方につきましては、過去からお示しさせていただいておりますが、当該報告書の結果といたしましては、一定の降雨条件において統合・縮小可能な結果が出ております。

しかしながら、本町といたしましては、平成 24 年 8 月 14 日の時間当たり雨量が 100 ミリを超過する集中豪雨を受け、その結果、本町域内におきましても甚大な被害が発生いたしており、その後も毎年発生する台風の大型化や、近年の極端な気象変動、さらには当該調整池が一定下流への流出を抑制し、効果的な被害軽減策であることも踏まえ、当該調整池のあり方については慎重に判断していく必要があると考え、現在に至っております。今後におきましても、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府等関係機関との協議を実施したうえで検討する必要があると考えており、このような条件が整い、仮に当該調整池を改廃するに際しても、具体的な実測データを用いた詳細な検証も実施する必要があるとございます。

このことから、現時点におきましては具体的な方針などをお示しできる状況ではなく、本暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行ったうえで、適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 1 問目の答弁でもあったんですが、現状の水路の整備基準が 1 時間当たり雨量として 48.4 ミリとなっている以上、今後、総合的な検討を行う際には 48.4 ミリを超える降雨については、調整池に貯留する必要があるもので、例えば 1 時間当たり雨量 70 ミリの場合、水路に流せない 1 時間当たり約 20 ミリに流域面積を掛けた体積が、調整池の必要体積になるように思います。

総合的に検討する手法はいろいろとありますが、例えでも出したように、検討する基準をしっかりと決めて行って欲しいのですが、どのようにお考えですか。

都市創造部長 検討にかかります手法や基準についてのご質問でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現時点におきましては、本暫定調整池の今後のあり方にかかる具体的な方針につきましては、お示しできる状況でございません。検証にかかる手法や基準につきましても、今現在は検討を行っていない状況でございます。しかしながら、今後、検討する際には、ただいまいただきました例え等も含めまして、様々な角度などから総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 今、答弁でもいただきましたが、町所有の大切な財産である調整池については、さっき答弁あったように、今後、いろいろな角度から検討・検証を行い、まず安全第一で有効利用できるようお願いして、この質問を終わります。

それでは、2番として「町立体育館」について。

町立体育館は、住民が屋内でスポーツを行う重要な拠点となっています。老朽化した町立体育館は、建築後38年目となり、平日に屋内で住民が運動できる拠点となる施設です。運動することにより、住民の健康増進、ひいては医療費削減にも繋がるものと考えます。

また、災害時の避難所でもある町立体育館は、平成28年度には耐震診断を行い、終了しています。耐震診断の結果も踏まえ、今後のあり方について、お尋ねします。

①. 現在の利用状況を伺います。

教育子ども部長 2点目の「町立体育館について」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「現在の利用状況について」でございます。

平成29年度におきましては、延べ7万891人の利用者があり、本町におけるスポーツ活動推進の拠点施設として、引き続き高いニーズを維持しているものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 ②として、「維持管理の状況」を伺います。

教育子ども部長 「維持管理の状況」でございます。

平成29年度におきましては、第1体育室の窓や扉等に網戸を設置いたしました。また、事務室のエアコンやトレーニングルームの有酸素マシン、浄化槽の部品取り替えなど、各種設備及び備品の更新や修理をはじめ維持管理について、適宜対応したところでございます。

清水議員 次に、「利用者からの苦情・要望」には、どのようなものがありましたか。

教育子ども部長 「利用者からの苦情・要望」でございますが、平成29年度におきましては、利用者の皆様から要望・苦情として正式に受け付けた事案はございません。しかし

ながら、町立体育館窓口においての担当者の説明に対して、ご指摘をいただいた事案があったとの報告は受けておりますが、事案発生後、直ちにお詫びと訂正をさせていただき、一定のご理解をいただいたと聞き及んでおります。

清水議員 それでは、ちょっと質問がかぶると思うんですが、「耐震診断を踏まえた今後の対応」について、伺います。

教育子ども部長 町立体育館につきましては、平成 28 年度に実施いたしました耐震診断の結果、2 棟ある建物のうち体育館棟について、「島本町公共施設耐震化基本計画」における目標 I s 値 0.75 を満たしておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしております。

同館は、昭和 56 年の開設から 37 年を経過し、耐震性能以外にも施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備の更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには、移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場新庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、最終的な結論を出す必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員 今、答弁の中にもあったんですが、移転・新築の場合と耐震補強プラス大規模改修の経費の差が大きいとあったんですけど、具体的には、双方経費は幾らぐらいなんですか。

教育子ども部長 費用に関するお尋ねでございますが、現時点におきましては、教育委員会としては水無瀬川緑地公園内への移転整備が最も現実的であるとは考えておりますが、あくまでも町としての方針が決定したわけではなく、また規模等についても現時点では未定でございますので、概算費用等についてはお示しする段階にはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

清水議員 答弁にもあったんですが、優先課題である町役場新庁舎の建設や、財政面の課題があるのは十分わかっていますが、改めて、いつ頃に方向性、最終結論が出せるとお考えですか。

教育子ども部長 まずは役場庁舎、学校施設及び保育所の耐震化など、優先課題に要する経費を明らかにすることが先決であるものと考えております。そのうえで、町立体育館の耐震化にどの程度の財政支出が可能かを見極め、今後の方向性をお示ししたいと考えております。

このことから、現時点におきましては明確な時期をお示しすることが困難でございますので、ご理解賜りたいと思います。

清水議員 わかりました、とは言い難いですが、仕方がないのかなとは思いますが。

冒頭でも述べましたが、町立体育館は住民が屋内でスポーツを行う重要な拠点、平日に屋内で住民が運動できる重要な拠点で、住民が運動することによって健康増進、ひいては医療費削減にも繋がると考えています。町長のお考えは、どうですか。

山田町長 スポーツや運動を行うことによる健康増進や医療費の抑制・削減につきましては、様々な調査・研究が行われているところであり、スポーツ庁におきましても、スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や健康寿命の延伸、社会全体における医療費抑制への貢献が期待されるとの見解が示されております。

町立体育館につきましては、本町におけるスポーツ活動の推進の拠点施設として、住民の心身の健康の保持・増進、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けた、大変重要な役割を担っているものと認識をしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。それでは、次の質問に移ります。

前の答弁で「恒常的に体育室が不足している」とありましたが、現在、第1・第2・第3体育室の年間使用、団体の使用枠と一般に貸し出せる枠数を伺います。

教育子ども部長 本年度の状況といたしましては、毎週1回、特定の使用時間区分を通年して使用いただく定期的使用の枠数と、教育委員会主催の各種スポーツ教室を開催している枠数を合わせますと、1週間当たり計68枠となっており、その都度の普通使用が可能な枠数は16枠となっております。

清水議員 それでは、1日の枠数と、1枠の使用時間数は、幾らですか。

教育子ども部長 1日当たりの枠数は12枠、1枠当たりの使用時間数は3時間となっております。

清水議員 1週間当たり84枠で、一般住民に貸し出せる枠数が16枠、19%ぐらいなんです。移転・新築または耐震補強と大規模改修についても、当分、結論が出ない中、利用者の高いニーズに対応する手段として、枠数を増やすことはできないのですか。

教育子ども部長 町立体育館における恒常的な体育室不足を抜本的に解消するためには、体育室を増加させる必要があるところではございますが、現有施設の範囲内で使用機会の均等化を図る方策といたしましては、ご指摘のとおり、現在3時間単位で設定している使用時間区分につきましては、1枠当たりの単位時間数を短縮することで1日の枠数を増加させる方法が考えられるところでございます。しかしながら、三島地域各市の公立体育館における各体育室の1日の枠数は3枠また4枠で設定されており、町立体育館における各体育室の1日の枠数を4枠とする設定には、一定の妥当性があるものと考えております。

また、町立体育館を長年ご利用いただいている使用団体の皆様には、現行の制度が広く浸透しておりますことや、町立体育館の今後について最終的な結論が出ていないことなどを勘案いたしますと、多くの課題を抱えたまま制度改正を行うことには慎重であるべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

清水議員 いずれにしても、町立体育館は、先ほどから言ってますように平日、屋内でできる重要な施設でもあり、また避難所でもあります。移転・新築または耐震補強プラス大規模改修をできるだけ早期に完了し、地震時の避難所としても活用できるよう、またそれまでは現施設を多くの住民に利用していただけるような運営手段の検討をお願いし、一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ） 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行わせていただきます。

1 問目の質問に入る前に、先ほど来、皆様から一言ご挨拶あったと思いますが、6月18日における大阪北部地震においての被害にあわれた方々、お亡くなりになられた方々へのご冥福とともに、未だに被災生活が続いておられる方、近隣自治体にもごぞいます。また、この町内においても、特にやまぶき園の休園が2週目に入っております。長期の在宅・待機状態ということが危惧される場所ではありますが、お見舞いとともに早急なる救済対策を願っております。

それでは、一般質問に入ります。4題、大きな質問を通告しておりますが、2番と4番に関しましては国政や大阪府政の施策や予算措置に深く関わることから、質問の順番を1、2、4、3の順番とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1点目です。「島本町初の認定こども園整備——島本の教育・保育の質・水準の維持を求める」質問です。

第四保育所耐震化は現地改修の方針、改修工事の間は休園し、その間、主として第二幼稚園廃止後に新設する認定こども園での保育受け入れを中心に保障する、という島本町の方向性について、伺います。

①点目です。この点について、2018年3月、民生教育消防常任委員会において質問しております。休園の際、児童の認定こども園への移動に伴う保育士の付き添いや引き継ぎ及び臨時保育士の雇用の確保などについて、臨時保育士の要望や意見を直接聞く機会を求めています。教育こども部のその後の取り組み状況を伺います。

続けていきます。認定こども園の課題について、昨年度町議会の後、議員研修会のテーマともなり、民間認定こども園の場合に予算審査や監査など、議会の関与が及ぶ可能性について、私自身、講師に対し質疑をさせていただきました。島本町としての従前の保育士配置上乗せ基準や障がい児保育等の補助要綱などを備えること、公有地の無償貸与

等によって公的責任・公共性を担保することが必要であると考えますが、島本町の認識を伺います。

③点目、続けてまいります。第二幼稚園保護者会とのタウンミーティングのみではなく、島本町として求めるべき幼児教育の標準について、第二幼稚園の保育水準の堅持や、公立幼稚園統合での預かり保育・就労支援型の実践の総括などを含めて、教職員の意見や要望を反映し、島本町初の認定こども園の町内での位置づけ、その質・水準について、子ども・子育て会議や、運営主体に求める保育・教育内容に反映することを求めるものです。見解を伺います。

教育こども部長 それでは、河野議員の一般質問の1点目、「島本町初の認定こども園の整備 島本町の教育・保育の質・水準の維持を求める」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「臨時職員保育士からの要望及び意見の聴取について」でございます。

第二幼稚園跡地に認定こども園を整備し、その後、第四保育所の耐震対策を講じる際には、その認定こども園が受け皿となることは言うまでもございません。その際、現在、第四保育所に在籍する児童の一時受け入れを円滑に進めるために、これまで本町で雇用している保育士を認定こども園に一定期間派遣することについては、昨年11月に開催いたしました第四保育所でのタウンミーティングにおきまして、保護者の方からご要望がございました。また、第四保育所の耐震対策を講じる際には、一定期間閉園する必要があるが、その際、現在働いていただいている臨時職員保育士の働き場所の確保や、耐震対策終了後、第四保育所を再開する際の保育士の確保につきましては、現在、検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、当事者である保育士の意見などは、事業全体の詳細を検討する中で大変貴重なものであると考えておりますことから、今後、保育所長、主任等を通じて聴取する機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、②の「民間認定こども園への議会の関与や、公的責任・公共性の担保について」でございます。

認定こども園につきましては、認可権限は都道府県にあり、個人が園と契約を結ぶ制度となっておりますが、子ども・子育て支援新制度のもと、保育所と同様、市町村が入所にかかる利用調整を行うことや、町を通じ国、大阪府及び町からの運営にかかる施設型給付費を支出すること、また町の補助メニューに基づいた助成を行うことなどから、本町として大きく施設の運営に関与することになり、町としてもチェック機能を果たす役割を担うことになるものと考えております。

なお、町立第二幼稚園の跡地の借地料につきましては、当該町有地の借地料については、本町のこれまでの対応とともに、先進自治体、近隣自治体の最近の対応状況を参考とし、現在、検討しているところでございます。躯体の建設費のみならず、老朽化した

合併浄化槽の整備費用も発生することから、諸条件を踏まえたうえで、最終的に判断してまいりたいと考えております。

次に、③の「第二幼稚園の保育水準の堅持、預かり保育等の総括を含め教職員の意見等の反映について」でございます。

整備・運営事業者を公募するうえで、保育等に実績のある既存の事業者を条件とする予定でございます。また、保育・教育にかかる個別な事項については、当該応募事業者がすでに培われてきた、本町の公立園とはまた違った事業展開も期待するところではありますが、これまで公立園として長年運営してきた現場の教職員の意見については、十分に聴取し、募集要項に反映してまいりたいと考えております。

また、有識者・保護者等からなる子ども・子育て会議における議論はもちろん、子育て家庭だけではなく、広く住民の皆さんから保育・教育のあり方に関する思いやご意見を伺う場を設けてまいりたいと考えておりますことから、本年7月にタウンミーティングを開催する予定でございます。

いずれにいたしましても、本町として初めて整備される認定こども園でございますので、本町としての要望については可能な限り反映した募集要項としたいと考えておりますが、すべてを反映し、整備運営事業者を募集することで、応募いただけないような事態が発生してはいけませんので、その点を十分踏まえながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 まとめて3点、答弁をいただいております。小さい①点目、全体にも通じることですけれども、過日の民生教育消防常任委員会で、仮に認定こども園の整備が無事に終わられて、第四保育所の耐震化に入るという段階になったときに、臨時保育士さんの雇用はいったん中断する、お暇を取らされるということになれば、1年後、第四保育所が再開したとしても、その臨時職員さんが戻ってこられなければ、今の島本町の正規職員よりもはるかに多い、支えていただいている臨時保育士さんが戻ってこられなければ、150人定員の公立の保育所としての役割が果たせないという危惧を抱いておりますし、現時点においても、その具体策がまだ見い出されていないということは、今、はっきりしたと思います。

それでは、この4月1日現在で第四保育所の入所された方々が入所決定通知をもらっておられると思うんですが、では、認定こども園に移った第四保育所の児童——移ったと仮定してですが、改修が終わられた後に第四保育所に戻れるための確約書のようなものは、入所決定通知などに付されているのか、あるいは島本町としてそれをしっかり保障するものを提示する予定はございますか。答弁を求めます。

教育こども部長 認定こども園へ移った第四保育所の児童が、第四保育所へ戻れるための確約書のようなものを町として出すのかということでございますが、文書を出すかどうか

か検討課題であります。原則、第四保育所へ在籍していた児童は優先されるものと考えております。

以上でございます。

河野議員 島本町内でも、すでに定員を満たさない、満たすための保育士の確保ができないという事態が起こっております。それも1人や2人ではないという事態を、私たちは経験しておりますので、非常にこれは現実的な問題です。

それでは、第四保育所の子ども達認定こども園に移行するときには、いったん休園中に移る場合には、正規保育士さんを認定こども園に派遣するということは、前提として持っておられますか。

教育こども部長 認定こども園に対して町の保育士を派遣するかどうか、また第四保育所で勤務する臨時職員の保育士の認定こども園の雇用について事業者に求めるなど、その辺については、まだ今後の検討課題であるというふうに認識しておりますので、現時点では未定でございます。

以上でございます。

河野議員 これ、事前にお伺いしておりません。教育こども部長は、ついこの間まで健康福祉部長を務めておられました。やまぶき園が指定管理者の指定を受けるときに、募集要項には必ず、新たな法人を選定された場合、移管をする前の3ヵ月間、経験年数5年以上の職員を確か3人ほど確保して移管を受けるといような条件を、必ず付けておられたというふうに私は記憶しております。このハードルが高いがゆえに応募を見送ったという社会福祉法人があるということも記憶しております。

ですので、今回は特に島本町の事情による公立幼稚園の廃止、そしてそのことについては第二幼稚園の保護者の皆さんも非常に断腸の思いで、そのことを認められた、受け入れられたということがありますが、今までの質問も含め、私が申し上げているのは保育の入所についての安心とともに、保育の質の担保ということでもあります。そういった募集要項について条件を付すということは、今までの島本町の施設、あるいはそういった施設については大前提としてやってこられたと思いますので、できると思います。先方の法人に事前に職員を派遣していただく、あるいは島本町の——このほうが可能性が高いですけども——町の職員、臨時保育士も含めて、引き継ぎとともに、子どもとともに派遣するということを条件として付すことは大前提であると考えておりましたが、いかがでしょうか。

教育こども部長 先ほど来ご答弁させていただいておりますように、これまで公の保育所として培ってきた高い保育については、当然、堅持していくべきだと考えております。ただ、今、ご紹介いただいた保育士の引き継ぎ等については、現在検討段階でございますので、お示しする段階にはございません。ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員 今、募集要項のことを触れましたが、今までの公立の高い質、あるいは第二幼稚園の自然豊かな幼児教育の質というものを、高い条件を担保することが条件でありまして、この応募がないことを危惧してハードルを下げるということはいかかなものかと考えます。

まして、今、申し上げたような町立やまぶき園の3年から5年の指定管理者の指定の際に当然のごとく設けてこられた条件、それと先日、拠点施設の際にも無償貸与、土地を30年無償貸与して拠点施設を設けるという、健康福祉部のそういった考え方を踏襲することは当然のことでありまして、まして第二幼稚園を廃止してまで造るということを行うたっているわけですから、その点は、当然、島本町としては考えておられる条件だと思っておりますが、今に至って歯切れが悪いということと言いますとね、ハードルはしっかりと高く掲げておく。しかしながら、それでほんとに応募する、担う法人がない場合は、公的責任において認定こども園を整備せざるを得ないと考えますが、いかがですか……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

（河野議員・質問者席から「安かろう悪かろうはあきませんで」と発言）

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、先ほど来、私が募集要項としたいと考えておりますすべてを反映し……（河野議員・質問者席から「今までやってきたやん、何で」と発言）……整備運営事業者を募集することで応募をいただけないような事態が発生してはいけませんというのは、保育の質を落とすとか、そういうことは一切考えておりません。今までの保育の質を担保しつつ、事業者の募集、そしてたくさんの方から応募していただいた中から選定ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 町立やまぶき園のときの指定には、非常に高いハードルだったということは聞いておりますので、この期に及んで、そのハードルが上げられないというのは、島本町として説明が付きません。この点については、今後もまたいろんな場所で追及をしてまいります。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

2点目にまいります。「都市計画マスタープランから不要不急の開発の表記は削除」をしてください。

①、「水の文化園構想」は、未だに「都市計画マスタープラン」や名神高速道路拡幅時の旧道路公園、現在、NEXCO西日本と島本町とで締結された協定書等にも、その表現が残されています。現時点での位置づけ、認識について、国、大阪府、島本町の現状を伺います。

総合政策部長 それでは、2点目の①、都市計画マスタープランに関連して「水の文化園構想の位置づけ」について、ご答弁申し上げます。

「島本水の文化園構想」につきましては、平成2年に本町と大阪府、そして当時の建設省の三者で基本構想を策定し、さらに平成3年に基本計画を策定しております。計画

では、水無瀬川及びその周辺において、河川の整備やスポーツ・レクリエーション施設の整備などを進めることとしております。計画策定後、水無瀬川河川敷や町道の歩道の一部箇所の整備が進められてきましたが、国や大阪府を取り巻く財政状況の悪化等によりまして、全体計画として現在は整備が進んでおらず、今日に至っております。

「島本水の文化園構想」につきましても、計画に示す各事業を今後進めていくことは困難な面があるものと考えておりますことから、今後、その取り扱いについては検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 続けてまいります。淀川水防用緊急土砂置き場等、スポーツ・レクリエーション拠点整備等の表記についても、未だに「都市計画マスタープラン」に残されております。すでに20年近く、着手も交渉もされてこられなかった不要不急の開発の表記は、すぐにでも削除すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

続いて、削除するための手続きの手法や、都市計画審議会開催の時期について、答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、2点目の②「都市計画マスタープランにおけるスポーツ・レクリエーション拠点の位置づけについて」でございます。

「島本町都市計画マスタープラン」につきましても、平成11年5月に策定し、社会経済情勢等の変化を踏まえ、平成24年6月に改定のうえ、今後10年間で取り組む都市計画の方針をお示ししたものでございます。

現行の「都市計画マスタープラン」につきましても、その位置づけといたしまして、「島本町総合計画」や、大阪府が策定される「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すると同時に、分野別の計画である「島本町地域防災計画」や「島本水の文化園構想」等との整合を持たせることとしております。そのため、「島本町都市計画マスタープラン」には、「島本水の文化園構想」における記載内容を踏まえ、当該採石場跡地にスポーツ・レクリエーション拠点施設をはじめ政策課題に対応した様々な活用方法を検討する旨、記載しているものでございます。

なお、ご指摘いただいた箇所も含め、「島本水の文化園構想」につきましても、計画に示す各事業を今後進めていくことは困難な面があるものと考えておりますことから、緊急土砂置き場にかかる記載内容のみならず、他の地域も含め、改定時点の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の③「都市計画マスタープランの改定について」でございます。

現行の「島本町都市計画マスタープラン」の目標年次は平成33年度といたしており、現時点におきましても、「総合計画」の見直しも控えており、大きな社会経済情勢や行政需要等の変化もないため、目標年次まで改定の予定はございません。

なお、「島本町都市計画マスタープラン」の改定に際しましては、島本町都市計画審

議会での審議を経ることになりますが、現時点においては、「島本町都市計画マスタープラン」の改定を議題とさせていただき審議会の開催は予定いたしておりません。

以上でございます。

河野議員 先ほど続けて訊きました、この「水の文化園構想」というのは、ほぼ、この議場によく知っておられる方はおられないと思われます。一部の方しかご存じないというぐらい、もう凍結されて長いものですが、今、「島本町都市計画マスタープラン」ですが、これは島本町単独の判断で削除することはできますか。

都市創造部長 「都市計画マスタープラン」に関するご質問でございます。

「島本町都市計画マスタープラン」の改定につきましては、大阪府が策定されます「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」等との整合を図るため大阪府に対し意見照会を行っておりますが、本町が主体的に行うものであり、島本町都市計画審議会に付議のうえ、町が改定するものでございます。そのため、記載内容に関して国や大阪府の承認等は不要であると考えております。

以上でございます。

河野議員 わかりました。そうするのであれば、島本町の都市計画審議会の意思においてできるということがわかりましたので、私は、たまたま2018年度、生産緑地地区の導入や用途地域の変更等を今年度中、島本町都市計画審議会の判断の範囲で開かれる、「都市計画マスタープラン」を一部修正されるということに繋がっていると思っております。そこに、項目として加えることはできませんか。

都市創造部長 「都市計画マスタープラン」にかかります再度のご質問でございます。

「島本町都市計画マスタープラン」につきましては、「島本町総合計画」や「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」などとの整合を図るとともに、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

現状におきまして、ご指摘の内容にかかる修正を含め、本計画の見直しは緊急性を要するものではないものと考えておりますことから、今年度開催を予定しております島本町都市計画審議会において、「島本町都市計画マスタープラン」の一部改定に関し付議することは、予定はいたしておりません。

以上でございます。

河野議員 先ほど来、自然災害、様々な議員の質疑があったと思います。この「都市計画マスタープラン」の19ページには、「災害に強い安全・安心なまちづくりの推進」ということで、まさに先日の大阪北部地震、まだ断定はされておられませんけれども、町域の約7割を山岳・丘陵地が占めていること、また有馬高槻断層帯が存在するなど、震災や土砂災害などの自然災害の危険が大きいということが明記されています。

ちなみに、これは当初の島本町の素案には明記されていませんでした。住民のパブリ

ックコメントによって、島本町の小・中学校のお子さんは教育課程といたしますか、副読本などを通じて、有馬高槻断層帯が走っているということを習っているんですよ。習っているのに、「都市計画マスタープラン」に書いてないのはおかしいでしょう、という住民の方からのご意見があって、パブリックコメントに示されて、ようやく、ここに1カ所、マスタープランに記されているんです。

そのぐらい、やはり私たち、行政や議会が意識の及ばないところに住民の方の気づきがあるということですし、先日の地震の問題もありますので、ぜひ町長、こういったことを議題にして、「都市計画マスタープラン」を真剣に、今、でき得る範囲の修正をかけるということが、今、私たち議会や審議会、現部局の任務ではないかと思いますが、いかがですか。

山田町長 今、ご指摘のあったように、昨今の状況の変化等々から、早急に「都市計画マスタープラン」を変更すべきであるというご指摘でございますけれども、先ほど部長のほうから答弁申し上げましたとおり、今現在においては、その予定はないということで、どの段階でしていくべきかということは、早期に検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

河野議員 じゃ、続いてまいります。とにかく開発指向ということが非常に島本町の都市計画においては、この間、非常に強かったというふうに思いますので、その点については、私もまた別の場所でも求めていきたいと思っております。

2番目の最後の質問です。JR島本駅西地区都市計画にかかる第三小学校を施行区域に含めることは見直し、教育現場を含め住民意見の再聴取をすべきであります。答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、2点目の④「土地区画整理事業における第三小学校の位置づけについて」でございます。

第三小学校につきましては、桜井地区と桜井西側地区の連続性の担保、第三小学校北側の敷地整序、JR軌道敷沿いの道路延伸等のご要望等があり、本町としてこれらを総合的に検討した結果、当該土地区画整理事業の施行区域に含まれているものでございます。しかしながら、当該施設はすでに公共的施設として運用を行っているものであり、公共施設として現在地に立地し、一般の宅地に比して公共的性質が強いため、特別の宅地に関する措置についてうたわれている「土地区画整理法」第95条の適用により、位置や地積等に特別の考慮を払うことができるものでございます。

そのため、第三小学校の換地等にかかる扱いにつきましては、本町といたしましては、減歩を含む換地計画に関し、減歩等を行わないことを前提として、準備組合の皆様と協議してまいりたいと考えております。また、第三小学校を含む土地区画整理事業の実施に際し、本町といたしましては、本年1月に都市計画やまちづくりにかかるご意見を募

集させていただき、あわせて住民の皆様を対象とした説明会を開催させていただきました。その際のご意見におきましても、再度の住民意見をお伺いする場の設置について、ご意見をいただいているところでございます。また、本年3月に開催いたしました島本町都市計画審議会においても、同様のご意見をいただいたところでございます。

今後、このようなご意見を踏まえ、本町といたしましては、小規模人数でのタウンミーティングの開催を検討しているところでございます。また、引き続き教育委員会との協議におきましては、教育現場のご意見をいただきながら、教育環境への影響に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 このことは、3月議会にも私、申し上げておりますが、今、小規模人数でのタウンミーティングを予定されていると。それはやっぱり大事なことだと思います。この第三小学校については、先ほど確か戸田議員のほうからも、もともとは第四保育所を新築して移転する、それも町立としてということを用意していた敷地内でもあります。また先日の北部地震によって、2年先まで第四保育所の耐震化を待っていいのかということも、非常に危惧をしているところです。

やはり、その辺での第四保育所の現地改修で間に合うのかという議論も含めて、第三小学校の敷地というのは非常に貴重な敷地であるというふうに、改めて認識したところですので、そういった点も含めましてね、「都市計画マスタープラン」に関わる大問題だということでは、小規模なタウンミーティングでしっかりと周知され、意見を聴取されることを強く求めておきます。

続きまして——これはたぶん、皆さんも今、同じような気持ちではないかと思っております。「大阪府に対し、カジノよりも森林・河川整備、災害・防犯対策を求めよう」と題して、質問をいたします。

①点目です。森林保全の観点から、間伐材等の搬出のための作業路・作業道の整備などが進められ、評価をしてきたところですが、イノシシ等の有害鳥獣による被害などや、植林、餌場などのあり方を考えた環境整備が急がれていると考えます。認識を伺います。

一方で、二つ目です、遅滞する森林整備や河川整備（水無瀬川）などの影響で、氾濫のおそれ、避難所と隔絶されるおそれのある地域に対し、災害の広報活動として、防災無線よりも広報車などの積極的な運用等が奏功すると考えております。水無瀬川左岸地域への防災・広報活動についての認識を伺います。

都市創造部長 続きまして、4点目の①についてでございます。

森林保全に関しましては、本町といたしましても、企業と連携した「サントリー天然水の森」事業の取り組みや、森林ボランティアによる活動などにより、間伐や植林など、生物多様性が維持される良好な森林環境の整備に努めているところでございます。

ご質問の有害鳥獣による被害に関しましては、本町ではタケノコを中心に、イノシシ

やシカによる農作物への被害が発生しており、各農業実行組合へのアンケートなどを通じて、その把握に努めております。そのため、現在、本町において講じております対策といたしましては、職員で組織いたします島本町鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲業務受託者が連携し、わなの設置等による有害鳥獣の駆除活動等を行い、捕獲による個体数の調整に努めているところでございます。

以上でございます。

総務部長 次に、②の「水無瀬川左岸地域への防災・広報活動」について、ご答弁申し上げます。

災害時における多様な情報伝達手段の一つである防災行政無線につきましては、平成26年度にデジタル化をはじめ大規模な整備を行い、屋外での可聴範囲90%以上を達成しております。しかしながら、荒天時に窓を閉め切った屋内におられる方への伝達ということになりますと、別の手段との併用が必要になってまいります。

現在、避難勧告等の重要な情報の伝達にあたりましては、勧告対象地域におきまして公用車による広報活動を行うことのほか、携帯電話に強制的に受信させるエリアメール、ホームページへの掲載、大阪府防災情報ネットを通じたNHK等のメディアへの情報提供を行うなど、様々な方法を用い、地域住民の皆様に伝達できるよう取り組みを行っているところでございます。

今後におきましても、災害時の広報活動につきましては、より多くの手段を用い、住民の皆様にお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 ③点目に移ってから、再質問を考えます。

1級河川水無瀬川の整備、島本駅周辺の交番設置について、過去に島本町都市計画審議会より付帯意見が出されています。議会の意見書等でも、大阪府への交番設置の要望を示しております。現在に至る大阪府の取り扱い状況について、答弁を求めます。

総務部長 それでは次に、③のうち、「島本駅周辺の交番設置」について、ご答弁申し上げます。

本町では、平成20年2月に高槻警察署長を通じ、大阪府警察本部に対し島本駅周辺への交番設置についての検討を依頼いたしており、それに対しまして、本町の犯罪発生状況や他の交番からの距離などを総合的に勘案して、「直ちに新設することは困難」との回答をいただいております。

当時と現在の犯罪発生件数を比較いたしますと、平成19年の犯罪認知件数326件に対しまして、平成29年の犯罪認知件数は123件と、60%以上減少しており、現状といたしましては、新設される環境にはないものと判断いたしております。

なお、安全で安心して暮らせるまちをつくっていくことは、行政の重要な役割であると認識いたしておりますので、今後におきましても、高槻警察署をはじめ防犯委員会等

関係機関との連携を一層深め、犯罪発生を抑止に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

都市創造部長 続きまして、4点目の③のうち、「一級河川水無瀬川の整備」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬川の管理者である大阪府から、昨年度におきましては、水無瀬川を含む「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」に基づき、時間雨量50ミリ対応の一部未整備区間について、検討を行う旨の回答をいただいております。このことを踏まえ、本年度に再度大阪府に当該河川における整備進捗を確認したところ、時間雨量50ミリ対応につきましては、「整備済み」である旨の確認をさせていただいたところでございます。本町といたしましては、今後も引き続き大雨災害対策について、大阪府と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

河野議員 これはすべて大阪府の予算措置による事業について、列挙させていただいております。これは私だけが言っているのではなく、過去に近隣商業地域の用途地域の見直しの際に、交番設置が前提であるというような、ある若いお父さんの発言などを受けて、都市計画審議会で付帯意見を付け、その後、防犯委員会からも要望し、最終的には、この島本町議会でもほぼ全会一致で島本駅周辺の交番設置ということは求めているわけですから、様々、大阪府がいろんな基準を作って、つくれない理由をおっしゃっているようですけれども、先ほど言いましたように、カジノを造る時間と暇があれば、お金があれば、ということなんですよ。

夢洲のようなところで、液状化するおそれのあるようなところにインフラ整備をし、地震や津波被害に弱い人工島を造り、アクセス整備費に巨額の税金を投入するかのような、このようなことを許してはいけないというふうに思っております。これは後々に、また議会の皆さんとも話し合いをし、間違ってもカジノが来るようなことにならないように議会としても声をあげていき、様々、今、申し上げたようなことは大阪府において、いの一で取り組んでいただきたい。

またもう1点は、島本町、京都府との県境でありますので、様々犯罪などが起こった際に、やはり県境があるという意味では不安材料がございます。それをもちまして、私は防犯のための交番が必要であるというふうに申し上げております。答弁は特に求めませんが、何かございましたら、ありますか、答弁を求めます。

総務部長 先ほどの答弁を繰り返すことになるんですけれども、平成20年2月に要望した際には、犯罪発生件数や他の交番からの距離、そういったものを総合的に判断されて回答されておまして、現状では6割程度減少しているということでございますので、現時点では、先ほど申し上げましたように、新たな交番設置がされる環境にはないというふうに判断いたしております。

以上でございます。

河野議員 今後もまた引き続き求めていきたいと思っておりますし、大阪府に対しても求めていきたいと思っております。

最後の質問にまいります。「第6次行財政改革、広域行政、財政問題は、住民と課題の共有を」と求めます。

①点目です。「小さい町の豊かな暮らし」を訴えた山田町政の2年目に入りました。いよいよ「第6次行財政改革プラン」の素案が発表され、明日までがパブリックコメントの期日となっております。「持続可能なまちづくり」を考えるにあたり、清掃工場の多額の維持補修費用の現状、ごみ処理の広域行政協議での島本町の置かれている現状、ごみ焼却場にかかる国・府の制度上の課題などを、今、住民と情報を共有し、島本町が今後取るべき行動について論議すべきであると考えます。答弁を求めます。

総合政策部長 それでは、3点目の①、行財政改革に関連して「ごみ処理にかかる現状と課題等」について、ご答弁申し上げます。

本町の清掃工場は、建設後すでに27年経過しており、毎年、予算の範囲内で延命化を図るための施設整備を行い、施設運営に支障が出ないように維持管理に努めているところでございます。また、ごみ焼却場にかかる国・府の制度上の課題といたしましては、施設更新のための国の特定財源として「循環型社会形成推進交付金」がございしますが、交付対象要件が、人口5万人以上または面積が400㎥以上となっており、本町はいずれの要件も満たしていないことから、施設更新にあたり、交付金等を活用することはできません。

これらの現状・課題を踏まえ、今回作成した「第6次行財政改革プラン案」におきましても、継続課題として、「広域連携の推進」項目の対象の一つに、ごみ処理の検討をあげているものでございます。従いまして、本町といたしましては、引き続きごみ処理の広域連携を目指して、各種検討・調整に努めてまいりたいと考えております。

なお、清掃工場の現状等につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」や事務事業成果報告書などにより住民の皆様へ情報提供を行っておりますが、引き続き、住民の皆様への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

河野議員 行財政改革の②点目です。ほかの自治体よりも優れた教育や福祉の水準、例えば例として就学援助制度、また町立地域包括支援センターなどについて、同様に国・府の改悪などが先行している点、これも住民と課題を共有したうえで熟議をし、結論を出すことが必要であると考えておりますが、いかがですか。

総合政策部長 続きまして、②の行財政改革に関連した「教育・福祉の課題等」について、ご答弁申し上げます。

今回、作成した「第6次行財政改革プラン案」及び関連する方針案につきましては、

個人給付や補助金、各種事業等の見直しにあたり、町単独で実施している事業や、国・府の基準に上乘せして実施している事業等を中心として、効果や目的の検証を行いながら、見直しを検討していくこととしております。これは、町独自の給付・サービスや上乘せの基準等をすべてなくすということではなく、これらの事業について、社会経済情勢や住民ニーズの変化、町の財政状況、近隣自治体の状況、国・府の基準や制度の状況などを踏まえ、町の計画・施策との整合や費用対効果などについて検証を行い、真に必要とされる事業に財源を集中させていくための基本的な考え方でございます。

教育・福祉分野におきましても、サービス費の増加や、基盤整備等の課題に的確に対応し、今後もサービスの確保や支援の充実を図るため、継続して行財政改革を進め、既存事業の整理・効率化を図りながら、新たに必要とされる施策に財源や人員等の資源を投入し、住民サービスの維持・充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 最後になると思いますが、先ほど1問目でも申し上げた、いかに福祉や教育、福祉金などを削って、何百万単位で削ったとしても、ごみ処理の費用については見通しが立っていない。このごみ処理の広域化協議がなぜ進まないのかというのは、住民全体の素朴な疑問として続いております。

しかし、これは平成の——国の「押しつけられた」と私は申し上げますが——大合併のときに、周辺の自治体の意向を顧みない、合併の見送りとともに住民アンケートをそのまま高槻市にお渡ししたり、あるいは住民・議会の論議が不十分なまま、いろいろな要望の交渉に入るということで、高槻市からは論議が不十分だという指摘も過去には受けております。

このような失敗も含めた協議経過と反省を住民と共有することが必要と私は考えておりますし、町長、そして、この4月から着任された副町長におかれましては、こういった他の自治体との広域連携の協議においては、島本町民、そしてこの町議会のほぼ全員、あるいは圧倒的な合意と熟議が成立したうへではじめて、他の自治体への様々な交渉や協議に向くということが鉄則だというふうに考えます。この点については、やはり過半数さえ取ればよいというような考えのもとで、過去にもそういった反省点があります。そういったことで、これ以上高槻市をはじめとした隣接の自治体との関係性が広域連携においてマイナスとならないように……。

川嶋議長 残り少なくなっています。

河野議員 その点については、町長、副町長には強く求めたいと思っております。それが、この行財政改革の一步だと考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

山田町長 ごみ処理の問題については、本町にとって大きな課題であると認識をしております。また広域行政を推進していくうへでは、行政だけでは進められるものではなく、住民の皆様、また議会の皆様と一枚岩になって取り組まなければならない課題であると

いうふうを考えております。

さらに、ごみ処理施設については、立地する施設周辺住民の理解がなければ実現できないものでありますので、簡単に解決できる問題ではないというふうには考えております。今後の対応につきましては、慎重な、かつ丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小田副町長 お答え申し上げます。

一般に、広域連携の推進にあたりましては相手方自治体のあることでありますので、その相手方との信頼関係を構築しながら進めていかなければならないと考えております。特にごみ処理については、事務の性質上、本町及び相手方の住民の理解が得られなければ、これを実現することは困難であるというふうにも考えております。

こうしたことから、住民の皆様への情報提供をしっかりと行いながら、広域連携の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

川嶋議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時19分～午後3時50分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員 (質問者席へ) 自由民主クラブ・野村篤でございます。このたびの震災に関しまして、被害にあわれました皆様、特に小さいお子さんの命が失われたということに関しまして、島本町内では幸いそういった被害はないという状況はございますけれど、まずその旨、お伝えして早急に、特に交通、そういった子どもの通学路に関しても、すぐに島本町内では調査に入られたということに関しましては敬意を表するとともに感謝を申し上げます。引き続き体調に留意されまして、通常業務にあたられる際には、引き続きこの島本町のためにお仕事を頑張ってくださいますよう、よろしく願いいたします。

では、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

「～ 水が生きる島本町 ～ 自然資源の活用について」。

保全から活用へのステップを。

昨年の一般質問でも質問をさせていただきましたが、島本町には恵まれた環境資源がございます。尺代地域、そして大沢地域と、広範囲にわたる山林、また水無瀬川の恵みが、この町を潤します。自然をありのままに放置することではなく、当事者の方々が汗をかき、試行錯誤のうえで積み重ねてこられたことが、今の島本に繋がっていると考えます。

今後、次の世代にこの町を繋ぐためには、より自然とふれあう機会、やさしさも厳しさも感じる経験を子ども達や外部の方々へ提供することができるよう、環境を整えるこ

とが必要です。

そこで、以下の内容について問います。

①島本町内の、子ども達に自然教育を提供する機会と環境の現状は。また、今後の展望を問います。

②島本町外からの島本町を知るきっかけ、訪れる要因となるような環境資源活用についての現状はいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。よろしくお願いたします。

教育こども部長 それでは、野村議員の一般質問について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「島本町内の、子どもたちに自然環境を提供する機会と環境の現状及び今後の展望について」でございます。

幼稚園及び保育所におきましては、主に4歳以上の児童を対象に、水無瀬川へ行き、水生生物を観察・捕獲し、石を組んで池を作るなど、水と触れ合い、山林に分け入り、竹の切株など踏みしめながら進むなど、日常では感じにくい土や草の感触を五感で受け止められるような機会を設けております。また近隣の農家の方々のご協力により、畑をお借りして、さつまいも、いちご、トマトなどを栽培・収穫し、食育の観点から島本の自然を感じ取ることができる保育を行っているところでございます。

小学校におきましては、水無瀬川探検や川の生き物調べ、水質調査などを行っております。また地域の方々のご協力のもと、学習田にて田植え・稲刈り体験を行い、米づくりを行っております。さらには、町内めぐりや校区探検の一つとして、尺代の漁場において、アマゴ釣り体験も実施しているところでございます。

今後におきましても、引き続き児童生徒がふるさとの自然に親しみ、自分の身近な環境に関心を持つこと、環境美化や、環境保全をはじめとする地域の活動を主体的に進めるような取り組みを進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、①の「島本町内の、子どもたちに自然教育を提供する機会と現状及び今後の展望について」のうち、都市創造部所管分についてでございます。

本町では毎年7月に、子どもたちに本町の自然や環境を楽しみながら学び、考えるきっかけにしてもらうことを目的に、名神高速道路高架下付近の水無瀬川河川敷にて「ワクワク！しまもと環境学校」を開催しております。このイベントでは、環境をテーマとした各住民団体、事業者による出店のほか、子どもたちが実際に水辺の生き物に触れ合い、その生態や棲みかとする水無瀬川に親しみを持ってもらうため、いきもの観察会を実施しております。また、島本町環境基本計画を推進する「しまもと環境・未来ネット」におきましても、放課後子ども教室に講師派遣するなど、児童への環境学習を行っております。

今後も引き続き、多くの子どもたちに本町の自然資源について関心を持ってもらうよ

う、環境学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の「環境資源活用の現状について」でございます。

本町は山林が町域の6割を占め、また、大阪府内で唯一の水百選に選ばれた「離宮の水」があるなど、自然環境の豊かなまちであり、それらの資源を活用し広くPRしていくことで、町外から足を運んでいただく方が増える要因となるものと認識しております。

水と緑などの自然環境を生かした特徴ある取り組みといたしましては、尺代でのアマゴ・マス釣りがあり、町内外からの利用者も多く、本町のホームページや『しまもとMAP』にも掲載してPRしているほか、「離宮の水」を活用した商品を「離宮の水ブランド」として認定し、島本町発のブランドとして広く認知していただくなど、本町ならではの魅力を生かした取り組みを進めているところです。

そのほか、「大沢のスギ」や、「おおさか環状自然歩道」などの自然環境に関する魅力も多く存在することから、今後におきましても、引き続き活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 関係各所に対しまして、自然教育と環境資源の活用に関する現状についての答弁をいただきました。

特に幼稚園、また保育園での水のふれあい、また小学校での学習調査などによって、島本町で育つ子ども達が、この町の特色を強く感じるような施策、教育施策に関してされているということに関して、深く感じることでございます。

では、現状に関しまして、今、ご説明いただきましたけども、新しく設立される保育所に関しまして、こういった現状の環境教育、自然教育に関してのこういった施策をされるのか。現状に関して、何か把握されているところ、ございますでしょうか。

教育子ども部長 当該保育予定地は、静寂で緑豊かな環境に立地しております。運営事業者では、保育を実施するにあたり、この環境を活用する内容を検討されております。具体には、園庭全体を「秘密基地」と見立てるコンセプトを持ち、神社の樹木はすべて伐採せず、あえてそのまま残し自然と触れあうようにする、保育園敷地内東端の雑木林をできる限りそのままに残し、子ども達が植物や昆虫など自然のありのままの姿を体験できるようにする、などございます。

以上でございます。

野村議員 今回、この保育所が計画されている敷地、それは水無瀬神宮の敷地内であるということでありまして、この関わりを保育内容に何か活かされるということも十分考えられますけれども、計画されていること、何かございますでしょうか。

教育子ども部長 境内の自然そのものの活用とともに、長い歴史を持つ神宮が、生きた学習の場であるとの認識に立ち、整備事業者から、季節の行事などを含め、あらゆる保育の場面で神宮に対して連携協力をお願いをされていると聞いております。

以上でございます。

野村議員 今、連携協力という言葉でのお願いをされているということでお伺いしましたけれども、では、地域の連携という点では、この「子どもを地域で育てる」「子どもを地域で見守る」という考え方の一つは、もう定着したものでありますけれども、地域との連携と共存についてはいかがでしょうか。近隣住民の方との関係づくりと、また、ご理解の状況も含めてお聞かせください。

教育こども部長 整備運営事業者におかれましては、近隣住民宅を訪問し、関係資料を配布、適宜ご意見やご質問をいただくとともに、要望に基づいて質問やご意見をいただく会を設けております。その中で、交通量の増加安全策、境内の樹木の処理、工事等のスケジュール、音への対策等に関して、ご意見などいただいたところでございます。

なお、地域との共存につきましては、事業者において、地域に対し保育園の行事のお知らせ、夏祭りなど地域行事への参加を予定されており、可能な限り地域住民の保育園運営への参画をお願いすることや、保育園側としての地域への溶け込みに努めたいとの意向をお持ちでございます。

以上でございます。

野村議員 すでに整備運営事業者側が意見を聞く会を設けられておりまして、意見交換行われたこと、また積極的に地域と溶け込むようなご意思をお持ちであるという、そのご意向も認識させていただきました。

保育園、幼稚園、そして小学校や中学校といった教育設備環境だけではなくて、子ども達を皆で育てることで、子ども自身が自分は一人ではないと、そういう安心感を得ることに繋がりますし、また自然環境に触れあうことで、「人」が「生き物」の一つであることも感じて、畏敬の念を持って自然と共存し、そして自然を活かすことも学ぶというふうに考えます。

子ども達が育ちやすい環境を整えることによって、子育て生活に関して、親御さんの支援にも繋がっていく面はあるかと思えます。島本町に住んで良かったということで、ぜひ10年後、20年後に感じていただけるような、そういう未来への投資を、ぜひ続けていただきたいと思っております。

教育委員会にいただいた答弁に関しては、一通り、これで終了させていただきます。次に移らせていただきます。

先ほど、都市創造部から答弁いただきました中の「ワクワク！しまもと環境学校」に関して、お尋ねさせていただきます。

まずは、水無瀬川の環境の現状や、水棲生物の状況はいかがでしょう。また、現在、何度目の開催でしょうか。過去の経緯等もお尋ねいたします。

都市創造部長 「ワクワク！しまもと環境学校」において実施しております生き物観察会では、水辺に棲む指標生物の数を確認することで、その水のきれいさの程度を把握いた

しております。平成 29 年度では、サワガニやヤマトビゲラ類など、きれいな水に生息する生物が確認され、水無瀬川の水質が良く、様々な水棲生物が生息していることが把握できております。

次に、開催回数でございますが、平成元年から平成 26 年度まで実施しておりました「水無瀬川ウォッチング」と通算いたしまして、平成 29 年度で 28 回となっております。

以上でございます。

野村議員 では、前年度の来場者、そして主催者の参加者数はいかがでしたでしょうか。また、町外の方も対象者としているのでしょうか。

都市創造部長 「平成 29 年度の来場者数等」についてのお尋ねでございます。

平成 29 年度の来場者数等と主催者側の参加者数でございますが、来場者は大人 112 名、子ども 151 名、合計 263 名で、主催者側は出店者が 6 団体 8 ブースで約 40 名、ご参加いただき、町職員は 14 名で対応いたしました。

続きまして、町外の方についてのご質問でございます。

当該事業、案内につきましては町内の方のみではございますが、町外の方が来場いただいた際も、ご参加いただけるものとしてしております。

以上でございます。

野村議員 各種、回答いただきました。ありがとうございます。

では、この周知・PR 方法については、どのように実施はされていますでしょうか。

都市創造部長 当該事業の「周知・PR 等について」でございます。

「ワクワク！しまもと環境学校」の PR 方法につきましては、町広報誌やホームページ及びフェイスブックに掲載するほか、町内の小学校、幼稚園、保育所にチラシを配付いたしております。

以上でございます。

野村議員 町内への PR、ホームページはございますけれども、町内への PR が主であるということで認識しましたけれども、先ほど町外の方もそこにいらっしゃるときには参加できるという、その状況というのは、どんなことが考えられますでしょうか。

都市創造部長 ご参加いただきました方には、どちらから来られましたか、ということで、ちょっとアンケート方式で、その辺はうちも把握させていただいております。お伺いしておりますと、「ホームページを見ました」でありますとか、中には偶然たまたま遊びに来て、そういうイベントがあったので参加させていただきましたとか、いろんな形でご参加いただいて、非常に町内、町外の方、分け隔てなく楽しんで、学んでいただいているという認識でございます。

以上でございます。

野村議員 町外の方に関しては、ホームページであったり、たまたま偶然、水無瀬川の環境をお好きで来ていただいている方が参加されるということで、把握させていただきます

した。

今回、昨年度に関してはフェイスブックの活用でということは、されていなかったということでしょうか。それだけ確認、まずはさせていただきます。

都市創造部長 フェイスブックについても、活用のほうはさせていただいていたかと記憶いたしております。

以上でございます。

野村議員 有効にインターネットを活用した広報が効果をあげているのかなというふうに認識をさせていただきますので、引き続き、その点、よろしく願いいたします。

今後、この「ワクワク！しまもと環境学校」に関しましては、イベントの来場者数を増やしていく余地はあるのかどうか、また、その際にはどういった方法で増やしていくというものを何か検討事項あるのか、聞かせていただければと思います。

都市創造部長 平成 29 年度にご出店いただいております 6 団体につきまして、ちなみに申し上げますと、しまもと環境・未来ネット、しまもと自然愛好会、島本竹工房、NPO 法人島本森のクラブ、トッパン・フォームズ関西株式会社大阪桜井工場、フォレスト島本でございました。今後につきましても、継続的に他団体にも働きかけを行いまして、より多くの参加団体と連携して事業を実施するとともに、イベント内容の充実を図り、より多く子ども達にご参加いただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

野村議員 イベントとして、この「ワクワク！しまもと環境学校」に関して、子ども達に特に学びの機会、そして自然に触れ、学習する機会を得ていただけるきっかけになるということで、ぜひ継続的に、かつ外部団体の方に 6 団体 8 ブース、40 名のご参加もいただいているということで、引き続き、この団体の方々にも継続的な参加をしていただけるよう、取り計らいをよろしくお願いいたします。

では、次の再質問に移らせていただきます。

環境資源として町内を見渡したときには、大沢地域と尺代のアマゴ・マス釣りに関しまして、島本町内のみならず町外からの利用者というのも、今後、大きく伸ばす余地というのはあるかと考えます。先ほどから、大沢地域に関しましては他の議員からも多数質問ございますので、特に今回、大沢のキャンプ場に関しましては廃止の決定をされたという現状でありますけれども、今後のこの大沢のキャンプ場廃止後に関しまして、お尋ねいたします。

現状、キャンプ場としての利用に関しては廃止と、かつ、その理由としましてはハチへの対策、そしてクマへの対策ということがあげられておりますけれども、大沢のキャンプ場を次にどういう形で活用していくのかということのお考え、これはキャンプ場としての運用廃止という決断をされた町長に、ちょっとお尋ねすることでもあるんです

けれども、このキャンプ場廃止の決断をされたということは、行政での利活用に関しては基本的に、今後、行わないのか。

そして、例えば民間企業のような団体に、例えばですけれども、民間では森林、自然をそのまま活用するツリーイングのような遊具、遊びであったり、森を森のまま活用できる専用のハーネス、安全装置ですかね、そういったものをつけて、木と木を渡って空を歩き回るようなフォレストアドベンチャーという、そういったアスレチックのようなものも様々な運用されているというふうな現状あるかと思えますけれども、この大沢キャンプ場を廃止した後に、次、どうするのかということに関しまして、町長のお考えとしては、まず行政として次、何かをするのか、もしくは民間企業のような、そういった外部団体に貸す、もしくは運営を任せるような、そういった方向にいくのかということのお考えを、お聞かせいただければと思います。

山田町長 キャンプ場の跡地の今後の活用についてでございますけれども、今、野村議員からご提案があったようなツリーイングであったりフォレストアドベンチャー、そういったことをされておられる団体の方に使っていただくというのも一つの手かなというふうには考えておりますし、また、今後の方向性としましては、まだキャンプ場を廃止した理由というのが、クマが出没しているということとスズメバチが出ているということでもありますので、一般の方に来ていただくのに安全かどうかということも、一つ、大きな課題になってくるかと思えますので、今後の方向性としては、また各部局と相談をさせていただきながら、どういう方向性になっていくかというのを決めたいなというふうに思っておりますので、現段階ではどちらということではなく、いろいろなことを検討しながら、どういった方策があるかということ、少し時間をかけて協議したいなというふうに思っております。

また、そういった意味では、先ほどからもご答弁申し上げているとおり、例えば森林整備の拠点に使えないのかということもありましたし、いろいろなことが考えられると思います。行政がそのまま町の土地として使っていく、もしくはどこかの事業者に貸し出していく、いろんな方法があると思いますので、またそれは今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

野村議員 町長からのご答弁をいただきました。まだ未定であり、今後の検討課題であるということで、特に6月18日の地震もあってということもありますけれども、大沢での待避場所といいますか、大沢のキャンプ場を廃止するけれども、次どうするかという検討課題の中に、例えば、大沢の方々がそこに何か災害があったときに待避できるような待避場所として、何か民間団体にお貸ししたときには、そういう設備を用意してくださいといったことであるとか、あとは大沢の方々がそういう災害があったときに近隣のゴルフ場に逃げ込むような協定が結ばれているのかとか、いろんなことの検討課題はあるか

と思いますけれども、町長としてはまだ現在、長い目で見たときの考え方、検討をしていくという判断であるということで、認識をさせていただきました。

1点だけ、答弁いただければと思うんですけれども、大沢地域の方が近隣のゴルフ場に何かお困りのこと、特に震災、災害等に対して、安全確保のためにそういった設備を頼られるといった、そういった協定は結ばれているのか。現状だけ、確認させていただきます。

総務部長 現時点では結んでおりません。

以上でございます。

野村議員 承知しました。結んでないということで、引き続き大沢のキャンプ場だけではなく、今後の地域一帯のことを考えたときの活動内容に関しまして、他の議員からの質問ありましたけれども、検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

では、大沢から少し外れまして、尺代に視点を移させていただきます。

私も一般質問で各種答弁等もいただいておりますけれども、尺代のアマゴ・マス釣りに関しまして、インフラ整備に関して、トイレ、各種設備に関しての資金が必要といった声もあるようですけれども、補助金等の支援策に関しては、何かお考えでしょうか。

都市創造部長 尺代漁業協同組合への支援策といたしましては、平成 28 年度におきまして、地方創生加速化交付金を活用し、商工会への補助事業の一環といたしましてテンカラ釣りの取り組みを支援させていただいたところがございます。その後における尺代漁業協同組合の国等の補助制度については、現時点において支援に至った事例はございませんが、補助要件を満たす可能性があれば、必要に応じて尺代漁業協同組合に対して協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 現状での補助金等の施策に関してはない、というご回答をいただきました。

テンカラ釣りの話を今、頂戴しましたけれども、PR活動に関して絞ったときに、現状、何か効果測定といたしますか、効果は何か出ているのでしょうか。どういった認識でしょうか。

都市創造部長 「テンカラ釣りの取り組みにかかります効果」についてのお問い合わせでございます。

テンカラ釣りだけに限らず、尺代の漁業協同組合におきましては、島本町のふるさと納税の返礼品にもご協力をいただいているところであり、今年のゴールデンウィークでも相当数の予約が入られて、ほんとにキャンセル待ちの状況であったというような形で、報告のほうは伺っているところがございます。そのようなことを勘案いたしますと、やはり町がいろんな媒体等を通じてPRさせていただいた分も、少なからずともプラスの方向に影響しているのではないかなというふうに認識いたしております。今後におきましても、観光マップやホームページ、ケーブルテレビなどの媒体により、随時情報発信

に今後も引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 各種、テンカラ釣りのみならず、先ほどのご答弁いただいた中で、PR活動が功を奏しているのではないかということは、ゴールデンウィークの来場者数に関しても見て取れるということで、把握させていただきました。

どうしても、ゴールデンウィーク中という言葉、今おっしゃいましたけども、その運用上の話になりますが、ゴールデンウィークを明けると、この漁場に関してはいったん閉鎖されて、秋の、ちょうど台風が終わったシーズンにまた開かれるというのが、このアマゴ・マス釣りの現状であるというふうに聞いております。夏場のシーズンというのは、この地域というのは、「もったいない」という言い方もあれですけども、せっかくのいい自然があるという状況ではありますけれども、活用されてないという状況があるんですけども、何かそのあたり、町のほうで、いわゆる現状ではオフシーズンであるというところへの認識、かつ漁協様との前向きな協議等々は今、何か行われておりますでしょうか。

都市創造部長 ご質問いただいておりますアマゴ・マス釣りにつきましては、水温の低い冬季を中心に行われておりますことから、議員ご指摘のとおり、水温の高い夏季には実施されておられません。

なお、水無瀬川は1年を通じて自然の魅力を感じられるスポットであり、そのため夏季においてもアマゴ・マス釣り以外の活用ができないかというお声もいただいております。その一つとして、過去にバーベキュー場の設置についてご質問いただき、その際にもご答弁を申し上げましたが、施設の整備のみならず、地域の合意形成や事業者の参画の意向が必要不可欠であるものと考えております。

本町といたしましても他市の事例等を調査しておりますが、設置場所や周辺の状況等が異なることもあり、現時点において事業化に向けた環境は整っておりませんが、地域資源の活用策につきましては、今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 ありがとうございます。ゴールデンウィーク終了から秋口までオフシーズンであり、運用されてないということに関して先ほど申し上げましたけれども、シーズン前、秋口前に、釣り場の修繕等がどうしても必要であるということも、現場の声として聞いております。そういった修繕等に関する財政的な支援というのは、何かございますでしょうか。

都市創造部長 「釣り場の修繕について」でございます。

毎年、シーズン前に、漁業協同組合が実施されておりますが、こちらの作業につきましては、他市町村の各漁業協同組合でも同様にされていると聞き及んでおりますが、自治体ではなく、各漁協が営業を行うための作業であるものと認識いたしておりますので、

本町といたしましては、財政的な支援を行うことは困難であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

野村議員 やはり特定の営業収益を得るような形のものに対する財政支援はなかなか難しいという認識で、聞かせていただきました。

尺代の話ですので、どうしても耳に入ってきますのは、やはりクマのことでございます。安心して、そういった漁場にも来場いただくためには、一定の何か対策というのが必要になってくるかと思えますけれども、クマ対策に関して、いかがでしょうか。

都市創造部長 尺代地区につきましては山間部であり、北摂山系一体に生息しているクマ等の接近を完全に排除することは不可能でございます。

なお、本町としての対策といたしましては、クマ等が発見された場合、しまもとタウンメールや公式フェイスブックを活用して情報発信するとともに、野生動物と出会ったときの対処方法の周知もあわせて行っているところでございます。今後も、速やかな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

野村議員 クマ等の対策といたしますか、近隣、特に山間部では、やはりクマと共生する、生き物と共生するような、そういった環境、どちらかという意識が強うございますけれども、なかなか普段見慣れない大きなツキノワグマに対して、私たちはなかなか見慣れていないという現状があるかと思えます。引き続き、厳しい自然とも付き合うような形で、そこに大きな被害にならないような対策も、ぜひしていただければと思います。

先ほどの財政的な支援に関して回答もいただいたところであるんですけども、どうしても支援者が、漁協であったりバーベキュー場といった、そういったものに対しての支援が、対象者が限定しているからということも含めて財政的にも支援できないということで難しいということであれば、違った視点、例えば定住促進といった形で、地域全体の課題に対して何か行政として支援をしていくような形は取れないのでしょうか。

都市創造部長 これまでも、地域全体の活性化や観光振興に繋がる地域の取り組みに対して、一定の支援を行ってまいりましたが、対象者や目的が地域住民全体に影響の及ぶ公共性・公益性の高いものにつきましては、支援の必要性が高くなるものと考えております。他市町村では、人口減少や地域活性化等の課題解決のためのまちづくり協議会等の組織作りへの支援等を行う事例もございますことから、今後、地域のニーズ等を踏まえながら、他市町村の事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 答弁をいただいた中で、特に私自身、まちづくり協議会等の組織作りに関して支援を行うというようなこと、事例も何かあるというふうに、そこに何か、私自身は今後の前向きな視点があるかというふうに考えております。地域のことは、やはり地域にお住まいの方々が最も詳しく、かつ愛着も持って、そこにお住まいでいらっしやいます。

町はまた地域の集まりですので、地域は、そこにお住まいの皆様が何か地域運営組織としての、例えばエリアマネジメント活動、そういった行うようなNPO団体の設立とか、長期的な視点での地域運営団体という組織作りが、行政だけではなし得ないようなことを補う存在として、今後、あるのかなというふうに私自身は考えております。

また、新しい人の流れ、特に尺代でしたら5月時点ですかね、空き家が7カ所ぐらいあるような形で、以前のタウンミーティングで話があったということからも、そういった定住促進に関して、今後、その見方で、特定の地域に関しても支援をしていくといったことも継続的に必要かというふうに思います。

「環境づくり」という視点でいいますと、子どもや自然といったものだけではなくて、組織がその環境を維持して運営していくという面もございまして、今後も継続的に島本町の資源と、自然環境に止まらないような環境づくりの改善に関しまして、行政がご支援いただくことに関しまして期待申し上げます、これで一般質問を終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ） 2018年6月定例会一般質問を行います。

一つ目、「生物多様性」について。

本年、島本町で策定される「生物多様性に配慮するガイドライン」の作成では、2012年に行われた島本町自然環境調査等業務報告書が参考資料として重要な役割を果たすものと思われまます。しかしながら、現状、その文書の保存年限は5年となっています。当時、2千万円以上をかけて町全体の生物・植物調査を行った、その報告書、それが文書取扱規程に従い廃棄されていてもおかしくない状態だったわけです。

これら、島本町の生き物調査の結果は、島本町にとってのみならず、広く社会的または学術的にも貴重なデータです。「生物多様性国家戦略2012-2020」の中では、生物多様性の状態が十分には把握されておらず、科学的認識に基づく評価が不足していることが課題としてあげられています。また、国、地方自治体、博物館や専門家、市民などが、それぞれの調査・研究により明らかにした生物多様性に関する情報を、お互いが使いやすいように整備し、具体的な対策に活用することの必要性も述べられています。

これらのことを踏まえ、「生物多様性に配慮するガイドライン」作成に向け、本町の生物多様性の基礎的なデータとしての報告書等の取り扱いについて、伺います。

都市創造部長 それでは、中田議員の一般質問の1点目、「生物多様性」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「報告書等の取り扱いについて」でございます。

本町では、平成26年8月に、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「島本町環境基本計画」を策定し、「自然と人が共生できるまちづくり」を推進して

おります。また、本計画の作成の基礎資料として活用することなどを目的に、平成 23 年度に島本町自然環境調査等業務を行っており、町内の自然環境の基礎データの調査・収集及び整理を行い、生態系の状況等を報告書にまとめております。この報告書につきましては、島本町文書取扱規程により、「調査及び統計に関する文書」として保存年限を 5 年としておりました。

今後は、国が策定した「生物多様性国家戦略」の趣旨を鑑み、生物多様性の基礎的なデータの蓄積や、情報の共有のあり方について検討してまいります。

以上でございます。

中田議員 これまでの環境調査等のデータ、例えば水無瀬川の観察会の記録や、2006 年に行われた駅西側自然環境調査業務の報告書の扱いはどうなっていますか。同様に検討されるということで、良いですか。

また、今後、環境調査等のデータについても、その情報共有のあり方が引き継がれるよう、今年度、策定される「生物多様性ガイドライン」の中に、データの扱いについての文言を入れることを検討されてはいかがでしょうか。

都市創造部長 「ワクワク！しまもと環境学校」で実施している生き物観察会の結果につきましては、環境省が実施している全国水棲生物調査にて報告しております。また、平成 18 年度に実施いたしました J R (仮称) 島本駅設置に伴う駅西側自然環境調査業務の報告書につきましては、平成 23 年度に実施いたしました島本町自然環境調査等業務報告書と同様の保存年限となっております。

なお、重要な野生生物のデータの取り扱いにつきましては、今後、作成するガイドラインの中の配慮事項の一つとして記載されるものと認識しておりますが、その具体的な内容につきましては、現在、検討中でございます。

以上でございます。

中田議員 これまでも、一部の記録については報告及びデータの共有が図られているとのこと、大変評価できるものです。調査データの情報共有の方向性が今後も担保されるよう、検討をよろしく願いいたします。

次の質問です。2014 年に策定された「島本町環境基本計画」には、基本施策として生物多様性の保全が掲げられています。そのうち、町が主体となって取り組む施策の内容は、以下の四つです。①つ目．生物多様性に関する情報の提供、②つ目．重要な野生生物の保護、③つ目．外来生物対策の推進、④つ目．野生鳥獣の適正管理、です。

計画策定から 4 年が経とうとしています。特に、②の重要な野生生物の保護について、2012 年の自然環境調査で把握された重要な野生生物の調査結果は、どのように活かされているのでしょうか。これまでと、今後の取り組みについて伺います。

都市創造部長 続いて、2) 点目の「重要な野生生物の保護について」でございます。

本町は豊かな自然環境に恵まれ、重要な動植物をはじめ多種多様な生物が生息・生育

しており、この環境を維持・継続するためには、生物多様性に関する情報を広く住民の皆様や事業者等へ提供するとともに、重要な野生生物の保護、外来生物対策の推進、野生鳥獣の適正管理が必要であることを、「島本町環境基本計画」に明記しているものがございます。

このうち、「重要な野生生物の保護」につきましては、平成23年度に自然環境調査等業務を行って以来、野生生物の分布の把握に活用することに留まっておりました。このことから、今年度、本町が各種の事務事業を行ううえで生物多様性のあり方に配慮すべき事項を定めるガイドラインを策定することとしており、当該ガイドラインの運用により、生物多様性の保全・創出に努めてまいりたいと考えております。

中田議員 ガイドラインの策定については大変評価していますが、それが「重要な野生生物の保護」に繋がるかという点、疑問です。野生生物を保護するのであれば、定期的に生息状況の調査をし、もし数が減るようなことがあれば、その原因を特定し、対策を取らなければなりません。過去の環境審議会、例えば2014年の第2回審議会でも、継続的な生物モニタリング調査の必要性が指摘されています。一方で、そのような調査を、現状、行政が行うのは難しいということも理解できます。

そこで提案したいのは、住民との連携と協働です。町内には、個人または団体で定期的に生物調査をしている住民の方々がおられます。そういった方達の協力を仰ぐことを検討されてはいかがでしょうか。

都市創造部長 本年度に策定予定のガイドラインにつきましては、生物多様性に関する町の考え方のほか、事業を実施するにあたっての配慮事項等を記載する予定でございます。その具体的な内容につきましては、現在、作成中ではございますが、重要な野生生物の保護にも一定寄与するものになるものと考えております。

なお、議員ご指摘の野生生物のモニタリング調査等における住民団体との連携につきましては、現時点では具体的な予定はありませんが、そのような調査等を実施する際には、連携等のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 「島本町環境基本計画」に重要種として位置づけられているヒメボタルの生息数が、この10年で10分の1になっていることが、住民の方の調査により明らかになっており、その事実は、先日、環境課にお伝えしましたし、要望書も出ていることと思えます。

このことからわかるように、地域に根ざした住民の持つ生き物に対する知見は、野生生物保護に大きく資するものです。町は、せっかく過去に2千万円近くもかけ調査を行っているのですから、その貴重な結果を十分活かせるよう、住民の助けを得つつ野生生物の保護に努められることを期待します。

二つ目の質問に移ります。「島本駅西地区について」です。

J R 島本駅西地区における都市計画概略案にかかる意見に対する町の考え方が、ホームページで公開されています。当初、寄せられた多数の意見に対し、個別の回答はしないとしていたにもかかわらず、実際には町として個々の意見に個別に回答されました。これに関しては、職員の方々の住民意見を受け止める誠実な姿勢と、多大な労力のもとにできあがったものと、大変評価しているところです。また、示された考え方の中には、住民の意見に前向きに応えているものもあり、住民参加のまちづくりに努めようとされている姿勢も一定感じられました。一方で、せっかく住民の方々からの丁寧で真摯な提案や懸念などに対し、これまでの町の考え方を示すのみの回答も散見され、残念に思うところもあります。

そこで、住民意見に対する町の考え方に示された内容に沿って、以下の点から、駅西地区について伺います。

①つ目。「住民の皆様のご意見等をお伺いする場の創設等を速やかに検討」について、その進捗状況と具体的な内容について、伺います。

都市創造部長 それでは、2点目の1)「島本駅西地区について」のうち、①の「ご意見等をお伺いする場の創設」にかかるご質問でございます。

住民の皆様のご意見をお伺いする場につきましては、本年1月に説明会を開催し、その説明会の際においても、また同時期に実施いたしました意見募集においても、再度住民の皆様に対する説明の場を設ける必要がある旨のご意見をいただいたところでございます。また、本年3月に開催いたしました島本町都市計画審議会においても、同様のご意見をいただいたところでございます。

これらのご意見を踏まえ、本町といたしましては、今後、開催させていただく島本町都市計画審議会において、委員の皆様にご報告した後、お住まいの地域に応じた会場にて、事前申し込み制の小規模人数でのタウンミーティングを開催し、町長自らが直接に都市計画やまちづくりについて説明し、住民の皆様との語らいの場を設けさせていただきたいと考えております。また、その際にご説明させていただく具体的な内容や時期等につきましては、今後、準備組合における事業の進捗状況も踏まえながら決定してまいりたいと考えております。

なお、確定次第、広報しまもと等で周知させていただきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 では、タウンミーティング以後、大阪府と協議を始めるまでのスケジュールはどうなっていますか。

都市創造部長 タウンミーティング後のスケジュールについてのご質問でございます。

タウンミーティングの場においては、住民の皆様にご説明させていただいたうえで、意見交換をさせていただきたいと考えております。その後、島本町都市計画審議会を開催させていただいたうえで、大阪府との協議を開始してまいりた

いと考えております。

なお、スケジュール等につきましては、決定次第、周知させていただく予定でございます。

中田議員 今後のスケジュールとしては、都市計画審議会への報告の後タウンミーティングを開き、再度、都市計画審議会に報告をし、その後、大阪府と協議を始めるということだと思います。

とにかくタウンミーティングが開催されるとのこと、ホッとしました。1月の説明会のことを思うと心苦しく、今度は同じことにならないよう、住民の真摯な質問にははぐらかすことなく誠実に答え、本当の意味での対話になるように努めていただきたいと思っております。住民が望むことは、自分達の意見がないがしろにされることなく、町の未来にきちんと反映されることだろうと思っております。今回のタウンミーティングで、それをどのように実現していくおつもりですか。

都市創造部長 住民意見の反映にかかるご質問でございます。

前に実施させていただきました意見募集においては、様々なご意見をいただいたところであり、いただいたご意見に対し、町としての考え方をお示しさせていただいたところでございます。このように、いただいたご意見のほか、本町における計画上の位置づけや、議会や都市計画審議会での意思決定、準備組合としての合意形成の状況など、これまでの経緯等を総合的に判断したうえで、政策的な方針を決定することになるものと考えております。

そのため、いただいたご意見の中には、現状では対応が困難なご意見もございますが、まちづくりに反映できるご意見につきましては、実現性等を考慮したうえで適宜対応してまいりたいと考えております。今後とも、ご質問やご意見に対して、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 タウンミーティングでは、都市計画やまちづくりにかかる説明を行うとのこと。行政は、ここまで案を作るのに長い時間をかけています。そういう意味では、同じように、住民も説明を受けた後、その案を検討する十分な時間が必要ではないですか。説明を受けたその場で、すぐに意見を求めるのは酷です。タウンミーティングの後に、再度、意見を言う場を希望されるのではないのでしょうか。タウンミーティングは申し込み制とのことですが、もし、一人1回という制約があるのであれば、これとは別に、再度、住民が意見を述べる場が必要と考えますが、いかがですか。

都市創造部長 タウンミーティングにおいて、ご意見をお伺いする機会を設ける予定でございますが、それ以外にも、今後、都市計画手続きを進めていく中で、「都市計画法」第16条に基づく公聴会や住民説明会を開催する際に、改めて住民の皆様のご意見を聴取する機会を設けさせていただく予定でございます。

また、そのほかにも、町長が自らご意見を伺う「しまもトーク」や、原則月2回開催している「町長席」をはじめ随時ご意見を伺う場を設けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 大阪府との協議が始まってから、意見を言う場があっても仕方ありません。町として進める方針であることはわかりますが、あくまで行政のやりたいという希望であって、まだ決まったことではないはずです。これまでに計画に反対する住民の声がたくさんあがっている中ですから、次のタウンミーティングの説明は、そういった反対する住民の意見を変えて、納得してもらいたいという、そういう趣旨のタウンミーティングだと思います。ではありませんか。そうであれば、タウンミーティングの後、住民が納得したと確認する場が必要だと考えます。タウンミーティング後、もう一度対話する場と時間を設けることを再度、ここで求めておきます。

次の質問です。三小が施行区域に入っていることについて、減歩や精算金が発生することを望んでいないことから、換地等の手続きの際にJR島本駅西土地区画整理準備組合に主張する、とのことですが、現状、三小が土地区画整理事業の施行区域案に入っていることに法的根拠はありますか。

都市創造部長 次に、②の「第三小学校が施行区域案に入っていることの法的根拠」についてのご質問でございます。

当地区における土地区画整理事業の施行区域案につきましては、JR島本駅西土地区画整理準備組合規約に基づき、当該準備組合の総会において付議され、議決されたものでございます。この施行区域案は第三小学校を含んだものとなっておりますが、明確な法的根拠を伴うものではございません。

なお、当該土地区画整理事業の施行区域につきましては、あくまでも準備組合としての案の段階であり、本町といたしましては、今後、準備組合と協議を行い、施行区域を確定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 町が、自らの裁量で第三小学校を施行区域案から除外することには法的制約がなく、除外しても違法にならないと理解して良いですか。

都市創造部長 第三小学校を土地区画整理事業の施行区域から除外することにかかります、ご質問でございます。

現段階では、準備組合としての案の段階であり、施行区域から除外することにより、「土地区画整理法」上において違法となるものではございません。

以上でございます。

中田議員 以前は、本組合になった後、95条の適用をもって施行区域から外すことを主張するという説明でしたが、なぜ、わざわざそれを待つのでしょうか。前の答弁のように

法的に問題がないのであれば、現段階で減歩や精算金が発生しないよう協議を進めていってはいかがですか。

都市創造部長 第三小学校における減歩や精算金の可能性にかかるとのご質問でございます。

第三小学校につきましては、すでに公共的施設として運用を行っていることから、JR島本駅西土地区画整理準備組合の段階から、できるだけ早期に減歩や精算金が発生しないよう協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 次の質問です。駅前開発が既存の商店に与える影響を心配する住民の意見に対し、町は「新規住民の経済活動により、既存の商店に対して一定の経済効果が見込める」としています。この見解の根拠は何ですか。

都市創造部長 次に、③の「既存商店への影響について」のご質問でございます。

現在のところ、個人の消費傾向を分析したものはございませんが、本町といたしましては、まちづくりによって新たに居住される住民の皆様の経済活動により、町域内における既存の商店に対しても一定の経済効果が見込めるなど、何らかの影響があると考えております。

中田議員 数値的な根拠がないのであれば、プラス効果のみを期待する見解を示すことは、行政としてふさわしくないのではないのでしょうか。

都市創造部長 町の見解についてのご質問でございます。

ご指摘のとおり、数値的な根拠はございませんが、一般的には、まちづくりにより消費者の全体数が増加するため、既存店舗にとって経済効果に繋がるものと考え、先般の意見募集における町の考えとして、お示しさせていただいたところでございます。

なお、今後は可能な範囲において、データ等の活用により、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

中田議員 町民からの意見を読むと、新規店舗ができれば、既存の店との需要の取り合いになり既存店は大きな打撃を受ける、とあります。明らかに同業種間の競合の話なされています。ご答弁にあるように、このとき減収の可能性はあるわけです。心配されるのは当然です。答弁にあったような、競合がないことを想定した見解は、この心配を少しも和らげないと思います。個人商店が多い島本町です。これまで町民の暮らしを支えてきた既存の商店を大切にしたい施策を期待します。

次の質問です。都市計画審議会の委員に利害関係者が入っていることに関し、「結論の正当性を失わせるような状況に至っていない」という町の見解ですが、利益相反の観点から、利害関係者が委員として参加していること自体がすでに結論の正当性を疑わせる状況となっています。

駅西の案件では、利害関係者である委員においては代理人に出席してもらうなど、審議の結論の正当性が疑われる状況にならないよう、町は何らかの対策を取るべきと考え

ます。見解を求めます。

都市創造部長 次に、④の「都市計画審議会の委員について」でございます。

現在、島本町都市計画審議会におきましては、学識経験者3名、町議会が推薦する町議会議員4名、町の住民11名、専門委員1名の、合計19名で組織しております。

なお、町の住民11名の内、2名の公募委員の方につきましては、広く住民の皆様のご意見をお伺いするため、平成29年度の改選の際に導入させていただいているところでございます。

都市計画審議会委員の皆様におかれましては、都市計画審議会において様々な見地からご意見をいただき、闊達なご議論を行っていただいているところではございますが、現行の「島本町都市計画審議会条例」等の法規を参照いたしましても、個々の審議案件に関して、利害関係の有無を理由に審議会への出席の是非を判断する規定はないため、町側から代理出席等の対応を求めることはできないものと考えております。

なお、国土交通省による「都市計画運用指針」においても、「住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえ立案していくことが都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきた」と記載されているに止まり、利害関係の有無を理由に審議会への出席の是非を規定するものではないものと考えております。

これらを踏まえ、本町といたしましては、ご指摘の内容について何ら問題はないものと認識いたしておりますが、今後につきましては、審議会委員の人数や構成等を含め、周辺自治体の運用状況等を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

中田議員 もし、市街化調整区域が市街化区域に編入されれば、地価は上がりますか。

都市創造部長 都市計画の変更による地価の動向についてのご質問でございます。

一般的には、市街化調整区域から市街化区域に編入されることにより、建築物が建築可能となる等の理由から、地価が上昇することが考えられます。

以上でございます。

中田議員 つまり、一般的に市街化区域になると、地権者には経済的利益が発生するわけです。このような状況で地権者が委員を兼ねた場合、その意見が公正な第三者のものか、疑問を持たれるのは避けられません。そのような疑いをかけられることは、委員ご本人にとっても不本意でしょうし、審議会の正当性にも影響します。今後のことも考え、利益相反の状況が生じないよう何か方法がないか、もう一度考え直していただきたいです。同時に、早急なルール作りを求めます。

次の質問です。「生産緑地制度の導入以外の、新たな農業施策の推進の検討についての進捗状況」をお尋ねします。

都市創造部長 次に、⑤の「生産緑地制度について」でございます。

「生産緑地制度の導入以外の新たな農業施策の推進の検討」につきましては、国の新たな支援策や、他市町村の先進事例等も調査・研究する中においては、本町に見合った新たな施策をお示しできる段階ではございません。

なお、現在実施している事業といたしまして、「島本町農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、本町の農地利用集積円滑化団体であります高槻市農業協同組合を通して、借り手・貸し手の利用権を設定することにより、新規就農者が農業に参入しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、こういった制度をはじめ農業大学校や準農家制度などの制度につきまして、農業関係者、または新規参入を希望されている方に広く広報することで、本町における農業の活性化を促進してまいりたいと考えております。

中田議員 新規就農者の参入に向けた取り組みをしているとのことですが、これまでの新規参入の実績について伺います。

都市創造部長 新規参入の状況でございますが、平成 21 年度まで遡って確認をいたしました結果、新規参入された就農者はありません。

以上でございます。

中田議員 9年間、実績はゼロとのこと。これまでの新規就農者の参入に向けた取り組みが効果的ではなかったということが推察されます。これを機に、取り組みの見直しをされてはいかがでしょうか。

私は先日、篠山市で就農した若者のところに視察に行ってきました。そこで聞いたのは、目指す就農形態が、国が目指す大規模農業と異なる場合があり、自治体が国の方針に沿った就農支援策しか用意しなければミスマッチが起こる、ということです。島本町は、農地の規模が小さいです。国のメニューに沿った農業支援策では効果が出にくいのではないですか。

都市創造部長 農地規模が非常に小さい本町にとって、収益性の高い大規模な農地集約型を中心とした国の支援制度が、本町の農業従事者に対して適用される事例はほとんどございません。「都市農業振興基本法」の施行により、本町のような大都市近郊の農地の多面的な機能についても見直しされているものと認識いたしておりますが、このことにより、直ちに都市圏の新規就農者の増加に繋がるような環境の変化は生じておりません。

なお、新規就農者の参入ということで申し上げますと、農業委員会には地権者と新規就農者を結びつけるという重要な役割がございます。これまでも、そういったマッチングを行ってまいりましたが、都市農業のあり方が見直されている中で、新規就農者の参入の機会に向け、よりきめ細やかにマッチングが求められていると認識しております。従いまして、貸付などが可能な農地の把握など、新規就農者が参入しやすい環境づくりに努めていくよう、農業委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今後の取り組みに期待します。

質問です。「地権者の後継者不足を発端にした駅西のまちづくり支援について」です。

農地には公益性があるので、後継者不足に対して支援を行うことは私は大いに賛成で、公金を投入する必要性も理解できます。しかし、それはあくまでも「農地を維持する」という前提のもとで成り立ちます。駅西側の場合、後継者不足への対応と言いながら、農地を市街化しようという計画です。これでは農地の持つ公益性が失われることになり、公金を投じる根拠がなくなります。見解を求めます。

都市創造部長 「地権者の後継者不足と、駅西のまちづくり支援」についてのご質問でございます。

農業従事者への支援をはじめ農業施策の推進につきましては、国や府をはじめ本町としても、財政状況等を鑑みながら、これまでも取り組んでおります。具体的な支援策の手法については、地理的条件や法的な制約、財政状況等を踏まえながら施策を検討し、講じていく必要があります。また、それを活用いただけるかどうかにつきましては、農業を営まれる個人の意思が前提となるものと考えておりますが、今後においても、時代に応じた支援策を講じてまいる必要があるものと考えております。

一方、まちづくりに対する財政的な支援を行うにあたっては、本町の政策課題を踏まえた町全体の活性化に寄与できる、利便性の高い駅前まちづくりという地理的条件や、桜井地区の住民の皆様を中心とした地権者の意向を踏まえたまちづくりという地域の合意形成の状況、そして後継者不足を要因とする個別の農地転用による無秩序な開発を防ぎ、土地区画整理事業という秩序あるまちづくりの手法を活用することができる現状など、これらの様々な条件を踏まえ、公共性の高い取り組みであるか否かということを経合的に判断したうえで、対応させていただいているものでございます。

従いまして、本土地区区画整理事業に対する支援を行うにあたり、これまでお示しさせていただいたような様々な要因がございますが、後継者不足を起因とする無秩序な農地転用を防ぎ、秩序あるまちづくりを進めることは、十分に公益性があるものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 つまり、後継者不足は原因に過ぎず、無秩序な開発を防ぐのが目的ということだと理解しました。

住民の中には、今まで農地を守ってくださった方々が後継者不足で困っているから、当然、町が支援するんだとおっしゃる方がいますが、ご答弁からすると、これは誤解だということになります。このような誤解は、本件に関する議論をいたずらに混乱させます。今後は、このような誤解を防ぐよう、慎重かつ丁寧に表現していただくことを希望します。

そのうえで、「無秩序な開発」という点については、以前にも質問させていただきましたように、例えば農地が駐車場や資材置き場に転用される可能性がどの程度あるのか、疑問です。そのような用途について需要がどれほどあるのか、早急に調査を行い、示すべきです。可能性が低ければ、そのリスクを受容するのも一つの方法です。

次の質問に移ります。そもそも、町の政策として、島本駅西地区のまちづくりを支援する理由は何でしょうか。政策が決定される過程においては、一般に問題状況、課題設定、政策案作成、案の決定、実施という流れがあります。今は政策案作成の段階だと思われませんが、この段階において、住民説明会や意見募集でたくさんの住民の方々が町の方針に反対したり、不信感を持っていたりすることが明らかになってきました。

政策というのは問題の発見・把握が、その後のすべてを決めます。今後、案の決定・実施に至る前に、今一度、駅西の開発を支援する動機付けとなった町としての問題状況は何だったのか、お尋ねします。また、駅西のまちづくりの支援をすることで、その問題はどうか改善されるのでしょうか。

総合政策部長 「JR島本駅西地区の土地区画整理事業を支援する理由・経緯等について」でございますが、まちづくりの基本指針となる「総合計画」に記載しているJR島本駅設置等に関連する課題と方向性等を中心に、ご説明申し上げます。

JR新駅設置に関する構想は従前からあり、昭和57年策定の「第一次総合計画」においては、駅の新設が長年の懸案であり、新設に向けて努力していく必要があるとしていきます。また、平成5年に策定された「第二次総合計画」におきましても、JR新駅設置の検討や要請を行っていくことが記載されております。

JR新駅設置構想が具体的に進み始めていた平成15年に策定された「第三次総合計画」におきましては、少子高齢化の進展によるまちの活力減退の懸念等の課題を踏まえ、「交通利便性の確保のみならず、今後のまちの発展を促すためJR新駅設置の取り組みを進める」とし、新駅設置等に伴い「まとまりのある市街地の形成、中心市街地や新市街地の形成、既成市街地の整備を進めていくことが課題」としたうえで、新駅設置に伴う市街地整備の方向性として、「自然環境との調和を図りながら、効果的な整備手法や、駅周辺に商業地などの用途空間の確保を検討」するとしております。

次に、「第三次計画」を踏まえ、島本駅開業後の平成23年に策定された「第四次総合計画」におきましては、まちづくりの基本的課題として、人口減少や少子高齢化によりまちの「活力の減退」が懸念され、税収の減収により「厳しい行財政運営」が予測されるとしたうえで、若年層の定住促進、新たな商業空間の形成、教育・子育て支援の充実など、「魅力あるまちづくりの推進により、適正な人口規模の確保に努める」ことが必要としていきます。また、都市計画に関しては、「JR島本駅の開業により、阪急水無瀬駅との近接性を生かし、さらなる利便性の向上やまちの活性化が期待」されるとしたうえで、「本町の中心部である阪急水無瀬駅とJR島本駅周辺の土地利用や市街地整備な

どを勘案し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更などの検討を進める」ことが必要としています。

それを踏まえた「まちの将来目標」では、人口に関して「定住人口を政策的に誘導し、生産年齢人口を中心とした年齢層を増加させることにより、まちの活力の維持に努め、少子高齢社会に対応したまちづくりを進めていく」とし、土地利用に関しては、JR西側のブロックについて、「JR島本駅設置効果などにより都市基盤の整備とともに新たな施設の立地が期待される区域」と設定しております。

これらの基本的な課題及び方針等を踏まえ、基本計画では、土地利用に関して「阪急水無瀬駅とJR島本駅をまちの中心として、自然環境と都市環境の調和を図りながら、定住促進やまちの活性化をめざした総合的かつ計画的な土地利用を進める」とし、市街地整備に関しては、「本町の中心部である阪急水無瀬駅とJR島本駅周辺の商業機能の充実を図り、人々が集う魅力ある中心市街地の形成を促進」するとしています。

以上のように、前回及び現行の「総合計画」において、人口減少や少子高齢化による活力の減退等の本町を取り巻く課題に対応するため、JR島本駅の設置を契機として、活力あるまちづくりの一環として、定住促進や中心市街地整備などを進めていくこととしたものでございます。

この「総合計画」を踏まえて、平成24年に改定された「都市計画マスタープラン」においては、JR島本駅西地区周辺について「土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、地区計画などを活用し、都市基盤の整備とあわせて駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康などの公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化し、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進」する区域として設定しています。

地権者の皆様が進めるJR島本駅西地区の土地区画整理事業につきましては、本町が計画に基づき長期的に推進してきたまちづくりの経緯や方向性と整合するものであり、本町を取り巻く諸課題に対応した、まちの活力を維持する重要な取り組みの一つであるとの認識から、本町としても支援をしているものでございます。

以上でございます。

中田議員 ご答弁を要約すると、人口減少や少子高齢化による町の活力の減退等が問題であり、町の活力維持という課題を解決するための政策として、駅西の市街地整備の支援がある、ということだと思います。

ここで、「町の活力維持」とは、生産年齢人口を中心とした層を増加させることと読み取れますが、それなら、駅前のまちづくり支援は、政策としての的を外しているのではないのでしょうか。生産年齢人口の多くは子育て世代、または将来、子育てをする世代です。この世代を町に呼び込みたいのであれば、鍵になるのは子育てのしやすさです。しかしながら、本町の子育て環境は悪化しつつあると言わざるを得ません。

すでに住宅は供給過剰です。このうえ、駅西に箱だけ造っても、子育て環境が貧弱では、得られる効果は限られるでしょう。また一時的に人口が増えたとしても、その方達の満足度を高めることができなければ、後の人口流出に繋がる可能性も出てきます。未だ耐震化できていない保育所と幼稚園もあります。大阪北部地震の余震が続く中、本日、子ども達の命を守るため最優先で町立第四保育所の耐震化を優先して欲しいという要望書が、住民の方からあがっています。

町の課題が生産年齢人口の増加にあるのであれば、子育て環境の充実、安心して子どもを産み育てられる町にすることが、現在、最も有効だと考えます。限られた町の財政的・人的資源は、ここに優先して注ぎ込むべきです。駅西の政策案を今一度見直すべきと考えますが、いかがでしょうか、町長。

山田町長 町の活力を維持するには、市街地整備や都市機能の充実だけでなく、教育・子育て支援、防災・防犯、観光・産業振興など、様々な分野における総合的な取り組みが重要でございます。こうした取り組みを連携して進め、町の活力や魅力を総合的に高めていく必要があるものと考えております。

J R 島本駅西地区において、農業従事者の高齢化や後継者不足等の課題を踏まえ、地権者の皆様が検討して進められている土地区画整理事業につきましても、都市機能の充実を図り、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進することで、生産年齢人口を中心とする年齢層の定住促進や町の活性化を進め、町全体の活力を維持し、魅力を高める重要な取り組みの一つであると考えており、子育て支援の充実などの各種施策とともに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 次の質問に移ります。「情報公開審査会の答申の遅れについて」です。

「島本町情報公開審査会条例」によると、答申は、諮問を受けた翌日から起算して30日以内に行うものとされています。しかし、J R 島本駅西土地区画整理準備組合業務代行予定者から提案のあった提案書の情報公開請求における審査会の答申は、諮問からほぼ11ヵ月経った現在に至っても、まだありません。審査請求をした日から数えたら、すでに1年3ヵ月も経っているという異常事態です。

このように答申が大幅に遅れることになった経緯、要因及び今後の改善点について、問います。

総合政策部長 それでは、2点目の3)「情報公開審査会の答申の遅れ」について、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、島本町情報公開審査会の答申につきましては、「島本町情報公開審査会条例」第2条第2項において、「諮問を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする」と定めておりますが、但し書きには、「やむを得ない理由があるときはこれを延長することができる」と規定されております。今回、この但し書きの規定を適

用し、事務手続きを進めているところですが、大幅に期限が超過していることにつきましては、審査請求された方にはご迷惑をおかけしており、大変申しわけなく思っております。

なお、この遅れている理由につきましては、ほぼ同内容の審査請求が同時期に3件なされ、審査に時間を要したことや、答申の作成にあたり論点整理等に相当の時間を要したことによるものでございます。

今後につきましては、答申までに30日を超える場合には、審査請求者に事前に遅れる理由等を通知するなどの対応をするとともに、条例の規定についても、北摂地域の自治体において答申時期を条例に明記している団体がないことなども踏まえ、本町においても実態に応じた事務ができるよう、審査会委員の皆様にもご相談させていただきながら、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、「島本町情報公開条例」の趣旨に基づいて開かれた町政を推進していく立場から、迅速な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 標準審議期間については、「行政不服審査法」において定めるよう努めることとされており、近隣でも宝塚市や和泉市のように定めている自治体もあることを指摘しておきたいと思えます。

ともかく、行政不服審査は、簡易・迅速な手続きにより、国民の権利利益の救済を図るための制度です。今回、1年以上も待たされている住民の不利益は相当なものです。今後は、このようなことがないように、改善に向けた取り組みを期待します。

次の質問に移ります。三つ目、「島本町の就学前の子育て環境について、これまでの総括・検証及び今後のあり方を検討する場を」。

島本町の就学前の子育て環境に関わる状況は、大きな変革の時期を迎えています。ここ数年だけでも、子ども・子育て支援新制度の導入、急激な人口増による待機児童の増加、小規模保育所や新規民間保育所の算入、保育所の過密化、保育士不足、幼稚園の定員割れ、預かり保育や就労支援型幼稚園の導入、そして今後は幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の導入や、保育所の耐震化が控えています。

町の将来を考えるにあたり、島本町の今後の保育・教育はどうあるべきか、どうありたいのか、いったん、これまでの就学前の子育て環境について総括・検証のうえ、今後のあり方を検討する場が必要ではないでしょうか。見解を問います。

教育こども部長 それでは、3点目の「島本町の就学前の子育て環境について、これまでの総括・検証及び今後のあり方を検討する場を」について、ご答弁申し上げます。

国制度においては、平成27年度の「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、大きな改革がなされました。一つには、幼稚園・保育所とともに、教育・保育を一体的に行う施設として認定こども園が新設され、保育の必要性の有無に関わらず受け入れを進めると

ともに、地域の子育て支援拠点の役割を果たすなどの新たな位置付けが与えられたことがあげられます。また市町村事務として、子どもの年齢や保育の必要性に基づいて支給認定を行うことになり、個々の家庭の状況などを勘案し、より適切な教育・保育が提供できることとなったものでございます。

また、年々高まりを見せる保育ニーズ、特に乳児を中心とする3歳未満児への需要に応えるため、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育所など、規模の小さな保育サービスが町の認可制度として始まっております。

本町といたしましては、これらの総合的な就学前児童への教育・保育制度の改正に対応するため、平成26年度に保育事業を教育委員会事務局に移管しており、幼稚園・保育所及び子育て支援事業等を一元的に展開することが可能となっております。

本町における教育・保育、それに関わる各種施策のあり方につきましては、平成25年度に、就学前及び小学生の児童を持つすべての家庭を対象としたニーズ調査を実施し、平成26年度には、その結果を踏まえたうえで、有識者及び保護者等からなる子ども・子育て会議において議論を重ね、平成27年度から31年度の5年間にわたってのアクションプランとなる「島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今日まで事業を展開しているものでございます。

本年度は、平成32年度から5年間の本町が進めるべき子育て支援策について、そのニーズを把握するため、すべての就学前及び小学生を持つ家庭を対象としたアンケート調査を実施し、これまで進めてきた事業の総括・検証を行いたいと考えております。

これら振り返りの作業を経て、平成31年度は、第2期の「子ども子育て支援事業計画」の策定過程において、待機児童問題や保育士確保対策などを含め教育・保育事業の本町のニーズに即した展開について、子ども・子育て会議を中心として、検討をする場を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 第2期の「子ども・子育て支援事業計画」の策定の過程において、子ども・子育て会議を中心として検討をする場を設けること自体は、良いことだと思います。私が申し上げたいのは、今、早急に総括・検討の場が必要であるということです。

今年度、第二幼稚園の跡地に民間認定こども園をとのことです。幼稚園が認定こども園になるということだけでも大きな変化ですが、さらに公立だったものが民間になることは、二重の意味で今後の町の教育・保育に与えるインパクトが大きいです。だからこそ、認定こども園の選定に入る前の今のこのタイミングで、これまでの総括・検証を行い、町として、町民として……。

川嶋議長 答弁時間がなくなりますけど、いいですか。

中田議員 明確にしておく必要があります。どのような視点で、どんなことが、第二幼稚園の教育を見守ってきた現場の先生方や地域の住民、学識経験者などを交え、どのよう

な視点で、どんなことが検証されたのか。そのうえで、町としてどんな保育・教育を望むのかがわかる、オープンな場での議論の場をつくっていただきたいということです。よろしくをお願いします。

川嶋議長 あと1分弱です。

教育子ども部長 総括検証が必要であり、オープンな場での議論をとのことにつきましては、今年の7月には、各町立幼稚園、保育所を会場としてタウンミーティングを開催する予定でございます。議題として、民間認定こども園のあり方について、また第四保育所耐震時の対応について、ご意見をいただく予定でございます。これは昨年実績の、就学前施設のあり方にかかるタウンミーティングよりも参加できる方を拡大しており、就学前児童を持つ保護者に限らず、広く住民の方に参加いただけるよう計画いたしました。

また、町立幼稚園の教諭等、幼児教育・保育の実践者からも意見を聴取するなどし、住民、現場、すべてから様々な手法を用いて意見を聞き取りの機会を持ったうえで、整備運営事業者の募集要項に反映してまいりたいと考えております。このように聴取した内容を反映した募集要項について、有識者会議である島本町子ども・子育て会議に諮ることを予定しておりますが、この会議は平成25年度に立ち上げて以来、本町「子ども・子育て支援事業計画」の策定や進捗管理、特に昨年度は90人規模の保育園及び……（質問時間終了のベル音）……、第二幼稚園跡地での民間認定こども園整備など、重要な子育て支援策について、活発なご議論をいただいているところでございます。

川嶋議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月26日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月26日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

（午後5時17分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

行政報告

一般質問

- 戸田議員 1. 第2幼稚園の閉園と認定こども園
～大切なのは保育理念の継承です～
2. 土砂災害埋立て等の規制に関する条例
～災害発生防止と生活環境保全～
3. 史料（古文書等）の整理と管理
～家々の大切な史料の寄贈を受けて～
- 福嶋議員 1. 大沢地域の過疎地対策及び活性化施策・地域の将来について
2. 内部統制・再発防止について
3. 島本町業務継続計画について
- 岡田議員 1. 高槻市との消防行政一元化について
2. 島本町立キャンプ場の廃止と利活用について
- 東田議員 開発行為及び建築物建設時における周辺の交通安全対策等のとりくみについて
- 村上議員 1. 水無瀬駅周辺地域の活性化について
2. スポーツ施設の充実について（町立体育館の建て替え）
3. 今後の若山台調整池の利用について（残土について）
- 清水議員 1. 若山台調整池について
2. 町立体育館について
- 河野議員 1. 島本町初の認定子ども園整備—島本の教育・保育の質・水準の維持を求める
2. 都市計画マスタープランから不要不急の開発表記は削除を
3. 第6次行財政改革「広域行政」「財政問題」は住民と課題の共有を
4. 大阪府に対し「カジノ」より森林河川整備・災害・防犯対策を求めよう
- 野村議員 ～水が生きる島本町～自然資源の活用について
- 中田議員 1. 生物多様性について
2. 島本駅西地区について

3. 島本町の就学前の子育て環境について、これまでの総括・検証及び今後のあり方を検討する場を

平成30年

島本町議会6月定例会議会議録

第2号

平成30年6月26日(火)

島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 平成 3 0 年 6 月 2 6 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
教 育 こ ど も 部 長	川畑 幸也	総 務 部 長	森 泰 昭	総 務 部 長	三 代 剛
上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅若 英夫	財 政 課 長		税 務 課 長	

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第2号

平成30年6月26日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

大久保議員 1. 島本町における日本人拉致問題に関する取り組みについて

2. 保険料仮算定決定通知書の紛失について

塚田議員 子どもの放課後の居場所づくりについて

伊集院議員 1. 新教育基本法と教科書採択について

2. 島本町の将来見通しについて

日程第2 第3号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第3 第4号報告 平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 第5号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 第6号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 第45号議案 動産の買入れについて(救助工作車)

日程第7 第46号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)

第47号議案 動産の買入れについて(高規格救急資器材等)

日程第8 第48号議案 動産の買入れについて(消防団車両)

日程第9 第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第10 第50号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第11 第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第14 第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

日程第15 第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

- 日程第16 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

(午前 10 時 00 分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) おはようございます。まずは、このたびの大阪北部地震でお亡くなりになりました皆様のご冥福を、心よりお祈りをいたします。また被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。職員と消防団の皆様の迅速な対応に感謝を申し上げます。

それでは、通告どおりに質問に入ります。

1 点目、「島本町における日本人拉致問題に関する取り組みについて」。

北朝鮮による拉致は、日本国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害問題であり、我が国の国家主権に関わる重大な問題であります。また、平成 14 年に北朝鮮が日本人拉致を認め、日本政府が認定している 17 名のうち 5 名の拉致被害者が帰国しましたが、残り 12 名の帰国は未だ実現をしておりません。

平成 30 年 3 月現在、警視庁の発表によりますと、日本政府が認定をしている 17 名のほかに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は全国で 883 名にのぼります。さらに民間団体「特定失踪者問題調査会」の独自調査によりますと、拉致の確率が高いと判断された方が 77 名おられます。私たちの大阪府におきましても、政府認定 1 名、拉致濃厚 2 名、その他特定失踪者 26 名の情報があります。

このように、拉致問題は何も解決していないだけでなく、またいつ起こるかわからない重要な問題であり、この問題解決のためには、私たち日本国民の一層の喚起が必要であると考えます。また、現安倍政権のもとで、アメリカのトランプ大統領との連携により問題解決の糸口が期待されるところでありますが、この問題を風化させないためにも、若い世代への理解促進を図ることが重要であると考えます。幸いにも平成 30 年度の新規予算として、内閣官房拉致問題対策本部より、北朝鮮による日本人拉致問題に関する教員研修会の開催が計画されております。

以上のことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

今までの島本町における北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取り組み、また啓発活動の状況について、お伺いをします。

教育こども部長 おはようございます。それでは、大久保議員の一般質問の 1 点目、「島本町における日本人拉致問題に関する取り組み」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①でございます。「学校教育におけるこれまでの取り組み、啓発活動について」でございます。

拉致問題につきましては、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害事象であると認識をいたしております。教育委員会といたしましては、その認識のもと、例年、大阪府からの通知を受け、啓発ポスターの掲出やDVDアニメ『めぐみ』を授業等で活用することについて、校長会において周知を行っているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 例年ということですが、大阪府からの通知は、いつから受けられているんでしょうか。お伺いします。

教育子ども部長 大阪府の通知につきましては、確認できる範囲でのお答えになりますが、平成20年度以降については通知をいただいていることは確認をいたしております。

大久保議員 10年以上になると思います。それでは、校長会ではどのような反応があったのでしょうか。

教育子ども部長 校長会においては、まず管理職で内容を確認し、教育課程での位置づけを検討すると聞いております。

大久保議員 それでは、校長会におかれましては、今後の取り組みについて何か言及はされておられませんか。

教育子ども部長 校長会としての今後の取り組みでございますが、人権課題の一つとしての取り組みをどのように進めるのか、研究をしていくと聞き及んでおります。

大久保議員 研究だけで、何も進んでいないようなイメージがあります。それと、DVDアニメ『めぐみ』なんですけども、これも活用されてないというふうに思います。私も、この質問を作るにあたりまして、DVDアニメ『めぐみ』を見ましたけども、非常によくできたDVDで、教育の現場でも十分使用できるのではないかと思います。

そこで、次の質問に入ります。

昨年、初めて、政府の拉致問題対策本部が中・高生を対象に「北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクール」を実施し、全国で94校が応募しました。大阪府におきましては、中・高生合わせて応募数は、わずか中学校1校のみということが判明しております。島本町としては、どのような啓発をされたのでしょうか。お伺いします。

教育子ども部長 本町におきましては、大阪府からの通知を受け、昨年6月と8月の2回にわたって、各中学校に対し、本コンクールの実施について周知を行ったところでございます。

大久保議員 周知はされているということですが、そもそも、本町だけではなく、拉致問題そのものを知らない子どもさんがほとんどであり、作文を書かせるにあたり、何らかの教育や説明をされたのでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 児童生徒が作文を書くにあたっての教育や説明の状況についてでございます。

小学校6年生の社会や、中学校社会科において、北朝鮮の拉致問題について言及があり、一定、児童生徒については学習の中で学んでおります。

大久保議員 わかりました。ある程度の知識があるということ、理解しました。しかし、この作文コンクールの大阪府の応募数は、堺市の中学校1校のみということ。非常に少ないと思いますが、教育の現場ではどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 コンクールにおける大阪府の応募数が少ないことについてでございますが、当該作文コンクールに限らず、生徒には日々様々な作文コンクール等の募集がございますが、自らが応募しようとする意欲を大切にしていきたいと思います。

以上でございます。

大久保議員 コンクールの数が多いということですが、DVDの活用をされると、もう少し増えるのではないかと思います。

次の質問です。拉致問題に対する学校教育における意識が低く、その対応が非常に遅れているのではないかと感じますが、見解をお伺いします。

教育こども部長 「拉致問題に対する学校教育における意識及び対応について」でございます。

拉致行為につきましては、許されるべきものではなく、人権侵害事象として伝えていく必要があるものと考えております。授業の実施におきましては、教育の中立性に留意するとともに、新たな差別を生むことがないよう、児童・生徒に人権上、十分配慮する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、学校現場とも十分連携を図りながら、授業の実施方法について、引き続き調査・研究を進めてまいります。

大久保議員 教育の中立性は非常に大事だと思います。海外におきまして、慰安婦問題など間違った歴史認識により、日本人の子どもがいじめにあうという事例もあります。このような状況にならないよう、日本の教育の現場においては慎重に取り組むべき問題であると認識をいたします。

しかしながら、事実は事実として、しっかりと子ども達に伝えていく義務があると考えますが、見解をお伺いします。

教育こども部長 事実を子ども達に伝えていく義務についてでございます。

拉致という行為そのものは犯罪行為であり、決して許されるべきものではございません。議員ご指摘のとおり、本事件を正しく伝えていくことが大切であると考えております。

大久保議員 現実の問題としまして、拉致問題をしっかりと教えられる教員の方も少なく、学校教育での取り組みは非常に難しいのでしょうか。お伺いします。

教育子ども部長 拉致問題を人権問題として捉え、教育の中立性に留意するとともに、新たな差別を生むことがないように、児童生徒への人権上、十分な配慮を踏まえる必要があるものと考えております。効果的な授業を展開できる教員を育てていけるよう、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

大久保議員 現状では、この問題の教育ができる教員の数が少ないと思います。人材が足りないということだと思います。

それでは島本町におかれましては、日本人拉致問題に関する教員研修会の開催、参加について、具体的な計画内容は決まっていますか。お伺いします。

教育子ども部長 「本町における日本人拉致問題に関する教員研修会の開催、参加の具体的な計画内容について」でございます。

当該研修会の開催につきましては、現時点で大阪府からの通知はございませんが、今後、国の通知を受け、教員向け研修が行われる際には、教職員に対し、受講するよう周知してまいりたいと考えております。

大久保議員 人材の育成を、よろしく願いをします。

同じ質問になるかも知れませんが、私たちの大切な子ども達に、この事件を正しく伝えていくことは非常に重要と考えますが、見解をお伺いします。

教育子ども部長 「本事案を子どもたちに、正しく伝えることの重要性について」でございます。

拉致行為そのものは犯罪行為であり、決して許されるべきものではございません。我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害事象であるとの認識のもと、後世に正しく伝えていくことの重要性については十分理解をいたしております。

そのため、指導にあたっては、教育の中立性に十分留意しつつ、新たな差別を生むことがないように、児童・生徒への人権上、十分に配慮をしたうえで、授業の実施方法について調査・研究を進めてまいります。

大久保議員 この拉致問題は、今現在も進行形です。私たち日本人も、仕事や観光で海外に出かける機会が大変増えております。こういった観点からも、拉致問題啓発は重要であると考えますが、見解をお伺いします。

教育子ども部長 拉致問題の啓発の重要性についてでございますが、拉致行為そのものは犯罪行為であり、決して許されるべきものなく、人権侵害事象として啓発することは非常に重要であると認識をいたしております。

大久保議員 この問題の授業の実施方法について、現時点におきまして何か具体的な方策のお考えがありますか。お伺いします。

教育子ども部長 授業実施にあたっての具体的な方策についてでございます。

まずは、教職員が拉致問題を正しく理解することが重要でございます。そのうえで、

人権にかかる研修や職員会議、また各学校の人権にかかる委員会において、授業での活用方策を検討していくことが大切であると考えております。いずれにいたしましても、各学校や関係機関と十分連携を図りながら、授業の実施方法について、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

大久保議員 調査・研究だけではなくて、教育の現場で、ぜひしっかりと、この問題の啓発を進めていただきたいと思っております。

最後に、島本町の今後の学校教育における拉致問題に対する取り組みについて、教育長の見解をお伺いします。お願いします。

持田教育長 ⑥点目の「本町の今後の学校教育における拉致問題に対する取り組みについて」でございます。

まずは、教職員が拉致問題は重大な人権侵害であることを理解することが第一であると考えております。そのうえで、拉致問題について児童生徒一人ひとりが考えることの大切さを認識できるよう、引き続き、授業等で発達段階に応じた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

大久保議員 教育長、よろしく申し上げます。

6月12日の米朝会談を受けまして、拉致問題を解決すべく、日朝会談が現在調整されております。日本人の1人としまして、拉致問題の解決を大いに期待をします。また、議員の立場におきましても、拉致問題の早期解決に向け、7月1日に開催される大阪拉致議連の設立総会にも、島本町議会議員有志の皆様とともに参加をし、大いに声をあげたいと思っております。島本町におかれましても、拉致問題の重要性をしっかりと認識をしていただき、また風化させないために、教育の現場におきましても、しっかりと取り組んでいただくよう強くお願いをしまして、この質問を終わります。

次に、2点目、「保険料仮算定決定通知書の紛失について」でございます。

平成30年4月12日付けで発送事務を進めていた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の平成30年度仮算定決定通知書が、最終的に個数に259通の不足が生じるという事案が発生しております。最近、このような事務的ミスが散見されることもあり、町民の皆様より不安や疑問の声を聞くようになりました。

今後の本町の取り組みを含めて、善後策をお訊きしたいと思っております。まず、この事案が起きました「経緯と、その後の対応」について、説明を求めます。

健康福祉部長 おはようございます。それでは2点目、「保険料仮算定決定通知書の紛失」のご質問に、ご答弁申し上げます。

まずは、このような事案が起きたことにつきまして、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者の皆様はもちろんのこと、議員並びに住民の皆様方には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、①の「事案が起きた経緯とその後の対応について」でございます。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の平成30年度仮算定決定通知書につきましても、平成30年4月12日付けで発送事務を進め、同日午後0時40分頃に郵便差出票とともに山崎郵便局に引渡しを行いました。しかしながら、同日午後5時15分頃、山崎郵便局から「本町から預かった郵便物の個数1万4,900通と、担当課が提出した郵便差出票の個数1万4,850通が異なっており、50通多い。」との連絡があり、担当課において調査を行ったところ、郵便差出票が誤っており、訂正後の郵便差出票の個数1万5,159通と、山崎郵便局で計数した個数に259通の不足が生じていることが判明いたしました。

担当課におきまして、山崎郵便局からの連絡を受けた後、直ちに庁舎内での郵便物の引渡し漏れがないか等の調査を行い、山崎郵便局にも原因の調査を依頼しましたが、すでに配達のための仕分けが終了しており、どの保険料の通知書において不足が生じているのか調査できない状況であったため、発送の手続きを取っております。

4月13日時点におきましても、259通の保険料仮算定決定通知書の所在が判明しなかったため、町長、副町長を含めて打ち合せを行い、午後1時頃に通知書を紛失したものと判断し、全被保険者の方々に対して、再度発行した保険料仮算定決定通知書にお詫びの文書を同封し、速やかに送付することを決定いたしました。また、あわせて同日付けで、議長及び代表監査委員に報告するとともに、報道提供を行っております。

その後の対応といたしましては、4月20日付けで、全被保険者の皆様に、再度、保険料仮算定決定通知書とお詫びの文書を送付させていただいております。

大久保議員 対応は大変早かったと思います。しかしながら、庁舎内で平成30年度仮算定決定通知書の枚数を数えたときには、最終的に1万5,159通であり、この数字が一番正しいのではないかと推察をします。

では、なぜ郵便局に渡す段階となって、1万4,850通の表示に変わったのでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 次に、②の「なぜ、郵便局に渡す段階で1万4,850通の表示に変わったのか」についてでございます。

保険料仮算定決定通知書の発送作業におきましては、保険ごとに作業を行ったうえで、それぞれ送付数を確認しておりましたが、最終の郵便差出票を作成する段階で、保険ごとの送付数を合算する際に、国民健康保険の特別徴収分309通分を足し忘れていたため、本来の発送数の1万5,159通から309通分が不足した1万4,850通で郵便差出票を作成していたものでございます。

以上でございます。

大久保議員 最終の郵便差出票のチェック、確認が十分でなかったと思います。

それで、郵便局との取り決めも必要であり、重要であると考えますが、町の表示数と

郵便局内で数えた数が合うまで配達に回さない、というふうにはお願いはできないのでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 次に、③の「町の表示数と郵便局内で数えた数が合うまで配達に回さないようにできないのか」についてでございます。

4月20日付けで保険料仮算定決定通知書を再度送付した際には、町の担当課職員が山崎郵便局まで郵便物を持ち込んだうえで、山崎郵便局の職員が発送の数の確認を完了するまで現場で待機をいたしまして、発送数が合致しない場合には町役場に持ち帰る手順としておりました。事前に依頼しておくことで、発送数が合致するまで配達のための仕分けを行わないことは、可能であるものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 可能であると理解しました。今後の業務に反映させて欲しいと思います。

それで、今回にかかる費用はどれぐらいでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 保険料仮算定決定通知書を再度発送するにあたり、郵便代として通信運搬費107万2,800円、封筒の作成代として印刷製本費9万3,300円、用紙代として消耗品費1万5,800円がかかっており、合計で118万1,900円となっております。

以上でございます。

大久保議員 この費用は、島本町として大変大きな損害であると認識をしますが、見解をお伺いします。

健康福祉部長 再送付にかかる費用は多額にのぼっており、今後、それぞれの特別会計におきまして補正予算を計上させていただき、審議をお願いすることとなりますが、議員ご指摘のとおり、大変大きな損害であると認識しております。改めて被保険者の皆様、議員並びに住民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

大久保議員 この118万1,900円があれば、健康福祉部として、どのような事業が実施可能でしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 健康福祉部所管の平成30年度一般会計予算で申し上げますと、年間9回実施しております3歳6ヵ月児健康診査の委託料、参考に申し上げますと111万1千円と、ほぼ同額となっております。また特別会計で申し上げますと、後期高齢者医療保険における後期高齢者医療システムの賃借料、これは112万4千円となっております。また介護保険で申し上げますと、居宅介護予防福祉用具購入費にかかる負担金、こちらは127万7千円となっておりますが、それらの金額と、ほぼ同額となっております。

以上でございます。

大久保議員 いろいろな事業ができるということで、ほんとに大変な損害であるということとを、もう1回、認識をお願いします。

それともう1点、平成30年度仮算定決定通知書には、大切な個人情報が含まれております。その観点からも、ほんとにこの書類が紛失をしたのかどうか分からない、という

ことが問題であり、悩ましいと感じますが、見解をお伺いします。

健康福祉部長 今回の事案発生にかかり報道提供を行いましたところ、3社で新聞記事が掲載されましたが、当初、被保険者の皆様からの問い合わせはございませんでした。その後、4月20日付けで保険料仮算定決定通知書を再度送付いたしました後には、40件ほどの問い合わせをいただき、その多くが「二重に保険料が賦課されるのではないか」というご心配のお声でございました。また、お叱りのお声や郵便物の誤配の苦情もございました。

また、4月12日付けの保険料仮算定決定通知書が届いていないというお問い合わせは2件あり、窓口におきまして納付書等の再発行を行っておりますが、紛失によるものなのか、郵便の誤配によるものなのか、特定には至っておりません。

現時点におきましては、保険料仮算定決定通知書が外部で発見されたなど、個人情報の流出による被害の連絡は受けておりませんが、状況といたしましては、個人情報の流出の可能性は低いと認識しております。しかしながら、現段階におきまして、明確な見解をお示しするには、断定できるような情報が不足している状況でございます。

以上でございます。

大久保議員 現段階では流出の情報がないということですが、今後も注視する必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、町としての善後策はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 4月20日付けで保険料仮算定決定通知書を再度発送した際には、山崎郵便局とは、発送数が合致するまで配達のための仕分けを行わないよう事前に調整したうえで、発送時に管理職による決裁と、目視による最終確認を行ったところでございます。

担当課といたしましては、このような事案が発生した反省から、事務のあり方を見直し、事前準備から郵送まで郵便物の管理を工程ごとに随時行うためのチェックシートを作成いたしました。今後につきましては、チェックシートを活用し、課員全員が事務手順について共通認識を持ちながら作業を実施するとともに、必要に応じてチェックシートを更新いたしまして、このような事態が二度と起こらぬよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。善後策をしっかりと実施して、検証もよろしくお願ひをいたします。

それでは最後に、職員の皆様の意識改革も必要でないかとの町民の皆様の声もありますが、町長の見解をお伺いします。

山田町長 それでは、最後のご質問でございますけれども、まずは、このたびの事案におきましてご迷惑をおかけいたしました被保険者の皆様に、改めて深くお詫びを申し上げます。また、議員の皆様方をはじめご心配をおかけいたしました住民の皆様に、深くお

詫びを申し上げます。

今後におきましては、全職員が一丸となって事務処理ミスの再発防止に取り組むことが重要であると認識をしており、職員の意識改革にも繋がるよう、本町の実情に即した再発防止策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 よろしく申し上げます。

島本町の高齢化率は26.7%と、高い数値を示しております。また、民生費も40%を超える厳しい財政状況となっております。このような状況を鑑み、今回のような事案が起らないよう、細心の注意と善後策の実施を強くお願いをしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

塚田議員（質問者席へ） 塚田淳です。初めに、6月18日に発生しました大阪北部地震において、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。また地震発生直後から、昼夜を問わずご対応くださいました職員の方々に感謝申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

「子どもの放課後の居場所づくりについて」。

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、地域における子ども達の居場所も様変わりしています。おそらく、今、この場におられる方のほとんどは、子どもの頃、放課後の校庭で自由に遊ぶことができたのではないかと思います。しかしながら、最近では過去に起きた凶悪事件の影響により子どもの安全が最優先され、放課後の校庭で子ども達が自由に集まって遊ぶことができない状況にあります。さらに公園でのボール遊びも、一部の公園を除き原則禁止です。

今回の質問は、子どもの健全な育成、さらには体力面の向上のため、そして何より外で思い切り子どもを遊ばせたいという保護者らの声が多くあることから、校庭開放や公園の制限事項の見直しにより、町内で子どもが自然と集まり、主体的に遊べる場をさらに充実させることが可能かどうか、問うものです。

そこで、まず、現在までに島本町で行われている子どもの居場所づくりについての取り組みをお尋ねいたします。

教育こども部長 それでは、塚田議員の一般質問、「子どもの放課後の居場所づくり」について、ご答弁申し上げます。

放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティア等の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む

教育コミュニティを形成することを目的として実施いたしております。

第一小学校、第三小学校及び第四小学校におきましては、子どもの安全確保のためにシルバー人材センターの見守り員を配置し、校庭開放を実施いたしております。また第三小学校におきましては、地域のボランティアの協力を得ての校庭開放も実施しているところでございます。

第一小学校における校庭開放については、平成 27 年度以降、校門にシルバー人材センターの見守り員を 1 名配置し、不審者の侵入を防ぐとともに、保護者からの事前登録のある児童のみ校庭で遊ぶことができるようにするとの対応により、実施をいたしております。登録児童には万一のけがに備えて傷害保険にも加入し、安全・安心の観点からソフト面での支援を行いつつ、毎日の子どもの放課後の居場所を確保しているところでございます。

サッカーボールやバスケットボールは通常規格のものを使用いただけますが、キャッチボール等に使用するボールについては柔らかな素材のものを使用いただくなど、ボール遊びにおいて一定の制約はございますが、大人が必要以上に干渉せずに、自主的に遊びを創造できるよう取り組んでいるところでございます。

また、子どもの体験学習の機会を提供することを目的として、中学校教員による卓球教室の開催や、地域のボランティアによる事業等を、各小学校において定期的を開催いたしております。

いずれにいたしましても、放課後の子どもの居場所づくりとして、すべての小学校で同等の事業が実施できるよう、引き続き、学校や地域のボランティア等の協力も得ながら取り組んでまいります。

以上でございます。

塚田議員 放課後の子どもの居場所づくりについて、現在、様々な形で取り組まれているとのことでした。また、現在、第二小学校を除く第一・第三・第四小学校で校庭開放が実施されているとのことでした。

まず、校庭開放が実施されている各校について、確認を含め質問をさせていただきます。

第一小学校の校庭開放に配置される見守り員の方は 1 名とのことでしたが、その他各校のシルバー人材センターの見守り員の配置人数がどうなっているのか、まず、お尋ねをいたします。

教育こども部長 第三小学校は 2 名、第四小学校には 10 名程度の配置をいたしております。

以上でございます。

塚田議員 第四小学校は 10 名程度ということで、非常に多いということではありますが、シルバー人材センターの見守り員の方の役割が各校で異なっているということでしょう

か。お尋ねします。

教育こども部長 第一小学校及び第三小学校の見守り員の役割は、不審者の侵入を防ぐ、参加児童の入退室の受付及び事業用品の管理を行う、参加児童の安全管理を行い実施中に発生した事故等について適切に対応する、日報を記入し提出する、ということでございます。第四小学校は、これに加え、集団下校を行うことを役割といたしております。

以上でございます。

塚田議員 四小の見守り員の方のみが集団下校を行うということで、人員が多く必要であるということだと思います。

それでは、各校での放課後の校庭開放について、実施回数についてをお尋ねします。

教育こども部長 平成 29 年度の開催回数でございますが、第一小学校は 127 回、第三小学校は 30 回、第四小学校は 25 回となっております。

塚田議員 実施回数においては、第一小学校が 127 回、三小と四小がその 4 分の 1 ないし 5 分の 1 程度ということで実施されているということです。これは現場の方針がもちろんあるのだろうということは見受けられますけれども、見守り員が 1 人でも実施可能である第一小学校が、実施回数が多く実施できている理由であるということも考えられるかと思えます。

この第一小学校のやり方を他校が導入することで、校庭開放の実施回数を増やすことができるのではないかというふうに思います。しかしながら、先ほど四小では集団下校を見守り員の方がされているということもありましたので、集団下校があるから、保護者の方が安心して預けられているという実情もあるかとは思いますが、実施回数を増やすにあたって、現状とあわせてバランスを取りながらご検討をいただくように、よろしく願いをしておきます。

次に、実施されている校庭開放の時間についてですが、今、どのような開放時間となっているか、お尋ねをいたします。

教育こども部長 校庭開放の時間についてでございますが、学校との調整の中で決定をしており、一例をあげますと、第一小学校では授業終了時間にあわせて、水曜日は 3 時から 5 時まで、それ以外の平日は 4 時から 5 時まで、実施をいたしております。

塚田議員 授業終了時間にあわせて実施されているとのご答弁でした。時間については、長いときで 2 時間程度、そして短いときでは 1 時間程度ということです。

この校庭開放事業の中には、一度、帰宅してからでないとは参加できないというものがあります。学校の近くに自宅があるお子さんは、すぐに自宅に帰って、そこから参加することができるかとは思いますが、一方で学校から遠いところに自宅があるお子さんは、往復するだけで 30 分、40 分、遠いところではかかるのではないかなというふうにも思うんですけれども、そうすると、短いときで 1 時間程度の校庭開放の時間になりますので、参加することが困難になってしまうということが言えるのではないかと

思いますが、この一度帰宅してからでないと参加できないという事業、なぜ、そのようになっているかをお尋ねいたします。

教育こども部長 校庭開放の運用が学校ごとに異なることについてでございますが、学校現場と教育委員会との話し合いの中で、学校ごとの現場の事情も踏まえ決定していることから、運用が異なっているものでございます。

また、第三小学校校庭開放（モリモリクラブ）及び第四小学校の校庭開放では、事業開始当初から開放終了後に一定ポイントまで見送っており、現在までその手法が継続しているもので、そのため、帰宅することなく校庭開放に参加することを可能としているものでございます。

以上でございます。

塚田議員 現場の事情を踏まえ決定されているということ、理解はいたしました。しかし、安全面から考えてみても、やはり一度帰宅して、そこから学校に出てくる。それで校庭開放で遊び終わった後、もう一度帰宅をするということを考えれば、授業が終わって、そのまま放課後に校庭開放に参加できるというほうが安全ではないかなというふうに思います。

校庭開放を実施している自治体、多数、ほかにもありますけれども、他の自治体の例として、そのあたりがどのようになっているか、お尋ねいたします。

教育こども部長 近隣自治体の例で言いますと、校庭開放を実施していない自治体もございますが、実施している場合、帰宅することなく、そのまま校庭開放に参加する例は見受けられます。また校庭開放ではなく、放課後子ども教室のほかのイベントの場合、保護者にお迎えをお願いしている例もございました。

以上でございます。

塚田議員 他の自治体では、帰宅することなく校庭開放に参加できる例があるということでしたので、現場の事情があることはわかりますが、ぜひ、他の自治体の例を参考にさせていただいて、島本町においても実施できる可能性があるのかどうか、調査・研究していただきたいというふうに思います。

次に、各小学校では放課後に放課後校庭開放のほかに、学びサポート等、実施しておりますが、一部で校庭開放と時期が重複していると聞いております。その状況と、対応策について、お伺いいたします。

教育こども部長 まず、第一小学校においては、校庭開放を年間 100 日以上実施しているため、学びサポートと重複する場合があります。平成 29 年度で 35 日については、同日に実施をしております。ただし、学びサポートは午後 3 時 20 分に終了するため、校庭開放・水曜日分は午後 3 時開始であることから、重複は 20 分。水曜日以外の校庭開放は午後 4 時開始のため、時間として重複することはありませんでした。第三小学校の場合は、同日開催は年間 10 日ございましたが、時間帯は重なっておりません。第四小学校におき

ましては、校庭開放が 25 日、学びサポートが 69 日で、そのうち同日開催は 21 日、いずれも時間帯が重なっております。

いずれにいたしましても、来年度以降、小学校としての時間割の編成の中で、可能な限り日程が重複しないよう検討を進めたいと考えております。

塚田議員 第一小学校においては校庭開放が年間 100 日以上ということで、重複する場合も多々あるかとは思いますが、特に、今ご答弁いただいた中では、第四小学校について、校庭開放が年間で 25 日、そのうちの 21 日が学びサポートと重複しているということでした。当然、子ども達はどちらかしか参加できないわけでありますから、非常にもったいないことだと思います。工夫により、その点、改善できるようであれば改善をしていただきますよう、お願いをいたします。

次の質問に移ります。まだ校庭開放が実施されていない第二小学校についてです。

多くの要望があるにも関わらず、現在まで第二小学校で事業実施に至っていない要因と今後について、お尋ねをいたします。

教育子ども部長 第二小学校では、これまで地域のボランティアのコーディネートにより、年間 20 回程度、町内の様々なサークル等の協力を得てイベントを実施していた経過があり、その後も P T A を主体として同様な事業を継続されておりました。

放課後子ども教室担当課といたしましては、各放課後子ども教室の発足当初、地域ボランティア等の手づくりにより、各小学校で独創的に事業内容を企画、推進されてきた経過は尊重しなければならないものとの思いから、大きく事業の中身について言及することはございませんでした。しかし、放課後の子ども達の自由な遊びの場の創出は、「子ども・子育て支援事業計画」策定時の保護者アンケートにおいて多く希望が寄せられていることなどから、二小を含め、今後、全小学校において事業展開をしてまいりたいと考えております。

ご指摘の第二小学校につきましては、校長との調整の中で、校庭開放の実施に向けて前向きな協議ができていることから、今年度、試行的に実施していく、もしくは来年度に実施する方向で検討を進めている段階でございます。

以上でございます。

塚田議員 本年度内、もしくは来年度に、第二小学校でも校庭開放を実施する方向であるというご答弁でしたので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

プログラム型の用意されたコミュニケーションとか、学びの場という放課後教室も重要かとは思いますが、やはり自主的に子どもが自由に集まって遊べる場というのにも必要かと思しますので、お願いをしておきます。

また、本年度もしくは来年度中に実施される予定の二小の校庭開放ですけれども、どういった形で実施されることを検討されているのか、最後、お尋ねいたします。

教育子ども部長 教育委員会といたしましては、校庭開放の展開につきましては、現在、

第一小学校で実施しております形をすべての小学校で実施することが理想であると考えられていることから、第二小学校におきましても、学校長との協議は必要になってまいりますが、原則、第一小学校方式を取り入れたいと考えております。つまり、校門にシルバー人材センターの見守り員1名を配置し、不審者の侵入を防ぐとともに、保護者からの事前登録のある児童のみ、校庭で遊ぶことを許可し、一種の子どもの放課後の居場所を確保する方式でございます。

以上でございます。

塚田議員 ありがとうございます。

放課後の子どもの居場所としては、公園もその要素を含んでいるわけですが、まず、町管理の公園何カ所あるか、そのうちまたボール遊びが可能な公園が何カ所あるか、次にお尋ねいたします。

都市創造部長 それでは、本町が管理する公園について、ご答弁申し上げます。

本町が管理いたしております公園は71公園となっており、うちボール遊びが可能な公園は水無瀬川緑地公園、若山台公園の2公園となっております。

塚田議員 2公園ということで、非常に少ないなという印象を受けます。

しかしながら、全国的に見ても、多くの自治体が公園でのボール遊びを禁止しています。これは近隣住民の方、特に、公園に隣接する住民の方の理解を得ることが以前よりも難しくなったというところが背景にあるわけです。しかしながら、ハード面を整備すること、また遊び方に一定の条件をつけることで、公園内でのボール遊びを許容する自治体も出てきています。

そこで、現状の課題も踏まえ質問をさせていただきたいと思いますが、町内の公園の多くに制限事項の表記があるものの、表記のされ方は各公園でバラツキがあり、曖昧で、わかりづらい部分が多く見受けられます。公園の規模、立地によりバラツキが出てしまうことは一定理解できますが、表記については、もっとわかりやすいものにしていく必要があるかと思いますが、町の見解を伺います。

都市創造部長 各公園におきます制限事項の表記につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、先ほどの2公園を除く都市公園や児童公園につきましては、原則、ボール遊びは禁止させていただいております。ご指摘のとおり、各公園におきましては、規模や近隣の状況により啓発内容の表現にバラツキがございますので、今後、現地状況を把握したうえで、必要に応じて、ご利用の皆様によりわかりやすい、具体的な表記に改めることにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 現地の状況を把握したうえで、わかりやすく具体的な表記に改めるということをご検討いただける、とのご答弁でした。

その際、ボール遊びについては一律で禁止するのではなく、公園の広さや環境が各公

園によって違うわけですから、あわせて調査し、緩和できそうな場所があれば、ぜひ緩和をしていただきたいと思います。町の見解を伺います。

都市創造部長 ボール遊びの緩和策についてでございます。

現在、水無瀬川緑地公園や若山台公園以外の公園につきましては、原則ボール遊びは禁止させていただいておりますが、ご指摘のとおり、本町域内においては、ここ数年、開発により子育て世代が増加傾向になっている地域もございます。直近では、役場前の旧関電グラウンド跡地で戸建て住宅やマンションの建設、国道 171 号線沿いの高浜地区でもマンション建設が進められていることから、今後も子育て世帯の増加が見込まれております。

このことを踏まえ、本町といたしましても、遊び場としての条件、周辺への影響などを勘案し、各公園の状況につきましては、今年度、速やかに調査を行い、対応可能な公園から、近隣自治会とも協議のうえ、利用表記の検討を進めてまいりたいと考えております。今後におきましても、ボール遊びの緩和策につきましては、地域性に配慮しながら、地域とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 各公園の状況について、速やかに調査いただけるとのご答弁でした。ありがとうございます。また、調査をしたうえで対応可能な公園があれば、ボール遊びの緩和策についてもご検討をいただけるというような内容のご答弁だと思います。ボール遊びの緩和については、子どもだけでなく、例えばグラウンドゴルフをされる方々のニーズに応えることにも繋がるのではないかと考えます。ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

公園でのボール遊びというニーズがある一方、地域によっては、遊び場としての公園機能よりも、例えば高齢者の憩いの場としてのニーズが大きいといった場合もあるかと思えます。今回、調査されるにあたり、公園へのニーズの把握、その対応についても検討されることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 公園ニーズについてでございます。

議員ご指摘のとおり、公園の利用ニーズにつきましては、子育て世帯の増加や高齢化の伸展に伴い、現状に即した公園整備が必要であると考えております。このことから、大型開発が進められている地域周辺におきましては、利用ニーズにあわせて既存遊具の必要性や計画的な補修等が必要であり、お子様が少なく、高齢者の方が多い地域におきましては、老朽化した遊具撤去の検討や、高齢者の方々の憩いの場となるような四阿やベンチ、健康遊具設置の検討など、各地域に合った公園整備が必要であると考えております。

今後、子育て世帯や高齢者の方々にとって、利便性が高く、かつ安心してご利用いただける公園を目指し、適切な維持管理に加え、様々な角度から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 平成30年度も、公園遊具等の点検業務、また補修工事、あわせて522万7千円もの予算がついているわけであります。必要な場所には投資をし、現状にそぐわない遊具等は撤去するといった整備に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

今回は、子どもの居場所づくり、特に子ども達が自由に集まって遊べる場所を、どうすれば充実させられるかという質問をさせていただきました。町営プールが廃止され、キャンプ場も廃止が決定している中で、そうして削減された財源が、一部でも子ども達の居場所づくりに充てられることを望んでいます。

最後に、町長、今後の公園のあり方についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

山田町長 公園利用のあり方について、ご答弁を申し上げます。

先ほど、都市創造部長からご答弁をさせていただきましたように、やはり地域の実情というものが大切になりますので、様々な年齢層に対応できるように、地域の皆様にとって利便性が高く、安全・安心してご利用いただける公園を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時59分～午前11時15分まで休憩)

川嶋議員 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員 (質問者席へ) 6月18日に発生しました大阪北部地震でお亡くなりになられた皆様、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれました皆様、お見舞い申し上げます。また、職員の皆様の疲労困憊であったろうと思われませんが、ご尽力いただいたこと、心から敬意を表します。

それでは、1点目、「新教育基本法と教科書採択について」。

4年に一度、学校教科書の採択が行われ、「新教育基本法」が約60年ぶりに公布施行、初めての採択が平成23年。また検定合格となった教科書の調査をした際、「新教育基本法」や「学習指導要領」の規定に沿っていない教科書が、検定して、クリアされているということを疑わざるを得ない状況でありました。地方自治体としては、その疑わざるを得ない教科書を含め採択していかなければならない危惧から、本町の教科書採択について、一般質問でも8年前ほど、2回続けて質疑をさせていただいております。

当時から町長も代われ、空白であった教育長もご就任され、教育こども部長も代わられていますので、「教育基本法」、教科書採択についてなど、ぜひ、皆様のご認識やご見解をお伺いしたく、質疑をしてみたいです。

昨年度は、この30年度より使用されている“小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書”を採択されました。現在は、中学校で31年度より使用される「特別の教科 道徳」の教科用図書の展示会をされておられます。14日間の法定展示期間と、法定外展示会も、島本町はご努力いただいております。

この教科書展示の開催にかかる経費、地方交付税で措置されるということになっていますが、法定外展示会の経費は地方交付税の計算外となるのか、もしくは、ただ単に「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定の関係だけの法定展示会と、法定外展示会との区分けなのかという部分、ここはちょっと私の見解ですので、法定外展示会の経費は地方交付税の計算外となるのかどうか、お伺いいたします。

総務部長 それでは、1点目の「新教育基本法と教科書採択」につきまして、「教科書展示会にかかる地方交付税措置」について、ご答弁申し上げます。

教科書展示会の開催につきましては、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定により、都道府県の教育委員会に義務付けられており、ご指摘のとおり、展示会の開催にかかる経費は、都道府県に対して地方交付税措置されているものでございます。

なお、法定外展示会開催の経費にかかる地方交付税措置の有無につきましては、特に国から示されていないと伺っております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。おそらく法定外展示会であっても、「学校教育法」の附則第9条の規定に準じていけば、府教育委員会が、図書見本は基本的に購入するのが適切であるという記載がありますので、そのとおりであれば、教科書見本は府教委の購入、本町の展示においては町の公共施設を用いていますので、この法定14日間以外の展示も大きな経費、費用は要されないというふうに解釈しますが、それで合っていますかどうか、お伺いしますとともに、義務教育諸学校における教科用図書については政令で定めるところ、政令で定める4年間、科目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっておりますが、その採択された教科用図書は、毎年、展示されていますかどうか、お伺いいたします。

教育子ども部長 2点、ご質問いただきました。

図書見本について、本町の負担はないのかということにつきましては、負担はございません。

また、教科用図書の展示についてでございます。政令で定める採択期間につきましては、毎年度、採択にかかる教科用図書を展示することとなっております。本町では毎年、次年度に使用する教科用図書と教科書目録が大阪府教育庁から送付され、町教育センター内の教科書センターにて、法定展示期間と法定外展示期間を設けて、教科用図書の展示を行っておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、一度採択された教科用図書というのは、4年間、同じ教科書の会社のものを使用されますが、毎年展示されるということは、内容が変わってくるのかどうか、そういうことがあり得るのかどうか、お伺いいたします。

教育子ども部長 一度採択された教科用図書は、4年間、同じものを使用することとなります。しかしながら、毎年、出版社においては時事や見やすさなどを考慮し、内容を若干修正されることはございます。

伊集院議員 若干修正ということでありますので、要は、選定された内容と若干修正というのは変わってくるおそれはないのかどうか、お伺いいたします。

教育子ども部長 内容が大きく変わることはないため、影響はございません。
以上でございます。

伊集院議員 23年度も基本的に2回ほどお訊きしておりますが、一応、流れとしまして教科書採択のスケジュール、流れをお伺いします。

教育子ども部長 本町における採択の流れについてでございます。

島本町立小・中学校教科用図書選定委員会は、教育委員会の指示に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を具申いたします。また、調査委員会は選定委員会の指示に基づき、教科ごとに専門的な調査検討を行い、教科ごとに報告書をまとめます。その後、本報告をもとに、選定委員会は教科ごとの具申を教育委員会に行い、教科用図書の採択をいたします。

以上でございます。

伊集院議員 では、「島本町立義務教育諸学校教科用図書採択に関する規則」というのが条例でありましたが、平成24年度、25年度から、例規集から消え去っておりますが、この点は見直し要因があったのかどうか、お伺いします。

教育子ども部長 平成24年度まで、小・中学校で使用する教科用図書は、規則を設置根拠とした島本町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会で採択を行ってございました。しかしながら、平成24年度に、全庁的に「地方自治法」に定める附属機関の見直しを行いました際に、同委員会を「島本町執行機関の附属機関に関する条例」を設置根拠とした島本町立小・中学校教科用図書選定委員会といたしましたことから、平成25年度の例規集から記載がなくなったものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 附属機関の見直し、そちらに入っていたと。報酬等も出ますので、一定、理解いたします。

その中で、もともとありました規則においては5条立てになっております。その中の「採択」という部分ですね、いろいろ変わられた、今現在の附属機関の分と、小・中学校の教科用図書選定委員会の規則、この点を見た中で、採択するのは、一体どこで採択になるということになるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 教科書の採択でございますが、選定委員会の具申を受けまして、教育委員会会議の中で採択をいたします。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。選定委員会は、あくまでも具申をされるというように私も捕まえてますので、要は規則などを見ますと、教育委員会の設置、この中の第12条・13条に採択という部分が含まれております。ここの根拠になってくるということで、採択は教育委員会がされるということによろしいでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 「島本町教育委員会会議規則」第12条・13条に、採決について記載されておりますが、その13条第1項「採決は教育長が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う」、これに基づき、採択を行っておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、その採択の中で12条・13条、もし、表決が必要になった場合ということで、13条においては2種の方法を示されておりますが、教科書採択の採択されるにおいては、この2種の方法どちらかを取るのか、もしくはそうではないのか。その点をお伺いします。

教育こども部長 教育委員会会議での採決については、議員ご指摘のとおり、先ほど申しました「島本町教育委員会会議規則」12条・13条の方法により、採決をいたします。

なお、採決は委員各位に挙手を求める方法で行っておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 挙手をされるということで、わかりました。

それでは、執行機関の中では、先ほどスケジュールをお聞きした中ですから、そこから選定委員さん、10名以内という書き方のほうに変わっておりますが、この図書委員会の規則の第3条・組織でわかります。今年は、中学校の教科用図書選定のみであったという場合は、この選定委員というのはどのようになっていますのか。人数や構成をお伺いします。

教育こども部長 今年度の中学校「特別の教科 道徳」における選定委員につきましては5名、調査委員は各校1名の2名となっております。

以上でございます。

伊集院議員 構成員のほうもお訊きしたんですが、一定、記載されている内容の部分であるということで理解いたします。要は、過去に、8年前質疑した中に、絞り込みの要因にならないのかということをお伺いしておりました中で、大阪府が別に提示する教科用図書選定の資料、これが島本町に下りてきますが、この資料の説明をお伺いします。

教育こども部長 教科用図書採択の権限は、各採択地区内の市町村教育委員会にございます。しかしながら、適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は専門的知識のある調査員を集め、それぞれの教科用図書の特徴を照らし合わせてみるができるよう

に、内容や資料などについて発行者ごと、教科種目ごとの調査・研究を行います。そして、その結果をもとに作成した選定資料を採択権者に送付することによって、助言を行います。

本町におきましても、各教科の調査員及び選定委員に対し、調査検討を行う際には、この教科用図書選定資料を活用するよう指示をしております。

以上でございます。

伊集院議員 指示をされていくと。島本町の場合は1市町1選択地区方式を取られております。大きく、その資料が要因になってくる、もとなってくると思われそうですが、この資料、府教委が選出された専門調査員の方々のご努力いただいている選定資料というものは、要は今、教育センターで展示されておりますが、その中で展示、また閲覧というのはされないのか。一般の我々でも見ることはできないのかということ、また、大阪府にそういうことを要望されないのかを、お伺いします。

教育子ども部長 大阪府から示される教科用図書選定資料は、各市町村で教科用図書の採択に携わる各教科の調査員及び選定委員が参考資料としており、本資料につきましては、大阪府のホームページに公開をされております。

以上でございます。

伊集院議員 その大阪府のホームページでの公開は、いつでしたか。私が調査した時点ではなかったんですが、公開されたのはいつなのかをお伺いします。

教育子ども部長 毎年、時期は若干ずれますが、今年度におきましては、昨日、6月25日に大阪府のホームページで公表されております。

以上でございます。

伊集院議員 今のご答弁ですと、例年、多少時差があるというふうに受け取ってよろしいですか。大体、どれぐらいの時差で出ているか、お伺いします。

教育子ども部長 大阪府のホームページでの公表、昨年は7月を過ぎてからであったと聞いておりますので、今年は6月25日ということで、若干早い時期に公表されたと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 若干早くなったということで、ありがたいことではあると思います。

それでは、またホームページなりで確認させていただきますが、この60年ぶりに「新教育基本法」へと改正されてから、4年に一度の採択替えですね。初の採択替え、平成23年、単純に4年、4年と計算していくと、今年、「特別の教科 道徳」のみの採択であるという部分になるのは、要は、他の教科も含めてスケジュールが変わってくるように見受けられるんですが、この点の要因はどうしてなのか、お伺いします。

教育子ども部長 小学校の教科用図書につきましては、平成26年度に採択を行い、採択結果に基づき、平成27年度より新しい教科用図書を使用しておりますことから、本来なら、

今年度は平成 31 年度使用教科用図書についての選定年度でございます。しかしながら、平成 30 年度末をもって新たに教科書会社より検定教科書が提出されなかったため、平成 26 年度に採択した教科書を採択替えとし、平成 31 年度に、平成 32 年度から実施の「新学習指導要領」に向けた教科書採択の事務を進めてまいります。

以上でございます。

伊集院議員 要は単純に、30 年度末をもっての新たな教科書会社より検定教科書が出なかったということだという要因であるということで、理解いたします。

が、先ほどありました「新学習指導要領」ですね、小学校は平成 32 年度より、中学校は 33 年度より、本格実施となっていかれていますが、この「新学習指導要領」の改正のポイント等をお伺いします。

教育こども部長 「新学習指導要領」の改定のポイントといたしましては、キーワードとして、「何ができるようになるのか」「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」と言われております。これは新しい新時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実として「学びに向かう力」「人間性等の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」を目指されております。また、教科科目等の新設や目標を見直し、「主体的・対話的で深い学びの視点からの学習課程の改善」を求められております。そのことにより、社会に開かれた教育課程及び各学校におけるカリキュラム・マネジメントの実現を目指されています。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。「新学習指導要領」の改正ポイント、今回は道徳のみとなりますが、来年度小学校、再来年度中学校、一定、ここの部分が採択になっていくと思えます。

私自身も、ちょっと災害もありましたが、8 時間程度かかりました、「道徳」、見るだけでも。本来、全教科が見直しになってくるとなると、本当に相当な時間がかかると思えます。その中で、例えば「公民」7 社、「歴史」8 社、この中から採択をされていく。

「地理」までは、残念ながら見る余裕がなかったんですが、「公民」の中で、新しい「教育基本法」になってから、内容が変わってきている部分があります。新しい人権の部分ですね、人権・権利の部分におきまして、環境権、知る権利、プライバシーの権利、自己決定権などの記載がありました。教科書によっては、このプライバシー権利においても、トピックスの中で監視カメラの部分が記載されている内容がありました。

先般、島本町議会でも防犯カメラの設置におきまして、やはり監視カメラになるのではないかという、危惧されるような質問もあったように、私自身は監視カメラというのは、例えば高速道路とかによくありますカメラ、ありますよね。ああいったカメラを、要は違反を撮るようなカメラのこと、設置されているようなことを監視カメラだろうと思われま。

防犯カメラと監視カメラの区別が難しい中、教科書自身で書いている内容だけで素直に受け入れてしまうと大変なことになると。書かれているということは、こういったことが今後議論されていくんだろうと思いますけども、このプライバシーの権利においてのカメラにおいて、監視カメラと防犯カメラ、この点の用途というのは違うと私は解釈しておりますが、どういふ見解を教育委員会はお持ちか、お伺いします。

(「教科書採択の話と違うんじゃないか」と呼ぶ者あり)

教育こども部長 プライバシーの権利にかかるカメラについてでございます。

監視カメラと防犯カメラにつきましては、使用用途が異なるものと考えております。監視カメラとは、必要の有無にかかわらず常に見られているものであり、防犯カメラとは必要に応じたときに、その記録を使用するものであり、プライバシーを侵害しているものとは考えておりません。

以上でございます。

伊集院議員 教科書採択ではなくて、私の題名には「新教育基本法と教科書採択」と、両方の部分でお伺いしております。「教育基本法」の改正の中、新たな人権の部分が設置されているということ、こういった中で見解をお伺いしました。

この教科書の中でも、先ほども大久保議員の質疑にもありましたように、やはり、前回も申しました拉致問題、私自身は、これはやっぱり人権侵害に関わってくると思えますけども、拉致問題においての解釈、副町長、また町長の見解、また教育長も見解が述べられるようであれば、あくまでも今回採択されているのは「道徳」でありますし、それ以外の部分の社会認識を、お伺いしたいと思えます。

小田副町長 拉致問題につきましては、拉致行為は犯罪行為であり、我が国の主権、国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。人権侵害事象であると、十分認識しております。

以上です。

山田町長 拉致問題につきましては、重大な人権侵害事象であり、拉致問題解決に向けた取り組みを継続していくことが、日本国にとっては重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

持田教育長 教科書に関してですけれども、適正な内容と考えております。

また、拉致問題ということにつきましては、先ほども述べたように人権侵害であると理解しております。自衛隊の活動は、教科書の項目に従って適切な記述とされていると思っております。また領土問題につきましては、自国と相手国の主張や背景を考えさせることが必要である、そういうふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 拉致問題においては人権侵害であるということで、教科書の中では、拉致問

題が北朝鮮との関係の好転を阻害しているような問題であるというような記載の仕方もあるものもあるということで、皆様の見識をお伺いしました。

例えば、自衛隊における記載、教科書の中によっては、やっぱり種々違います。こういった中で、副町長、また町長、自衛隊においては、やはり災害のときも助けていただいている部分があります。こういった中の自衛隊において、違憲であるというような記載をされている教科書においては、教科書と言うよりも、そういう見識があるということでありまして、副町長、町長、また教育長、自衛隊に関しての見解をお伺いします。

(「質問されていないことに答えている」「教科書をテーマでの質問なのか」「議長、整理してください」と呼ぶ者あり、伊集院議員・質問者席より「休憩取っていただけますか」と発言)

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 38 分～午前 11 時 39 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告の範囲を大きく拡がらないようにと、通告の範囲の答弁で、よろしく願いいたします。

それでは続行してください、答弁を。

小田副町長 お答え申し上げます。自衛隊につきましては、先日、発生いたしました大阪北部地震においても、災害復旧に大きな力となっております。我が国の防衛を主たる任務とし、日本の平和と安全を守る重要な組織であると認識しております。

山田町長 自衛隊についての認識についてでございますが、先ほど副町長からもありましたように、災害時には支援や、また復興に欠かすことのできない存在であるということはあるまいと思っております。また日本の平和と安全を守るという意味では、重要な組織であると認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 8年前も前川口町長、答弁いただいております。なぜ、今、答弁を求めることが駄目なのかが、ちょっとよくわかりませんが、見識をお伺いしている部分であります。

こういった中で領土問題、こういったことが、この新しく改正された中、教科書の中に記載されています。教科書の種々によっては内容が違ってきますので、新しいメンバーの職員の皆様に見解をお訊きしたのみであることをお伝えしておきます。

それでは、時間がないので、2問目に入ります。「島本町の将来見通しについて」。

少子高齢化時代、東京一極集中、何より人口減や雇用減に苦しむ地方自治体の活性化を目指し、地方再生を掲げ、平成 26 年 9 月「まち・ひと・しごと創生」本部が設置され、11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。以下、「まち・ひと・しごと」

の文言は省略させていただきますけど、翌月の12月には、長期ビジョンの「再生総合戦略」が閣議決定され、中長期の視野でのまちづくり、中長期の戦略であっての島本創生となるので、島本町は後追い、今、追われている、今を乗り越えるので精一杯な面が多く伺えます。

正直、未だ中長期戦略を打つ手前の状況と言わざるを得ないという部分において、本町においては「人口ビジョン」と「創生総合戦略」を平成28年3月に策定されました。府内各市町村も策定されまして、大阪府内出揃った中、大阪府の総務部市町村課が府内市町村の課題、将来見通しに関する研究報告書を、この4月にまとめられています。町長はじめ、4月にご就任された副町長も大阪府にいらした経験上、見解も伺いたいと思います。

まずは、島本町自体での「総合戦略」からの目線は28年施策から伺っていますので、逆に、この大阪府内の全体の検証から、島本町の将来見通しについて分析や見解をお伺いしていきます。対策、リスク回避など、考える必要もあろうと思います。

報告書は、平成17年から27年の10年間と、平成27年から25年先に、主に推移されております。

①人口変動についての、本町は現在の開発等もあり、減少数は少ないほうになっていますが、生産年齢人口減と、何より後期高齢者人口の増加率が府内5番目くらいに多い状況となっています。そして単独世帯数も増加し、中でも後期高齢単独世帯数は府内で35.7%増の見込みとなっております。

この後期高齢者人口に後期高齢者単独世帯数について、島本町の分析・見解を、健康福祉部と、まちづくりの総合政策部にお伺いします。

総合政策部長 それでは、2点目の「島本町の将来見通しについて」のうち、後期高齢者人口及び後期高齢者単独世帯数にかかる総合政策部の分析・見解について、ご答弁を申し上げます。

大阪府から示された「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究報告書」では、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を用いられていますが、平成28年3月に策定いたしました「島本町人口ビジョン」におきましても、基本的に同じデータを活用してシミュレーションを行い、後期高齢者人口比率を推計しているため、大阪府の推計と同じ傾向にあるものと考えております。

今後におきましても、厳しい財政状況の中、多様化する行政ニーズや課題に対応し、継続して行政サービスを提供していくうえで、必要に応じ人口構造を分析し、将来の変動を推計していく必要があると考えております。特に、現在進行している大型の住宅開発や、JR西地区の土地区画整理事業など、今後、人口構造に変化が生じることも踏まえ、適切に将来見通しを立てる必要があると認識しております。

以上でございます。

健康福祉部長 引き続き、2点目の「島本町の将来見通しについて」のうち、後期高齢者人口及び後期高齢者単独世帯数にかかる健康福祉部の分析・見解につきまして、ご答弁申し上げます。

平成30年3月に策定いたしました「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきましては、介護保険事業量等を見込むため、平成30年度から平成32年度、また、参考値として平成37年度の後期高齢者見込み者数を推計しておりますが、高齢化率の上昇は、大枠では大阪府の推計と同じ傾向にあると考えております。

このたび、大阪府から「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究報告書」が示されましたが、高齢者人口の増加に比例して介護保険・後期高齢者医療保険制度への一般会計繰出し増加する中で財政運営にも影響を及ぼしますことから、高齢者人口の変動を注視してまいります。また、新たに増加が予想される介護サービスや高齢者支援サービスを検討する際には、その時点での人口の変動見込みについて、さらなる見直しが必要であると認識しております。

なお、後期高齢者単独世帯数の推計につきましては、実施いたしておりません。

以上でございます。

伊集院議員 後期高齢者単独世帯数の推計は実施していない、というご答弁です。確かに難しいところではありますが、町での推計は可能でしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして平成30年度から平成32年度、また参考値として平成37年度の後期高齢者見込み者数を推計しており、高齢化率は上昇するものと見込んでおりますが、人口移動率や宅地開発の状況を加味したうえで、それぞれの高齢者の方の属する世帯が単独であるのか、単独ではないのか、また、その変化を将来にわたって推計することは困難であると認識しております。

なお、本町におきましては、ご同意いただいた一人暮らし高齢者の方の情報をもとに台帳を作成いたしまして、町と地区担当の民生委員児童委員が保有し、日頃の見守りや安否確認に活用する一人暮らし高齢者等実態把握事業を実施しておりまして、現状の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 確かに難しい部分であるということと、先ほど答弁ありました一人暮らし高齢者等の実態把握事業ですね、ご紹介ありました。この部分の実績から積み上げていかなければならない推計であろうとは思いますが、先週、18日の大阪北部地震に際しまして、この一人暮らしの高齢者も含みます避難行動要支援者に対する安否確認、どのように対応されましたか。安否確認を取られた対象人数と、その実施できた内容等をお伺いします。

健康福祉部長 本町では、災害発生時に町や地域の支援機関が協力し、要介護高齢者や重

度障害者などへの支援を円滑に行えるよう、災害時に支援が必要な方の情報を事前に登録し、地域の支援機関と共有する避難行動要支援者登録制度を平成 28 年度から開始しております。

今般の 6 月 18 日の地震発生後、まずは民生委員児童委員の方々から対象者に対し電話で安否を確認、電話が繋がらない場合は直接訪問していただきました。直接訪問いたしましても安否が確認できなかった対象者の方につきましては、健康福祉部の各課や関係機関と連携し、入院や入所等の情報を収集することで、対象である 653 人につきまして、翌 6 月 19 日午後 3 時 30 分には、対象者全員の安否確認が完了しております。

以上でございます。

伊集院議員 653 人を、翌日の 3 時 30 分に全員確認を取れたという部分であります。これもひとえに、先ほどありました民生委員児童委員の方々のご協力があってこそ、また島本町も町職員が関係機関とも連携をされて、直接会った方以外、それでも連絡取れない方のご努力いただいたことは、大きく評価したいと思っております。

今回の地震で、大規模な災害が発生したとき、やはり避難が必要となる場合ということをお大変危惧されるような声が増えてまいりました。こういったこともありますし、再度、この点においては種々質疑もしてまいりたいと思います。

持ち時間がないということですから、最後に、この大阪府の検証を取られた中、町長、副町長、この検証を見られて、町長と副町長の見解をお伺いし、まちづくりの今後の将来見通しについては、また今後の議会で続投していきたいと思っております。最後に副町長と町長に、この見解の分析をお伺いいたします。

小田副町長 今回、大阪府から示されました研究会報告書につきましては、今後の人口の変動、それから高齢化の進展に伴い想定される市町村の行政課題、それから財政への影響等を分析したものです。先ほども担当部長のほうからご答弁させていただきましたとおり、本町における人口動向や行政課題等につきましても、概ね府内の他の市町村と同様の傾向にあります。

本町としても、この報告書を参考に、人口構造の変化による課題を予測し、行財政運営に及ぼす影響を見通し、将来にわたる継続的な行政サービスの提供に努めていくことが重要であると考えております。

山田町長 本町としては、今後の人口動向等に伴う課題を認識をし、将来を見通したまちづくりを進めることが重要であり、それにより、新たに生じる行政需要や行政課題に的確に対応できる安定した行財政基盤づくりや、基礎自治体としての機能の維持充実のため、職員一人ひとりはもちろん、組織全体の力量を高める組織作りに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 では、その力量を高めていくという部分のご答弁に、具体的にどのような施策を

打っていかれようとされているのか、参考までにお伺いします。

山田町長 限られた財源・人員の中で、様々な行政課題や社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、住民サービスの維持充実を図っていくためには、機能的な組織体制の構築だけではなく、個々の職員の力量、また組織全体の力量を高めていくことが必要だと考えております。そのためにも、人材育成や改革意識の醸成、機能的な組織体制の構築に努め、個々の職員の能力や意識を高めながら、それを組織全体の意識の共有や、組織力の向上に繋げていくことで、組織全体の力量を高め、将来にわたって安定的かつ継続的に行政サービスを提供できるように、創意と工夫によるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 将来の見通しの課題、また細かく施策を伺っていこうと思いますが、次回へと、この質疑をさせていただきます。

町長の中で、ご努力いただいていることをお聞きしまして、一般質問を終わらせていただきます……（質問時間終了のベル音）……。

川嶋議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 54 分～午後 1 時 00 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、第 196 回通常国会におきまして、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年 3 月 28 日に可決成立し、同月 31 日に公布されたことに伴いまして、「地方自治法」第 180 条第 1 項の規定及び「町長の専決事項の指定について」に基づき、専決処分を行ったものでございます。

それでは、改正内容につきまして、3 の 18 ページの次に添付させていただいております第 3 号報告参考資料・島本町税条例の一部を改正する条例新旧対照表に基づきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、1 ページから 3 ページにかけての第 9 条（年当たりの割合の基礎となる日数）から、第 39 条の 5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）についてでございます。これらにつきましては、引用する項番号の変更及び文言整理等に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、4 ページから 6 ページにかけての第 40 条（法人の町民税の申告納付）についてでございます。これにつきましては、外国子会社合算税制により、親会社へ所得を合算された外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税割額から控除する制度を創設することとなったため、所要の規定の整備をするものでございます。

次に、6 ページから 8 ページにかけての第 43 条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）についてでございます。これにつきましては、法人住民税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合における延滞金の計算方法の見直し、具体的には申告後に減額更正され、その後、増額更正があった場合には、増加更正により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分について、その納付されていた期間を控除して計算することとなったため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、8 ページから 9 ページにかけての第 49 条（特別徴収税額の納入の義務等）から附則第 10 条（納期限の延長に係る延滞金の特例）まででございます。これらにつきましては文言の整理及び「地方税法」等の改正に伴い、町税条例において引用する条項に変更があったため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、10 ページから 11 ページにかけての附則第 15 条の 2（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）についてでございます。これにつきましては、「地方税法」の改正に伴い地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」による固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の規定を整備するものでございます。具体的には、第 1 項では「地方税法」に規定する特例率の参酌基準が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正後の第 4 項から第 13 項までにつきましては、太陽光・風力・水力など再生可能エネルギー発電設備において、それぞれ規模別に特例割合を新たに規定するものでございます。また、改正後の第 14 項から第 16 項につきましては、文言の整理及び引用先の変更に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、11 ページから 13 ページにかけての附則第 15 条の 3（新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）についてでございます。これにつきましては、平成 29 年度末に適用期限を迎える固定資産税の軽減措置等の適用期間を、2 年間、延長するものでございます。また同条第 8 項につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する劇場等において、同法に基づく一定の改修工事を行った場合における固定資産税の減額措置を創設することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

なお、都市計画税にかかる取り扱いにつきましては、17 ページ下段の附則第 21 条の 2 に、同様の規定を整備するものでございます。

次に、13 ページから 20 ページにかけての附則第 16 条（土地に対して課する平成 30

年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) から、附則第 21 条の 8 (農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例) についてでございます。これにつきましては、本年度が 3 年に一度の固定資産評価替えの年となり、基準年度が変更となりますことから、土地の価格の特例等激変緩和の負担調整措置を延長するものでございます。

次に、21 ページの附則第 21 条の 9 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) から附則第 21 条の 11 まででございます。これにつきましては、今回の改正に伴い引用する条番号に変更があったため、所要の規定を整備するものでございます。

以上、簡単でございますが、第 3 号報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第 3 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 3、第 4 号報告 平成 29 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第 4 号報告 平成 29 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

今回、報告させていただきます平成 29 年度の島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、議案書の 4 の 3 ページに記載の 2 件の事業でございます。これらの事業は、平成 29 年度内に完了することができないことから、平成 29 年度の一般会計補正予算におきまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費の設定をご決いただいたところでございます。今般、繰り越しさせていただきました事業について繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、4 の 4 ページの次に添付いたしております第 4 号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1 点目の第二小学校プール改修事業でございます。本事業は、昨年 9 月 20 日から着手しておりましたが、コンクリート工事などについて、冬季に氷点下の日が続くなどの天候不順により予定どおりに工事を進められず、年度内に完了しなかったため、翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、2 点目の第一幼稚園空調機設置事業でございます。本事業は、平成 30 年度に実施するため設計等を進めてまいりましたが、国の平成 29 年度一般会計(第 1 次補正予算)において措置された学校施設環境改善交付金を活用し、前倒しして実施することとしたため、翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、第4号報告についての説明を終わらせていただきます。
よろしくお願ひ申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第4号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第5号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の5の3ページをお開き願います。

五反田雨水幹線整備工事(第2期)事業につきましては、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)におきまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費となる繰越明許費の設定をご可決いただいたところでございます。今回、繰り越しをさせていただきました事業について繰越額が確定しましたので、その内容について、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、繰越計算書の詳細につきまして、5の4ページの次に添付をしております第5号報告参考資料に基づき、ご説明を申し上げます。

公共下水道五反田雨水幹線整備事業につきましては、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき実施しているもので、桜井一丁目バス停付近にございます淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2-10)との接続により、百山地区を含む約42.8haの区域の浸水防除を図ることを目的としております。

今回は、この全体事業の一部である五反田雨水幹線整備工事(第2期)の平成29年度予定分について、広瀬一丁目地内にあります樋ノ尻公園内における工事作業ヤードへの工事用の大型車両の進入に伴います迂回路確保等、地元協議に時間を要し、年度内の出来高分の支払いが翌年度になることから、国からの交付金の関係上、繰越をさせていただいたものでございます。

なお、本工事につきましては、去る平成29年12月定例会議におきまして、工事請負契約の締結についてご可決を賜り、本工事の期間は平成29年12月15日から平成32年9月30日までを予定いたしております。

以上、簡単はでございますが、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 第5号報告 公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、質問をいたします。

五反田雨水幹線整備工事（第2期）でございます。すべての予算金額は平成30年度に繰り越され、年度内の出来高分の支払いがありません。12月議会で工事請負契約についての議決後、契約を結ばれてから、本繰越計算書の報告に至るまでの経緯を、国庫補助金、特定財源と関連して、ご説明ください。

二つ目は、地元協議、警察との協議に時間を要したと認識していますが、その主な理由を具体的にお示しください。

以上、2点です。

上下水道部長 それでは、2点のご質問をあわせてご答弁申し上げます。

本工事につきましては、推進工法による必要な発進立坑を樋ノ尻公園内の大部分を占用し、工事期間も長期にわたることから、地元自治会より工事説明会の申し出がございました。本説明会では、工事の施工方法など詳細な説明を地元自治会より要望されましたので、請負業者参加のもと、地元自治会との調整の結果、去る1月25日に開催をいたしたところでございます。また、高槻警察署との協議につきましては、仮設道路の設置に関連し、交通規制や地元への安全対策など協議に時間を要したところでございます。

このことから、工事着手に遅れが生じ、当初予定しておりました出来高を見込めないとの判断に至り、平成29年度の防災安全交付金5,814万円の交付決定分につきましては、大阪府との協議の結果、不用額とはせず、繰越明許の手続きを行ったものでございます。

なお、工事の準備工といたしまして、樋ノ尻公園の仮囲いの設置や、工専用仮設道路の設置を2月下旬から着手いたしました。年度内に中間検査を実施できるまでの出来高には至らず、年度内の支払いが発生しなかったことから、平成29年度の予算については全額繰越をさせていただいたものでございます。

平成29年度の繰越明許費につきましては、すでに国の承認をいただいております。歳入歳出ともに平成30年度内に適切に執行できるよう、鋭意、工事の進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第5号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第5、第6号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告

について、ご説明申し上げます。

議案書の6の3ページをお開き願います。

件数は、3件でございます。第二大藪取水井新設工事及び第二曝気塔新設工事につきましては建設改良費による工事であり、工期が翌年度にわたるために、「地方公営企業法」第26条第2項の規定に基づき、予算繰越の決定をさせていただいたものでございます。次に、水無瀬導水管外移設工事につきましては、水道事業費用による工事ですが、地元協議等に時間を要したことから工期を延長し、「地方公営企業法」第26条第2項のただし書きの規定により、事故繰越とさせていただいたものでございます。今回、繰越をさせていただきましたこれらの事業について、その内容をご報告させていただくものでございます。

それでは、議案書の6の4ページの次に添付をしております第6号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

まず1件目、事業名・第二大藪取水井新設工事でございます。予算計上額1億460万円のうち、翌年度繰越額は支払い義務発生額を除く6,906万8千円でございます。当該工事につきましては、現在、大藪浄水場前の駐車場において井戸の掘削工事を実施しているもので、工事が翌年度にわたるために繰越をさせていただいたものでございます。

なお、契約の竣工期限につきましては、平成30年7月30日までとなっております。

次に2件目、事業名・第二曝気塔新設工事でございます。予算計上額1億5,560万円のうち、翌年度繰越額は支払い義務発生額を除く1億560万円でございます。当該工事につきましては、第二大藪取水井新設工事に伴う取水量の増加を見込み、新たに耐震性を備えた曝気塔を建設するもので、工期が翌年度にわたるために繰越をさせていただいたものでございます。

なお、契約の竣工期限につきましては、平成30年8月15日までとなっております。

最後に3件目、事業名・水無瀬導水管外移設工事でございます。予算計上額452万1千円のうち、翌年度繰越額は全額の452万1千円でございます。上下水道部別館跡地にある水無瀬導水管外の移設工事にあたり、地元協議等に時間を要しましたことから、年度内に完了できなかったことによるものでございます。

なお、本工事につきましては、5月7日に引き渡しを完了しておるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第6号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 水道事業会計予算繰越計算書の報告について、質問させていただきます。

第二大藪取水井新設工事、第二曝気塔新設工事、ともに工期が翌年にわたるために繰り越したものです。しかしながら、いずれも契約後、着工までに時間がかかり、当初の予定どおりに工事が行われていません。工事が翌年にわたることは事前に理解していた

繰越明許ではありますが、近隣住民から要望・苦情があり、意見交換会の日程等に時間を要したから工事が遅れているということ、そういうことではありませんか。確認します。

上下水道部長 それでは、第二大藪取水井新設工事及び第二曝気塔新設工事の工事の進捗について、ご答弁申し上げます。

今、議員ご指摘のとおり、本2件の工事につきましては、工事の着手にあたり、地元への説明ということでご要望もあったところがございます。その調整に時間を要したこともありまして、工事につきましては着手が遅れている状況でございます。

以上でございます。

戸田議員 本来、過去数年にわたって行われてきた大藪浄水場内の大規模工事については、地元説明会の開催が必要でした。また、例え苦情がなくても、第二曝気塔や送水ポンプからの騒音に対する適切な対応が求められていました。平成28年3月の第二大藪取水井施設の新設実施設計の際に行われた騒音対策検討において、隣接する民家に最も近い場所で夜間に基準値を超えているということは、すでにわかっていたはずですが。情報公開に基づき、私はこの情報を入手しました。にもかかわらず、防音シートの簡易な対策に止まり、しかも、それはボロボロに破れたまま放置され、十分な対応・対策が行われたとは言い難い状況でした。

夜間は音が聞こえる、ずっと何となく聞こえる、気になるものである。しかし、住民みんなの水道水、そのための施設と思い、これまでは理解してきたのだ。だが、この状態でまた新たに浄水場に井戸を掘るのですか。曝気塔を追加するなど、申しわけないが許すことはできませんよ、そう思っておいてくださいと、厳しいお怒りの声を私はいただきました。昨年夏のことです。

こうした近隣住民からの厳しいご意見、ご要望を踏まえて、防音壁などの対策が段階的に行われ、第一曝気塔の更新予算が当初予算に計上されたという経緯があります。このことは、委員会ですでに述べました。これが工期の遅れを招いたことです。当然されるべき説明会に代わる意見交換会を経て、ようやく工事に着手できた、そういうことになるかと思えます。

第二曝気塔新設工事、第二大藪取水井新設工事にかかる地元住民の皆様との意見交換会において、今後の課題と認識されたこと、反省すべき点、改める点を、この場においてお示しいただきたいと思えます。

上下水道部長 今回の2件の工事の実施にあたりまして、意見交換会を実施させていただいたところがございますが、その際には、地元の住民の皆様方から様々なご意見をいただいたところがございます。

今、ございました大藪浄水場における騒音問題についても、この中でも再度、いろいろとご意見をいただいたところがございますが、現在、大藪浄水場の水処理を行う際に

発生する騒音問題につきましては、再確認をさせていただくとともに、対策工事を実施をさせていただいている状況でございます。今回の地元住民の皆様方からの貴重な意見を踏まえまして、今後につきましては住民の方々からの視線や観点から、工事の内容や、その必要性などをわかりやすく、丁寧に情報提供をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

なお、騒音問題につきましては、現状を真摯に受け止めまして、その改善に向けまして、時間と予算が必要になりますが、継続的に対応をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 先日、超党派で、河野議員、中田議員、私・戸田で現場を見せていただきました。送水ポンプ室には防音ルーパーが設置されておりましたし、また第一曝気塔にも防音パネル等設置されて、ずいぶん環境は整っています。地元の意見交換の要点録も拝見いたしました。決して、怒っておられるわけではない、説明責任を果たしてくださいと、そういう島本町であって欲しいと、逆にあたたかいというか、厳しい、あたたかいお声だと私は受け止めています。

水道部は、こういったことに対する資料の提供も、毎回、ちゃんとしていただいております。そしてまた、このたびは大藪浄水場騒音測定結果も示されています。課題は残っていますけれども、引き続き、水道、下水道も含めて、私は町の本当に静脈・動脈、都市計画の根幹だと思っていますので、引き続き、鋭意ご努力いただきたいと思っています。

これは質問ではありません。引き続き、よろしく申し上げます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

河野議員 この3件に関わることとしては、私自身は昨年の12月議会の一般質問、3月会議の一般質問で質疑をさせていただいております。特に事故繰越となりました導水管外の移設工事について、私自身がこの事態を認識したのは昨年の9月の30日、当該の住民の方から路上において声をかけられて、この事態について認識しているかと問われましたときに、実は、この事態について認識をしておりませんでした。非常にそれが、痛恨の極みであります。

また、これは平成で言えば28年度決算にも関わることになるので、あまり遡りすぎると質疑、ちょっと議題外になるかも知れませんが、そもそも、この導水管外の移設工事については、その以前の2016年度、平成28年度の別館除却工事、このあたりから住民の方の不安や様々な問い合わせというものは存在していた。そのときの段階での説明責任、あるいは議会での調査、様々な多岐にわたる不十分さが、今に至るこの三つの工事ともども、工期の遅れを取るということに至ったのではないかと思います。

その点について、ちょっと冒頭ではございますが、町長においては平成28年度、2016

年度決算ということではおられました、その工事、契約、竣工に関しては関わっておられません、現時点において、そのあたりの認識、今現時点でわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

それから、資料請求をさせていただいております。相当膨大な資料になりまして、これは29年度、2017年度決算にも関わることでありますし、ちょっと私、一議員として、とても3回の質問で網羅できる自信は全くございません。なので、気になったところと基本的なところだけ、お訊きしたいと思っております。

ちょっと順不同とはなりますけれども、竣工検査の結果についても資料請求させていただいております。これは閲覧ということですので、コピーをされていなければ手元にないということになってしまうので、わかりづらいかもかもしれませんが、ちょっと読み上げさせていただきます。

工事検査証というものがあまして、水無瀬導水管外移設工事、このところで最後、これは総務部の所管になろうかと思っておりますが、工事検査証の最後の記事というところで、最後のコメントに「工事着手時に隣接する住民から、当該工事が原因で住居の壁にひび割れが生じたとのことで苦情があり、協議を行った。その結果、協議が難航し、ずるずると時間が経過し、数回の工期延期をした。」、実に、これは4回もの工期延期をされておられ、第3回では契約金額の変更、増額もされているという工事です。続けて言います。「その協議の中で、家屋振動計を設置し、調査することとなったため、調査費の増額となった。」ということで、第3回契約において42万1,200円の増額の契約変更され、あと3回において工期の変更をなさっているという、相当煩雑な、深刻な手続きを経ておられます。

そのことに関して、職員の方が奔走されていたということは十分に承知しておりますけれども、では、竣工検査の検査証は平成30年5月7日となっております。先ほど、この工事そのものの成果物の引き渡しということが、これを機に行われると思って私は認識しております。「財務規則」等を読んでおりましたときに、この家屋振動計についての調査結果及び家屋調査についての調査結果を踏まえたうえで引き渡しということに至っているのか、ということをお訊きいたします。

もう1点は、三つ目の質問ですけれども、現時点において、これは上下水道部になろうかと思っておりますが、竣工検査をされておられます。工事の成果物についても上下水道部のほうで引き渡しを受けているというふうに認識しておりますが、では、その後起こった様々な住民からの苦情や要望、あるいは申し出に対して、いったん引き渡しをされた受注業者が、またその様々な交渉、要望、協議の場に出向くというようなことはあり得るのか。そういったことをお訊きしたいと思います。

1点目です、はい。

山田町長 まず、今回の工事につきまして、工期が延長されたということでございますけ

れども、私も昨年、一番最初に事態を把握したのは「町長席」の中で、住民さんからのお声だったかと思います。その時点で、そういった問題が起きているということは把握させていただき、また水道部と話をし適切に対応するようにと、住民の方に対しては真摯に対応するということ、それ以降、伝えております。

その後、前の議会でも話がありましたように、住民の方のお宅にクラックが入っているというようなこともあったので、そこについては私も認識をしておりますし、今も話を、どういうふうな対応ができるのかできないのか、そういったところも含めて話をしている最中でございます。

以上でございます。

上下水道部長 それでは、今回の工事に関しまして請負業者との今後の協議等でございます。先ほど山田町長のほうからもご答弁していただいたとおり、現在も住民の方との協議については継続中ということでございます。その中で、工事の内容等で、私たちが把握できない内容等につきましては、直接、工事請負業者のほうにも確認が必要となることもございますことから、内容によっては協議の場に同席をしていただいて、丁寧な説明をしていくということは必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

総務部長 今回の竣工検査について、振動計測結果を踏まえてのことか、というご質問であったと思いますが、それも踏まえて検査を実施いたしております。

以上でございます……（河野議員・自席から「家屋調査についても」と発言）……。

すみません。振動計測結果といいますのは、その家屋の振動計測結果という意味で、ご答弁申し上げました。よろしく願いいたします。

河野議員 ちょっと3問しかありませんで、2問目にいきますけれども、これは決算にも関わることで、事故繰越で、ただ、すでに工事を終えられているということですので、ここで問うておかないと、今後の町とまた住民との協議にも差し障りがあると思っております。

先ほど総務部長のほうからは、振動ということに特化しておっしゃいましたけれども、家屋調査というものは、そもそも振動だけではなかったと。今回の資料請求の中に振動計の一覧表は出されておられます。では、この振動ということに関しては、工期の間の振動については一切問題はなかったのかということについては、上下水道部のほうだと思われまので、そういうこともしっかりと報告をされたうえで竣工検査を終わられたということになっているのか、ということをご答弁を求めます。

それから、家屋調査そのものの結果がすべて5月7日に出ていたのかというふうには思われますが、私自身の認識では、5月7日の段階で家屋調査すべてが十分に終わられて、結果報告がなされていたというふうには、ちょっと、にわかに理解しがたいというような、今、ご答弁でしたので、そのことは例えば課題として残ったとしても、竣工検査は

終えられるというふうな手続きが存在するのですか、ということですね。これから様々、このような大型のプラントやら工事において、竣工検査のあり方についても非常に素朴な疑問を抱いております。そもそも、こういった調査対象物がまだ終了していない。まして、その影響があるというふうな求めのある、訴えのある対象者に対しても示されていないという段階で、竣工検査というものは成立するのでしょうか。「財務規則」上どうなのか、答弁を求めます。それは上下水道部のほうにも、本件に関してということでは、ご答弁を求めたいと思います。

ほかもいっぱいあるんですけどね、先ほど別館除却工事の際の課題解決ということについて申し上げたんですが、今、町長の総括的な答弁ということになりましたが、上下水道部におかれては、では、2016年度決算、平成28年度決算常任委員会を私、傍聴しておりましたし、できていないところはすべてテープを聴きました。しかし、この点は課題になっておりませんでした。その点はやはり上下水道部としての、議員に対する情報提供、あるいはそういったことが課題としてあがっていなかったことが、やっぱり不十分さをその後引き起こしたのではないかということで、非常にこの点は私も一議員としては忸怩たるものがありますが、そういったことは、やはり何らかの——瑕疵責任ではなかったんですね、契約上瑕疵はなかったということで、あれば絶対に議会において一部の事実は明らかになっていたわけですが、一切、昨年度1年間、この瑕疵責任というものは俎上にあがっておりません。

そういう中で、決算の常任委員会でも対象になっていなかったということで言えば、やはり何らかの上下水道部における情報提供、あるいは常任委員会対象の——うちは委員会協議会というものはありませんが、何らかの形で、やはり課題があったということについて、事実を明らかにする何らかルーティンワークの中で私たち議員が知り得るということの手続きが要るのではないか、仕組みが要るのではないかと思います。それは議員さんの調査権ですよ、ということかも知れませんが、そのために議会があるわけですから。ですけれども、今回はその両者について課題としてあがってこなかった。終わった後に、いろいろなことが明らかになっていたということですので、その点について、町長が、この「要望・苦情のわかるもの」というものも資料請求をしておりますが、初めてこのことを苦情として昨年の暮れ、先ほど答弁なさいました「町長席」において、住民から直接苦情を訴えられたという、これ12月11日の「町長席」です。

ここに、一部抜粋させていただきますが、「何かあったときにきちんと対応してもらえるのが不安に感じておられるもととなっているようなので、誠意ある対応と、先を見越した地域への対応が求められる。」「余計な疑念や不安を住民に抱かせ敵対してしまうと、それを払拭したり対応したりするのに、より大きなコスト、人・物・金が必要になる。あらかじめ丁寧な対応を心がけて欲しい。」ということが、すべてが終わった後の12月11日ということになりますけれども、町長からはそのような指示が出ていた

わけです。

このことが、原課に対しての指示が出されていたと思いますが、これも、もう一つ目の新たな質問ですが、その後の本日に至るまで、上下水道部としては、この点について十分な対応ができたのか。また、それまでに至る様々な不十分さについて、原課の職員には十分に、その事態の深刻さというものは伝えられていて、原課の職員は理解ができているのかということについてお尋ねいたします。

上下水道部長 それでは私のほうから、数点、ご質問いただきました内容について、ご答弁申し上げます。

まず、振動計についてでございますが、今回、工事の内容を変更する中で、振動計については住民の皆さんとの協議の中で設置をさせていただいたものでございます。工事の安全性について確保するという観点から、振動計を設置させていただきました。振動計につきましては、3カ所設置をさせていただいたところでございますが、そのうち1カ所につきましては、住宅に設置をさせていただいたものでございます。

振動計の測定の結果につきましては、規制基準といたしまして、75デシベルということの中で測定をさせていただいたところ、すべて基準値内に収まっているということで、工事による振動については影響がなかったものというふうに認識をしております。

また、住民の方との協議についてでございますが、先ほど家屋調査結果に基づいて、業者の今後の協議ということでのお話を若干させていただいたところでございますが、住民の方から直接、家屋調査会社のほうに問い合わせをされている内容がございます。その点につきましては私たちは認識をしておりますので、直接、調査会社のほうから住民の方にご説明をしていただく機会が必要、ということと考えておるところでございます。

また調査結果につきましても、影響はなかったものというふうに、調査結果として報告を受けているものでございます……（議場外から「嘘です」と声あり）……。

それと、水無瀬別館の除却工事に伴っての、住民の皆さんとのトラブルがあったということは事実でございます。その点についての議会への報告というのは、私のほうからはしていなかったのも事実でございますが、この件を踏まえまして、今後の工事に伴うトラブル等の情報提供のあり方につきましては検討してまいりたいというふうに思いますし、その内容を十分精査したうえで、議会への報告は必要になるものかなというふうに考えておるところでございます。

私からは、以上でございます。

川嶋議長 傍聴の方におかれましては、ご静粛に願います。

総務部長 本工事に伴います竣工検査につきましては、家屋調査すべてが終了した後に実施をしたものでございます。

以上でございます。

河野議員 今まで、ちょっと私の質問も多岐にわたりますし、時系列でも前後しますし、今も協議、様々な面談を続行中ということですので、まだ結論が出ていない部分もあるということでは踏み込まないということもありますけれども、今、上下水道部長のご答弁の中で、今回は、そうは言いましても契約変更により家屋調査をされました。最近の例では、私はこういった例はあまり聞き及んでおりません。

では、こういう『水道事業年報』などにある、かなり大型な公共事業、ろ過池更新工事から始まって相当な大型公共事業をやってこられておりますけれども、部長、課長の範囲で、憶えておられる範囲で結構です、こういった形で途上、あるいは契約時点でも結構ですが、家屋調査を予算に盛り込んでやってこられたという工事は、どのぐらいありますか。件数でも結構ですし、工事名でも結構です。約、過去5年か10年、お二人のおられた範囲で、わかり得る範囲で結構です。

はたして、今回、二つ目の質問です、最後ですのでお願いします。最後の質問ですからね、3問目なんで、答弁漏れのないようにお願いします。

家屋調査を行った先例——これから答えていただくんですけども、それでは、家屋調査を必要とするときの判断基準、今回はどのようなことを基準として家屋調査に至られたのか。また、それに関わる条例、規則、上位法はあるのか。これは3月議会に他の議員が一般質問されておられまして、その理由については一定述べられております。しかし、ここで改めてお訊きさせていただきます。今回のこの事故繰越になった工事の家屋調査は、何をもとに、何を根拠にやっておられるのかということをお答えを求めます。

さらに、とは言え、今までかつての、私も建設水道常任委員会におった時期もありますので、家屋調査までに至ったという工事案件というのは、あまり私自身は聞き及んでおりません。そういう意味では、これから、やはり先ほど町長が「町長席」の記録として残されているように、住民からの求めに応じてではないか知りませんが、今回は、後で答えていただくんですけど、住民からの求めということ以前に、上下水道部として、この規模の工事、この規模のとか、あるいは今までの工事の中で様々な不安要素が残っている、課題がある——今度の導水管移設工事はまさにそうやったと思っています。過去において、直近の工事でもいろいろ課題があった。特に振動・騒音、そういうことについて非常に不安があるということであれば、町長が特に認めた場合ということでもいいんですけども、そういった家屋調査の手法や範囲について、町としてしっかりと、やはり地下水の町としての、島本町としての高い見識のもとで、条例や規則等の整備が要るのではないのでしょうか。その点については、現時点において持っておられますか。あるいは、なければ作る必要があるのではないですか、と申し上げます。

また、それに関わる他市の例なども、たぶん、これも今の島本の住民の方は要望だけおっしゃるわけではありません。必ず勉強したり、他市町村のデータなど調べ尽くして、それにおいて島本町が不十分だということを認識されたうえで苦情をおっしゃる住民の

方が非常に多いです。そういう意味では私たち議員のほうが、後から勉強させていただくということが非常に多い。そういうことと言えば、他市の例などもすでに調査済みというふうに私は思っておりますので、あるいは住民のほうからも情報提供があったであろうと思います。一定の、今、至っておられるこういった家屋調査に関わる認識、あるいは先ほどの竣工検査などにおいても、このような家屋調査をやっているような物件について、今回の竣工検査で十分であったのかというふうに、ちょっと私、一部思うところがあります。その点で、課題はなかったのかということについては総務部に対して質問させていただきます。

あと最後ですけれども、そうは言いますが、先ほどおっしゃったように、いろんな協議の場に、竣工検査があって引き渡しをしているような工事について、再度、町内業者、あるいは受注業者が呼び出されるということの事態についてはね、非常に町内業者の受注リスクは高いなというふうに、何となく、私は工事に関しては素人ですけれども、安心して工事を請けられるのかというふうな思いも、感情的な問題でありますけれども、一部、そういう思いも抱きました。

そういう意味では、直接、住民の方に対して、工事が始まる時の、工事をしますというチラシの配布や説明は、確かに業者がなさっておられます。そこを含めてお仕事だということは認識しておりますが、いろいろ起こったことについては、やはり、どう考えても町職員がすべて把握して、それを町業者から引き継いで説明ができるということが、今の時点で、この事故繰越の案件については、町の職員がすべて説明ができないといけないという段階に至っている案件だと思うんですね。どうしても必要な場合、町内業者を呼び出されるということもあるのかも知れませんが、そのあたりが、こういう仕事をずっと続けていくと、正直言います、昔も言いましたけど、過当競争と言われる町内業者の受注、落札率の低さなども含めたら、官公需における、やはりこういう公契約条項みたいなものを作っておかないとね、ほんとに町内の業者に関しては、もとの予算の範囲、途中でこういった契約の変更を余儀なくされるということもあることを鑑みますと、そういったものも備えておかなければ、受注リスクがあまりにも大きいのではないのかなと。これは私の全く想像の範囲ですけれども、この点については契約担当の総務部及び町長、副町長におかれて、何らか、今、認識をお持ちであればご答弁をいただきたい。

ほかにもほんとはいっぱいあるんですけども、ちょっと、これ以上私自身及ばないので、3問目の質問です。答弁漏れがある場合は4問目をお認めいただきますよう議長にはお願いいたしまして、3問目の質問を終わらせていただきます。

上下水道部長 それでは、私のほうから、まず家屋調査等に伴うご質問について、ご答弁申し上げます。

今回の水無瀬導水管外移設工事におきましては、当初契約の段階で、家屋調査につき

ましては見込んでおったものでございます。振動計の設置につきましては、変更契約に基づきまして、今回、設置をさせていただいた内容になってございます。

それと、今回、家屋調査を当初契約の中で見込んだ経緯につきましては、先ほど議員のほうからのご指摘ございました平成 28 年度の上下水道部別館の除却工事におきまして、住民の方とのトラブル等も踏まえた中で協議をさせていただくということのうえで、今回の工事につきましては当初から家屋調査を実施するという事で、お話をさせていただいた経過がございます。

それと、家屋調査をする基準ということでございますが、下水道につきましては、大阪府の「下水道設計指針」の中に家屋調査を実施する際の判断基準が網羅をされております。水道事業につきましては、その指針を参考にとすることで判断をさせていただいておるところでございます。下水道工事につきましては、推進工事等、大規模な工事が伴いますことから、過去にも家屋調査につきましては実施をさせていただいたケースがございます。

なお、水道事業につきましては、今回が初めてというか、あまり家屋調査についてはこれまでも実施をしていないところが多かったということでございます。

それと、町として家屋調査の基準があるのかなのかということにつきましては、前の他の議員の一般質問でもご答弁をさせていただいたところでございますが、町としては基準が、マニュアル等も含めて定めてございません。今後につきましては、一定、そういうマニュアルについても整備をしていきたいな、他市の事例等も参考にしながら、マニュアルについては、できれば策定できるように事務を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

総務部長 今、上下水道部長が答弁したとおりなんですけれども、総務部におきましても、町に明確な基準がございませんことから、他団体の事例等について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

小田副町長 先ほどの契約に関わる工事施工に伴う近隣住民等への影響等につきましては、その工事自体は当然、その工事の目的としてやるんですけども、それ以外のところで影響が出るとかということにつきましては、正直なところ、たぶん、基準等は作ってないとは思われます。それにつきましては、そういった場合にどういった対応をするのかというのは、今後の検討課題として当然考えられるかなと。先ほどの上下水道部長の答弁と同じことになるかと思いますが、それについては今後研究してまいりたいと考えております。

上下水道部長 1点、漏れていたと思います。工事請負業者の責任という部分でございます。

今回、先ほども提案説明の中でもご説明させていただいたところでございますが、本工事につきましては、5月7日付けで竣工検査を行い、町のほうに引き渡しがされているものでございますので、一定、契約については完了しているところでございますが、ただ、工事の内容によっては、竣工検査の際にも、まだ今回の件のように、ちょっと継続的に協議をしている内容がございます。その協議の内容によっては、業者のほうに確認をしないとわからない点もございます。その点につきましては業者のほうに確認のうえで、町が必ず出てくださいますということではなくて、一定、業者にも了解を得たうえで、その場には同席をしていただくことも、今後は必要になるということと考えておるものでございます。

以上でございます。

(河野議員・自席から「公契約条例のことは」と発言)

総務部長 失礼いたしました。公契約条例についての検討というご質問があったようでございますけれども、公契約条例にいく以前に、まず、先ほどご答弁申し上げましたように、こういった場合の基準の有無について、本町においても設ける必要があるのかないのか、他団体の事例はどうなのかという部分について、調査・研究を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第6号報告については、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時56分～午後2時10分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第45号議案 動産の買入れについて(救助工作車)を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

消防長(登壇) 第45号議案 動産の買入れにつきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴いまして、物品売買契約を締結したためでございます。救助工作車につきましては、平成30年度には購入後16年が経過し、老朽化により安全走行に支障が生じるおそれがあるため、更新するものでございます。

指名競争入札を行った結果、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

第45号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」でございますが、救助工作車、4輪駆動方式オートマチック車で、乗車定員は6名でございます。全長7,650mm以内、全幅2,400mm以内、全高3,250mm以内でございま

す。

3の「契約方法」でございますが、指名競争入札で、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取り扱いの可能な業者7社による指名競争入札を行ったものでございます。

入札の結果、落札業者である株式会社モリタ関西支店と契約するものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、入札調書、救助工作車仕様書、概要を添付いたしております。救助工作車につきましては、クレーン・ウインチ・照明装置を装備し、救助資機材といたしまして、一般救助器具、重量物排除用器具、切断用器具、破壊用器具などを積載し、救助活動体制の充実を図るものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第45号議案 動産の買入れ、消防の救助工作車についてでございます。

入札等に関して特に疑義があるわけではございませんが、確認したいことがあります。過去数年の出動件数をお示しく下さい。その際、経年劣化などにより不具合・不都合などを感じて、軽微な修理をされたことはありますか。

資機材については、近年、すでに更新しています。そう認識しています。それらの搭載は、どのように行われるのでしょうか。潤滑に行われる手法について、説明を求めるものです。一時期、救助工作車が使えないというようなことはないのか、懸念しての確認です。

お願いいたします。

消防長 まず1点目の、過去の出動件数でございますけれども、救助工作車につきましては、平成29年中、23件の救助出動がございまして、そのうち救助工作車は11件の出動を行っております。それから、平成28年度中につきましては17件のうち8件、平成27年度中は15件のうち9件の出動を行っている状況でございます。

それから、2点目の修理の状況でございますが、この3年間におきましてはクラッチの修理——救助工作車につきましては消防本部で現在唯一のミッション車でございまして、クラッチの修理というのがございました。それから資機材を入れておりますシャッターの修理、それからブレーキオイルの警告ランプの修理等、まだほかにもございますけれども、主には、このような修理を行っております。いずれの修理につきましても、実施する際におきましては、救助資機材を他の車両に積載して、そういう状況で修理を行っております。救助活動に支障がないように実施をしております。

それから、3点目の更新の状況でございますが、近年、更新いたしました大型油圧器具、それから張力計、これはロープを張る際に使うものでございますけれども、あとエアソー——空気の鋸でございます。それからガス検知器、これらにつきましては、新しい車両に積み替えをして使用させていただく予定でございます。いずれの資機材につきま

しても、車両の納車時に職員により積み替えが行えますことから、救助工作車が運用できないという問題は発生はいたしません。

納車から数日間につきましては、資機材の取り扱いの訓練等も行っていく予定でございますが、救助出動する車両に資機材を積載して取り扱い訓練を行いますので、その際、救助出動があった場合には支障がないように、十分対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 45 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 45 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、第 46 号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)及び第 47 号議案 動産の買入れについて(高規格救急資機材等)の 2 件を一括議題といたします。

なお、本案 2 件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

消 防 長(登壇) 第 46 号議案 動産の買入れにつきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したためでございます。

本件の高規格救急自動車につきましては、平成 30 年度には購入後 12 年が経過し、老朽化により救急業務に支障が生じるおそれがあるため、更新するものでございます。

指名競争入札を行った結果、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、提案するものでございます。

第 46 号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」でございますが、高規格救急自動車、ガソリンエンジンの4輪駆動方式オートマチック車、乗車定員は7名以上、全長5,650mm以内、全幅1,950mm以内、全高2,490mm以内でございます。

3の「契約方法」でございますが、指名競争入札で、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取り扱いの可能な業者2社による指名競争入札を行ったものでございます。

入札の結果、落札業者である日産大阪販売株式会社Z u s h i 高槻店と契約するものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、入札調書、高規格救急自動車仕様書、概要を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 47 号議案 動産の買入れにつきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいためでございます。

高規格救急資器材等につきましては、気道確保用資器材、半自動除細動器、輸液用資器材、心電計などにつきましても、経年劣化し、救急業務に支障が生じるおそれがあるため、更新するものでございます。

指名競争入札を行った結果、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

第 47 号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」でございますが、高規格救急資器材等といたしまして、気道確保用資器材、半自動除細動器を含む七つの項目一式でございます。

3の「契約方法」でございますが、指名競争入札で、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取り扱いの可能な業者4社による指名競争入札を行ったものでございます。

入札の結果、落札業者である株式会社アダチと契約をするものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、入札調書、高規格救急資器材等仕様書を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 46 号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第47号議案 動産の買入れについて(高規格救急資機材等)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第48号議案 動産の買入れについて(消防団車両)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長 (登壇) 第48号議案 動産の買入れにつきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいためでございます。

本件の消防団車両(山崎・東大寺分団)につきましては、平成30年度には購入後18年が経過し、老朽化により安全走行に支障が生じるおそれがあるため、更新するものでございます。

指名競争入札を行った結果、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

第48号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」でございますが、消防団車両（山崎分団、東大寺分団）の2台を購入するものでございます。ガソリンエンジンの2輪駆動方式オートマチック車で、乗車定員は5名。全長4,400mm以内、全幅1,800mm以内、全高2,200mm以内でございます。

3の「契約方法」でございますが、指名競争入札で、本町の競争入札参加資格者名簿に登録する業者から、取り扱いの可能な業者6社による指名競争入札を行ったものでございます。

入札の結果、落札業者である株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所と契約するものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、入札調書、消防団車両（山崎・東大寺分団）仕様書、概要を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員 消防団車両8両配置されている中、今回、2台同時に契約で購入されるということとなると、やはり1台購入するよりも、2台で一緒に入札かけるほうが安価になるという部分では一定評価したいと思いますが、今後、やはりこういった2台同時というのが可能なかどうかなのか。車両の更新計画があるかどうかをお伺いします。それと、車両台帳のほうは作成されているのか、お伺いします。

あと1点は、購入仕様書の補則の中で、旧車両のほうの下取り価格も含めるとありますが、長年使っているんですけども、この金額がどれくらいか、わかるのであればお伺いしたいと思います。

お願いします。

消防長 まず、下取り価格でございますけども、今回の車両につきましては0円ということで、聞いております。

それから車両台帳でございますけども、消防本部におきましては、消防本部の車両が9台、それから消防団の車両8台、配備しておりますが、いずれも車両台帳を作成しておりまして、車検とか法定点検、それから整備時期の把握と維持管理に努めているところでございます。

それから、今回2台の発注ということで、今回の車両2台につきましては、いずれも平成12年の9月に配備しておりまして、車検が同年度であったことから、2台が更新可能というふうな状況になったものでございます。

それから、今後の更新計画でございますけども、消防団車両につきましては、概ね15年を目安に更新を計画しておりまして、実質的には18年目程度で更新しているのが現状でございます。今後、5年間におきましては、平成32年度に桜井分団、それから33年度には尺代分団、それから34年度に機動分団の3台を予定をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 ということは、島本町は車検をメインに入札をされるという部分かなと思いますと、今、3台の計画をお聞きしました。これもそれぞれ、やっぱり車検という部分でいいのかわかり、最後、確認します。

消防長 先ほど申し上げましたように、概ね18年目で更新をしている状況でございます。車検が偶数年になって、ちょうどいいタイミングですので、今後もそういう状況で一応更新するという形で考えております。

以上でございます。

戸田議員 入札調書を拝見したところ、落札された株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所の落札金額が693万5千円と、他の4社が900万円台であるのと比べて著しく低くなっています。なぜ、このようなことになったのか。考えられる理由を説明できますでしょうか。まずこれ、質問としておきます、1点目。

消防長 実際、業者にちょっと確認はしておりませんが、考えられる部分では、他者より利益率を下げた企業努力をされたのかなというのは想定はできます。落札されたナカムラ化学につきましては、本社は長崎のほうにあるということで、平成29年度から八尾のほうに提携工場が稼働したということで、積極的に営業活動もされている。そういう部分で、今回、そのような形で努力されたのかなというふうに、これはあくまで想定でございますが、そんなふうに認識しております。

以上でございます。

戸田議員 最低制限価格を公表しないと言うか、そもそもそういうものがないと言うか、動産の買入れについてはこういうことが起こり得るのかなというふうに思いましたが、ご説明、一定理解いたしました。

事故や災害の現場における過酷な使用条件に耐え得る消防車両が製作され、機能と安全性が十分に担保されたうえで、適切な価格で販売されなければならない、本来はそのようであるべきだと思います。仕様書に基づいて納品されると思いますが、価格に違わず、その性能が法的に定める基準を守っていることがどのように担保されているのか、確認しておきたいと思います。ご答弁をお願いします。

消防長 議員がおっしゃること、すごくよくわかります。それで、消防団の車両につきましては特殊車両ということで、陸運局におきまして、まず検査が行われます。契約業者におきまして、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条に基づきまして、赤色灯とか、あとサイレン等を装備して、緊急自動車として適切な整備を行って、検査を受けて、それから緊急自動車としての自動車の新規登録を行っていただきます。

その後、「道路交通法施行令」第13条第1項第1号に基づきまして、大阪府の公安委員会におきまして緊急自動車として指定されるということで、ご心配いただいているような部分が、すべて法的な部分の整備基準を満たしたうえで納車されるということで、最終的には問題がないものというふうには認識しております。

以上でございます。

清水議員 まず1点だけ、ちょっと確認したいんですけど、先週起こった地震当日なんですけど、消防団、たぶん配備されたと思うんですけど、まず、その状況と、あのような地震が起こったときに、消防団車両として何台が巡回等に回れるんですか。

消防長 6月18日に発生いたしました地震時につきましては、発災と同時に、全消防分団員の方に警戒活動の連絡を取らせていただきまして、当日は団長以下24名の体制で警戒活動に当たっていただいております。その際には、7台の消防車両による警戒活動を行っているという状況で、本部付属分団につきましては、役場のほうで職員対応がございましたので、それを除く7車両が警戒に当たっていただいたという状況でございます。

以上です。

清水議員 わかりました。本部・機動については職員ということで、たぶん動けないと思うんですけど、今回、車両2台、9月7日までに納入されるということなんですけど、消防団の車両については、たぶん積載物資については載せ替えだと思うんですけど、要は、何日か使えない期間が出てくると思うんですけど、たぶん、そんなことはないと思うんですけど、2台一緒に載せ替えとか入れ替えで使えない時期がかぶるような発注にはならないのが一つと、現実的に2台動けないということは、今回のような地震があった場合、5台しか、その期間は巡視ができないということなんで、その辺、発注なり業者さんときっちりしていただきたいと思うんですけど。

消防長 一部載せ替えがありますけども、今回の分団車両につきましては、それほど多くのものはありませんので、従前から、朝来て、そのときに旧と新との載せ替えという形で、短時間でやっておりますので、ご心配いただいているような状況にはならないというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 48 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 48 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 9、第 49 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第 49 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書の 49 の 1 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、「地方自治法」第 290 条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるためでございます。

それでは、議案書の 49 の 4 ページの次に添付をしております議案資料に沿って、ご説明申し上げます。

「議案の概要」でございますが、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

規約の変更内容でございますが、1 枚めくっていただきまして、第 49 号議案参考資料大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

1 ページの第 1 条関係でございますが、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町、6 団体を追加するための企業団規約の改正でございます。

施行日につきましては、事業開始となる平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、2 ページをお開き願います。第 2 条関係でございます。能勢町を追加するための企業団規約の改正でございます。

施行日につきましては、前の 6 団体統合から 5 年後の事業開始となる平成 36 年 4 月 1 日でございます。

なお、これら 7 団体につきましては、3 月議会において先行審議され、その審議結果につきましては、すべての議会において可決されており、本町を含む 35 団体につきましては、6 月会議において同議案をご審議いただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 すでに 3 月に、7 団体の議会において統合に関する規約改正案が可決され、こ

のたび本町を含む他団体の議会において、統合についての規約改正案を審議するものです。

まず初めに、町長にお尋ねしたいと思います。前任の川口町長におかれましては、首長会議において自己水9割・府営水1割の供給の体制を堅持してまいりたいと明確に発言されていました。そのように認識しています。山田町長におかれましても、首長会議に出席される際には同様の立場で臨んでいただけると考えてよろしいですか。ご答弁をお願いしたいと思います。

水道部長にお尋ねいたします。私の認識に誤りがなければ、豊能町の自己水は67%かと思えます。統合した場合、40年で約10億の施設整備費を低減できると、お示しいただいた統合案の概案に記載されています。統合のメリットを、施設整備の低減に見いだされたと推測するものですが、自己水率は変わらないという理解でよろしいですか。ご答弁をお願いします。

山田町長 先ほど戸田議員がおっしゃったように、私も前川口町長と同様に、同じ立場でございます。

以上でございます。

上下水道部長 それでは、豊能町についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

豊能町では、現在、自己水が67%、企業団水が33%の状況となっており、今回の統合協議、企業団との協議におきましても、統合後も自己水については維持されるものというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 続けて、水道部長にお尋ねいたします。

統合後も、当面は7団体の現行体制を基本とするとのこと統合案の概要に書かれていました。能勢・豊能両町におかれましては平成36年度から会計を統合されます。すなわち水道企業団との垂直統合に加えて水平統合が行われる、こういうことになるかと思えます。このことは、自己水を手放し、企業団からの水の供給を全面的に受けるということの意味するのでしょうか。確認します。

上下水道部長 今回、企業団との統合に伴いまして、垂直統合と、それと、その中でも豊能町と能勢町につきましては水平統合ということで、会計統合が予定されてございます。この会計統合に伴いまして、自己水の取り扱いでございますが、豊能町については自己水は堅持されるものでございます。

なお、能勢町につきましては、現在、自己水ということで割合的には7%の自己水ということで水源確保されてございますけれども、能勢町につきましては、夏場等の水質悪化が懸念されておりますことから、統合後につきましては自己水については廃止をされ、企業団水100%ということで受水される計画となっております。

以上でございます。

戸田議員 府内類似団体の豊能町のあり方は、今後、島本町が府域一水道を目指そうとしている水道企業団とどのように関わっていくかということと、大変関係が深いと私は思っています。豊能・能勢両町は、それぞれ一般会計から出資金というような形で約5億円の負担をして、今回、統合に踏み切られたというように認識しています、そのようにお聞きしました。なぜ、そういうことになっているのか、このことについて、詳細説明を求めます。

上下水道部長 今回の企業団との統合におきます豊能町・能勢町の状況についてでございます。

まず、豊能町でございますが、豊能町におかれましては一般会計から繰り出しがなされなければ、統合40年後の供給単価が600円を超えて、府内ワースト1になることが現実ということで見込まれておりますことから、町の施策判断として、統合にあたっては一般会計から補助及び出資として5.9億円がされることとなっております。

一方、能勢町におきましては、現在、非常に経営状況は厳しい中で、今後も厳しい状況が続くということで、一般会計からの補助及び出資ということで5億円が予定されており、また企業団からの水道事業統合促進基金ということで5億円を活用されます。その中で経営シミュレーションを行ったものの、それでもなお単独で経営した場合よりも将来の供給単価を下回ることができないという結果が確認できたことから、この状況を打破するというところもある中で、豊能町との会計統合を検討されたということでございます。

そのことによりまして、双方の出資金については同額のままで、能勢町におきましては将来の供給単価が単独経営時よりも下回ることができたということと、豊能町につきましては将来の供給単価をさらに42円抑制することが確認できたということで、今回、会計統合を検討されたというところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 先に質疑が出ましたので、重複している点をちょっと外していきますと、大阪府内10町村、この10町村のうち統合されていく町村が増えていっておりますが、統合されていない町村というのがあと幾つで、どことどこどこか、お伺いします。

先ほど、自己水と企業団水の比率、能勢・豊能、わかりましたが、岬町の比率もお伺いしておきます。

上下水道部長 統合に向けての府内10町村の状況でございますが、すでに平成29年4月に太子町と千早赤阪村さんが統合されておきまして、今回、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町が統合するという予定になっております。その結果、府内10町村のうち7町村が統合をするということになるものでございます。その結果を受けまして、残り3団体ということで、熊取町、河南町、それと本町、島本町がまだ統合しないというところでございます。

それと、岬町の自己水と企業団水の割合でございますが、自己水が35%、企業団水が65%となっております。

以上でございます。

伊集院議員 町村で言うと、もう、あと3町村ですね、島本入れて。河南や熊取町、それぞれ違う部分であります。統合していくという考え方もあるという町もあるというふうに考えますと、ほんとに島本町だけが残っていく。ちょっと不安な部分もあるんですが、もちろん統合したいという思いではなくて、先々を見据えていかなければならないという状況です。

こういった中、その統合において補助金においては一定の採択基準がありましたが、その中のやはり3事業者、自治体3事業者以上の広域がなければ補助金が出てこないという部分があると思います。それと、この金額の部分、島本がもし残っていく。先ほど他の質疑にもありましたように、自己水が維持できるというふうに捕まえていいのか。維持されるという豊能町のお話でしたけど、岬町のことも踏まえまして維持されるという部分なのか、維持されるって言ってましたけど、維持していくという部分でいけるのかどうか。その点、お伺いいたします。

上下水道部長 企業団との統合に際する自己水の取り扱いについてでございますけども、企業団と統合する際の42市町村の共通の条件として、自己水源については市町村の意見を尊重するということが明記されております。今回の統合検討協議におきましても、水源の安定や、災害時等の危機管理面及び費用対効果等を市町村と協議し、統合する市町村の意向を十分に尊重したうえで総合的に検討していくとされており、コスト面のみを優先されているものではないという状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員 先ほどの質疑の中で、町長の10%と90%という堅持の思いという部分をご答弁いただいております。私もそうできていければなと思うんですが、ただこの先、要は統合しても自己水が守っていける、こういった状況で考えたら、複数水源の部分と、この点もありますのでね、まちづくりとして、ほんとに補助金がある期間で一定目途を確保していくのかしていかないのかというのは、考えをまとめていかなければならないと思うんですが、その点、町長はどう思われますでしょうか。要は、自己(水)堅持が守られるのであれば、複数水源として統合も考えていくという部分があるのか。その分、ただ、島本町の水道費用とかはかかってきますけども、やっぱり町民のためという部分があるのか。ちょっと統合議論的なことは、もっと大きな目で議論していかなければならないと思いますが、その点、どう思われますか。お伺いします。

山田町長 基本的には私の考えとして、今の比率を守っていくと。それが島本町の町民の皆さんが今の段階で思っておられることだろうというふうに感じております。ただ、将来性を見越したときに、その点は議会の皆さんや議員の皆さん、また住民の方がそこを

今後検討していくということであれば、もちろん話をする必要はあると思います。ただ、今の段階では現状を維持するということが、思いはあります。

以上でございます。

上下水道部長 担当といたしましても、現在、自己水ということで地下水につきましては日常の管理、地下水保全についても適切に行っているところでございますし、今回、新たな井戸ということでも計画をさせていただいております。その中で、自己水9割企業団水1割という比率につきましては、当面の間はやはり維持できるものというふうには考えてございますが、他の団体と同様、危機管理の面とか人材の育成、それから技術の継承等、いろんな課題を抱えておりますので、その点等を総合的に判断する時期がいずれか来る、というふうには認識をしております。

以上でございます。

河野議員 今回の議案に付して、大阪広域水道企業団の「統合案の概要」というのを議員にいただいておりますし、もちろん島本町としては、過日の北部地震においては一時的には地下水100%の自己水の供給で成り立っていたという1日を過ごしたということとともに、隣接の市町村に対しての給水活動にも貢献していただいたという点で、島本町においては地下水という自己水であるということですね。先ほどから「自己水」という言葉が出ておりますけれども、たぶん、この地下水を水源とする自己水ということと、河川やダムなどを背景にした自己水というのは、全く島本町は背景違いますので、そういったことも含めて、近いうちに島本町議会としても、やはり情報を共有し、あるいはこういった統合シミュレーションみたいなものを統合する直前に示されるのではなく、日常的に一定の期間には、こういうものも見ながら、統合したときのデメリットも、しっかりと情報を共有したうえで、根拠のない不安みたいなものを持ち続けるのもどうかかなと思って、質疑を聞いておりました。

ここに載っております「統合案の概要」の中にある、統合のメリットの注意書きにあります「7団体との統合が実現すれば、企業団が府内42市町村の約4分の1にあたる10団体の水道事業を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になる。」、この文面には、私自身は全く賛同しかねる立場であります。その点については、先ほどから自己水を守っていくという町長の態度表明の答弁もお聞きしましたし、島本町議会としても、この7月から川嶋議長が3年に一度の持ち回りということで、北部から企業団議会に議員として出向かれるということになります。そういったところでも、監査委員などをせずに、しっかりと一般質問などに取り組んでいただいて、前議長も努力していただいたように、自己水の堅持という姿勢を、町長だけではなく、議会からも一定の意思表示とともに、それを可能にする技術や提案などをしていかなければ、ただ単にお願いするだけではいけないのかなというふうに思っております。

ただ、この間に、この統合される団体のすべてではないんですが、一部ですが、議員

の方のお気持ちや意見を聞く機会がありましたが、本当に聞くにつけ、様々な水道施設の資産が非常に古いものがあるとか、その維持管理に相当な水道会計を費やしているとか、中には——どことは言いませんが、10年後にはもう供給不能に陥るんだという意味では、やむを得ないどころか積極的に賛同したというようなご意見などが、3月議会などに交わされていたように聞いております。今のところ、その辺では圧倒的多数の合意を得て各市町村議会が、今回のこの7団体が賛同に至られたというふうに認識しておりますが、その点について事実関係、間違いがないのか、上下水道部長にお尋ねをいたします。

それから、先ほど繰越明許のことで相当議論になりましたけれども、島本町としては、年度末において三つの井戸を廃井され、今、新しい井戸を新設されておられます。そのことによって、投入する薬剤が節減できるとか、水質の向上にも繋がっているというふうなことは、状況は聞いておりますので、その点についての確認をさせていただきたいと思っております。

上下水道部長 それではまず、今回の7団体の統合に向けてということでのお話ですが、「統合案の概要」でもお示しをさせていただいていると思っております。それぞれ7団体の現状と今後の課題ということが、明記をされてございます。読み上げますと、自己水の水質の悪化のおそれ、それから耐用年数を経過した老朽施設が大幅に増加をします。それから供給人口の減少、更新費用の増加に伴う給水原価の上昇。それから技術職員の確保が難しい状況であり、技術継承が困難な状況。厳しい経営環境の中、お客様サービスの維持が困難な状況にあるということで、現状と、これの課題解決に向けて統合等が検討されたというものだというふうに認識をしております。

それと、将来の経営シミュレーションもされた中で、将来の水道料金の値上げの状況がどういうふうになるかということも検証され、一定の効果を見出された中での結果というふうに考えてございます。

それと自己水、特に島本町は先ほどからもありました地下水ということで水源ということと、企業団水ということで、複数水源を確保させていただいておるところでございます。その中で地下水の状況ということで、近年の経過といたしますと、現在、9本の井戸を所有しておったわけですが、そのうち3本の井戸につきましては水質の悪化、それから井戸の能力の低下等が著しい中で、廃止を計画させていただく中で、新たな井戸ということで新設の井戸を計画させていただいておるものでございます。

ランニングコストにつきましては、良質な地下水ということでございますので、一定の薬品費の軽減とか、そういうことでのランニングコストの軽減にも繋がっているものというふうに認識をしております。

以上でございます。

河野議員 「統合案の概要」の中身について、今、奇しくも部長のほうがおっしゃったん

ですが、ここにも書いておりますが、今回統合された他団体、7団体が、自己水源の水質悪化のおそれというのも一つの理由にして、統合に踏み切られたというふうに示されています。それは、島本町で言う地下水による汲み上げによる水質悪化というものとは違う、他の理由があつての水質悪化だと。その点では、同じような状況には島本はないんだというふうに認識しておりますが、その認識に間違いはないですか。

上下水道部長 自己水のことと、先ほど、今回の統合される7団体のうち3団体が現在も自己水を保有されているということとございますが、そのうち1団体につきましては水質の悪化等で、自己水が確保できないということから企業団水に切り替えるということとございますので、島本町とは状況が違うということとございます。

島本町につきましては、地下水ということと井戸を保有しているわけとございますが、新たな井戸をまだ確保できる状態ということと、今回、3井の井戸を廃止し、新たに井戸を1井、計画させていただいて、安定供給に努めるということとございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

今回の統合で、企業団42団体のうち10団体が統合されることとなります。平成27年度以来の2回目の府域一水道の実現に向けた大きな流れです。この統合により、直ちに島本町に影響があるものではないようですが、将来的にも全く影響がないかということ、そういうわけでもありません。

水道に関して町民の一番の関心は、やはり自己水90%が守られるかどうかです。その点、町長には首長会議などでは、ぜひ本町として大阪企業団水の10%自己水90%の堅持をしていきたい旨を、機会があるごとに発言していただきたいと思っています。

新たに泉南市をはじめとする7団体が広域企業団の水道事業経営に参加、共同処理を行うことについては、これに反対する立場にはないと判断から、本議案の提案である規約の変更については賛成するものです。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言

を求めます。

伊集院議員 第 49 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、2市5町が統合されていくという案件であります。答弁でもありましたように、大阪府内は10町村、そのうちの7町村が統合されていき、残っているところが河南町、熊取町と島本町となっていきます。

この中で自己水が残っているところの豊能町、能勢町は、いずれか100%企業団水になっていくだろうという部分もありましたが、岬町が残っている。また島本町も自己水を持って地下水を大切にしている部分ではありますが、先ほどの答弁にありましたように、自己水を守っていけるのであれば、一定の議論はしていかなければならないのではないか。平成27年度から新たに交付金が創設されたという部分でありますので、この能勢、豊能、一般会計からの出資金5億9千万、6億ほどの出資をされながらしますが、この補助金がなければ、またさらに大変なことになってくるという部分であれば、島本町としても、こういう補助金があった中でのまちづくりの議論は、一定、執行部としてされるべきではないかと思えます。

3事業、また平成36年度までに着工した事業でなければ補助金が獲得できないところでありますが、自己水を守っていけるのであれば、一定、ここの部分での参入をしていく。先ほど部長からの答弁にも当面の維持というお言葉をいただいて、維持ができていくという部分であります。将来像、どうなっていくかわからない部分には、やはり議論だけは一度していただき、参入しておくというのも一つの方法であろうということも申し添えまして、今回のこの2市5町の皆様が統合されることには、あえて我々が反対すべきことでもなく、賛成させていただく討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 49 号議案 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に対して、賛成の討論を行います。

先ほど質疑でも申しましたとおり、今回のこの7団体の統合につきましては、過日の3月議会等で当該自治体議会の賛意をもって今回提案に至っているという点では、それ以上に踏み込むつもりは一切ございません。

ただ、この「統合案の概要」に示された、「7団体との統合が実現すれば」というくだりのところで言う「府域一水道への大きな推進力になる」ということの文言については非常に脅威を感じつつ、また一方で、それが推進力になり府域一水道になった。その先においては、今、国会において公共サービス市場化の流れということで、水道事業を民営化するための「水道法」改正が再提出されているということも聞き及んでおりますので、府域一水道が一事が万事めでたい、皆さんのためになるというふうには思っております。

せんし、その先にある民営化という議論がすでに国会で始まっているということからしても、今まで島本町が守り続けてきた命の水とともに、やはり公共の福祉、あるいは憲法第 25 条の生存権というものを守るために「水道法」というものがあるということにおいても、この民営化、広域化の議論は慎重に行わなければならないと考えております。

ただ一方では、経営上の問題については、公営企業会計でありますので、この点では、今後、この規約が仮に可決成立した後に、6月の企業団の議会で議論がされますが、その後、島本町としても川嶋議長が7月以降、企業団の議会に臨まれる予定だと聞いておりますので、ぜひとも、この点について、島本町の自己水、地下水を守るという、そういった住民の思いを代表してということだけに止まらず、その先にある府域一水道がもたらすもの、あるいはその先にある民営化という議論についても、深く議論をしていただき、その内容をつまびらかに町民や私たち議会にフィードバックしていただく中で、この水道企業の統合というものについての問題性や将来性、課題が明らかになってくると思います。そういう意味では、議会全体として、この統合案について再度検証する時期が、機会が必要だということは十分に認識しております。

それと加えて、これは島本町としての規約改正ではありませんけれども、やはり府域一水道に資する、自己水を持つ町としての先見性、専門性、そういったことを示していく中では、やはり今、相当リストラの中で職員が減っている。水質管理の専門性が、ようやく近年、引き継ぎは終えられたと聞いておりますが、非常に少ない人数でそれを支えているということについては、町長、副町長のほうでは、しっかりとその現状を改めて認識していただいて、この島本町の誇る地下水を通じて、府域一水道についても一石を投じていただきたい。

この点を申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 49 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 49 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 08 分～午後 3 時 25 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10、第 50 号議案 島本町税条例等の一部改正についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第 50 号議案 島本町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地方税法」等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、7 条立てといたしております。

具体的には、50 の 3 ページからの第 1 条改正から 50 の 12 ページの第 5 条改正までにつきましては、現行の条例について改正するものでございます。次に、50 の 12 ページの第 6 条改正につきましては、平成 27 年 6 月定例会議におきまして、ご可決をいただきました「町税条例の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。最後に、同ページの第 7 条改正につきましては、平成 29 年 6 月定例会議におきまして、ご可決いただきました「町税条例等の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、50 の 28 ページの次の次のページに添付させていただいております第 50 号議案参考資料・島本町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表に基づきまして、順次、ご説明を申し上げます。

はじめに、1 ページの第 13 条（町民税の納税義務者等）についてでございます。これにつきましては、文言の整理等に伴い所要の規定を整備するものでございます。

次に、1 ページから 2 ページにかけての第 14 条（個人の町民税の非課税の範囲）についてでございます。これにつきましては、控除対象配偶者の定義の変更及び基礎控除の見直しに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2 ページから 3 ページにかけての第 17 条（所得控除）及び第 20 条（調整控除）についてでございます。これにつきましては、基礎控除の見直し、具体的には合計所得金額により控除額が通減または消失する仕組みが導入されることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、3 ページの第 23 条（町民税の申告）についてでございます。これにつきましては、公的年金等支払報告書の様式改正に伴う配偶者特別控除の適用を受ける年金所得者の申告要件の見直しにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、3 ページから 4 ページにかけての第 40 条（法人の町民税の申告納付）についてでございます。これにつきましては、資本金 1 億円超の大法人に対する申告書の提出方法の見直しに伴い、所要の規定を整備するものでございます。具体的には、当該法人の法人住民税等にかかる申告方法について、電子申告を義務化するものでございます。

次に 4 ページから 5 ページにかけての第 56 条の 2（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納付義務）についてでございます。これにつきましては、「地方税法」に規定されている内容でございますが、町税条例においても明記するため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、5ページから9ページにかけての第85条（製造たばこの区分）から第91条（たばこ税の申告納付の手續）及び11ページから17ページにかけての第87条（たばこ税の課税標準）から附則第3条（町たばこ税に関する経過措置）についてでございます。これにつきましては、紙巻きたばこの一般品において、平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日と、3回に分けて段階的に税率を引き上げるものでございます。また、平成27年度において特例税率を廃止し、経過措置を講じて段階的に税率を引き上げることとしている旧3級品につきましても、今回のたばこ税率の引上げに伴い、その引上げ時期を平成31年9月30日に延期するとともに、その後、一般品と同様に段階的に税率を引き上げるものでございます。

また、近年、市場が拡大しております加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこと比べて税負担が低いことや、加熱式たばこの製品ごとに税負担が大きく異なるといった課題に対応するため、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、その課税方法を見直し、5ヵ年をかけて段階的に税率を引き上げるものでございます。

なお、旧税率で仕入れた紙巻きたばこを新税率で販売することによる不当な利得を防止するため、旧税率と新税率の差に相当する税額を課税する、いわゆる手持ち品課税につきましても、税率の引き上げ時にあわせ、それぞれ所要の規定を整備するものでございます。

次に、9ページの附則第11条（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）でございます。これにつきましては、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除に控除額の一部が振り替えられることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての附則第15条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）についてでございます。これにつきましては、法改正に伴い新設された地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」による固定資産税の課税標準の特例措置を条例に明記するため、所要の規定を整備するものでございます。

具体的には、第16項において、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しするための法律「生産性向上特別措置法」の施行にあわせ、町が策定する導入促進基本計画に合致するなど、町内中小企業における一定の要件を満たした新たな設備投資に対して、償却資産にかかる固定資産税の課税標準に乗じる割合をゼロとする規定を整備するものでございます。

次に、10ページの第30条（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては、町税条例において引用する条番号に変更があったため、所要の規定を整備するものでございます。

最後に、18ページの附則第21条の12（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）から附則第21条の16（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）でございます。これにつきましては、「地方税法」の改正に伴い町税条例において条番号を繰り下げるもので、内容に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、第50号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員 まず、「生産性向上特別措置法」、この点におきまして、対象者の中が資本金1億円以下の法人、従業員数千人以下と記載されておりますけど、この中小企業で資本金1億円以下の法人というのは、島本にどれぐらいありますか、お伺いします。また、ほかの大型企業として1億円以上がどれぐらいあるのか。参考までに数字が出るようでしたらお聞かせいただきたいのと、この償却資産にかかる特別措置、市町村の計画に基づき中小企業がされるということですが、先ほどありました導入促進基本計画、町村が作られる。これはいつぐらいを目途に作成に着手されますか、お伺いします。

総務部長 「生産性向上特別措置法」に関わるご質問でございますが、今回、当該制度を活用できる資本金1億円以下の企業につきましては、平成28年度末現在の数字ではございますが、294社でございます。

私のほうからは、以上でございます。

都市創造部長 導入促進基本計画につきましては、経済産業大臣との協議を行ったうえ、同意を得る必要がございます。現在、協議のための案を作成しているところでございまして、近日中には協議のほう、開始いたしたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 大変失礼いたしました。答弁漏れがございました。

町内にある1億円以上の企業の数でございますが、51社でございます。これも、平成28年度末現在の数字でございます。

以上でございます。

河野議員 今の件数ですけれども、私のほうからは資料請求させていただきまして、今、都市創造部長からご答弁をいただいております「生産性向上特別措置法」の概要ということです。この点についてはね、今後のことということで、計画策定の結果を受けて、またほかのところでもいろいろと訊いていきたいと思っておりますし、どちらかと言いますと、これも上位法として一定進められるものということですが、施行され、計画に沿って中小企業の方々の固定資産税などの減免措置の結果をやっぱり注視して、そのうえでものを言っていかなければいけないかなというふうに思っております。

質問としましては「議案の概要」の、そうは言っても5、6に関わる問題です。「中小企業における一定の設備投資に伴う固定資産税の軽減に係る特例措置の創設」ということですが、すでに今、「中小企業等経営強化法」というものがあって、この対象も、今の出されている条例、法律に従って294が対象となるというふうに、同じ会社が対象となってきたというふうな認識で間違いがないでしょうか。答弁を求めます。

もう1点は、基礎控除の見直しということでは、上げる・下げる、両方あるんですけどね。その点について、所得によって規定されている保育料等の徴収表などへの影響が想像されます。その点については、国のほうがすでに「税制改正大綱」のもとで、社会

保障制度担当部局と連携して適切に対応していただきたいということで、自治体のその対処はまかせているということなのですが、現場のほうは大変かと思いますが、この点の所得控除の金額の多寡によって、また保育料の徴収額が変わるといようなことがないような手続きや担当部局との調整というものは予定されていますか。答弁を求めます。

総務部長 まず1点目、「中小企業等の経営強化法」に関してですけれども、その法律に基づく企業数につきましても、先ほどと同様 294 社でございます。

それから、基礎控除の関係でございますけれども、今回、給与所得控除と公的年金等控除を 10 万円引き下げることとなります。ただし、基礎控除を同額 10 万円引き上げるということになりますので、プラスマイナスゼロということになってまいります。ただ、影響を受ける階層といたしましては、合計所得金額が年間 2,400 万円を超える世帯について影響を受けてくるということになってまいります。申し上げました、その影響を受ける方については、保育料についても一定の影響を受ける可能性はあるものというふうに認識いたしております。

以上でございます。

河野議員 対象はあるということですし、所得 2,500 万円以上だから、特段、適切に対応する必要があるのかないのかというところは踏み込みませんが、ただ、そういったことについて調整はされますか、ということをお訊いておりますので、その質問にお答えいただきたいと思っております。社会保障制度と関係ないということになるのか、その辺の認識を再確認させていただきたいと思っております。

それから、今の「中小企業等経営強化法」に基づく該当の企業が 294、同じものだとということで確認しましたけれども、議案資料いただいた段階で、いろいろお聞きするところ、この「中小企業等経営強化法」に基づく認定を受けた中小企業は、町内では 4 社だったというふうに聞いております。であれば、今回のこの条例改正に従って、新たに、これは固定資産税課税標準が 3 年間ゼロということでは、「中小企業等経営強化法」の税の軽減というよりも、はるかに軽減が図られるということでもありますけれども、その対象となるのは、やはり、この 4 社ということになっていくという見通しなのか。あるいは、今回の対象としてはもうちょっと拡充されるということが見込まれるのかという点で、今の時点でわかっている範囲でお答えください。

総務部長 関係他部局との調整についてでございますが、現時点で、通知等は確認をいたしておりませんので、そういったものがあれば、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の、今回の「生産性向上特別措置法」にかかる固定資産税の特例措置についてでございますけれども、今回の特例の適用を受けるためには、今後、町が策定する導入促進計画の認定を受ける必要があることから、現時点で前回の実績であった 4 社のみということではないというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 50 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 50 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 11、第 51 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第 51 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国基準である厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、3点でございます。

1点目は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、代替保育を提供する場所に依りて定める者を確保することをもって、当該連携施設を確保することに代えることを可能とするものでございます。

2点目は、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たしている者として町長が適当と認める事業者から、食事を外部搬入することを可能とするものでございます。

3点目は、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に

関する規定の適用を10年猶予する経過措置を設けるものでございます。

その他の改正につきましては、文言を整理するものでございます。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に沿って、具体にご説明申し上げます。新旧対照表の1ページ、表の左側、改正案の欄をご覧ください。

初めに1点目、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保に関する改正、条文で申しますと、第8条第2項及び第3項の部分でございます。

現行の第8条では、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等、すなわち家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者は、連携協力を行う幼稚園・保育所また認定こども園を、連携施設として確保しなければならないことが定められております。連携協力を行う事項としては3項目あり、その一つに事業所の「職員の病気、休暇等によって保育を提供することができない場合に、その事業所に代わって連携施設が保育を提供すること」というのがございます。しかしながら、この代替保育の提供にかかる連携施設については、連携施設側の保育士不足等の事情から、その確保が困難な事業所があり、また連携施設の確保の猶予に関する経過措置が平成31年度末までであるため、制度の改善を求める声が自治体からあげられておりました。

これを受け、国では平成29年の「地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、事業実施場所以外の場所等において代替保育が提供される場合には、小規模保育事業A型事業者等を代替保育の提供にかかる連携協力を行う者として確保し、事業実施場所において代替保育が提供される場合には、事業の規模等を勘案して、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者」を、代替保育の提携にかかる連携協力を行う者として確保すれば、代替保育の提供にかかる連携施設の確保に代えることができるよう基準を改めたため、準じて改めるものでございます。

なお、保育所等の連携施設以外の者から代替保育の提供を受けるにあたっては、第8条第2項に定めておりますように、両者の間で役割分担及び責任所在が明確化されること及び連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置を講じられていることを、必要といたしております。

続いて2点目、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者による食事の提供にかかる搬入施設に関する改正、条文で申しますと、18条第2項第4号の部分でございます。

食事の提供方法に関しては、家庭的保育事業等についても事業所内で調理して提供する方法、いわゆる自園調理が原則となっており、例外的に搬入施設として定められている施設からの外部搬入により食事を提供することが認められております。しかしながら、特に家庭的保育者の居宅で保育が行われる家庭的保育事業においては、調理設備の確保が困難等の理由で食事の提供が自園調理で行われておらず、また家庭的保育事業に関しては個人事業主が約8割を占め、同一または関連法人もないために外部搬入が難しい状

況にあるとの声を受け、1点目の者と同様に国において見直しを図られ、同一または関連法人が運営する事業所等及び共同調理場等以外の一定の条件を満たす事業者、例えば民間の給食宅配業者からの搬入を可能とするよう改められたため、準じて改めるものでございます。

最後に3点目、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者にかかる食事の提供に関する経過措置に関する改正、条文で申しますと、附則の第3項の部分でございます。

自園調理を行っていない保育事業から家庭的保育事業等に移行した場合については、現行附則第2項において、経過措置として、自園調理に関する規定の適用を5年間、平成31年度末まで猶予できるといたしております。しかしながら、家庭的保育者の居宅で保育が行われる家庭的保育事業に関しては、自園調理をするための設備の確保が未だ十分に進んでいない状況であることに鑑み、当該事業についてのみ規定の適用の猶予期間を10年とし、平成36年度末まで延長するものでございます。

なお、猶予期間後は、原則として自園調理により食事を提供しなければならないことから、自園調理のための体制の確保に関する努力義務についても、規定中に盛り込むものでございます。

以上が改正内容でございますが、家庭的保育事業所等に関しては、本町では小規模保育事業所が2カ所あるのみであり、家庭的保育事業所はございません。また、当該小規模保育事業所につきましては、開設時から町立保育所が代替保育の提供にかかる連携施設となっておりますので、改正後の規定を直ちに適用する事業所はございません。

なお、施行期日は公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員 第51号議案に対して、質問をさせていただきます。

条例の中身を云々ということはございませんが、どうしても気になる文言がございます。それは「一定の要件を満たしている者」として「町長が適当と認める事業者から」という、この「適当」という、この言葉がどうしても私は納得いかないんですね。この「適当」というのは、国語辞典で引きますと、ほどよくあるとか、まあまあいい加減とか、適当とか、あまりいい言葉ではないと思うんですけども、この「適当と認める」、町長がですよ、この中身は具体的にはどういうことが「適当」と認められているのでしょうか。お答えいただけますか。

教育こども部長 先ほど来出ました、一定の要件を満たすと町長が適当と認めるという範疇でございますが、その前に、一定の要件を満たすというところでございます。まず、「町長が認める」という部分については、一般に規定中の定める要件を満たしているか、

また、その内容について町が求める水準に達しているかを客観的に判断するという意味で、「町長が適当と認める」という表現で書かせていただいています。

その前に、一定の要件を認めると、町長が、と書かれている、一定の要件というところもご説明させていただきますと、新旧対照表の8条の第2項にも記載いたしております代替保育で言えば、「連携を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」、また「連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」、これらについて「町長が適当と認める」と、一定の水準に達しているかを客観的に判断するというものでございます。

また、新旧対照表で18条2号第4号で、食事の外部搬入についても、これ、一定の要件ということが書かれておるんですが、これで言いますと、給食の趣旨を十分に意識して、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する、そして利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、またアレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に対応することができる者として、町長が、その要件を一定の水準を超えていると客観的に判断するという意味合いで、書かせていただいたものでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。私も実際、内容的にはわかっておりましたが、この「適当」という言葉がね、あまりにも、何かいい加減に感ずるんですけれども、できれば「適当」がないほうが、町長が認める限りはね、やはりこの条例によって、しっかりと認めるということだと思いますので、それを何か「適当」という言葉を入れられると、認めながら、いい加減認めているのかなというような言葉に聞こえますので、内容的には理解しておりますが、どうも、この「適当」という言葉があんまり良くないんじゃないかなというふうに思いましたので、一言言わせていただきましたが、あまりいい言葉じゃないですね。やっぱり町長が認める限りは、適当じゃなくって、しっかりとした条例に基づいて認められるということだと思いますので、その辺が少し理解ができないところかなと思いますが、間違っているのでしょうか。

教育子ども部長 今回の条例の改正の記載内容につきましては、国の省令に基づく解説が、国のほうから通知が出ておりますが、その中の記載内容にあわせた形で記載させていただいておりますことを、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

東田議員 「概要」のところ、ちょっと質問させていただきますけど、「概要」の2番の家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者のうち、「保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たしている者として町長が適当と認める」、日本語、難しいですね。「適当と認める事業者から食事を外部搬入する

ことを可能とするもの」、18条の第2項第4号関係ですけど、この第4号にアウトラインとしてね、健康状態であったり、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとか、ざっくりアウトラインで、ここには述べていると思うんですよ。

しかしながら、実際に食事を扱うような業者を選定する際に、ちょっと、これだけやったら判断、「町長が認める」という判断するのも少し難しいかなと思うんですよ。もうちょっと細部にわたって決めごととしていったほうがいいかなというふうには思うんですけど、そのあたりについて、どのようにお考えでしょうか。

教育こども部長 18条2項の4号、外部搬入についての審査の部分かと思います。

現在、本町においては家庭的保育者の居宅で行う保育施設が存在しないため、具体的な審査方法はまだ決めておりません。他の先進自治体においては、食事の外部搬入要件のチェック項目を設け、チェックされていると聞いております。また、国からは外部搬入の審査の必要事項として、加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないでありますとか、管理者が衛生面・栄養面等、業務上必要な注意を払う体制を整備すべきであるとか、栄養士による必要な配慮が行われること、また利用乳幼児の発育及び発達の過程において配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めることなどを確認すべきと書いてあると、聞き及んでおります。

本町としては、そのほかにアレルギーへの配慮方法、また必要な栄養素量をどのように決めているか、また食中毒の未然防止対策などの項目も加えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 今のご答弁やったら、今、述べられたような項目をチェックリストみたいなのを作って、もし、仮定の話になりますけど、本町で判断しなければならないときが来たら、チェックリストなり、それをもって判断していくというふうに理解してよろしいかということと、それとまた一緒の第4号のところですけども、「アレルギー及びアトピー等への配慮」という部分なんですけど、アレルギーとかアトピーはまだわかりやすいんですけど、この「等」という部分が曖昧というかね、結構、幅が広いと思うんですよ。食にまつわる疾患とかね、いろいろあると思うんですけど、どの辺りまで、これは想定して配慮されるのかというのをお聞かせください。

教育こども部長 まず、町独自でチェックリストを作成して審査していくのかということにつきましては、先ほど来申しましたように、国でありましたり先進自治体の事例を参考に、また本町として考えておりますアレルギーの配慮方法等を踏まえて、チェックリストを作成して審査していきたいと考えております。

また、もう1点で「等」、示す内容で食に起因する、想定されるものにどのように対応していくのかという部分につきましては、町内保育所でアレルギー児は非常に増えてまいりまして、アレルゲンとして対応しなければならない食材を複数抱える児童もおり、

医師、保護者との連携のもと、可能な限り代替食・除去食の提供に努めているところでございます。

今回、家庭的保育事業における外部搬入事業者に課す条件にある「等」が示す、食に起因する疾患につきましては、保育事業所、外部搬入事業者と対応できるかどうかといった問題は、当然、これ、存在するんですけれども、申し出を当初からお断りすることなく、まず疾患の状況や保護者の思いを十分踏まえたいうえで、可能な範囲で対応に努めることを規定していると認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 1点、確認したいと思います。この1ページの2、要は家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設、この連携施設は原則確保することが義務づけられておりますけれども、この確保が困難であるという背景の中で、地方からの要請で、今回の基準の改正がなされていますが、例えば、その確保策として、今、島本町のところが連携を公立と私立というか、小規模ですか、連携取ったりはされてるんですけど、もし、困難になるとすると、他市町村、また府とか県とかまたいでというのは可能なのかどうか、設定できるのかどうかですね、お伺いします。

教育こども部長 他の市町村等を越えての連携協定についてでございますが、特段、禁止する規定は設けられておりません。ただし、連携協定先の保育所等と、園庭の共有や助言指導、代替保育の提供など、日常的な関係を考えると、原則、近隣であることが必要条件となってくるものと考えております。

また、連携施設には、児童が3歳以降、家庭的保育所を卒園後の受け皿としての役割が求められておりますので、充足率にまだ余裕のある幼稚園では比較的円滑に連携できますが、保育所の場合は待機児童が発生している地域では、受け入れが困難な事例も起こり得ると想定されます。いずれにいたしましても、本町における家庭的保育事業所等として小規模保育事業所2ヵ所があるのみで、これは町立保育所と連携施設として協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 わかりづらい制度が、省令に基づく規制緩和によって、さらにややこしくなったというのが正直な印象です。

島本町は、現在、町内二つの小規模保育事業所と協定を結んでいます。まず、連携についての現状と実績、2点を確認します。議会にお示しいただいた資料・人8によると、連携施設に関する協定書にある「保育の内容に関する支援」というものは、すでに行われている、そういうことになると思います。しかしながら、集団保育や行事への参加はまだできていないのではないのでしょうか。これが1点目。

もう一つは、代替保育の提供についてです。島本町は、事業所の職員が研修受講や病気により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供することになって

いると思います。つまり、代替保育の提供者になっていますが、実績はありますか。実際問題、そのようなことは可能なのでしょうか、現状で。

以上2点、まず確認したいと思います。

教育こども部長 現在、集団保育や行事へ参加できているのかということにつきましては、資料でもお示ししておりますとおり、町立第二保育所で実施する園庭開放に、小規模保育事業者からの希望があった日には参加を受け入れているものでございます。それ以外の行事への参加希望などは、小規模保育事業者からは申し出がないというのが現状でございます。小規模保育事業所から要望があれば、町立第二保育所と調整したうえで連携してまいりたいと考えております。

また、代替保育の実績でございますが、現時点では代替保育の実績はございません。

以上でございます。

戸田議員 こんな行事があるからどうか、可能なものはそういう流れをつくっていただきたいし、また研修等の受講は非常に重要ですから、代替保育についても連携を進めていただきたいなと思っています。

規制緩和というものだと思います。参入がしやすいように、五月雨式に変えられていくという印象がありますが、子どもの保育環境をいかにして守るかという点から徐々に遠ざかっている、そういうことになっていると思います。本来、受け入れがたいものがあるのですが、質問します。家庭的保育者の居宅での保育提供は、現在、島本町においては行われていないのですが、今後、こういった事業者が現れた場合に、島本町としては自園調理を義務づけておくことが望ましいのではないのでしょうか。そういうことは可能なんではないでしょうか。お答えください。

教育こども部長 省令では、条例を定めるにあたって従うべき基準とされておりますので、相当な理由がない限りは、省令と同様の基準にすべきであるものと考えております。ただし、従う範囲で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されていることから、相当な理由があれば、経過措置内であっても自園調理を義務づけることも可能であると思います。

しかしながら、国の基準が改正された経緯は、地方からの、この現状を踏まえた要望によるものでございまして、事実、家庭的保育者の居宅で保育を提供している事業者とは個人経営者の場合が多く、自園調理が難しい場合が多いと聞き及んでおります。一般的には、これらの事業所については保護者の弁当持参が主流であると聞いております。

待機児童問題が喫緊の課題の中、厳しい制約を課すよりも、待機児童の解消に努めるべきであると考えております。ただし、許認可権限は本町にございますため、一定の審査は当然実施するものでございます。

以上でございます。

河野議員 今、島本町内に、給食の外部搬入を可能とするものというのが、今回の議案の

改定の中で示されておいて、そのことに質問が集中してたというふうに思いますし、私も非常に気になるのですが、今、町内にはそういった対象となる家庭的保育事業はやられていないということですが、今、2018年度に入って、こういった事業の開設についての相談があるとか、そういうことはあるのか、目前にあるのかということについて、一応、現実的なものとしてお訊きしたいと思います。

もう1点、資料請求させていただいて、「町内保育園6カ所の給食調理業務の実施方法についてわかるもの」ということで、もちろん、この6園すべてが自園調理ということを示されております。中でも、見学に行かせてもらったときに、高浜学園さんは調理師及び栄養士の資格を両方持っておられる方が調理に当たっておられるということで、最近では、そういった保育所が中心になってきているというふうに聞いてますので、相当、保育所というものに対する給食というものの質の向上というか、そういうものが求められてきております。その点で、このRICホープ島本保育園、ぬくもりのおうち保育島本園も、自園調理というように示されておりますので、これも間違いなく、その場所における調理であるというふうに理解していいのでしょうか。これ、資料についての質問です。

それから、これから存在するかわかりませんが、家庭的保育事業者等による外部搬入を可能とするという今回の変更点についてですが、そもそも、家庭的保育で預かれる乳児さんが初めてそちらを利用されることになる場合、意外と、保育所においてアレルギー・アトピーがあるのではないかとということを見られるということがあろうと思います。ずっと家庭で保育されてきて、湿疹はあるけれどもアレルギーかどうか分からないということで、集団保育に入る前に一定、保育者の目を通じて、これはアレルギーとしての検査を受けてもらったほうがいいのじゃないかと、除去食の必要性が出てくるのではないかとということが、保護者自身が認識していない場合ということも事例としては十分考えられると思いますので、そういったことについて、この家庭的保育者というところでやはり受け入れをする、外部搬入ということを考えるのであれば、先ほど皆さんがおっしゃっているとおり、一定、できる規定ではあるけれども、新設においては、やはり基準を満たすということが前提になるというようなものを、適宜、チェックリストで見る必要があるというふうに思いますが、現実問題として、その点は技術的に可能なのでしょうか。食べさせてみて、外部搬入でアレルギーがということが。その辺が、今の保育所入所の事務においてどうなっているのかなということも気になっております。いかがでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 3点のご質問でございますが、まず、外部搬入の相談等あるのかということについては、現時点ではございません。

また、町内には小規模保育事業所2事業所について、自園調理を実際行われているのかということでございますが、間違いなく自園調理をされております。

また、乳児が保育所等、小規模保育事業所に入られるときに、アレルギーのことを十分把握できるかという点については、入所の段階で、保護者の方々とも十分話をさせていただいて対応していくということでございます。

以上でございます。

河野議員 非常に、国の一定法改正とか様々な省令、政令に基づいた一部改正であると思いますので。ただ、今のこの現時点で、家庭的保育事業者が存在しない、目前に相談なり開設を控えていないという島本町において、こういった条例改正をしておくという必要性が、非常にリアリティーがないんですよ。あと、島本町においては小規模も含めて、非常に自園調理ということで厳しい水準をもって保育をやっているという水準と質を考えたときに、国が示したからといって、こういった裁量を今から備えておく必要がほんとはあるのかと。その点はどういうふうな判断のもとで出してこられたのかなというふうに、改めてお訊きしたいと思います。

教育こども部長 今回の改正については、この経緯は地方からの現状を踏まえた要望によるものでございまして、事実、家庭的保育者の居宅で保育を提供している事業者とは個人経営者の場合が多く、自園調理が難しい場合が多い。待機児童問題、喫緊の課題の中で厳しい制約を課すよりも、待機児童の解消に努めるべきであると考えております。

ただし、先ほど来申し上げておりますように許認可権限は本町にございますので、一定の審査を踏まえたうえで対応してまいりますので、先ほど来申しておりますように、地方からの現状を踏まえた要望であるということ踏まえて、本町としても一定の改正を対応しておくということでございます。

以上でございます。

河野議員 島本町の条例として、ということでお訊きしたつもりだったんですけども、これがなければどうなるのかということ、改めて確認をさせていただきたいと思います。ここの部分を削除した場合、どういうことが起こるのかということですね、お訊きしたいと思うのと、ある一定、やっぱり、こういったものを改正しようと思ったときに、島本町の今の小規模認可保育所の水準、求められるものからすれば、今後、こういったこと、家庭的保育事業もいろんな状況の中で誕生してくる可能性は十分に考えられますので、20年前にも、確か江川の府営住宅でやっていただいたというふうに思います。

もう廃止されてずいぶん長いですけども、考えたときに、やはり、こういった家庭的保育事業の保育者というのは非常に孤独で、個人に任されていると。その資格制なども、やはり認可保育所と比べて非常に厳しい中で努力を強いられているということと考えますと、小規模保育とか家庭的保育の事業者に対しては、やはり一定島本町は公立保育所の保育士さんもおられる、経験のある保育士さんもいる、そのOBもいるということでは、そういった方々が一定巡回などをして、栄養面とか、お子さんの小児栄養の問題とか、そういうものを巡回して相談に当たるようなもの。今、教育こども部の子育て

支援課がやっておられるとは思いますが、保育士さんという、いろんな小児栄養とか小児保育のことがわかっておられる方の直接的なアドバイスというものが、今後、たぶん必要になってくるのではないかというふうに思います。

その点も含めて、今の段階では、目前にそういうものはないということですので、非常に難しい判断だとは思っておりますが、お考えなり議論があれば、お示してください。

教育こども部長 2点でございますが、まず、今回、改正をしなければならないのかということにつきましては、今回の省令改正、国のほうで改正されております。条例を定めるにあたって従うべき基準とされておるわけでございますので、相当な理由がない限りは省令と同様の基準にすべきと、本町としては考えております。

また、年1回、町の職員として栄養士を派遣して対応しておりますので、その点は、町としても十分把握をしておるところでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

既存の小規模保育所2所との連携は、すでに実績が一定あるということが確認できました。許認可の権限がある島本町において審査をしていくというご答弁も、一定ありました。

本来ならば、子どもの保育環境をいかにして守るかという視点から、認可保育所の整備でもって保育を提供し、待機児童を解消するというのが望ましい姿ですが、待機児童解消を目的に規制緩和が省令に基づいてされていくということには、正直、受け入れ難いものがあります。しかしながら、小さなまち島本で、目の届く範囲で小規模保育所、そして家庭的保育者が今後居宅で保育提供されるにあたって、この島本町のサイズと、職員の皆様の日頃のお仕事子ども達の安全・安心を守ることになると、そういう希望と期待を込めまして、賛成とさせていただきます。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 51 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 51 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 4 時 18 分～午後 4 時 45 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12、第 52 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第 52 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第 51 号議案と同じく、国基準である厚生労働省令・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、放課後児童支援員の資格要件の見直し等にかかるもの、その他のものにつきましては、文言を整理するものでございます。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に沿って、具体的に説明申し上げます。

新旧対照表の 1 ページでございます。表の左側、改正案の欄をご覧ください。

第 12 条第 3 項におきまして、放課後児童支援員の資格要件を列記いたしております。放課後児童支援員とは放課後児童健全育成事業、本町で申すところの学童保育事業に従事する資格を持つ職員のこと、平成 27 年 4 月から法定化されました。放課後児童支援員としての認定を受けるには、資格要件のいずれかに該当し、かつ都道府県知事が行う研修を修了する必要があるとございます。このたび、この資格要件の部分について、国基準の改正に準じ 3 点の見直しを行うものでございます。

まず、第 4 号の改正でございます。現行は「学校教育法」の規定により、「幼稚園等の教諭となる資格を有する者」との規定であり、国の考えでは、例えば教員免許を更新していない者や養護教諭の免許を持つ者も、これに該当するとされております。しかしながら、現行の規定では、そのような趣旨には読み取れないとの指摘が以前からあったため、このたび、その規定を改正するものでございます。

次に、第 5 号の改正でございます。第 5 号では、大学において社会福祉学等の学科や

課程を修めて卒業した者と定めております。この大学の種類に関し、昨年5月に「学校教育法」が改正され、平成31年4月から新たに専門職大学が加わることになりました。専門職大学は、実践的な職業教育に重点を置き、専門職業人材の養成強化を図ることを目的として制度化された大学でございます。この専門職大学は前期・後期課程の区分性課程を導入することが可能であり、専門職大学の前期課程を修了した者についても、専門職大学を卒業した者と同じく該当する資格要件とするため、所要の改正を行うものでございます。

最後に、第10号の追加でございます。平成29年の「地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大するために、国基準において資格要件が追加されたため、本条例においても「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を、新たに設けるものでございます。これにより、例えば中卒者であっても、一定の執務経験がある者を放課後児童支援員として従事させることが可能となるものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。ただし、12条第3項第5号の改正規定については、その原因となる改正法の施行期日にあわせ、平成31年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、これをもって延会とし、6月27日午前10時から再開したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は6月27日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

(午後4時50分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 大久保議員 1. 島本町における日本人拉致問題に関する取り組みについて
2. 保険料仮算定決定通知書の紛失について
- 塚田議員 子どもの放課後の居場所づくりについて
- 伊集院議員 1. 新教育基本法と教科書採択について
2. 島本町の将来見通しについて
- 第3号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第4号報告 平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第5号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6号報告 平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第45号議案 動産の買入れについて（救助工作車）
- 第46号議案 動産の買入れについて（高規格救急自動車）
- 第47号議案 動産の買入れについて（高規格救急資器材等）
- 第48号議案 動産の買入れについて（消防団車両）
- 第49号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第50号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第51号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

平成30年

島本町議会6月定例会議会議録

第 3 号

平成30年 6月27日(水)

島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 3 号)

年 月 日 平成 3 0 年 6 月 2 7 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	小 田 哲 史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英 夫	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第3号

平成30年6月27日（水）午前10時開議

- 日程第1 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第2 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について
- 日程第5 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第7 第1号意見書案 森林防災事業に関する意見書

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、昨日の議事を継続いたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員 52号議案、1点、確認をさせていただきます。「教職員免許法」ですね、この免許状を有する者という部分であります。

こういった方で、なかなか人手が足りない部分でもありますが、この第12条の3項の9と10ですね。この9と10の中に「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上」、また10には「5年以上」、こういった2年以上、5年以上という部分がありますが、この部分について、それと「町長が適当と認めたもの」、この点の部分についての詳細な解釈を、まずはお伺いいたします。

教育子ども部長 おはようございます。ただいまの伊集院議員のご質問でございますが、従事期間、第9号と第10号で、2年以上、5年以上の従事した期間ということでございますが、こちらは必ずしも常勤で勤務していたことを求めるものではありませんが、「実務経験の証明書等から判断して、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間」をもって、その期間として見なすというふうに考えております。従いまして、長期休業期間中のみの就業については、必ずしも継続的であるとは言えないものと考えております。

また、「町長が適当と認めるもの」ということにつきましては、「児童福祉法」第34条の8第1項及び第2項に規定する、届出がなされた放課後児童健全育成事業について、前段の2年・5年、実務経験が認められる者で、その勤務姿勢等が適正であったかという点について判断することが必要というふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 理解しました。それでは、この2年以上・5年以上というのが、通算で考えるのか、そうではないかの。運用にあたって、どういうふうに島本町としては考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

教育子ども部長 通算で考えられるものと考えております。

戸田議員 おはようございます。省令に基づく条例の一部改正、指導員の資格要件につき、資格がなくても5年以上の経験があればよしと対象を拡大するもので、言わば一種の規制緩和だと思います。2点、まず質問します。

実際の指導員募集にあたっては有資格者とするなど、島本町の独自判断は許されるの

か。私は許されるべきであると考えていますが、いかがでしょうか。

2点目、なぜ指導員が確保できないのか。女性の生き方、活躍の場が多様になった今、これまで多くの女性が担ってきた職場、例えば保育所、図書館などで同じことが起こっていると思われま。行うべきは処遇の改善、子どもの命と育ちを預かる仕事を非正規雇用で頼ってきたことに問題があるのであって、規制緩和で解決しようとする発想は本末転倒ではないでしょうか。これを認めれば、今後、ますます現場負担を強いる規制の緩和が続くのではないのでしょうか。上乘せ基準として、規制緩和は行わないという判断は可能なのでしょうか。見解を問います。

教育こども部長 2点のご質問でございますが、関連する質問と考えますので、あわせてご答弁させていただきますが、今回、省令の改正に準じて改正をさせていただくわけございまして、「条例を定めるにあたって従うべき基準」とされていることから、相当な理由がない限りは省令と同様の基準にすべきと、私どもとしては考えております。

ただし、従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されていることから、指導員の募集にあたって、保育士等の資格を持っている者に限定するなどの独自の条例を定めることは、相当な理由があれば制度的には可能であろうというふうには考えます。しかしながら、指導員の採用にあたっては選考を実施しており、現状の指導員の問題があるような状況ではなく、またこれ、現在、指導員の欠員が生じておりますので、指導員の確保が難しいという状況の中で、要件を厳しくすることは、より確保が難しくなることが予想されますので、現実的には独自の条例を制定することや、運用上要件より厳しく問うことは難しいものであろうというふうに考えております。

また、処遇の改善につきましては、報酬等につきましては、人事課において定期的な近隣自治体の調査を踏まえて見直しが行われておりますし、また組合等とも教育委員会としても真摯に話し合い等を持っておりますので、その点は今後も、処遇改善については様々な場面で話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 大変厳しい状況だと思うんですけども、例えば無資格者に雇用を拡げていく以前に検討されるべき課題があるのではないかとということで、質問いたします。

指導員の確保が難しい理由の一つに、土曜日の出勤があると思います。しかし、土曜日の学童の利用は減少傾向にあると認識しています。実際に拠点保育を望む声が、現場からも長くあがっていると思われま。拠点保育の是非については十分な議論を要するところですが、従前から課題にのぼっていたことは確かです。

例えば、応募者が週4日、週5日、ときには週3日の勤務というふうにより多様な働き方を望む場合、希望に応じられない理由の一つに土曜日の出勤、それに関連した指導員の配置ということが関連していると否定できないと私は考えています。そのことについて、それも含めて無資格者に雇用を拡げる前に検討されるべき課題があるのではないかと

いうことで見解を問います。

教育こども部長 ただいまありました課題等の中の一つとして、土曜日の拠点保育についてご質問がございましたが、まず前提として、現時点で少なくとも採用にあたっての面接で、土曜日勤務がネックとなって採用に結びつかなかったケースはございません。しかしながら、土曜日の勤務がネックとなっている方が、もし潜在的におられるのであれば、土曜日の拠点保育は土曜日勤務の頻度が確実に減少しますので、その対策にはなり得るかなというふうには考えます。この土曜日の拠点保育については、教育委員会として、かねてから検討はいたしておりますが、日常、登校している小学校ではない学校に送迎しなければならないことなど、保護者としては懸念される課題もあって、現在、実現には至っておらないというところでございます。

いずれにいたしましても、土曜日は4室合わせても20人程度の登室しか、今ないという現状もありますので、その点も踏まえ、今後もさらに調査・研究して、実施可能な有無について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 土曜日の拠点保育の件、あるいは土曜日の指導員配置の件を例にあげたことが適切であったかどうかはともかく、現状でできることがたくさんあるはずと。例えば、臨時職員の時給を大変よくしてくださったということで、嘱託職員となるよりも、臨時で週3日、4日、できれば子どもが小さくて学校が休みの土曜日じゃないところで働きたいという、そういうニーズが——私の想像に過ぎませんが、指導員の年齢とか実情を考えると十分に想定できると。そういったことも含めて、検討されないままに対象だけが拡充されていることを懸念しています。

質問というよりか、これは意見に止めておきます、条例の改正ですので。今後、鋭意、総合的な検討をお願いしたいと思います。

以上です。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

伊集院議員 最後の3回目になります。先ほど、町の考えとしては通算ということでおっしゃっていましたが、この通算において、例えば今回の条例一部改正のほうの中では、要は長期休業期間中のみの就業については必ずしも継続的であるとは言えないというような考え方が、国のほうも示しております。例えば2年の場合、1年10ヵ月とか、それぐらいされて働いていらっしゃる方だったらという部分とかいう理解はしますし、3ヵ月、3ヵ月働いていた、そういう方々の通算で、全部で2年間以上というふうに捕まえるのか。要は半年、半年、半年働いて、それを通算とされるのか。やはり一定、ちょっと「通算」という町の考え方というのは執行までに考えていただかなければならないと。例えば5年以上の場合は、4年と半年働いているけど、その通算の足す部分という部分もあると思いますので、ちょっと、その勤務形態にも関わってきます。この「通算」

の町の考え方を伺います。

教育こども部長 期間の考え方についてでございますが、原則として2年なり5年なり、所定の期間を必ず満たす必要が、書いている以上はあると思います。本町の採用にあたりましては、例えば現行の放課後児童支援員である非常勤職員・週5日勤務としているため、この程度の実績を持っているか、それが2年・5年あるかというところの通算になってくるだろうかというふうに考えてます。ただこれ、あくまでも目安でありますので、総合的にはケース・バイ・ケースにより基準を満たしているかどうかについては判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 質問させていただきます。今の通算の話は、ちょっと私、質問する予定ではなかったんですが、たぶん2ヵ月、A、B、Cの事業所でのいろんな短期間の職務の通算なのかということだったのかなというふうに認識しておりますけれども、間違いはありませんか、ということです。

それから、質問としましては、先ほど他の議員からもありました、国からは「従うべき基準」というふうにね、いかにも厳しく基準を設けるというふうな証言をされてますが、そもそも島本町自体が、以前から学校の校庭内での公設公営の学童保育を長年やっておられましたし、この子ども・子育て新制度ができる前から資格者以外は受け入れないという、経験者だけでは指導員になれないという、そういった厳しい基準のもとで運営をされてきましたので、国が「従うべき基準」というものを設けるといって、だんだん、実は規制緩和になっているという逆転現象が起こっているんだろうと思います。その点については上位法ということですし、「従うべき」ということですが、やはり運用においては、当然、現場のほうからも様々な要望は出ていることと思います。ただ、そういった方のお力を借りなければ、もう今の島本町の学童保育のニーズにも応えられないですし、先般、施設の整備もされているところですから、ニーズはさらに高まるものと推察しております。

そこで、この今の改正部分のところですが、前提に研修の部分が触れられています。有資格・無資格ということではなく、この改正案の職員のところ、第12条3項のところ、**「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。」**とされていますので、そういった資格については様々な規制緩和ということになるかと思いますが、このうえでさらに知事、府知事の行う研修を修了した者ということがあります。この点については、今現時点で島本町では、就職された後に研修を受けるというような事例が生まれているのか。また、子ども・子育て新制度が導入されて約3年になりますけれども、この第12条の資格を問わないという、(10)はこれからですね。(9)について、この間、採用されてきたという人数がわかりましたら、お示してください。

教育こども部長 3点のご質問でございますが、まず、通算の考え方で、他機関で働いていた期間、短期間であっても通算されるのかという点については、通算されます。

そして、次に研修の件でございますが、条例12条3項に「大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者」ということでございますが、この点につきましては、本町でも、これらの研修は当然受講いただくように努めておりますし、また、それ以外にも従前から本町独自の研修として、指導員研修を実施いたしております。例えば、29年度でありますと2回ほど、7月に学級運営について、また9月にはアンガーマネジメントについてなどの研修を行わせていただいている。そしてまた、本年度からはそれ以外に初任者の方々に対する研修でありましたりとか、フォローアップの研修でありましたりとか、いうことを研修として実施していきたいというふうに考えております。

そして、現行条例における資格要件9号、高卒2年以上の放課後児童健全育成、類似の事業で町長が認める職員は何人いるのかという点については、現在、5人が在籍をいたしております。

以上でございます。

河野議員 島本町はもう、かつてから基準を設けていたということですが、たぶん国全体で見れば、ほんとにごく最近になって、学童保育室事業のガイドラインができたということができて、この法律ができて、底上げが一気に図られたというところが結構多いものと思っております。ただ、島本町においては、内容によっては規制緩和になり、基準を緩めるというふうに受け止められるものが散見されるということですので、その点は、私たちがこれからしっかりと目を光らせていかなければいけないと思っておりますが、今、部長のご答弁では、資格を問うべき認定研修の部分と、その後、現任に着かれてから初任者、中堅、ベテラン関わらず、現任の訓練という意味での指導者研修というものがあると思いますが、今おっしゃっている、この「研修を修了した者でなければならない」というのは、まさに認定研修だというふうに私は理解しております。そのことに間違いがないかということと、今までの資格を有しない方も含めて、これはすべてクリア、「なければならない」と示されてますので、すべての方がこの研修を修了しておるといふような理解で間違いはありませんか。

教育こども部長 まず、12条3項における「大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修」につきましては、すべての方が修了している段階にはございません。ただいま26名中14名の方が修了しております、30年度についても、5名前後の人数が受講する予定となっております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと私の質問で誤解を招いてはいけないんですが、この「府知事又はその他都道府県知事が行う研修」というのは、たぶん、子ども・子育て新制度が始まってから新たに設けられた研修制度というのを聞いております。これは、それこそ数十年、有

資格で超ベテランの方でもまた受け直さなければならないというふうなことが、今、求められているから、今おっしゃったように、まだ研修受講中であるというようなご答弁に至っていると思いますが、その点は間違いがありませんでしょうか。大事なところだと思いますので、よろしくお願いいたします。

とは言え、島本町の今回出された条例、子ども・子育て新制度導入の際に新設された条例ですけれども、お隣の乙訓郡大山崎町などは、私が学童の保護者の時代には全国一の学童保育というように聞き及んでおりましたけれども、この条例については、島本町の条例を参考にしたいという現場の声が、新制度導入の際には相当寄せられており、あちこちの研究者の方からも、島本町の水準は非常に高いものを担保したということで評価をされて、研究者の方からも資料の提供を求められたというふうに、私自身は議員として経験をしております。

そういう意味では、スタートラインにおいては、非常に島本町は高いスタートを切ったわけですが、今後、こういった「従うべき基準」というものについて、気がつけばどんどん規制緩和になって底なしということにならないように、そのところはやはり教育委員会、教育こども部として、しっかりと国や府にも目を光らすというか、島本町から発信していただきたいなと思います。この点について何かございましたら、ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 2点でございますが、まず1点目、先ほど来出ております12条3項の「大阪府知事又は他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。」、この規定については、3年ほど前ですか、できたものでございますので、ただいま順次受講いただいておりますというのが現状でございます。

そしてもう1点、省令等の改正によって、資格要件が拡大されていることについてでございますが、先ほど来のご答弁になります、やはり省令での改正でございますので、条例にあたって従うべき基準でございますので、相当な理由がない限り、この省令については同様の基準に改めていくべきものであろうというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

本条例改正は、放課後児童支援員の資格要件拡充により指導員の確保を促すものと理解しますが、指導員確保のための方策としては、要件拡充よりも指導員の処遇改善等が

優先されるべきと考えます。また資格要件を拡充することも、保育の質のことを鑑みて慎重であるべきと考えます。

今回の改正により、放課後児童支援員の質や専門性が低下し、それに伴い保育の質が低下するおそれもあります。よって、本条例改正案には反対いたします。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第 52 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

実質上、やはり現在の学童保育に子どもを預けたいというニーズは大変多くなってきております。そして先生の不足、こういった働き手不足という部分もありまして、この一部改正に繋がっている状況であります。

こういった中、子どもを預ける親御さんにとって、まず先生達の信頼関係を保つ前に、やはり不安が出ると。こういった中で規制がもともと厳しい部分もありました。こういった部分においては、やはり働き手不足の回避、そして先生を育成していかなければならないという、こういった根拠の部分もあります。しかしながら、親御さんに対する不安においては、しっかりと、すべてが、先ほどもありましたように規制緩和があちこちに飛ぶというわけではなく、この 12 条ですね。今回、9 条と 12 条の改正をされております。9 条においては文言の修正のみであります。12 条のこの職員という部分の中で規制緩和がされていきます。

この中の、12 条の 4 項に「学校教育法」の規定に基づいて、前回までは「資格を有する者」という部分でありましたが、今回は「免許状を有する者」という部分になっております。この「免許状を有する者」にするということは、やはり免許状の更新、更新において先生方と職員、また町、それぞれの意見交換をする場、またその資格をしっかりと更新をされるということの担保、この部分において親御さんの不安を取り除くという状況になります。

そういった中、先ほどありました中で緩和されている部分は、やはり実績のみでいかれますと、働いていない新人の方が入れてこない、こういった部分もありますので、一定の基準、2 年以上、また 5 年以上という基準をもって、今よりも幅広く学童の先生を受け入れられる、こういった条例改正であることを踏まえまして、現場におきましてはいろんな現状があると思います。先生方のお声もお聞きされながら、こういった中で先生を増やしていく状況も取り揃えていただきたいということを要望し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案の賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 52 号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

先ほどの質疑で種々、もう申し上げております。研修についての位置づけ、それと島本町における現状での雇用状況についての位置づけをお訊きいたしました。すでに資格を有しない、そういった指導員の方で着任されている方が5人おられるということですが、これから以後、新しい項目が加えられることによって、中学校卒業程度、そして「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を新設するというふうにうたわれておまして、これは参酌する基準ではなく従うべき基準ということにされているということが、先ほども当局からの答弁でも明らかになっております。

正直申し上げます、この「従うべき基準」というものが、本来、国が示すべき基準ではないというふうに、私は日常的には認識しております。このことによって、いかにも基準と示されているものによって、地方自治体が今まで築き上げてきた、そしてまた現場の先生方によって地位向上、そして職員としての労働条件を高めてこられたという島本町の学童保育室指導員の資格について貶めていくということに繋がらないように、最終的には「町長が適当と認めたもの」というものがありますので、この条例の部分についてしっかりと検討していただき、現場での声をしっかり確認しながら事務を進めていただくことを強く要望いたしまして、この一部改正については、忸怩たる思いはありますが、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第52号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定」

に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要といたしましては、保険料減免にかかる申請書類について、提出期限の見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案資料 53 ページの 4 の次の次のページをご覧ください。第 53 号議案参考資料・島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

現行の条例では、第 24 条第 2 項におきまして、保険料の減免を受けようとする者は納期限前 7 日までに申請書を提出しなければならない旨を、国が示しております条例参考例にあわせて規定をしておりますが、今般、大阪府から通知がございました平成 30 年 4 月 20 日付「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定について」にあわせ、納期限当日までに申請期限の延長を行うものでございます。

その他、第 24 条第 1 項第 1 号につきましては、国の条例参考例に準じて文言整理を行うものでございます。

施行期日は、平成 30 年 7 月 1 日です。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 第 53 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、質問をします。

保険料減免にかかる申請書類の提出期限が当日までできるようになることは、よいことだと思います。ただ、保険料の減免自体の周知が不足しているのではないかとこの住民の声も聞いています。島本町において減免の周知は、いつ、どのようにされていますでしょうか。

健康福祉部長 国民健康保険料の減免の周知についてのお尋ねでございます。

国民健康保険料につきましては、昨年の所得の状況に基づいて賦課決定させていただくものでございます。減免の周知につきましては、本年ですと、仮算定の決定通知書を発送する際の手紙でご案内をさせていただいております。また、町のホームページにおきましても、減免制度の概要を掲載いたしまして、申請書類をダウンロードできるように対応しております。

以上でございます。

中田議員 仮算定の通知書と一緒に配付される書類には載っているようですが、それが、その書類の一部に載っているだけで、大変見つけがたい状態になっていると思います。今年度はまた制度が府内で統一になり、減免対象が昨年度までの島本町基準と比べて拡充されたにも関わらず、お知らせの紙には府内で統一基準に変更されたことだけが書いてあるのみで、大変不親切です。もっと減免について、わかりやすく周知することはでき

ませんか。

健康福祉部長 減免制度の周知について、再度のお尋ねでございます。やはり被保険者の皆様全員に個別でご案内をいたしますので、現在も実施しております保険料の決定通知書の送付の際に同封いたしまして、減免制度につきましても、ご案内させていただく方法が一番適当ではないか、また効果的ではないかと考えております。

ただ、記載いたします内容につきましては、送付する書面のスペースの関係もございませうけれども、被保険者の皆様に、よりご理解いただきやすいような表記については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 周知がスペースの問題で難しいというのであれば、相談に来られた方がご自分で判断できるように、窓口で減免対象がわかる詳しい内容が書いてある書面を用意しておくとか、あと島本町のホームページには概要が載っているようですが、より詳しい減免対象の内容を載せておくなど、減免を必要とする、お困りの住民の方が減免を利用しやすいような工夫をされてはいかがでしょうか。

健康福祉部長 保険料の減免制度につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、町のホームページには掲載いたしておりまして、リンクを張っております。ただ、ホームページの記載内容につきましては、議員ご指摘のとおり、よりわかりやすく、アクセスしやすいように工夫をしてみたいと思います。

また、窓口で減免制度についての詳細がわかるものを置いてはどうかというふうなご質問だったと思いますが、現在におきましても、例えば退職されて、社会保険から国民健康保険に加入される方や、また保険料がなかなか納めにくいということで、納付の相談に来られました方につきましては、家計の収支状況等、生活状況もきめ細やかに聞きしうえで対応しておりますので、今後も、そのようにきめ細やかな窓口対応をするということで周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 53 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 53 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 54 号議案 島本町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第 54 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「介護保険法施行令」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要といたしましては、保険料の段階の判定に用いる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用いる旨の定義を加えるものでございます。

それでは改正内容につきまして、議案書 54 ページの 4 の 4 の次の次に添付しております第 54 号議案参考資料・島本町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。

介護保険制度におきましては、第 1 号被保険者の保険料段階の判定に、所得を計る指標として合計所得金額を用いておりますが、この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に関する税法上の特別控除が適用されていないため、土地収用等で土地を譲渡した場合に翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がございます。土地の売却等には、土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないことにするよう、保険料段階の判定に、現在の合計所得金額等から、「租税特別措置法」に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額を用いるものとするものでございます。

今回の一部改正条例の第 1 条で所要の改正を行うものでございますが、「介護保険法施行令」が平成 30 年 8 月 1 日付で改正が行われる予定であり、引用条項に条ずれが生じますことから、第 2 条におきまして、その条ずれの改正を行うものでございます。

施行期日は、平成 30 年 8 月 1 日でございますが、「介護保険法施行令」の一部改正が行われるまでの間は、公布の日からとしております。また、保険料率の適用につきましては経過措置を設けており、平成 30 年度の保険料から適用することとしております。

以上、簡単ではありますが、島本町介護保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 54 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 54 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4、第 55 号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第 55 号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、申請者の要件及び共生型地域密着型サービスの基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要といたしましては、看護小規模多機能型居宅介護の指定にかかる申請者の要件を追加すること及び共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を追加するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書 55 の 4 の次に添付しております第 55 号議案参考資料・島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

まず、第 4 条の改正でございますが、現行の条例におきまして、看護小規模多機能型

居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要ですが、病床を有する診療所を開設している者も認める旨の国の基準の改正がなされたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第5条の改正でございますが、第5条1項で追加する共生型地域密着型サービス事業者の基準につきましては、「介護保険法」第78条の2の2に基づき規定するものですが、内容につきましては、概ね国の定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とおりといたしました。しかし、同条第2項で厚労省基準と異なる部分といたしまして、町独自で記録の保存年限を、国基準では「完結から2年」としてありますが、本町では「提供から5年」とすることとしております。

施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、簡単ではございますが、島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 資料の請求はしておりませんでしたけれども、特に第5条について確認といえますか、させていただきたいと思えます。

今、この条例改正を予定されていますけれども、現時点で町内において、この共生型サービスを導入する、あるいはそれに近い形で運営をされているということですね、そういったことが今、町内で想定がされるのかということですね。今後、約1年、2年以内にそういった事業所の想定があるのかということ。現場からのそういった不安や声などは、どのように聞いておられるのか。この2点について、わかっている範囲でお答えください。

健康福祉部長 今般、定めます共生型サービス事業所につきましては、現時点では町内の事業所で参入を予定しておられるような事業所は聞いてございません。

現場からの不安の声ということですが、まだ担当部局としては聞いてはおりませんが、共生型サービスにつきましては、障害者の方、また高齢者の方、そのいずれもが共通して使えるサービスでございますので、本町といたしましても可能な限り参入していただくことで、住民の皆様の福祉の向上とか、またサービスの選択につきまして幅が広がるものと考えておりますので、ぜひとも導入したいというようなご相談ありましたら、積極的に、きめ細やかに、相談対応には応じていきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 何年度か忘れちゃったけど、ずいぶん前に私自身が民生消防常任委員会の際、富山県の「このゆびと一まれ」という非常に全国でも有名な、この共生型サービスに近い形で運営をされている事業所を視察させていただいて、当時、たぶん常任委員すべてが

いろいろな意味で感動をおぼえて帰ってきたと、非常に記憶はしております。

ただ、今、部長のほうからも積極的に導入があればということでしたけれども、私が質問したのは逆説的でありまして、今の介護保険制度の中で言いますと、介護保険優先の原則というものが、未だに国においては骨格提言を出していながら全面解消ができていないということを懸念しております。ずいぶん以前にも一般質問で、町内のケアマネジメント、ケアマネジャーさんに対して、この介護保険優先の原則についての理解と、あと障がい者福祉との併用について可能性があるということについて、しっかりと教育をやっていただきたいということを申し上げました。まだまだ町内では、この65歳以上になったら介護保険優先だというふうに考えておられる利用者、障がい者の方がまだ少なくないと思いますし、残念なことに、ケアマネジメントをされている方の中にも、障がい者福祉の経験がないことによって、介護保険優先の原則を利用者に説明をしてしまう。そういう事案があったように記憶しております。

そういう中で、この共生型サービスの有効な点というのは否定しませんが、結果的に障がい者が65歳になってから、今まで利用していた障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けていなければ事業所を替えなければいけないとか、様々な弊害が想定されます。その点については、今ありませんので、ないという点では、しっかりと周知をしていただく中で、この制度の問題点については今後も問うていきたいと思っております。

その辺で、今のところ積極的に、できればそういう事業所があればというふうなことが望まれている向きもあると思いますけれども、慎重にあたっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 本町におきましては、他の自治体のように65歳到達された障害者の方に対して、介護保険優先の原則というものを厳しく適用するというふうなことはしておらず、その個々の方の障害特性に応じまして、必要に応じて障害福祉サービスにつきましても継続してご利用できるように、マネジメントはいたしております。

ただ、議員ご指摘の共生型サービスにつきましては、なかなか事業所につきましても参入のハードル、一定あるかと思いますが、担当部局といたしましては、こういった共生型サービスが地域にできることで、サービス選択の幅は広がるものではないかと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 55 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 55 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 5、第 56 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第 56 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 56 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、役場新庁舎建設にかかる基本計画の策定及び敷地測量、「障害者総合支援法」の改正及び生活扶助基準額の見直しにかかるシステム改修、第二幼稚園の敷地測量及び分筆登記業務などについて、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,486 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 110 億 9,386 万 4 千円とするもので、款項別の内容は、56 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。56 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 14 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 2 目 民生費国庫補助金 97 万 2 千円の増額につきましては、国から示された生活扶助基準額の見直しに伴う生活保護システム改修の財源として、増額するものでございます。

第 18 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 2,330 万 4 千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のために増額させていただくものでございます。

第 19 款 諸収入、第 5 項 雑入、第 4 目 雑入のうち、広報等広告収入 38 万 8 千円の増額につきましては、広告付き庁舎案内板にかかる広告料が確定したため増額するも

のでございます。次に、地方創生アドバイザー事業助成金 20 万円の増額につきましては、本町の商店街活性化にかかるタウンミーティングの助成として、地方創生アドバイザー事業助成金の交付が決定されたことから、増額するものでございます。

次に 56 の 8 ページ、「歳出」でございます。

第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費、第 13 節 委託料 96 万円の減額につきましては、議長公用車の廃止に伴うものでございます。第 14 節 使用料及び賃借料 76 万 7 千円の増額のうち使用料 5 万 3 千円の減額につきましても、議長公用車の廃止に伴うものでございます。賃借料 82 万円の増額につきましては、議長公用車の廃止に伴い、タクシー借上料を予算措置させていただくものでございます。

56 の 8 ページから 56 の 9 ページにかけての、第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 2 目 財産管理費でございます。第 11 節 需用費 9 万 3 千円、第 12 節 役務費 6 万 9 千円及び第 27 節 公課費 4 万 5 千円の減額につきましても、議長公用車の廃止に伴い、不要となる車検代、自動車損害保険料等を減額するものでございます。第 13 節 委託料 1,694 万 7 千円の増額につきましては、本年 4 月に決定した「島本町役場庁舎耐震化方針」に基づき、新庁舎の配置、規模及び整備スケジュール等の基本計画の策定及び役場敷地の測量、登記及び境界確定等の敷地整理を行うため、増額させていただくものでございます。

第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 2 目 障害者福祉費、第 13 節 委託料 335 万 8 千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」の改正に伴うシステム改修において、報酬改定等の追加の内容が示されたことから増額するものでございます。

第 2 項 児童福祉費、第 1 目 児童福祉総務費、第 13 節 委託料 220 万円の増額につきましては、本年度末をもって閉鎖する予定の第二幼稚園の跡地におきまして、認定こども園の整備・運営事業者の公募をすべく、同用地の面積測量等を行うため増額させていただくものでございます。

56 の 10 ページでございます。第 3 項 生活保護費、第 1 目 生活保護総務費、第 13 節 委託料 194 万 4 千円の増額につきましては、国から示された生活扶助基準額の見直しに伴い、生活保護システムを改修するものでございます。

第 6 款 商工費、第 1 項 商工費、第 1 目 商工振興費、第 8 節 報償費 20 万円の増額につきましては、本年度に商店街活性化にかかるタウンミーティングを予定しており、アドバイザーに対する謝礼を増額させていただくものでございます。

56 の 11 ページでございます。第 9 款 教育費、第 1 項 教育総務費、第 2 目 事務局費、第 7 節 賃金 61 万 5 千円の増額につきましては、業務量の増加に対応するため、臨時職員 1 名を雇用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 56 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよ

う、お願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時56分～午前11時10分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算について、質問します。

まずは公有財産測量の認定こども園整備事業、第二幼稚園の敷地測量についてです。第二幼稚園の廃止に向けた業務ですが、閉園し、跡地には民間認定こども園をという方向性を施政方針では示されましたが、この件については住民にどのように周知されましたか。また、その後、保護者、幼稚園現場の方からどのような意見がありましたか。

それから、島本町新庁舎建設基本計画策定等業務についても問います。住民参画のための支援業務についてワークショップを予定しているようですが、そのメンバーや構成は、誰が、どのように決めるのですか。公募委員は何名を予定していますか。役場庁舎は、今後50年近く使用されるものですので、メンバー構成は年齢やジェンダーバランスが偏ることのないようにしていただきたいです。ワークショップは3回程度の予定とのことですが、回数をもっと増やすことは考えられていますか。

それから、地方創生アドバイザーについてです。地方創生アドバイザー事業助成金について資料請求した「商店街元気づくりタウンミーティング概要案」からの質問です。商店街が対象となっていますが、具体的には、町内のどの商店街を想定されていますか。アンケートの対象は、参加メンバーの地域住民はどのように選ぶのですか。助成申請書には「空き店舗等活用促進事業」として、店舗改装費と家賃補助について書かれています。これは、新規事業者向けの助成を想定されているように見えますが、既存の事業者については、どう取り組まれる予定ですか。お伺いします。

教育こども部長 公有財産測量についてのお尋ねでございます。

その中で、第二幼稚園の閉園を住民の皆さんにどのようにお伝えされたか、ということですが、先ほどご紹介いただいた施政方針のほうで一定の方向性を示しましたので、その施政方針に第二幼稚園の閉園を記載させていただいて、その施政方針については広報しまもとに公表されておりますので、その中で住民の皆さんにお伝えさせていただいたところでございます。

その他、保護者の方々からのご意見という点につきましては、特段いただいておりますものはありませんが、7月に民間認定こども園の公募条件をテーマにタウンミーティングの開催を予定しておりますので、その場で、また改めてご意見をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 新庁舎建設基本計画策定等業務についてのお尋ねでございます。

新庁舎建設基本計画策定にあたりましては、住民の皆様にもご意見をいただく機会を設けるため、ワークショップの開催を予定いたしております。ワークショップの実施時期及び構成メンバーなどの詳細につきましては検討中でございますが、様々な視点からのご意見をいただくためには、年齢層のバランスやジェンダーバランスに配慮するとともに、様々な立場の方に参加していただく必要があるものと認識をいたしております。メンバー構成や人数、公募の方を何名とするかにつきましては、本業務の委託業者の意見も参考に、慎重に検討をしてみたいと考えております。

なお、回数につきましては、履行期間も勘案し、現時点では3回程度を予定いたしているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 地方創生アドバイザーにかかります、数点、ご質問をいただいております。

まず、どの商店街が対象かという部分でございますが、町内全域の商店街を想定いたしており、各商店街の関係者にお声かけをいたしたいと考えております。

続きまして、アンケートの件でございますが、アンケートにつきましては、水無瀬駅をご利用される方や、商店街に来られる消費者の方からアンケートをいただき、幅広い年代の男女からアンケートを取り、今回のタウンミーティングの参考資料としたいと考えております。

次に、参加メンバーの地域住民にかかります件でございます。消費者の視点でご意見をいただける方を想定いたしており、地域で活動しておられる住民団体にお声かけをいたし、様々な年代、男女の比率にも配慮しながら、選定につきましては検討してみたいと考えております。

あと最後に、空き店舗等活用促進事業についてのお問い合わせでございますが、現時点におきましては、当該事業の制度そのものの導入には、今現在、至ってはおりません。しかしながら、今回のアドバイザーの派遣を受ける事業につきましてはの取り組みについては、新たに創業する店舗に限定した取り組みではございません。具体的な支援策については、今後のタウンミーティングの取り組みを踏まえまして検討してみたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 ありがとうございます。

まずは、第二幼稚園跡地の件です。周知は施政方針と、広報しまもとの施政方針の中で行われたとのことですが、一般市民はなかなか施政方針を読む機会がないうえに、公報に載ったといっても、施政方針の中に書いてあるだけで、気がついた人は少ないのではないかと思います。閉園になることは知っていても、跡地に民間認定こども園をという方向になっていることを知っている人は、実は、今でも少ないのではないかと思います。

7月に認定こども園の公募条件をテーマにタウンミーティングを開催されると、今言われたので、それはとっても良い取り組みだと思いますが、これと同様に、昨年取り組まれた町長や教育長が町に出向いていたタウンミーティングや説明会も大変良い取り組みだったとは思うのですが、その後、住民の方からは、あそこで言った意見は一体どうなったのか、といった声を複数聞いています。町としては、秋に開いたタウンミーティングを踏まえ、施政方針に民間認定こども園の方向性を示したとは思われますが、その意思形成過程が見えなかったため、意見を言った住民の方の中には不信感が募った方もいたように見受けられます。

今回は、せっかくタウンミーティングを開くのですから、その意見が、どのような議論を経て町の方針に反映されたりされなかったりするのか、そのプロセスが見えるように、ぜひ、していただきたいと思います。子ども・子育て会議も闊達な議論の場にはなっているものの、意思形成過程をオープンにする場にはなっていません。あと一步、町の方向性を決めるまでの場をオープンにし、そうでなければ会議録を取って公開して、町民がその情報にアクセスできるようにするなど、その透明性を確保していただけるようにお願いしたいと思います。これは要望に止めます。

あと次は、新庁舎建設基本計画策定等業務についてです。

ワークショップが不特定多数を対象にしたものでないのであれば、固定メンバーであるのであればですね、もし、町民全体が利用する庁舎ですので、広く意見をいただくためにもパブコメを募集されることを提案します。

また、庁舎に関して別件ですが、先日、住民の方から「環境基本計画」に重要な野生生物として位置づけられているヒメボタルについての要望書が町に提出されました。以前は町内各所で多く見られたヒメボタルですが、現在では、まとまった数で発生するのは役場周辺のみであるということです。また、そのヒメボタルが役場駐車場の防犯ライトによって、さらに減少している可能性を、その住民の方は10年以上継続して観察したデータとともに示しておられて、また、その要望書の中では、発生時期の5月だけでもライトの光が当たらないようにと要望されています。

島本町は、本年度、「生物多様性保全に関するガイドライン」を作成する年でもあります。本ガイドラインは、町の事務事業を行ううえで生物多様性に関して考慮・配慮すべき内容を示すものです。新庁舎を建設する位置は、先ほどお伝えしたヒメボタルの生息地に近接するものと思われれます。多様な生き物が生息する緑の多さは島本町の魅力でもあり、また私たちの豊かな生活は、それらの生物多様性の基盤のもとに成り立っているものです。生物多様性のガイドラインの作成と同時に、新庁舎の計画を策定される際には、町の重要な野生生物であるヒメボタルへの配慮をしていただきたいと思います。見解を問います。

もう1点、地方創生アドバイザーについてです。先ほどのお答えでは、アンケートの

対象は駅を利用する消費者の方が主な対象のように聞こえましたが、商店の店主の方のアンケートも、ぜひ行っていただきたいと思います。というのも、たぶん、そのタウンミーティングに出てこられるのは、すべての商店が対象とは言え、代表が出てくるというか、一部の方が出てこられることになると思うので、アンケートは店主の方も、ぜひお願いしたいと思います。こういった取り組みをせっかくするのですから、その成果がアドバイザー事業、最大限に得られるよう、参加メンバーを選ぶ際には実効性のある会となるように、積極的に町として働きかけを、この事業に対してしてください。

あと、今回、町内の商店に目を向け、課題解決のために補助金を申請し、獲得したことは素晴らしいことと評価しています。地方創生と言えば、前回の地方創生加速化交付金2千万円が記憶に新しいですが、その投資の総括・検証はされていますか。それは今回、どう活かされますか、伺います。

総務部長 新庁舎建設基本計画に関わりまして、パブリックコメントの実施についてでございます。パブリックコメントの実施につきましては、「島本町まちづくり基本条例」第15条に基づき、町の基本的な施策に関する計画・指針等を策定する場合などに実施しております。新庁舎建設基本計画の策定につきましては、パブリックコメントを実施するのかどうかにつきまして、業務の進捗状況も踏まえ、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ヒメボタルへの配慮についてでございます。現役場庁舎敷地付近におきまして、ヒメボタルの生息が確認されているということについては私も聞き及んでおります。ヒメボタルへの配慮につきましては、今年度、作成される予定の「生物多様性に配慮するためのガイドライン」、この内容に基づきまして、新庁舎建設にあたって具体的にどういった配慮ができるのかについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 まず、1点目の商店主へのアンケートの実施についてでございます。アンケートになるか、どういう形になるかは、まだ決まったものはございませんが、何らかの形で、やっぱり生のお声、把握に努める必要があるのではないかなと考えておるところでございます。

続きまして、加速化交付金との絡みについてでございます。平成28年度に実施いたしました加速化交付金の取り組みの、まず成果といたしましては、この6月号広報の表紙でも取り上げていただきました『離宮の水』のブランディングによって、現在、10品目の商品が町内に並んでおり、島本町発のブランドとして、まちに根ざそうとしております。また、みなせのオーガニックマーケットが立ち上がり、水無瀬神宮を中心とした町のにぎわいに寄与していただいております。そのほか、尺代のテンカラ釣りやシェアリングエコノミーに関する事業連携にも繋がるなど、地域に根ざした実効性のある事業であったと認識いたしております。

今回の取り組みにつきましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の四つの基本目標のうち、安定した雇用とにぎわいを創設するという柱に基づくものであり、地域に根ざした実効性のある事業としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 続けて、最後の質問です。新庁舎についてです。ヒメボタルへの配慮、ぜひよろしくをお願いします。

一般質問でも指摘したことですが、重要な報告書が永年保存となっていない現状が、庁舎内にあるようです。原因として、書庫が一杯で、これ以上入れられないという現状が、担当課が保存年限を決める際に影響していることが推察されます。重要な書類が、そういった事情によって廃棄されることは、行政にとっても住民にとっても不利益極まりないことだと思います。現在の庁舎は人口が3万人になる前に建てられたもので、狭いようです。新庁舎では、大事な書類は書類として心おきなく永年保存できるよう、書庫の広さを確保していただきたいと思います。見解を伺います。

地方創生アドバイザーについてです。先ほどの総括・検証、2千万円を投じて得た結果として、町内の商業を活性化したという、地域に根ざした実効性のあるものになったということも一定理解はできるのですが、そういった事業をしたときに、外部のコンサルタント会社が潤うだけのようなことにならないように、その点は今回の事業でも気をつけていただきたいと思います。

今回のタウンミーティングで対象となる水無瀬駅前の商店についてですが、10年前の島本駅開業以降、水無瀬駅の1日あたりの乗車人数は8千人台から5千人台になり、3分の1が減少したということです。こういったことが打撃となり、今なお当時の低迷から水無瀬駅前の商店が回復できていない状態だと聞いています。今回のタウンミーティングで、商店街の現状把握及び支援に努められることとは思いますが、それだけに止まらず、今後の駅西の開発を——もしするのであれば、商業施設の増加なども含め、町として引き続き商店街のあり方や構造的な課題にも目を向けていただきたいと思います。

また、この予算を取ってアドバイザーを呼んで来るといのもいいのですが、町長がよくされているタウンミーティングを、その商店街店主とともにするという取り組みも予算を伴わないものですので、そういったことも考えられたらいかかかなと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

総務部長 それでは、書庫に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

新庁舎に備えるべき機能や規模等につきましては、新庁舎建設基本計画の策定の段階において検討を進めてまいりたいと考えておりますが、「役場庁舎耐震化方針」でお示しいたしておりますとおり、新庁舎建設にあたりましては、役場庁舎に標準的に要請される程度の建物仕様とする方針といたしておりますことから、書庫のスペースにつきましても、本町の規模の庁舎にとって標準的に必要とされる広さを確保する、という観点

から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 積極的な取り組み、構造的な課題に向き合うような取り組みについてのご質問でございます。

今回の取り組みにつきましては、商店街の活性化ということで、商業機能が集積している水無瀬駅前を中心としたものではございますが、町全体の商業振興に関する課題であるものと認識いたしております。具体的にどのような課題が抽出できるのかは、現時点では明らかではございませんが、様々な視点からご意見を頂戴いたし、今後の課題解決策の参考にさせていただきたいと考えております。

また、一つご提案いただきました商店主とのタウンミーティングについては、ちょっとどのような形になるのか、一定、そのようなご意見を頂戴したというところで止めさせていただきます。

以上でございます。

岡田議員 今回の補正予算に関しましては、一番よかったのは議長公用車が廃止になった、このことが一番よかったのではないかと考えております。私が質問をさせていただきますのは、役場敷地内の測量と、そして新庁舎の建設の基本計画に関して、質問をさせていただきます。

まず最初に、少し文句を言いたいことが1点、ございます。役場敷地の測量ですが、これは前の議会で住民ホール解体をするために、車が入り出すのに邪魔になるということで掘りなげなければならないと言って、600万円近くも出して買った。これを全く使わずに、そのままの状態が使われていなかったのではないですか。あまり業者の言いなりばかりになるというのも、私は良くないと思っております。今回、その部分が測量の中に入っておりますので、一言、文句を言わせていただきます。

もう1点、ひょっとして文句になるかわかりませんが、今回、新しく庁舎を建てるということで検討作成資料を作られました。この業者ですが、発注の方法はどのような発注をされましたか。この点もお訊きしたいと思います。まず、ちょっと基本的なことですが、ほとんど、この発注業者はこの庁舎を建てたときからずっと遡りまして、何度も何度も入札にはこの業者が入っております。また、いろんな面で、何度もこの業者が設計の作成にあたっております。今回、新庁舎に建てるに関して、その決定を下すべく、この資料の作成の発注の仕方を、まずお訊きしたいと思います。

総務部長 平成29年度に実施した役場庁舎整備検討資料策定等業務につきましては、随意契約を締結をいたしております。随意契約を締結した理由といたしましては、契約業者につきましては、過去に役場庁舎の耐震診断や耐震補強設計を実施いたしており、また役場庁舎建設時の設計や、エレベーター棟の増築設計も実施をいたしており、役場庁舎の構造等を熟知していることから、当該業者以外では迅速な資料の作成及び安価な契約

が困難であると判断をいたし、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第6号の規定、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、随意契約を行ったものでございます。

以上でございます。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午前11時32分～午前11時33分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

岡田議員 はい、わかりました。今回の新庁舎をするかどうかという大変な結論を出すべき、この業者の設計資料ですよ。これを入札をしないで決めるというのは、私はやはり、いかがなものかと思えますよ。競争がやっぱり働きませんのでね、その辺は。随意契約で出されるということ自体が、幾らこの庁舎を、そこが建てたところかも知れませんが、今度、建てようとするところは全くサラですからね。何も過去のことをどうこう、関係ないんだと私は思うんですよ。ですからね、そういう大事なことを競争の働かない随意契約で持っていくということ自体がね、私はやはり不自然さを感じておりますし、それと、またそれを土台にして職員が、じゃ、それに関して建てようか、建てるのでなくて補強工事だけにしようか、その結論を出す、この会議に、うちの部長クラス出てますわ、課長も出てますわ。でも、相手はね、この設計事務所の関係する方だけが入っているんですよ。私はね、そういう内々の協議というのは、いろんな方を入れて、それで話し合っ、そういうところで結論を出していく。やっぱり、これが私は正しいやり方ではないかと思うんですよ……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……。

随意契約を結んで、その随意契約を結んだ会社のメンバーだけで、島本町が話し合います。こんなことは絶対、私は島本町、許してはならないことだと思いますよ。

入札にしてもね、過去のことをずっと調べましたが、ほぼ、ここが入札入ってますよ。どうしたことなんですか、これ、島本町。もう、いろんな繋がりとかあるということもわかりますよ。でもね、そこをずっと引っ張っていくということは、もう取りやめて欲しい。そう思いますので、私は一言、それを言わせていただきました。

それとあわせて、やはり学校でも第四小学校の学校とか学童保育というのは、重量鉄骨でやっているんですよ。島本町は今回、鉄骨ですという結論を出されてますよね。やっぱり、そういうところも、今は重量鉄骨のほうが多いんですよ、マンション建てても。そこら辺の金額とかのいろんな面がありますので……（「結論を言っ」）……、ちょっと静かにしてくださいね。これをやっぱりしっかりと、議会でいろんな意見が出たということ参考にしてね、やはり検討していただきたい。そのように思いますが、どうなんでしょうか。

それとね、私、ほんとに文句ばかり言って申しわけないんだけど、今回でも、島本

町、別に財政的にゆとりがあって建てるわけではないですよ。全部、概算の総事業費が32.3億になってますよね、島本町が一応目的にしている金額ですよ。私、ちょっとお聞きしましたら、高槻の15階建てのあの大きなセンターですよ、役所の。あれでも50億弱だってお聞きしましたよ。あまりにも金額的にも高い。これはやはり競争が働いてないから、こういう金額とか、いろんな数字が出てくる。だから、やはりきちんとした入札をして、それで業者を決めて、それに基づいて、いろんな人が入って、皆さんの意見を聞いて、そこで決定をする。そういうやり方をしなかったら、私、あまり業者まかせばかりは島本町のやり方としては良くない、はっきり、これは言わせていただきます。それ、ぜひまた検討課題として、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何日か前もね、第四保育所のやっぱり耐震診断も早急にというような要望も出てますし、いろんな意味考えて、やはり今回の補正予算を審議していきたくと思ひますので、ぜひ、議会で出た意見を参考にしていただきたい、このように思ひますので、よろしくお願ひいたします。できることなら、使えるところは補修工事で使っていただいて、お金を掛けてすべてをやるという、そういう考え方を抜きにしてやっていただきたいですが、私の意見に関して異議があれば、言ってください。

総務・債権管理課長 今いただきました、昨年度に実施しました役場庁舎整備検討資料策定等業務の発注方法についてのご質問につきまして、お答え申し上げます。

昨年度実施しました役場庁舎整備の検討資料の作成と言ひますのは、現役場庁舎、新しく建てる庁舎ではなく、現役場庁舎の課題とか現状とかを分析したうえで、耐震化の対応として、耐震補強工事が良いのか、あるいは建て替えが良いのかという結論を検討する際の資料作成として、発注をさせていただいたものでございます。そういう理由です。この業務につきましては現役場庁舎の構造等を熟知している業者でなければ、迅速かつ安価な形で事務を進めることは難しいという判断で、随意契約を締結をさせていただいたものでございます。

過去、この業者が役場庁舎にかかりまして幾つか受注をしておるのは事実でございますけれども、ほとんどの業務につきましては、競争入札を実施したうえで受注をしておるものでございます。

なお、新庁舎建設にあたりまして、今回、基本計画策定等業務の補正予算をあげさせていただいておりますが、新庁舎建設の基本計画策定等業務の受注者の選定につきましては、改めて、いわゆる1社の随意契約ではなくて、公募型のプロポーザル方式で選定をする方向で検討を進めておるところでございますので、ご理解いただきたいと、お願ひいたします。

以上でございます。

総務部長 鉄骨造としてのことと、総事業費32億3千万円、町が目標としている金額というご指摘ございましたけれども、これらにつきましては、昨年12月に島本町の庁舎整

備検討委員会という組織が策定をいたしました役場庁舎耐震化検討報告書、この報告書の中で、耐震化の手法として、耐震改修工事に対応するのか、また建て替えて対応するのかを比較検討するための参考資料でございます。標準仕様で建て替えることを想定した案の総事業費として、32.3億円を試算した額でございます。仮の額ということで、ご理解いただきたいと思っております。

この試算におきましては、現役場庁舎の構造形式と同様である鉄筋コンクリート造で試算を行っております。このことから、鉄骨造での試算は現時点では行っておりません。今後、鉄筋コンクリート造とするのか、鉄骨造とするのかにつきましても、具体的な建物の形が決まってきた段階で、コスト面や耐用年数など、こういったことを比較し、検討をしてみたいと考えております。

なお、役場庁舎の基本計画を策定するにあたりましては、議会の皆様は当然のことでございますが、住民の皆様の見解を十分聞きながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

岡田議員 3問目ですので、もう次できませんので、すいません、言いたいこと言いますが、先ほど答弁で総務・債権管理課長おっしゃいましたがね。私は、やはり、そこがすべてここを知っているから、そこに随意契約をするとか、そういう考え方というのは良くないと思いますよ。今度するのは、全く新しいものをするかもわからない状態なんですから。だから、そんな繋がりね、そこが知ってるからそこに随意契約ですとかね。そういう考え方というのは、私、あんまりいくと随意契約に関して、どっちか言えば賛成のほうじゃなかったんですよ。やはり競争が働かないというところで、きちんとした入札をしていただきたかったというのが、私個人の意見です。

それと、やはり、なんやかんや言っても財政面がかかってきますので、それは私たちが住民さんに説明をしなければならぬ部分でございますので、今、これは消費税が入ったの金額だということではありますが——消費税含んでいるって書いてますからね。でもね、来年からまた消費税が10%に上がる予定なんです。ということは、これ以上のものがあがってくるというのも考えられるし、それと、まだ未定なんです、これを建ててからその後、JR島本駅西側の開発も、まだインフラ整備やるのに金額が全く私たちに触れられていないですよ。第三小学校もあるし……（「議長、整理して」と呼ぶ者あり）……、いろいろなことで財政的に負担かかってくるのでね。その辺もしっかりと考えて結論を出していただきたいということを、しっかりとお願いをさせていただきますので、意見として、また参考に、よろしくお願いをいたします。また反論があったら言ってください、どうぞ。

総務部長 契約に関わることでございますけれども、契約の基本は入札であるということとは十分認識をいたしておきまして、随意契約というのは政令の範囲内で認められたもの

であるというふうに考えております。今回、平成 29 年度の検討資料については、先ほど総務・債権管理課長のほうからご答弁申し上げましたように理由により、随意契約を締結するほうが有利であるという判断のもと、させていただいたものでございます。

なお、今回、議案で提案させていただいております新庁舎の基本計画の策定等業務につきましても、ご可決を賜りましたら、今後、公募型のプロポーザル方式によって業者を決定していきたい、このように考えております。

それから、財政の見通しについてのご指摘ございました。今後の財政状況につきましては、ご指摘のとおりでございます。学校施設の耐震化、役場庁舎の建て替え、水路整備など、老朽化した公共施設の更新・改修費用の増大が考えられ、本町の行財政運営を取り巻く状況は厳しさを増していくことが見込まれております。今後におきましても、引き続き、各種事業の実施にあたりましては特定財源の確保に努めながら、計画的に事業を進め、安定的かつ継続的な行財政サービスの提供に努めてまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

村上議員 それでは一般会計補正予算の中身について、質問していきます。

まず、1 点目ですが、ページ 56 の 9、委託料の新庁舎建設基本計画策定等業務 1,382 万 4 千円について、お尋ねをしていきたいと思っております。

役場庁舎の耐震化については、昨年度、庁舎の整備方法を検討するために庁舎整備検討資料作成等業務を委託され、専門家の意見を聞くなど、耐震補強で行うのか、また建て替えをするのか、検討を進めてこられました。そして、本年 4 月に示されました「島本町役場庁舎耐震化方針」において、耐震化の仕方については建て替えで対応すると決定されたものと認識いたしております。

そこで、お尋ねします。この策定業務は、新庁舎建設に向けた業務であると思っておりますが、基本計画策定の中身はどのような内容になるのか、また、いつまでに策定されるのか、お尋ねをいたします。

総務部長 それでは、ご答弁申し上げます。

役場庁舎の耐震化につきましては、これまで専門家の意見を聞くとともに、役場庁内の組織である庁舎整備検討委員会におきましても検討を重ね、「島本町役場庁舎耐震化方針」を本年 4 月に決定をし、現役場敷地内で建て替える方針といたしております。本方針では、役場庁舎に標準的に要請される程度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制するとともに、将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるよう、できる限り他の用途にも転用可能な建物仕様とすることといたしております。

今回の補正予算に計上いたしております基本計画策定の内容でございますが、「役場庁舎耐震化方針」を踏まえまして、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規

模、概算事業費や整備手法、事業スケジュールなどを整理し、今後の基本設計、実施設計に向けた基礎的な条件を示すものとなるものでございます。具体的に申し上げますと、窓口機能や議会機能、防災拠点機能や執務機能など、基本設計に反映させるために必要な事項の検討を行ってまいることになります。また、基本計画の策定期間につきましては、本年度末までに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員 この基本計画の目的は、今後の基本設計、それと実施設計に向けた基本的な条件整理をするためのものであると理解をいたしました。また、新庁舎の整備手法や事業のスケジュールについては基本計画の中で検討されるとのことですが、現時点において、何年度までに新庁舎の建設を目標とされているのか、お尋ねします。

総務部長 新庁舎建設にあたっての財源につきましては、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用した起債により、資金を調達してまいりたいと考えております。当該事業につきましては、現在のところ期限が定められておりまして、当該事業を活用するには平成32年度中に建設費用の予算化を図り、平成33年度末には新庁舎を竣工させる必要があります。新庁舎の具体的な整備手法や事業スケジュールにつきましては、基本計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。その検討を行う中で、設計業務及び工事施工の発注方式につきましても、どのような方法が本町にとって最も適切であるか比較検討を行い、決定する予定といたしております。

以上でございます。

村上議員 最後の3点目の質問ですが、本件の財源について、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用するとのことですが、そのためには、平成32年度中に建設費用の予算化を図り、また平成33年度末までに竣工する必要があるとのことですが、非常に厳しい、タイトなスケジュールではないかと思いますが、それについてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

総務部長 議員ご指摘のとおり、市町村役場機能緊急保全事業を活用し新庁舎を竣工させるまでの期間につきましては、非常にタイトなスケジュールとなると考えております。そういったことから、現在、内部組織宛てに新庁舎に対するアンケート調査を実施し、現在、取りまとめを行っているところでございます。これは、事業を円滑に進めるには内部の意見集約や意思決定を迅速に行う必要があることから、今回の補正予算に計上した新庁舎建設基本計画策定等業務を発注する前ではございますが、先行して行ったものでございます。

また、庁舎組織である島本町庁舎整備検討委員会におきましても、基本計画策定等業務の受注者の支援・協力のもと、議会のご意見を伺いながら、引き続き検討を重ねまして、市町村役場機能緊急保全事業を活用できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 55 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

大久保議員 それでは、一般会計補正予算のうち役場敷地測量等業務、新庁舎建設基本計画策定等業務について、お伺いをします。

そもそも、この予算は 10 年、20 年後の島本町の将来像を考慮されたものになっているのでしょうか。また、今回のこの予算の計画にあたりまして、民間活力の導入や複合案、例えば新庁舎に必要最小限の防災拠点としての機能、窓口機能等を持たせ、現庁舎は議場棟を残した耐震化を実施し、議場や会議室、更衣室、倉庫などの機能を持たす案などを十分に検討されたのでしょうか。お伺いします。

総務部長 今回の新庁舎の建て替え計画全般についてのお尋ねでございますが、この役場庁舎につきましては平成 22 年でしたか、耐震補強の設計を実施をいたしております。その当時、耐震補強すべく事務を進めてきたわけですけれども、その間で時限付きの国庫補助である義務教育諸学校の耐震補強に対する補助金があって、そちらを優先して実施するというようになって、役場は後になってきたわけでございます。

その状況の中で、熊本におきまして大きな地震が発生して、耐震補強した庁舎が倒壊したというような事象が発生し、この役場庁舎においても I s 値、最小値が 0.37 という数値でございましたので、できるだけ早く、耐震するのか建て替えるのかということを決める必要があるということから、平成 29 年度に専門家による検討資料作成業務を行ったところでございます。その結果、併行して役場庁舎内での耐震検討委員会においても耐震について検討を加え、報告書をまとめておりますが、その報告書をもとに、本年 4 月に作成をいたしました町役場の耐震化方針、これで幾つかの方針を決めさせていただいております。

そういったことから、今、ご指摘いただきました一部を残してコンパクトな庁舎を建設する等、そういったことについては、これまでの経過の中では検討はいたしていないということでございます。

以上でございます。

大久保議員 民間活力の導入、これの検討はされたのかということを再度お尋ねするとともに、交付税措置のある地方債を利用するための新庁舎建て替えの計画、期限が決まっていますけれども、だからといって議論をする時間がまた必要であるのではないかと思います。島本町は十分に時間をかけまして、しっかりとした新庁舎建て替え案を考えるべきだと思いますけれども、見解をお願いします。

総務部長 新庁舎建設にあたっての財源につきましては、これまでご答弁申し上げており

ますとおり、国の市町村役場機能緊急保全事業による起債により資金を調達してまいりたいと考えております。この起債につきましては現時点で時限性がございますので、その期間内に庁舎を竣工する必要があるということから、お示ししております「耐震化方針」に基づいて、我々としては事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、PFIの関係でございますけれども、庁内の検討委員会の中で、そういう意見も出たというふうには聞いておりますが、PFIを実施していく場合につきましては、工期そのものが非常に長期化するのみならず、事業実施計画の策定にも様々な調整が必要となってまいりますので、事業期間が非常に長期化する可能性がございます。そういったことから、先ほど申し上げた国の有利な起債、これを確保して実施することが極めて難しいということから、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 最後の質問になります。そもそも庁舎というものは、建て替えるか耐震化するかというのは、だいぶ前からわかっている事案でありますので、検討が非常に遅れたのではないかと推察をします。

ふれあいセンター等に集約可能である事業は集約をするなど、十分に検討し、新庁舎の床面積を最小限に抑えるというお考えはないのでしょうか。お伺いします。

総務部長 まず、ふれあいセンターへの集約についてでございますが、ふれあいセンターにつきましては住民福祉の増進、保健及び文化教養の充実向上を図り、住民福祉の増進に寄与するための公の施設でございます。一方、町役場につきましては行政が事務を行う公用施設であって、双方、それぞれ施設の目的に違いがございます。「ふれあいセンター条例」の第3条では、ふれあいセンター内に福祉に関する諸室、保健に関する諸室、生涯学習に関する諸室、ケリヤホール、その他の施設を設置することが定められており、ふれあいセンターの各諸室につきましては、現在、それぞれの目的に則した利用をされておりますことから、役場機能を移設するスペース等には大きな課題があると考えております。また、単に役場の事務をする施設に転用することとなりますと、公の施設としての住民福祉の増進が一定の制約を受けることにもなりますので、現状では難しいのではないかとこのように考えております。

それから、検討報告書の中でお示ししております約6,200平米でございますが、新庁舎において想定される延べ床面積の約6,200平米につきましては、総務省が示す「総務省起債対象事業費算定基準」による標準面積と、算定基準による標準面積に含まれない防災機能や福利厚生などの諸室の想定面積を足したものでございます。新庁舎におきます延べ床面積につきましては、新庁舎建設基本計画や、今後の設計段階におきまして、より具体化していくものでございますので、現段階におきまして、延べ床面積がどの程度の庁舎を建設することになるか、このことにつきましてはお示しすることができません。

ん。しかしながら、「役場庁舎耐震化方針」のとおり、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制する方針としていることから、新庁舎における延べ床面積の抑制につきましては、今後、取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 新庁舎基本計画策定業務の、ちょっと確認をしたいと思っています。

業務の目的というのが、設計の前提となる整備方針や条件を整理したうえで、住民や議会等の意見を聞きながら調査・検討を行い、最終まとめるという形になるんだと思っているんですが、8月の中にプロポーザルで公募型の入札をした以降の業務がこれ、ということでしょうか、まずは。それと、この業務策定で出てくる成果品というのはどういうものになるんですかね。図面とかいう形ではないとは思っているんですが、どういうものが出てくるのでしょうか。

総務部長 1点目のご質問に、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、8月中頃にプロポーザル業者と契約を結びたいというふうに、現在、考えております。その後、業務委託期間が来年の3月29日までの予定で進んでいくわけですが、その中で、ご指摘をいただきました内容について進めていく、こういう予定でございます。

以上でございます。

総務・債権管理課長 2点目の成果品についてのお尋ねでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今回の基本計画策定の内容といたしましては、役場耐震化の方針を踏まえまして、現庁舎の現状や課題、それから新庁舎に備えるべき機能や規模、概算事業費や整備手法、事業スケジュールなどを整理をしまして、今後の基本設計・実施設計に向けた基礎的な条件をお示しするものとなるものでございます。

具体的な成果品といたしましては、そういった内容をわかりやすく、それぞれの方針ごとに整理をするような形で、こういった庁舎の画を描くのかといった内容をお示しするようなものが成果品になるものというふうに考えておりまして、いわゆる設計的なものは、その次の段階になるものというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。そうすると、8月の中に契約開始して、今、言われたフローでいくと、設計の前提となる整備方針や条件を整理するのに、やっぱり1～2ヵ月かかるかなと。それから取りまとめに2～3ヵ月は最低かかるのかな。となると、要は9月、10月、それ以降に住民さんとか議会の意見を聞きながらということになっているんですが、そういう考え方で、議会の意見等聴取はそういう時期になるのでしょうか。

総務部長 意見交換のスケジュールのお尋ねでございますが、ご可決賜りましたら、プロポーザルの公募を今月内に行いまして、7月から8月中頃までにプロポーザルを行っ

てまいりたいと思っています。

ご指摘いただきましたように、8月の中頃に契約を締結したいと考えており、ワークショップの公募委員の募集につきましては、9月号の広報とホームページ、こういう予定をいたしているところでございます。その後、9月一月をかねまして公募委員を決定していきたい、このように考えているところでございます。その後、10月から12月程度、これは委託業者とも調整する必要がございますけれども、現時点で考えておりますのは10月から12月ぐらいの間でワークショップを実施し、また併行して議会の皆様方との意見を聞く場を持っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

野村議員 6の商工費、報償金、アドバイザー謝礼20万円に関して、お伺いします。

平成26年からのしまもとにぎわい活性化交流会ということで、継続的に島本町内の情報の収集等々、あたられている現状かと思えますけれども、このたび20万円の謝礼をお支払いして講師をお呼びし、タウンミーティングを開催してのさらなる情報、現場に即した情報収集等々にあたられるというふうに認識をしておりますけれども、今回のタウンミーティングが取りまとめまで5回開催されるというふうに、資料から確認させていただいております。この内容に関して、今回、5回で行うということですが、端的に、この5回のタウンミーティングのみで現状把握終わらせるのではなく、継続的に状況を把握する必要があるかと思っておりますが、このたびの講師からのノウハウの取得、データを蓄積、今後していくといった、そういったご意思はあるのでしょうか。それが1点目です。

それプラス、タウンミーティングの中で各商店街の関係者の方、金融機関等々の参加をいただくということで、案では概要としてあるようですけれども、商店街関係者、どの範囲で商店街、どの地域の商店街の方にご参集いただくおつもりなのかということに関して、お伺いしたいと。

そして3点目が、『離宮の水』ブランディングの実施に関しまして、このタウンミーティングの中で全町的にこれからも、各商店街や店舗のほうで導入いただけるブランドの一つであるかと思えますけれども、このタウンミーティングの中でブランディング、『離宮の水』ブランドに関しての前向きな方針、もしくは活用に関しての話し合いをされるおつもりなのか。

その3点に関して、お伺いします。

都市創造部長 地方創生アドバイザー事業にかかります数点のお尋ねでございます。

まず今年度は、議員からご紹介もございましたとおり、第5回をもって、このアドバイザーの派遣については終了となる予定ではございます。ただ、種々いろいろ事業を進めていく中で、やはり今後も継続してというような部分の課題も、おそらく出てくる可能性もあるかと思えます。ただ、今の時点におきましては、今回、予算も20万円という

ことで計上させていただいていることもございますことから、今回、ご審議いただいております 20 万の部分については、5 回でいったんは終了というような形になるかと思えます。ただ、種々、その中で今後も引き続き取り組むべき内容等も、おそらく出てくるかと思えます。その結果をもって、この事業の継続的な部分については一定判断、必要になるのかなというふうに、現在のところ、考えております。

あと、商店街の範囲でございますが、今、考えておりますのは町内でございますすべの商店街に、お声かけをさせていただこうと思っております。

あと、このタウンミーティングにおいて『離宮の水』のブランディングも宣伝というか、紹介されてはというご提案でございます。そのような取り組みについても、一定、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

戸田議員 第 56 号議案 島本町一般会計補正予算（第 1 号）、新庁舎建設基本計画策定等業務委託料 1,382 万 4 千円について、まず、質問いたします。

建物の耐震性を確保する建築構造形態についてです。4 月、お示しいただいた「島本町役場庁舎耐震化方針」、これにおいては耐震化構造とするという方針が示されています。免震か、耐震か、制震か、あるいは耐震構造に制震機能を加えるかは大変重要な選択となります。より大きな事業費を要する免震構造ではなく、耐震構造とするのが適切と判断され、建物の構造様式については耐震構造をすると方針が示されています。

しかし、はたしてそうでしょうか。株式会社内藤建設事務所に委託して行った平成 28 年 11 月の役場庁舎整備検討資料作成業務の検討資料によると、「建物を新築する場合は、予算が許すものであれば免震構造にするのが望ましいと考える。」となっています。また「超高層建築物でない限り、大地震の際に免震構造が少なくとも横揺れに対して大いに安全であることを考えれば、耐震構造よりも免震構造のほうが、より安心できる建物構造であるということであろう。」とも書かれています。つまり、予算のことを横に置けば、構造的には免震による耐震を選択するほうが望ましいということになるのではありませんか。これが 1 点目です。

また、本町検討資料 36 ページの補足説明には、こうも書かれています。「防災拠点施設となるのであるから、初動体制、応急対応、継続した復興活動が支障なく遂行できる活動拠点としての機能が確保されるために、建物や設備が損傷を受けないことが最も重要な要件となります。」、これはすなわち免震構造に優位性があるわけです。例えば、今、計画が進行中の長岡京市では免震構造を選択され、基本計画において「大地震の発生時においても建物の主要機能を維持でき、庁舎の被害を最少減に抑えることができる耐震性能を備えた施設とする。」とされています。さらに、「耐震安全性の目標は、庁舎に求められる最上位の耐震安全性」「構造様式は被災時の早期機能継続が可能な免震構造」とされています。基本構想を策定し、他市との比較による検証を行い、人口規模

の似通った市の建物の構造を示されている、基本構想において。それによると、10件中8件が免震です。2点目の質問です。震度5強の地震が起こった今も、方針は変えない、ご理解いただきたいという姿勢を示されますか。

次に、商工会に関わって質問をします。前の一般質問で、私は歴史・文化による都市ブランド戦略の視点から、庁舎の複合性を求めました。もう一つ、にぎわい創造という点で提言したいことがございます、商工会です。現在、商工会に土地を無償で提供しています。庁舎内に事務所を設けて移転していただくことを提言したい。商工会におかれましては新たな建物を整備する必要がなく、島本町は来客用駐車場敷地と連続性を持って、町有地を面的に整理できます。今後、将来的な利活用を考えると、非常に重要な課題となります。機会を逃さず、商工会と誠心誠意協議されてはいかがでしょうか。

もう1点の質問です。来客用の駐輪・駐車場、これ行政財産の広さ、数字をお示ください。また、参考までに貸与している商工会の用地、普通財産の広さをお示ください。

1問目、以上にしておきます。

総務部長 それでは、新庁舎建設基本計画に対するご質問に、ご答弁申し上げます。

1点目の、免震構造が望ましいというお尋ねでございますが、本年4月に決定をいたしました「町役場耐震化方針」におきましては、できる限り総事業費を抑制することをあげており、建物構造形式につきましては耐震構造とする方針をお示しいたしております。これは、建て替えによる場合の建物の構造形式は、より大きな事業費を要する免震構造ではなく、耐震構想とするのが適当と判断したことによるものでございます。

また、免震構造を採用いたしますと、建築確認申請の手続きや建設期間が長くなる場合がございます。新庁舎の建設にあたりましては、その財源については、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用した起債により資金を調達してまいりたいと考えておりますので、この時限性のある事業でございますので、免震構造を採用することについては課題があるものというふうに、今、考えております。

それから、震度5強の地震を経験した今でも方針は変わらないか、ということでございますが、検討報告書にも書かせていただいておりますが、現町役場の建物につきましてはI_s値の最小値が0.37でございます。かつ旧耐震基準で建設された建物であり、構造耐震指標値などを勘案いたしますと、震度6強以上の強い揺れを受けた場合に倒壊や崩壊のおそれがあると、このように推測をされている建物でございます。従いまして、今回の耐震化方針、あるいはこれから進めようとしております建設の基本計画につきましては、震度5強以上の震度にも耐え得る庁舎を検討していくということでございますので、特段、先般の震度5強の地震が起こったことで方針を変えるという予定は、現在のところございません。

以上でございます。

都市創造部長 商工会に関わりますご質問もいただいているところでございますが、商工労働担当部といたしましては、今のところ、そのような予定と言いますか、という分については想定はいたしておりません。

以上でございます。

戸田議員 参考までに、商工会の面積等お訊きしましたけれどもね。商工会の建物の耐用年数とか耐震化の有無など、現状では私は把握しておりませんが、把握しかねていますが、職員数を鑑みて、機能性の高い事務所を庁舎内に置き、市民により近いところで執務にあたっていただく。にぎわい創造課との連携も強まります。会議室などは庁舎内のものを活用していただき、事務所部分については、一定協議が必要になるかと思いますが、例えば目的外の使用を認めて一定の使用料をいただく、でも、整備は島本町がする。そういったことが可能ではないか、検討の余地があるのではないのでしょうか。こういった考え方は一つのアイデアに過ぎないかも知れませんが、商工会と誠実に向き合って協議・交渉を重ね、お互いにより良い方向性を見出していただけないでしょうかという、そういう質問です。

そして庁舎の問題、そもそも、なぜ基本構想を作らなかったのか。他の議員の指摘で、検討資料の随意契約が問題であったという発言がありましたけれども、実は、これに大きく関係もしています。検討内容、結果に影響しているということは明らかです。本町は、より大きな事業費を要する免震構造ではなく耐震構造とするのが適切という方針を決めてしまっています。

他市と本町の違いは何でしょう。それは、意思決定の過程における市民意見の反映と情報公開です。基本構想を作り、市民などの幅広い意見が基本計画に反映されるよう、市民や学識経験者で構成する検討委員会がある、あるいは懇話会がある。そういったことを設けて検討内容や事業の進捗状況を公開しながら進めていくという、これが主流になっているのに、なぜ基本計画策定前に、「より大きな事業費を要する免震構造ではなく耐震構造とする」と、決めてしまえるのでしょうか。

少なくとも60年、理想としては100年以上使われる建物です。町の公共文化財として誇れるようなものでもありたい。今の進め方は、建てる家を施主が決めることなく、あんまりお金を使わないようにこうしておきましたよ、こう決めておきますよ、と言われるのと同じです。議決責任が果たせる豊富な判断材料が、私は欲しい。

質問しますが、「まちづくり基本条例」15条に基づいて、パブコメを実施しますと明確にご答弁いただきたい。そして、必ず建築技術がわかる専門家を交えた検討会を設置してください。これ、ご答弁を求めます。

本町方針の3ページには、「建て替えの場合の総事業費が耐震改修工事による場合に比べて大きく、後年度の町財政への影響も大きいものとなることから、できるだけ総事業費を抑制して実施する必要がある」となっています。私はこれにも反論があります。

事実とは言えない。耐震改修工事とした場合、躯体の耐用年数が過ぎる頃に建て替えるを迫られることになり、その際には新たなコストが生じます。こちらのほうが後年度に影響を与える、負担がより次世代に大きいと思われませんか。

また、鳥取市新本庁舎建設基本設計には、耐震、制震、免震、三つのシステムが比較検討され、地震リスクを考慮した免震建物のコストとして、被災した場合の修復コストを想定。供用年限全体におけるトータルコストにおいて、免震建物の優位性が示されています。そのうえで「起こり得る災害時に即時に機能しなければならない」「市民の財産として地震リスクを考慮したトータルコストを考えた場合、免震構造の導入はメリットがあります。」とされているのです。つまり、総事業費を抑えることと、建築構造形態を免震あるいは耐震どちらにするかは、同じ文脈で語られるものではないと、私はここで主張したい。

質問します。建物の耐震性を確保する建築構造形態については、市民や専門家を交えた検討会を設け、熟議を経てから基本計画を策定していただけませんか。本町の検討資料は、「建物を新築する場合は免震構造にするのが望ましい」としながら、不思議なことに「予算が許すものであれば」という文言が不自然に書かれています。私は、ここはどうしても納得できません。まずは純粋に構造を比較検討すべき。にもかかわらず、「建物を新築する場合は、予算が許すものであれば免震構造にするのが望ましい」と、わざわざ「予算が許すものであれば」と書かれているのはなぜなのか。恣意的ではないですか。検討の手法として、これは適切ではありません。

そもそも、島本町は基本構想を作らない。客観的に3構造を比較して市民に示し、傾聴の姿勢を示し、それを反映して基本構想・基本計画という手順を踏んでいません。パブリックコメントもなく、いきなり示された方針で「総事業費を抑える」「より大きな事業費を要する免震構造ではなく耐震構造とするのが適切」と断定されているのです。耐震構造とします、総事業費を抑えますと、決めたことを納得させられるような進め方で、今後30億、ともすれば40億、50億が使われようとしています。私は、ここに疑義があります。

もう一個、財源について質問します。大変厳しいスケジュールで、国の市町村役場機能緊急保全事業でしたか、特定財源を得ようとしている。例えば、長岡京市は国に対して継続の要望をあげておられるそうです。大変厳しいスケジュール、うちよりも進んでおられるけれども、厳しいとおっしゃっている。本町はさらに厳しい状況にあり、大阪府を通じて、国に要望をあげていただきたい。これは全国的に多くの自治体で同じことが起こっていると、明白です。スケジュールを区切って、特定財源に合わせるために急がなければならない。そして地震の問題もある。そういったことで急ぎ造られていく。ここに私は心配があるんです。府に他市町の状況を調べていただき、どこも困っておられるはず。大きな動きにしていくことを求めます。ご答弁をお願いします。

総務部長 まず、先ほどのご質問で答弁漏れがあったということで、申しわけございました。役場前の駐車場の面積につきましては1,796.38㎡、商工会への貸与面積につきましては397.23㎡でございます。失礼いたしました。

それから、先ほどご質問の中で、パブリックコメントもなくいきなり示された方針で、というようなご意見ございましたけれども、今回、4月に決定いたしました役場耐震化の基本方針につきましては、1月に全員協議会でご説明をし、2月にパブリックコメントを実施いたしておりますので、誤解のないようお願いしたいというふうに考えております。

それでは、1点目の商工会を新庁舎に取り入れるということでございますが、新庁舎に備えるべき機能や規模、概算事業費や整備手法、事業スケジュールなどにつきましては、新庁舎建設基本計画の策定の段階におきまして検討を進めてまいりたいと考えております。策定にあたりましては、本年4月に決定した「役場庁舎耐震化方針」でお示しておりますとおり、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制する方針としておりますことから、ご指摘の商工会を新庁舎に取り入れることにつきましては、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、そもそも基本構想を作らなかったのはなぜか、というご質問でございますが、「役場庁舎耐震化方針」を策定する過程におきまして、耐震性の確保、耐震化の方法、建物構造形式、建物建設予定地、建物仕様の想定、その他について検討を進めてまいりましたことから、基本構想において検討する事項につきましては、一定、方針により検討のうえ決定しておりますので、今回、基本計画の策定を実施するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施についてでございます。パブリックコメントにつきましては、「まちづくり条例」第15条に基づき、町の基本的な施策に関する計画・指針等を策定する場合などに実施いたしております。新庁舎建設基本計画の策定につきましては、職員の執務室の整備に関わることなどがございますので、パブリックコメントの実施につきましては、その実施するかどうかについて、業務の進捗状況も踏まえ、慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、専門家を入れた検討委員会を、ということでございますが、専門家の意見につきましては、「役場庁舎耐震化方針」を策定する過程におきましても、検討資料の策定等、支援・協力をいただいております。基本計画の策定段階におきましても、庁舎組織である島本町庁舎整備検討委員会において検討を進めるにあたりましては、基本計画策定等業務の受注者の支援・協力のもと、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、受注者につきましては、ワークショップにおいても出席をいただく予定をいたしております。

最後に、国への要望についてでございますが、市町村役場機能緊急保全事業を活用し

新庁舎を竣工させるまでの期間につきましては、非常にタイトなスケジュールとなっております。そういったことから、時限措置とされている当該事業につきまして恒久的な措置とされるよう、大阪府町村長会を通じて、大阪府に対し国に働きかけるよう要望をいたしており、今後も継続的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 商工会用地、それから行政財産である駐輪・駐車場——来客用の、数字をお示しいただきました。双方合わせると、2千平米を超えるわけです。今後、町有地をどのように活かしていくかということを考えるときに、このところの整理は大変重要です。また商工会におかれましても、より望ましい方向性がきつとあると思う。そこまでは私が申し上げることではありませんが、お互いがウィン・ウインの関係になる、1×1が、ものすごく相乗効果で、もっと効果が得られる。そういったことが、今、商店街のワークショップの件もありましたけれども、こういうことによって化学反応が起こっていくと思われまので、鋭意検討をお願いしておきたいと思えます。

財源については、すでに要望されているということで理解しました。

パブコメは取っておられますとおっしゃったけど、それは耐震にするか建て替えにするかというパブコメであったと思います。そのことを云々というのではなくて、大きな課題である、庁舎の建設については幾つもの課題がありますけれども、耐震構造をどのような形態で確保するかというのは、技術上の非常に大きな選択だと思えます。病院等では免震にされているところもあると聞き及びます。町内にも免震構造のマンションがございます。

しかし、私には技術的な考察ができるだけの知識が全くありません。しかし、それは技術系の職員を除いて、職員の皆さんも同様です。私たちは、もっと謙虚になるべきではないでしょうか。耐震構造は建物を守り、免震構造は人と仕事を守る、と言われております。耐震というのは、「耐える」という字を書きます。建物が耐えるように、非常に重厚にするわけです。しかし、これがいったん倒壊すれば、人はその下敷きになるという、そういうものだと思います。耐震構造の建物は揺れに耐えられても、例えば棚の転倒、机の移動は避けられず、書類は散乱、机のパソコンが吹っ飛び、まず片付けすることから初動体制をしなければならない。

質問いたします……（「簡単に」と呼ぶ者あり）……。本町検討資料にも「コピー、複合機などが室内を激しく動き、人に危害を加える場合もある」など、地震時の室内の状況が詳細に書かれているではありませんか。いずれの構造の方式も、大地震に対する耐力はある。しかし、室内の状況に大きな違いがあると、はっきり書かれているのです。初動体制における利点から、自治体の庁舎の耐震設計を多く手がけておられる建築士から、免震が主流、免震が良いですよと、私はアドバイスを受けました。

しかし、この方のアドバイスだけを真に受けるわけにはいきません。免震構造にする

と、柱の太さも変わってくるから、建物そのものには耐震構造よりもコストをかけなくても良い、総合的には工事はそんなに大きく変わらないよ、ともおっしゃってました。調べて見ました。実際、鳥取市新本庁舎建設基本設計には、耐震・制震・免震、それぞれの工事費の指数が100、102～105、103～108となっていて、建築費用に著しい差は見られなかった。こういった他市の検証をしっかりと把握されているのでしょうか。随意契約で検討を求めた、その書類だけでもって判断されているとしたら、それはちょっと問題だと私は思います。

もう1点の質問です。市民的議論を経て、島本町は耐震構造、検討会が耐震化によるもので良いとされるならばともかく、町の方針はこれというのに、そうですかと従うことが到底できかねるのです。揺れに耐える耐震、揺れを抑える制震、揺れを免れる免震、個々の特徴を明らかにして、どの手法を選択するべきかを改めて議論するべきではないのでしょうか。6月18日の地震以降、さらにその思いを強くしております。基本計画に盛り込む内容になると思いますので、ご答弁を求めます。

それから、受付に設定されました広報板、転入者への情報提供です。これについては、今、町内で大型開発が進んでいます。モデルハウスが複数ございます。モデルハウスに来て、その帰りに島本町に寄って、資料はありませんかという方が大変増えているようです。そして、その資料とは、例えば保育所のことであったり、介護保険は幾らですか、というようなこともお尋ねになるそうです、受付で。従って、この広報板に置く情報提供の資料には、転入者のことを見据えたものにしていただきたい。地図や文化資料、保育所・幼稚園のしおり、介護保険関係、障害者福祉、町内の店舗の紹介など、そういったものを広報板に配架していく、そういう視点をお持ちでしょうか。このことは、もう従前に、モデルハウスに行かれた方が町に寄って資料を求めてはるよというのは、私は情報提供しています。この広告板を最大限、そのような活用をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

以上で、3問目の質問を終わります。ご答弁をお願いいたします。

総務部長 免震構造で、という再度のお尋ねでございますが、免震構造については、他の自治体におかれましても新庁舎建設時に採用されている例があることは認識をいたしており、町役場耐震化方針の結論は、それぞれの建物構造形式の特徴、その他諸般の事情を総合的に勘案して判断したものでございます。免震構造や制震構造につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、事業期間が長くなること、資金の調達について時限性のある起債を活用するには不利であること、比較的高コストであることなどの課題があげられることから、免震については現時点で課題があるというふうに考えているところでございます。

それから、広報板の活用につきましては、関係部局と検討をしてみたいと考えております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「市民意見に沿って検討を、答弁が抜けている」と発言）……。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後1時46分～午後1時47分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 新庁舎の建設基本計画策定業務の中で、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、住民参画のための支援業務というものも業者をお願いすることといたしております。その中ではワークショップの開催を予定しており、企画運営・資料作成・意見集約・結果報告、そういった業務につきましても委託業者に依頼をしていく予定でございます。また、パブリックコメントにつきましても、今後の進捗状況に応じて、今後、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

（戸田議員・自席から「報告の件は」と発言）

川嶋議長 やりとりは、個別ではやらないでください。お願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

河野議員 もう相当出たと思いますし、ただ、今回の役場庁舎の耐震化については、ほんとに時期的にも、工期も、様々な議論をする機会、暇が、本当に制限のあるということについては、私自身も長く議員をしておりますので、責任の一端、大いにあるというふうに思っておりますし、どの方法を選択したとしても、苦渋の選択という用語弊があるかも知れませんが、様々な説明責任を負うものであるなというふうに思っています。

ただ、やはり方針決定、前回のパブリックコメントの期間というものの、1月の議員全員協議会で建て替えの方針案が示されて、2月の9日から3月9日までが住民意見の募集ということでしたし、当初予算には、この基本計画の予算が出るまで、一切、それに関わる予算は議論の対象となる予算はなかったということですね。やっぱり議会の審議の中でも十分に議論する時間も、あったかと言われたら、十分あったとは言えないという中での方針決定だということは、たぶん、すべての議員がその重さを認識しているものと思っております。

ですけど、先ほどの免震構造については、やはりね、これからの住民とのワークショップとか様々な意見聴取の中でも、必ず浮上してくる議論だと思いますし、先日、10日前にも地震があったところですし、そのあたりでは、改めて議論になるというふうには執行部のほうでは捉えていただきたいというふうに思いますし、その点では、免震構造よりも耐震構造をとということについては、より丁寧な説明が求められると思いますが、その点はいかがでしょうか。今回の方針決定の中身では、それを読むだけではなかなか伝わらないということも危惧しております。その点についての、今の、現時点でのお考えをお示してください。

それと、やっぱり6月18日の大阪北部地震があったということ。また今、「第6次行財政改革プラン（素案）」を發表されて、昨日、パブリックコメントが終わられています。この中にも、実は役場庁舎の耐震化と関わる項目があったということは記憶されていると思いますが、教育センターの他の施設との統合ということも、一つの案として示されておりました。過日の議会の委員会などにおいても、役場の中を含めるというような議論があったと私は記憶しております。

この件については、やはり各論の意見を聞く、利用者、またその教育センターという、不登校のお子さんを通う、授業の代わりを受ける、また発達相談も近年非常に増えております。そういう中で、例えば今、教育こども部、今日もちょっと私、要件がありまして受付入りましたけども、例えば、今のような教育こども部の机の配置などを考えたときに、あの入り口から入って、教育センターの機能を持つ部屋に行けるかといいますと、やはり執務中心のスペースでありますので、配慮を要するお子さんの利用できるような環境というのは非常に求められます。

その以前に、教育センターというものを統合することが妥当なのかどうかということについては、案として出されてますし、これから議論が始まるころではありますし、当然、役場庁舎の耐震化の議論の中にも含まれてくるというふうに思いますし、統合するのであれば、そのようなことも加味した建物構造ということも、計画の中に含まれてこようと思います。これはやはり、設計に入った段階では、もう間に合わないと思いますので、その点についての、パブリックコメントはされましたけども、教育センターの統合問題については、現時点ではどのように意見を聴取され、役場庁舎の耐震化との兼ね合い、関連については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。答弁を求めます。

もう1点は、もうこれも、ほんとに今の役場庁舎の耐震化の仕事がもっと平時と違いますか、平時の中でじっくりと話し合う、熟議を重ねて決めていけるという、そういう環境にただでさえないのにも関わらず、やまぶき園を2年後には廃止をし、そこにあったはずの福祉避難所という存在がなくなる。一つの避難所がなくなるということが考えられます。今、すでに避難所たり得ない状況に至っておりますけども。実際に、そういったこともあって、町としての避難所のスペースがなくなっていくということも含めて、今回の北部地震の教訓を得て、福祉的な避難所の機能をどうするのかということも、当然ながら計画策定の途上において問われてくるというふうに思っております。その点のスケジュール管理、あるいはその分野での、ワークショップとおっしゃってますけども、そういった分野別といいますか、事業別といいますか、福祉・教育に関わるそういったものについて、スケジュールの中にどのように見通しておられますでしょうか。答弁を求めます。

総務部長 免震構造について、今後も出てくる議論であるというご指摘いただきましたが、私もそういう認識は持っております。免震構造につきましては、先ほどもご答弁申し上げ

げましたが、「役場庁舎耐震化方針」に耐震構造といたしましたのは、それぞれの建物構造形式の特徴、その他諸般の事情を総合的に勘案して判断をさせていただいたものでございます。免震構造や制震構造につきましては、事業期間が長くなること、資金の調達について時限性のある起債を活用するには不利であること、比較的高コストであること、これらの課題があるので、そういった課題があるというふうに考えております。今後、意見交換の場で免震についての議論、意見が出てきた際には、私どもとしても丁寧にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、新庁舎の複合化についてのご質問でございますが、教育センターであるとか、福祉避難所であったと思いますが、そういったご意見出ておりますけれども、新庁舎に備えるべき機能や規模、概算事業費や整備手法、事業スケジュールなどにつきましては、新庁舎の建設基本計画の策定の段階において検討を進めてまいりたいと考えております。何度も申し上げます「役場庁舎耐震化方針」でお示ししておりますとおり、役場庁舎に標準的に要請される程度の建物仕様として、できる限り総事業費を抑制するというをお示ししておりますので、複合化については慎重に検討していく必要があると、このように考えております。

以上でございます。

伊集院議員 種々議論が出てるところなんですけど、まず1点目、役場新庁舎建設基本耐震設計ですね。結局、どこまでが、要は島本町の方針として定まっているのかという部分でいきますと、今年の6月も委員会でいろいろ町長にもお訊きしましたけども、建て替えなのか耐震でいくのかというと、建て替えだろうという部分の方針が大枠で決まったというふうに捕まえているんですけども、詳細の部分、先ほど村上議員に対しての答弁の中では、窓口機能、議会機能、防災拠点機能や執務機能などを踏まえた基本計画の内容を策定されるということでもありますので、基本的に建て替えのほうに行くという方向性だけが島本町として決められた、というふうに捕まえていいのかどうかを、ちょっと確認させていただきます。

それと、複合化的な部分ですけど、例えば、現在、住民ホール跡地ですか、あちらのほうに建てるとすると、あそこは高さ制限としてはどのようになっているのか。ちょっと、その点をお伺いしたい点と、あと民生費の委託料の公有財産測量220万、これの測量の費用があがっておりますけども、第二幼稚園跡地の部分だと思いますが、スケジュール、今後も含めてどういうスケジュールになるかを、ちょっとお伺いいたします。

総務・債権管理課長 現在、耐震化の方針についてどこまでが定まっているのかという点に、まず、お答えいたします。

本年4月に策定させていただきました「島本町役場庁舎耐震化方針」におきましては、耐震性の確保については、いわゆるI s値は0.9を確保すること、それから耐震化の手法といたしましては建て替えにより対応するという、建物構造形式については耐震

構造とするということ、建設予定地につきましては現役場庁舎の敷地内とするということ。それから、建物仕様の想定その他につきましては、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制すること。将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるよう、できる限り、他の用途にも転用可能な建物仕様とするということ等々を、方針としてお示しをさせていただいております。

この枠の中で、次の段階の基本計画の策定につきましては、具体的にどのような庁舎としていくのか、どういった機能を盛り込むのかといったような内容につきまして検討しながら、そういった内容を盛り込んで基本計画を策定していきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、現役場庁舎の敷地内に建て替えをするとした場合の高さ制限等についてのご質問でございますけれども、現役場庁舎の敷地のほうでは、用途地域が第2種住居地域というふうになっておりまして、また第2種高度地区に指定されておることによって、一定建ぺい率と容積率に制限がございます。その関係上、例えば20階建てとかいうような高層建築は無理な立地になっておることと、あと日影規制等の関係で、これは昨年度、専門家の意見も交えて検討させていただいたところでは、高さとしては6階建て、あるいは7階建て程度が限度であるというふうなことを聞いております。

以上でございます。

教育こども部長 公有財産測量等の補正予算についてでございます。

もうすでにご存じのように、第二幼稚園跡地に民設民営の認定こども園を整備するにあたりまして、面積測量等の事務が必要であることから、今回、補正予算をあげさせていただいておりますが、まず当然、この補正予算可決後、実測登記等の測量作業を進めてまいります。その後、7月後半になりますが、町立幼稚園・保育所を会場として、住民の方、皆様から認定こども園に求める条件などを聞くタウンミーティングを実施したいと考えております。その意見を踏まえまして応募要項を作成いたしまして、子ども・子育て会議での審議を経て、秋頃、募集要項を確定して、事業者の募集を行いたいと考えております。また、その際、島本町立の幼稚園、これは第二幼稚園を閉園いたしますので設置条例の改正が、この同時期に必要になってこようかなと考えております。

その後、事業者により応募を受け、社会福祉施設整備審査委員会によって事業者決定をしてまいります。平成31年度に入りまして、第二幼稚園の解体工事、その後、整備事業者による工事に入りまして、平成32年度のできるだけ早い時期に認定こども園を開設をしたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 同じことを繰り返すことになりかねないんですけれども、先ほどご答弁ありましたけれども、決まっていること、今、伊集院議員の質問で確認をされたなどは思うん

ですが、先ほど課長のほうからのご答弁が、今現時点での島本町の役場庁舎の耐震化の方針であり、構想でありますということですね。このことを、やはり今の時点で何度も住民には周知を図るということが求められるのではないかなと思っております。広報で一度、やられておりますが、なかなか、あれぐらいのスペースで書かれた内容で住民に浸透するかと言えば、非常に難しいと私は思っております。

パブリックコメントの期間と、あと議会での議論の期間、当然、議員としても今までのいろんなパブリックコメントを私、経験しましたし、できるだけたくさんの方に知っていただいたうえで、たくさんの方にパブリックコメントに参加していただいたうえで方針が決められたらと願って動きましたが、なかなか、この議会直前の時期において、自分自身としては十分に周知できなかったなという反省を持っております。結果的に、パブコメの結果——数でものはいえませんが、正直申し上げて、10 数件だったと思いますので、過去の大きな、島本町の中核をなすようなものを決めるときのパブコメでは、たぶん最低を記録したなというふうに思っているんですね。

広報でも、なかなか見開きのトップ記事でというわけでもなかったように思いますので、やはり、そこは構想として決まったんだということはね、堂々と広報される。あるいは広報の記事が間に合わなければ、折り込みという方法もできるはずですので、しっかりとやって、これからいよいよワークショップなど、そういった参加を募るということをして、皆さんの議論の末で決めていくということをしなければ、後になって非常に説明に苦慮をするということを考えております。今の段階ではどうですか、どの程度の広報の記事のスペース、これからの説明の頻度などを考えておられるのか。これがすべて、この委託料に含まれているのかということも含めて、ご答弁をお願いいたします。

それから、第二幼稚園の測量の問題です。今、とにかく6月18日という日を境にして、過日、住民の方からも議員宛てに要望書等の送付についてということで、6月25日付け、議員各位、議長を経由して要望書の送付をいただいております。これには、子ども中心の保育・教育のためにとということで、住民の方による提言ということですね。島本町の保育・教育、就学前の方針を独自で作られたものとともに、町長、教育委員会、教育長、そして議会議長宛てに、「第四保育所の耐震化に関わる緊急要望書」というものが添えられておりました。これについては、役場庁舎とか第二幼稚園の測量と関係ないということでは、とても言い切れない。双方に関係するというふうに思っておりますが、こういった要望書は、今のところ町長のお手元、教育長には届いているのかということと、第四保育所の耐震化の緊急性を問われておりますので、第二幼稚園の測量は予定どおり行ったとしても、タウンミーティングが、この第二幼稚園、認定こども園のタウンミーティングだけでいいのか。

第四保育所の保護者に対して、この第四保育所の耐震化問題、耐震化＝第二幼稚園の跡地の認定こども園整備、200人定員ということが、もうしっかりリンクしてますので、

その点は住民の方、よくご存じです、当事者の方。そういう意味での第四保育所の保護者のご意見などは、この北部地震後、何らかの形で寄せられてきているのか。市民からは、このような要望書が出ておりますが、今の保育所で大丈夫かという声と、早期の耐震化ということを求める声が出て当然であろうと思いますが、現状を、ちょっとお示しください。

総務・債権管理課長 耐震化の方針について、改めて広報等で周知しては、というご提案でございます。

耐震化方針が決まった内容につきましては、ホームページ等でもお知らせはさせていただいていたと思うんですけども、なかなか十分ではないのではないかというご意見だと思います。今後、広報といたしましては、一応、予定では9月号にワークショップの委員の公募に関する記事を掲載したいと考えておりますので、その際に、改めて本町の方針についてご理解いただけるように、周知の方法については考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 ただいま河野議員からありました緊急要望書については、教育長のもとに持ってきていただいておりますので、受領は教育委員会としていたしております。

また、地震発生後、第四保育所の保護者から何らか意見なかったのかということでございますが、1点は、やはり耐震がなされていない中で、保育所の開設についてのご意見は1点、いただきました。また、もう一方として、やはり小学校・中学校は次の日休ませていただきました。これは緊急的に耐震上問題ないかということを目視により確認をしに行きました。その前に、やはり保育所のお母様、お父様方が、預けて働いていただいている場所でもありますので、そういう意味では保育所を閉めるということに関しては、やはりできる限り開けさせていただくことが必要ということで、まず、第二保育所と第四保育所の現状を目視により確認をして、そこがオッケーであると、目視によっては大丈夫であるという確認をいたしましたので、保育所については休まず、19日から開けさせていただいたという経緯がありまして、その点について、閉めずに開けたことについての感謝のお声をいただいたところでございます。

また、第四保育所について、耐震化して一時閉鎖した際には、今後、認定こども園が一つの受け皿になるということにつきましては、私どもとしても同様の考えを持っておりますので、先ほど申しましたタウンミーティング、7月に開催いたしますが、それについての広報を7月号広報に出させていただくんですが、二つの幼稚園、二つの保育所でタウンミーティングをやると。その中で、広報の中で書かせていただいているんですが、第四保育所を耐震化するために閉所する必要があることについて、そして認定こども園に、そうなる入っていただく確率も高くなりますので、そういう視点からのご意見もいただきたいというようなことも広報に書かせていただいて、皆さんから広く意見を募

りたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 11 分～午後 2 時 25 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

河野議員 もう最後です。あと、スケジュールのことが非常に私、気になっております。

これから、この事業委託のことですけれども、ただ、この後に控える基本計画の後の基本設計・実施設計ということとセットになってはじめて、この仕事を終えることができますので、その点についても、やはり住民の方には 1 年、2 年、その期限がある仕事であるということですね。その点について不安を煽ることなく、やはり、それは都度、ご説明をしていただきたいということと、もう 1 点は、こういった仕事が今、他の役場も一斉に国の助成策を使って建て替えをするという時期が集中するということも考えられます。また別の、たぶん和泉市さんだったと思いますけれども、いろんな意味で入札が不調であったというような事案があったというふうにも聞いております。その点については、役場の担当課のほうとも情報の共有ということもした経緯はありますけれども、そういったことについて、島本町がこれから取り組まれるにあたって留意する点として考えられていること、住民に対しては、その点も含めて、だからこれで理解せえ、というわけではないですけれども、非常にスケジュールが決まっている。そして、それを超えた場合には、島本町としての独自の財源でまかなっていかねばならないというような、様々なリスクもあるんだということも含めて議論に入っていただきたいと思いますが、いかがですか。

以上です。

総務部長 今後、事業を進めていくにあたって、住民の皆さんへの丁寧な説明ということでございますが、ご指摘いただいておりますように、今回、厳しい財政状況の中で起債を利用すること、そのためには、現時点では時限性があること、そういったことなどを丁寧にご説明をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます……（河野議員・自席から「入札のこと、基本設計と」と発言）…
…。

総務・債権管理課長 先ほどのご質問の中で和泉市さんの例をあげられてましたけども、入札不調にならないようにというご意見でございます。

どういった発注方法が今後適かにつきましても、今回、策定をいたします基本計画の中で、本町にとって最も適切な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。様々な発注方法があるということは、情報も収集しておりますし、認識しておりますので、その中で、本町の規模の庁舎の建て替えにあたって最も妥当な方法については、

その基本計画の中で検討を進めてまいります。

以上でございます。

東田議員 主に新庁舎建設基本計画策定業務についてですが、まず最初に、この策定業務ですね、公募型プロポーザルで募集するということですが、大体、工事とかだつたらね、設計書があったり、この前の動産の買い入れとかやったら、こういう仕様でというふうに募集できると思うんですよ。例えば、この基本計画の策定業務とかの場合、どのような要件をもって募集するのかというのを、1点、お願いします。それと、この1,382万4千円、この積算の根拠、計画策定等業務を発注するにあたって、この金額をどういうふうにはじき出したのかなというのが二つ目です。

それと、次が役場庁舎の耐震化の方針で、建て替えだという方針を出したというのは、もう一定理解してますし、それで工法の選定であるとか、いろいろな部分も、財政の整合性も当然ありますし、これから島本町、将来にわたって財政状況、しっかりと見ていかなければならないんで、今回のこのタイミングで起債を受けられる期限もありますので、タイトなスケジュールになってますと。それに向けて、こういうふうな策定業務も当然含まれて進めていっていると思うんですけども、先ほどからの話、いろいろな議員から、いろんなご意見でますよね。当然、本町で言うたらものすごく大きい事業になりますので、当然、議員もそうですし、住民の皆さんの関心も相当高いと思うんですよ。それで基本計画がまたできて、ワークショップですか、そのようなものも進めていくと。その中でまたいろんなご意見も聞いていくという中で、先ほどからの他の議員からの質問に対する答弁聞いていたら、基本的に構造であるとか、耐震か免震かもそうですし、RCか鉄骨かというのもそうですし、そのようなやつはもう方針決めて、それはもう変わらないというふうに、先ほどの質疑で印象を受けたんですけど、その辺りについて、ちょっとお伺いしておきます。

総務・債権管理課長 新庁舎建設基本計画策定等業務の、どういった要件で業者を募集するかということだと思います。

当然、発注をさせていただきたい内容といたしましては、まず、基本計画そのものの策定業務、それから、その策定にあたってワークショップを一応考えておりますけれども、住民参画のもとでのそういったご意見をいただく場を設けたいと思っております。そういった場を設けることについて支援をしていただける業者と。それからあと、当然、庁舎内で検討委員会をまた組織して、内部の検討を進めてまいります。その際に技術的な支援をしていただけること。それから、その次の段階の基本設計に向けての準備の支援をしていただけること、といった内容を業務の内容として盛り込むことを考えておりますので、今、申し上げたような内容を受注していただけるようなノウハウのある業者を選定できるように、要件を考えまして、公募型のプロポーザルによりまして選定のほうをしていきたいと思っております。

それから、もう1点、予算額の根拠でございますけども、今回、予算をあげさせていただくにあたりましては、参考見積りを複数いただいております。それらをもとにいたしまして、本町として、今回の基本計画策定等業務において発注をさせていただきたい内容を精査したうえで、今回の予算額については積算をさせていただいたところでございます。

それから、今後の方針についてということでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、役場庁舎の耐震化方針につきまして、4月に決定をさせていただきました。その内容については当然決定させていただいた内容でございますので、町としての方針として変わらないものということで進めてまいりたいと考えております。その範囲の中で、今後、どういった庁舎を、どういった機能を盛り込んでいくのかということについて、本年度、基本計画策定の中で検討しまして、内容を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 基本的な方針については変わらない、というふうに認識をしました。これもね、基本計画ができてから、ワークショップなり開いて住民の皆さんのご意見を聞く作業に入ると思うんで、基本計画できてしまわないと、まだワークショップの内容とか、どういふうなご意見をいただいて、どういふうに反映していくのかというの、なかなか難しい部分だと思うんで、今回は質問は控えておきますけど、1点だけ、ちょっと町長にお伺いしたいんですけど、今回の議会でも、当然、こんな大きい事業ですから、相当なご意見があったと。それも多種多様ですよ、いろんな角度から、いろんなご意見があつて、ネガティブなものからポジティブなものまでいろいろあると思うんですけど、またこれも住民の皆さんのご意見も聞いていったら、またすごいご意見出てくると思うんですよ。その中で、今さら言うまでもないと思うんですけど、この起債を受けるために大変タイトなスケジュールで、今、事務を進めていると思うんです。そこにしっかりと間に合わず覚悟はあるのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

いろんなご意見ありますけどね、結局、しっかりリーダーシップを発揮して進まへんことには、そのタイミングにも間に合わないということにもなりかねませんので、その辺りについて、決意だけ、お伺いしておきます。

山田町長 もちろん、財源の確保という観点もありますけれども、スケジュールに沿って、しっかりとやっていくということは、私が先頭に立って進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

福嶋議員 他の議員の質問でも方針をお示しいただいた中で、何点か制約事項をご提示いただいたと思います。そういう中で、耐震構造にするということの制約事項というのが、市町村役場機能緊急保全事業に間に合わせるということで、それが免震にした場合に建築申請や期間が延びる可能性がある、という理解をしていますが、1点目、それで正しい

でしょうかと。

2点目、多くの議員が免震構造に対して言及されている中で、今、各市町村が市町村役場機能緊急保全事業の延長要望を出している中、これが仮に採択され、平成32年までの期間が以降に延びた場合、免震構造としたトータルコストを計算して、機能と比較して免震を採用したほうが良いという判断に仮になった場合、それを考慮する行為は——採択された前提ですけれども、それを考慮する可能性があるのか、いやいや、もうこのまま行ってしまふぞ、ということなのか、方針をお聞かせいただければと思います。

それから3番目、窓口・議会・防災・執務、各機能の検討を行うということでありました。こういう中で、窓口機能・議会機能・防災機能というのは、確かにいろんな方のご意見を聞かなきゃいけないことだと思います。ただ、執務機能に関しては職員の中で決まる、あるいは役場の中で決まるという機能がほとんどかと思うんですけども、こういう中で、今、課題となっている書庫が狭い、あるいは着替える場所がない、机の上が乱雑であるという、いろんな問題があります。この辺をどのように解決していくのか、町の方針が今あるのか、あるいはこれから、町の方針はないんだけどヒアリングの中で決めていくのかという中で、本来であれば町の方針があって、OA化をします、ペーパーレスをします、クラウド化をします。そういう中で、この標準面積でやっていきます、それをやらない限り標準面積でいけません、というような事前に考えたものがあって当たり前、そして議員に示して当たり前だと考えておるんですけども、その辺の執務に関しての今のお考え方、そして、もしそれが現状ないのであれば、いつ議会に示していただけるのかという目途をお示しいただいて、これが来年3月、まとまりました、これが結論です、なんていうことがないことの確認をさせていただきたい。

そして四つ目、今回の予算で出てくる成果物、これは複数案件が出てきて、その中から、これは上のほうです、これは下のほうです、この辺が真ん中辺、どこ選びましょうという話になるのか。もうピンポイントの1ポイント出てきて、これしかないんです、これでいきます、なのか、まず、その確認をさせていただきたい。そして、ピンポイントで出てきた場合、基本設計に移るときに、どのようなものを議論して基本設計に移行するのか、議論する内容が一切なくて基本設計に移行するのか。

以上5点、お教えてください。

総務・債権管理課長 すいません、先ほど東田議員のご質問の中で、基本計画を作ってからワークショップをするのかというご質問がありましたけれども、基本計画の内容を策定していく過程で、様々な方からのご意見を取り入れながら基本計画を策定していきたいと思っております、その手法の一つとして、住民の方からのご意見についてはワークショップという手法を用いまして、ご意見をいただくと。そのためのワークショップというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、ただいまの福嶋議員からのご質問でございます。

耐震構造か免震構造かということで、耐震構造を採用するメリットが市町村役場機能緊急保全事業の採択に間に合うということが理由なのかということでございますけれども、もちろん、交付税措置の有利な起債を確保しまして、できるだけ財政負担の少ない形で事業を進めるということも理由の一つでございますけれども、その他、例えば免震構造は耐震構造と比べて縦揺れに弱いであるとか、そういった様々な、それぞれの耐震構造の特徴であるとかも含めて総合的に判断をした中で、耐震構造を採択したというふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、時限措置について延長の要望をさせていただいているところでございますけれども、延長されれば、その点についてどうなるかということでございますけれども、仮定のことでございますので、なかなか明確にお答えすることはできません。その延長がされるかどうか現時点ではわかりませんし、延長されるということが仮にあったとしても、それがいつ発表されるのかといったことによっても、どれぐらいの期間になるのかということによっても判断は異なってまいりますし、当然、庁舎の耐震化それ自体については迅速に、速やかに進めていく必要がある事業でございますので、そういった事業の進捗との兼ね合いということもございまして、これについては、そういった事業の進捗等を踏まえながら、その際に判断を個別にしていく必要があるものというふうにご考えております。

それから、どういった庁舎にするかといった内容について、例えば窓口であるとか、防災機能であるとか、書庫の問題であるとか、様々な課題がございまして、それをどういった形で反映するのかということでございますけれども、庁舎耐震化の基本計画の策定にあたりまして、当然、そういった現庁舎における課題というのを解決していくために新庁舎が建設されるということが必要になってまいりますので、その辺りについては、現在、すでに各部局のご意見とか課題とか、そういうのを照会をさせていただいて、取りまとめを進めているところでございます。そういった中で、現在、抱えている課題についても、非常にタイトなスケジュールではありますが、基本計画の内容を詰めていく中で解決しながら、基本計画を策定していきたいというふうにご考えております。

それから、成果物の形でございますけれども、スケジュール的なことも含めて考えますと、成果物の時点で複数案をお示しをして、そこからまた今後の方針なり計画を決めるというのは非常に厳しいものがあると思っております。そういうことでいきますと、当然、今回、基本計画の策定のなかで、住民の方の意見をワークショップという形でお伺いし、また議会のご意見も聞きながら、調整しながら、基本計画を策定していきたいというふうにご答弁申し上げておりますけれども、そういった作業の中で、基本計画の内容を詰めていって、あるべき、望ましい基本計画を策定していくというふうな作業の工程を描いておるところでございます。

それから、基本計画の結論をバンッと示すことがないようにといったご意見でござい

ましたけれども、先ほど申し上げましたように、議会のご意見もいただきながら、基本計画の内容については詰めていく作業というのを考えておりますので、その都度、情報を提供させていただきながら、内容については詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員 市町村役場機能緊急保全事業を利用するために、これまでも非常にタイトなスケジュールで、この新庁舎建て替え基本計画策定にあたってきたかと思えますし、今後も非常にタイトなスケジュールで、これが進んでいくんだろうというふうには思うんですが、いずれにしても、この平成33年度末の竣工に間に合うように、この庁舎の建て替えについては進めていくということは、先ほど町長もその決意をお示しいただいたわけでありまして、それに対して、町がこの時限措置に対しては延長を要望していくということでありましたが、極端な話、このスケジュールに合わせて建て替え間に合うのであれば、この延長の要望というのは必要ないのではないかなというふうにも思うんですが、延びることが悪いことと言っているわけではないんですけれども、この延長を要望するにあたって、何を目的に、何のために要望されるものなのかということをお尋ねいたします。

総務部長 延長する理由ということでございますけれども、先ほども他の議員から出ておりましたが、時限性があることによって、各自治体がこの時期に集中をするということになってまいりますので、先ほどあった入札の不調、そういったことも起こり得る可能性がありますし、我々の今お示ししているスケジュールでいきますと、タイトであるけれども、何とか33年度末には建設できるであろうというふうに考えておりますけれども、今後、工事の延長等々、いろんな事象が起こる可能性もないことはないというふうにも考えますので、そういったことから延長を要望しているということでございます。

以上でございます。

清水議員 3回目ということなんですが、先ほどから免震・耐震構造という話が出ていますが、耐震工事、耐震設計でやると思うんですが、役場庁舎整備検討資料作成業務の検討資料の15ページに、免震構造、震度7とか強い地震が起こると、免震機構が壊れるかも知れないというような書き方、熊本でも壊れたという話が出ていますが、それはまず可能性あるのかということと、ここ島本については有馬高槻断層地震、また今回、その付近ということで本体が動いたとは思えないんですが、それは確率的には少ないと思うんですが、その辺りについては、もう、この庁舎建て替え、60年のうちには必ず起こるやろうと思われるんですけどね。そんなときに、I s値0.9とは別に、震度7程度の地震が来たら免震は壊れるかも知れないと私は思っておるんですけど、その辺の考えはどうですかね。

総務・債権管理課長 今、ご指摘いただきました、昨年度お示しさせていただいた役場庁

舎整備検討資料の15ページの、免震構造のデメリットについての記載ということでございます。

免震構造というものの自体が、まだ実用化されてからそれほど長い時間が経っていないというふうには聞いておまして、なかなか、その効用とか効果といったものについては十分な検証がなされていないというふうには認識をしております。様々なご意見がございまして、震度7では機能が破損するのではないかとというのも、一つのご意見ではあるかとは思いますが、当然、そういった可能性があるというのも、今回、耐震構造を選択をさせていただいた理由の一つというふうにはなります。

あと、それ以外の部分でも、先ほどご答弁申し上げましたとおり、縦揺れに弱いのではないかとといった内容であるとか、直下型の大地震が起こる可能性というのも、何が起こるか分からないといった部分も含めて検討したうえで、方針の中で、耐震構造を選択するという方針を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

野村議員 アドバイザー謝礼の件に関して、1点、確認をさせていただきます。

商店街の関係者の範囲ということで、全町的に動くという形の回答をいただいておりますけれども、商店街関係者の具体的にはどの範囲なのか。できれば、全町的にという意味では、東大寺や山崎方面、そして青葉といった地域の関係者の方に関しても、お声がけ等々は、今後、長い目で見たときに必要かと思うんですけども、その辺り、いかがでしょうか。

都市創造部長 アドバイザーにかかりますご質問でございます。

商店街の範囲といたしましては、現時点におきましては町内全域の商店街を想定いたしております。しかしながら、先ほど議員からご指摘いただきましたとおり、過去に商店街的なものであったというところも承知はいたしております。そういうところに対しまして、具体的にどのような形でお声かけをするかしないかも含めまして、ただ、やっぱり一定、お声は聞く必要があるのかなと。ただ、今回の取り組みにつきましては、今年度1年で終わるものではないというふうには認識いたしております。やっぱり、一定時間をかけながら、まずは町内、特に商店街における課題を抽出する中で、町域全体についての課題に置き換えて、支援策というのは講じていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第 56 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2,486 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 9,386 万 4 千円とするものです。

歳出の主な内容は、役場敷地測量等業務 312 万 3 千円、新庁舎建設基本計画策定等業務 1,382 万 4 千円です。この業務は、島本町の防災拠点を造るだけではなく、町の将来を示す重要な業務と認識をします。

我が会派は、新庁舎設計にあたり、議場等の一部を残し、耐震化を行い、議場や会議室、倉庫などの機能を残し、防災拠点は必要最小限のコンパクトなものを建て替える複合案を提案しております。また、ふれあいセンター等に集約可能な事業は集約していただくよう要望し、新庁舎の床面積を必要最小限にさせていただきたいと考えます。今現在、本計画に至るまでの議論、例えば駅周辺を利用した民間活力の導入、PFI 手法などの討論が不十分と感じます。

以上、島本町の将来像を示す重要な業務であり、時間を十分にかけて検討する必要があると考え、本一般会計補正予算の役場敷地測量等業務、新庁舎建設基本計画策定等業務は時期尚早と判断をし、反対の討論とします。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 56 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

質疑は、主に新庁舎建設基本計画策定等業務の委託料について行われました。50 年に一度あるかないかの大きなプロジェクトとなります。「標準的に要請される限度の建物仕様」「できる限り総事業費を抑制する」という現在の方針によって、大災害の際に、災害対策・防災拠点施設としての機能が果たせること、職員の福利厚生視点、町内の既存の他の施設機能との複合化など、重要な課題、視点が見失われることがあってはなりません。

意思決定の過程の透明性と住民参画、市民意見の反映と、専門性と経験を有する識者の視点、双方が良い化学反応を起こすことが鍵となります。同基本計画策定の委託先の選定こそが、この後の流れを大きく左右します。公平・公正な公募は当然のこと、これに加えて選定に携わられる皆さんがプロポーザルにおける応募者の提案をしっかりと見極める力が必要です。ここに期待したい。そのためには、他市町の事例、それから時代のトレンド、そして技術的なこと、こういったものを各自調査・研究を怠ることがないよう努めていただきたいと思います。

耐震構造の形態の選択については、正解がありません。ないけれども、決断しなければならない。その判断材料は多角的に多いほうが良い。ここが欠けてはいけないうと質疑では主張をいたしました。庁舎建設の経験がある職員、議員は、おそらくいない。私

私たちは謙虚であるべきです。市民参画のプロセスを経ること、そして市民の皆さんの見識を十分に活用すること、そして未来に誇れる良い仕事を一緒にしていかなければなりません。

地域創生アドバイザー事業です。助成金を活用しての商店街の元気づくりタウンミーティング、施政方針に掲げられた取り組みに予算の裏付けができました。大変期待しております。

第二幼稚園にかかる公有財産測量については必要なものと認めますが、待機児童への対策や、第四保育所の耐震化の課題解決として、200人規模の認定こども園が民設民営で当該地にて運営されることが子ども達にとって望ましいのか、はたして島本町の保育のあり方として最善なのか、今一度、改めて考え直す必要があると思います。

6月18日、震度5強という地震を経験した今、私たちに必要なのは、同様の地震がもしも早朝ではなく別の時間に起こっていて、園舎、それから保育所の中に子ども達がいたらどのようなことになっていたか、現場でどういうふうなことが起こってきたかという想像力だと思います。防災・災害対策の視点からの今回の地震の課題の洗い直し、検証を強く求めていきたいと思います。これは議員の課題でもあります。

そして、これらは、この認定こども園の計画、こういったことは財政の問題ではないということ。数字の問題ではなく命の問題であるということ。そして、ひとたび、その命が失われてしまったら、お金の問題では済まないけれども、しかしながら財政的にも大きな課題になるという、そういった視点で計画の見直し、考え直しを、7月のタウンミーティングの皆さんのお声を踏まえたうえで、しっかりとやっていかなければならないと考えています。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 補正予算におきまして、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

今回の補正予算の中では、議長公用車廃車は最も賛成とするものです。

特に、役場敷地測量等業務312万3千円、敷地測量範囲に含まれています、この住民ホール解体のとき作業用トラックの出入りのためにと、当時、関電敷地を町は購入しました。にもかかわらず、この敷地を使わなく、現在、草が伸びたままの状態になっております。

新庁舎建設基本計画策定等業務1,382万4千円、新庁舎検討資料を作成した建築事務所は、入札ではなく、随意契約でされました。競争が働いていません。また検討委員会も、町職員と、この建築事務所の担当者のみで行った。このような状況を見る限り、今回の予定である概算総事業費には納得できるものではありません。全国的には民間を活用

し、共同で建てる。そのことで行政コストを抑えることができるとお聞きいたしております。私たち公明党も、このことを強く要望するものです。

また町長におかれましては、新庁舎建設という、このタイミングに町長として指揮を取らなければなりません。偶然ではないでしょう。しっかりとリーダーシップを取っていただき、いい方向に向かわれますよう要望させていただき、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対し、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本年度始まっての、1回目の補正予算であります。主な内容といたしましては、やはり新庁舎建設基本計画策定等業務、これが一番大きなものかなというふうには思います。様々なご意見あったとは思いますが、最初に町として出された方針のRCであったり、耐震構造であるというような方針を守るという姿勢は理解をいたしました。

また、この財政の問題ですね。今現在、当然、お金と命、天秤に掛けられるようなものではございませんけれども、島本町として、これからも継続して、当然、命を守っていかねばならないし、ほかにもいろいろな福祉や教育など、様々な予算ございますので、財政の整合性を図っていくというのは当然のことだと思います。それについても、今回の方針決定された、それに向けてまた基本計画策定等業務を予算計上されたことには、一定の評価をいたします。現実的な選択であるというふうに考えております。

それと、もう一つが、この商工振興費でございます。報償金のアドバイザー謝礼、これにつきましては約5回のタウンミーティング、これを行っていくということで、他の議員の質問に対する答弁でもありましたけれども、今、既存の商店街の方にお声かけをさせていただくというところですけども、その後の答弁でも、今後の話になると思うんですけどね。今回、この20万円で5回のタウンミーティングを行ったからといって、直ちに結果が出るものでもないでしょうし、これはずっと継続的に、今もまた違ったやり方でも、いろいろな角度から取り組んでいただいているとは思いますが、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それと、やはり商店街に属してない方や、もともと商店街だったのが、今、もう体をなさなくなっているような場所もございますので、やっぱり島本町全体に目を拡げて、今後もやっていっていただきたいと思います。

以上、申し添えまして、一般会計補正予算（第1号）に対して、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第56号議案 2018年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

すべての項目に対し質疑をしたわけではありませんが、申し述べさせていただきます。

歳出で言えば、議会費・委託料・公用車運行等業務などに関わる議長公用車の廃止及び商工費・報償金・アドバイザー謝礼、これはいずれにしても待ち望まれた補正予算であるというふうに認識し、賛成するものです。

続いて、質疑をさせていただいた中で新庁舎建設基本計画策定等業務においては、多くの質疑がありました。3万人の町民の生命財産をあずかる職員の防災対策本部の拠点となる、そしてまた完成においては避難所、あるいは様々な中枢となる施設となります。その点については、市町村役場機能緊急保全事業という予算措置が「地財計画」などで示されたということもあって、府内でも建て替えに転じる市町村が増えているということを知っておりますし、島本町としては非常に大きな事業ではありますが、方針を決めるにあたってのパブリックコメントについては、正直なところ、十分に周知したうえで住民のパブリックコメントを集められたかというところでは、議員の1人としては課題を感じているところですが、いよいよ、この計画策定の業務においては、地域、あるいはそういった様々な層からの意見をしっかりと聴取していただき、この時限措置を鑑みて、方針決定においては、あくまで当初の国の時限措置を前提として方針決定をしていただく。そして町村長会などにおいては、様々な事案発生を想定して、安全を鑑みて、期間の延長というものはやはり求めていくという、二つの姿勢が必要かなというふうにも思っております。

ただ、この庁舎建設に関わっては、昨日、締め切られたパブリックコメント、「第6次行財政改革」の中にも関連する項目がございました。質疑でも申し上げましたように、教育センターの建て替え、ここも耐震化の課題があるということで、現地建て替えよりも統合をという素案が示されております。ただし、この中でやられているのが不登校、適応指導教室パコ、あるいは発達障がいのある保護者や本人のご相談を受ける、非常に個人情報とともに配慮を要する親子の方が日々利用されているというところでもあります。教職員の研修の場ということ言えば統合ということは可能かとは考えますが、この二つの大きな事業をやる施設だということを考えたときには、現時点での利用者、あるいは過去において、この教育センターを利用して学校に復帰された方、あるいはその保護者などの意見をしっかりと聞いていただいて、どの場所でどのように行うべきなのかということは、慎重に進めていただきたいということを申し添えます。

続きまして、障害者福祉システム改修業務ですけれども、これについては、システム改修そのものについて一切異論はございませんが、この以後、発生する障害者福祉の報酬に関わるシステムということになります。ただいま、やまぶき園が休園ということをお余儀なくされ、2週目に入りました。来週以降の支援がどうなるのかというところが、まだ未だに示されていないというのが現実でありますけれども、この点については障害者支援ということの報酬のうえで、島本町独自の支援として解決をするのか、災害復旧費の対策を講じるのか。そういったことも含めて、早晩、また議会での議論が必要となると思

いますし、非常に、ここの点は精力的にやっていただきたいということを申し添えます。

続きまして、民生費の委託料・公有財産測量等ですが、これは第二幼稚園が廃止した後の認定こども園整備に向けての事務だということは十分に承知しております。ただし、過日、第四保育所の耐震化についての緊急の住民からの要望書が示されております。また質疑の中で、第四保育所の保護者からも、やはり今の耐震が未整備である、この第四保育所で0歳から6歳のお子さんを、朝の7時半から夜の7時までお預かりをする。そういった施設において、はたして2年後の、この認定こども園の整備を待っていていいのかという声が寄せられておることも、私たちは精力的に対応しなければいけないと思っておりますし、原課におかれても、その点については真摯に検討を始めていただきたいと思えます。

それから、生活保護システム改修業務です。これはまさに、10月以降の国の生活保護——私たちは「改悪」と呼んでおります、ひとり親家庭の消費や家計のお金が落ち込んだということによって生活保護基準をまた切り下げるといふ、考えられない、この貧困対策のことが、このシステム改修によって、また整備されようとしております。現場においては、生活保護受給者のお宅を1件ずつ訪ねて説明をし、対応するということではありますが、これは島本町独自で変更することはできない国の事務でありますので、これ以上、言うことはできませんけれども、その分も含めまして、第6次行財政改革では新たな貧困層を生み出さないような、福祉・教育の切り捨てということに直結するような行財政改革とならないように、その点も含めて、町としてでき得る努力をしていただきたいと思えます。

最後になりましたが、質疑はいたしませんでしたが、教育費の事務局費、臨時職員賃金、これについては様々な背景があるというふうを考えられますけれども、教育こども部においては、条例定数がもう目一杯という職員配置の中で、必要不可欠の措置だというふうに理解いたしまして、全体としては賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今第1号は、歳入歳出ともに2,486万4千円を増額され、総額は110億9,386万4千円となります。歳入の主なものは収支不足を補うに財政調整基金から2,330万4千円を繰り入れされます。また、この地方創生アドバイザー事業においては、100%の特定財源を活用されながらアドバイザー謝礼5回分の20万円の計上において、島本町の商工会とタイアップをされながら、創生へと、ご努力願いたいと思えます。

そして、先ほど来話があります、問題の役場庁舎におきましては、役場敷地測量等業務312万3千円、新庁舎建設基本計画策定等業務1,382万4千円が計上されております。昨年の6月の担当常任委員会においても、我が会派の委員、種々議論もさせていただきま

した。その際、12月に庁内での調査をされた中、今後、島本町の方針を決定されていくと。そして1月あたりに、この案に対しての議員全員協議会、2回ほどしていただいております。そして方向性を定められた後、今年に入ってのやはり議員全員協議会、そこは、ほぼなかったのではないかと云々ざるを得ないです。

こういった中、実質上の、これからの先の大きな焦点ですので、皆さんのいろいろな意見があるとは思いますが、この基本計画策定に向けての費用においては賛成させていただく部分と、そして今後においての、やはりもう少しの、もちろん住民さんの声も大切ですし、しっかりと議会としても皆さんのご報告、またいろいろな意見交換をさせていただける場、そういったものを要望しておきたいと存じます。

そして、この特定財源の部分、役場庁舎の建て替えの部分、市町村役場機能緊急保全事業に対しまして、6月の冒頭に、我々大阪府内の党の市町村議員連盟でも、この32年度までの財源措置を、現在の大手スーパーゼネコンの問題や、今後のオリンピック、もしかしたら万博等と、建設材料入手困難な状況にも陥っていくと。こういった状況も見据えますと、やはり財政措置の継続を要望して、陳情もさせていただいております。

また、このシステム改修にかかる費用や生活保護制度、ここにおいても、また他の、この予算にかからない部分も要望・陳情したところでございますが、今回はシステム改修においては半額、2分の1の97万2千円の補助の中、生活保護システム事業、島本町も半分持った形での予算編成となっております。

それと最後になりますが、この第二幼稚園、委託料の公有財産測量等です。この220万においては、町長の施政方針で施設の解体・設計業務取り組み、跡地には民間事業者による認定こども園の設置を進めると述べておられたところ、この第1号で計上されてこられました。長年、私も幼稚園の幼児教育と保育園の福祉施策、この垣根を取っていただきたいということも、いろいろな訴えをさせていただきましたが、この教育と福祉の総合的な、役目を兼ね備えられるようになるという可能性が高まったということは、ほんとに大きな評価をしております。

ただ、あの土地の部分は、やはり下水道も通っていないということもありますので、合併浄化槽の設置の相当分を補助にされるのか、またほかにも意見出ました土地の部分、他の施設の関係もありますので、この点はいろんな手法があるかと思っておりますので、一定の調査をされながら、少しでも良いところ来ていただく、こういった中には、やっぱり島本町にとっても努力しなければならない部分をお願い申し上げたいと思います。

こういった中、我々会派としましては、今回、要望もあげましたが、認定こども園の部分においても大変評価したいという部分において、賛成をさせていただきます。

川嶋議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第56号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 56 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6、第 57 号議案 平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 57 の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、高槻市上牧地区内にございます淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（2－6）におきます工事負担金の増額による補正でございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 891 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 491 万 7 千円とするもので、款項別の内容は、57 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

57 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 5 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 891 万 7 千円の増額につきましては、収支の調整を図るものでございます。

続きまして、57 の 8 ページの「歳出」でございます。

第 1 款 下水道費、第 2 項 下水道整備費、第 1 目 下水道建設費、第 19 節 負担金補助及び交付金 891 万 7 千円の増額につきましては、高槻市上牧地区内にございます淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（2－6）におきます工事負担金の増額で、平成 29 年度実施予定の工事が遅れ、平成 30 年度に工事の一部がずれ込むことになったもの、また新たに工事が必要となったことから、当初予算の見込みより高槻市への負担金が増額となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質問させていただきます。

補正額 891 万 7 千円、財政調整基金からの繰入で補正するものですが、「新たな工事が必要になった」とおっしゃいました。その増額の理由である「新たな工事」とはどの

ようなものか、なぜ必要になったのか。高槻市への負担金が増える理由を詳細説明、お願いいたします、具体的に。

工務課長 それでは、補正予算の内訳について、ご答弁申し上げます。

今回の補正予算額 891 万 7 千円のうち、現在、高槻市さんにおいて工事を実施していただいております平成 29 年度の繰越事業の中で追加変更がございましたので、その追加変更に伴う増額分について、当初予算に不足が生じることから 165 万 1,625 円の増額をするものでございます。次に、平成 30 年度に予定しております工事、第 3 期分といたしまして 695 万 2,327 円、最後に今後の維持管理などに必要な除塵機設備などに関する実施設計業務といたしまして 31 万 3,048 円でございます。合計、891 万 7 千円の増額補正を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

戸田議員 主に 3 点の理由があるとのことご答弁でした。それに関しては、財政的な負担の説明ということだと受け止めたんですけれども、なぜ追加変更があったのか、工事の内容を知りたいんですけど、それはお示しいただけませんか。

工務課長 工事の追加の要因について、ご答弁申し上げます。

平成 29 年度の工事におきましては、本工事内の縦坑掘削時において、湧水の影響等により縦坑側面の地盤が一部崩壊、崩落が発生したことから追加の薬液注入工法が必要となったものでございます。その分に伴う追加の補正予算が必要となったものでございます。また、30 年度の工事予算につきましては、平成 30 年度の当初予算編成時におきましては、平成 29 年度の工事が進捗中ということもございまして、予算編成時での概算金額のお示しが高槻市のほうから提示がないということから、本町におきましても、高槻市との協議の中で、30 年度の工事分につきましては補正予算での対応ということで協議をさせていただきましたので、今回、改めて補正予算として計上させていただくものでございます。

以上でございます。

戸田議員 工事に関しては、施工が遅れたり、あるいは昼夜工事をされたりというようなことも聞き及んでいるんですけれども、何か大きなトラブルがあったというようなことなんでしょうか。確認します。

工務課長 工事に伴うトラブル等があったのかどうかについてのご質問でございます。

トラブルと申しますか、推進工事、河川水路内での工事でございますので、一定、水がある状態での施工となります。そういった関係上、一般的に薬液注入工法という工法を用いて地盤の改良であったり、湧水の止水等を行うわけでございますが、当初見込んでおりました薬液注入工の注入量では地盤改良が一定見込めないということから、新たに追加で薬液注入工を行い、安全を確認した後に施工に至ったということでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第57号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第57号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第1号意見書案 森林防災事業に関する意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

清水議員(登壇) それでは、第1号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第1号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

川嶋議長 お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

第1号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第1号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、6月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これもちまして、平成30年島本町議会6月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、9月3日、午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。そして3日間の審議、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

(午後3時33分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第52号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

第54号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

第55号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

第56号議案 平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）

第57号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第1号意見書案 森林防災事業に関する意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6 月 27 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（6 番）

署名議員（7 番）

平成30年島本町議会6月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 第2幼稚園の閉園と認定こども園～大切なのは保育理念の継承です～ 2. 土砂災害埋立て等の規制に関する条例～災害発生防止と生活環境保全～ 3. 史料（古文書等）の整理と管理～家々の大切な史料の寄贈を受けて～	6月25日 戸田議員
	1. 大沢地域の過疎地対策及び活性化施策・地域の将来について 2. 内部統制・再発防止について 3. 島本町業務継続計画について	〃 福島議員
	1. 高槻市との消防行政一元化について 2. 島本町立キャンプ場の廃止と利活用について	〃 岡田議員
	開発行為及び建築物建設時における周辺の交通安全対策等のとりくみについて	〃 東田議員
	1. 水無瀬駅周辺地域の活性化について 2. スポーツ施設の充実について（町立体育館の建て替え） 3. 今後の若山台調整池の利用について（残土について）	〃 村上議員
	1. 若山台調整池について 2. 町立体育館について	〃 清水議員
	1. 島本町初の認定子ども園整備―島本の教育・保育の質・水準の維持を求める 2. 都市計画マスタープランから不要不急の開発表記は削除を 3. 第6次行財政改革「広域行政」「財政問題」は住民と課題の共有を 4. 大阪府に対し「カジノ」より森林河川整備・災害・防犯対策を求めよう	〃 河野議員
	～水が生きる島本町～自然資源の活用について	〃 野村議員
	1. 生物多様性について 2. 島本駅西地区について 3. 島本町の就学前の子育て環境について、これまでの総括・検証及び今後のあり方を検討する場を	〃 中田議員
	1. 島本町における日本人拉致問題に関する取り組みについて 2. 保険料仮算定決定通知書の紛失について	6月26日 大久保議員

事 件 番 号	件 名	結 果
	子どもの放課後の居場所づくりについて	6月26日 塚田議員
	1. 新教育基本法と教科書採択について 2. 島本町の将来見通しについて	〃 伊集院議員
第 3 号報告	島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	〃 報告を承る
第 4 号報告	平成29年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 5 号報告	平成29年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 6 号報告	平成29年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 4 5 号議案	動産の買入れについて（救助工作車）	〃 原案可決
第 4 6 号議案	動産の買入れについて（高規格救急自動車）	〃 原案可決
第 4 7 号議案	動産の買入れについて（高規格救急資器材等）	〃 原案可決
第 4 8 号議案	動産の買入れについて（消防団車両）	〃 原案可決
第 4 9 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	〃 原案可決
第 5 0 号議案	島本町税条例等の一部改正について	〃 原案可決
第 5 1 号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第 5 2 号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月27日 原案可決
第 5 3 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第 5 4 号議案	島本町介護保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第 5 5 号議案	島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第 5 6 号議案	平成30年度島本町一般会計補正予算（第1号）	〃 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 7 号 議 案	平成 3 0 年 度 島 本 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	6 月 2 7 日 原 案 可 決
第 1 号 意 見 書 案	森 林 防 災 事 業 に 関 す る 意 見 書	〃 原 案 可 決